

目 次
第1号（12月11日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	3
出席議員	4
欠席議員	5
事務局職員出席者	5
説明のため出席した者の職氏名	5
開 会	5
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	7
諸般の報告	7
請願の委員会付託	9
町長提出第140号議案	9
町長提出第141号議案	9
町長提出第142号議案	11
町長提出第143号議案	12
町長提出第144号議案	14
町長提出第145号議案	14
町長提出第146号議案	14
町長提出第147号議案	14
町長提出第148号議案	14
町長提出第149号議案	17
町長提出第150号議案	17
町長提出第151号議案	17
町長提出第152号議案	17
町長提出第153号議案	17
町長提出第154号議案	18
町長提出第155号議案	18
町長提出報告第8号	29
散 会	31
署 名	32

第2号（12月14日）

議事日程	33
本日の会議に付した事件	33
出席議員	33
欠席議員	33
事務局職員出席者	33
説明のため出席した者の職氏名	34
開 議	34
会議録署名議員の指名	34
一般質問	34
9番 寺戸 昌子君	34
11番 岡田 克也君	53
1番 草田 吉丸君	72
散 会	89
署 名	90

第3号（12月15日）

議事日程	91
本日の会議に付した事件	91
出席議員	91
欠席議員	91
事務局職員出席者	91
説明のため出席した者の職氏名	92
開 議	92
会議録署名議員の指名	92
一般質問	92
5番 板垣 敬司君	92
10番 後山 幸次君	112
2番 米澤 宏文君	129
6番 丁 泰仁君	146
4番 道信 俊昭君	166
3番 川田 剛君	182
散 会	201
署 名	202

第4号（12月16日）

議事日程	203
------	-----

本日の会議に付した事件	204
出席議員	206
欠席議員	206
事務局職員出席者	206
説明のため出席した者の職氏名	206
開 議	207
会議録署名議員の指名	207
一般質問	207
7番 御手洗 剛君	208
町長提出第140号議案	226
町長提出第141号議案	227
町長提出第142号議案	229
町長提出第143号議案	243
町長提出第144号議案	245
町長提出第145号議案	247
町長提出第146号議案	248
町長提出第147号議案	249
町長提出第148号議案	249
町長提出第149号議案	250
町長提出第150号議案	260
町長提出第151号議案	261
町長提出第152号議案	261
町長提出第153号議案	262
町長提出第154号議案	263
町長提出第155号議案	263
町長提出第156号議案	264
町長提出第157号議案	266
町長提出第158号議案	267
請願第8号	270
総務経済常任委員会の所管事務調査報告について	278
文教民生常任委員会の所管事務調査報告について	283
議員派遣の件	288
各委員会からの閉会中の継続調査の申出について	288
閉 会	289
署 名	290

津和野町告示第91号

令和2年第9回津和野町議会定例会を次のとおり招集する

令和2年11月26日

津和野町長 下森 博之

- 1 期 日 令和2年12月11日
2 場 所 津和野町役場日原第2庁舎議場
-

○開会日に応招した議員

草田 吉丸君	米澤 宥文君
川田 剛君	道信 俊昭君
板垣 敬司君	丁 泰仁君
御手洗 剛君	三浦 英治君
寺戸 昌子君	後山 幸次君
岡田 克也君	沖田 守君

○12月14日に応招した議員

○12月15日に応招した議員

○12月16日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和2年 第9回(定例)津和野町議会 会議録(第1日)

令和2年12月11日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和2年12月11日 午前9時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 請願の委員会付託
- 日程第5 町長提出第140号議案 津和野町特別功労表彰者（名誉町民）について
- 日程第6 町長提出第141号議案 津和野町特別功労表彰者（名誉町民）について
- 日程第7 町長提出第142号議案 令和2年度津和野小学校プール改修工事請負変更契約の締結について
- 日程第8 町長提出第143号議案 空間除菌消臭器（オゾン発生方式）の取得について
- 日程第9 町長提出第144号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について
- 日程第10 町長提出第145号議案 津和野町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第11 町長提出第146号議案 シルクの里交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第12 町長提出第147号議案 津和野町一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第13 町長提出第148号議案 津和野町教職員住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第14 町長提出第149号議案 令和2年度津和野町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第15 町長提出第150号議案 令和2年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 町長提出第151号議案 令和2年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 町長提出第152号議案 令和2年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 町長提出第153号議案 令和2年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 町長提出第154号議案 令和2年度津和野町病院事業会計補正予算（第3号）
- 日程第20 町長提出第155号議案 令和2年度津和野町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第21 町長提出報告第8号 専決処分の報告について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 請願の委員会付託
- 日程第5 町長提出第140号議案 津和野町特別功労表彰者（名誉町民）について
- 日程第6 町長提出第141号議案 津和野町特別功労表彰者（名誉町民）について
- 日程第7 町長提出第142号議案 令和2年度津和野小学校プール改修工事請負変更契約の締結について
- 日程第8 町長提出第143号議案 空間除菌消臭器（オゾン発生方式）の取得について
- 日程第9 町長提出第144号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について
- 日程第10 町長提出第145号議案 津和野町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第11 町長提出第146号議案 シルクの里交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第12 町長提出第147号議案 津和野町一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第13 町長提出第148号議案 津和野町教職員住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第14 町長提出第149号議案 令和2年度津和野町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第15 町長提出第150号議案 令和2年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 町長提出第151号議案 令和2年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 町長提出第152号議案 令和2年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 町長提出第153号議案 令和2年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 町長提出第154号議案 令和2年度津和野町病院事業会計補正予算（第3号）
- 日程第20 町長提出第155号議案 令和2年度津和野町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第21 町長提出報告第8号 専決処分の報告について

出席議員（12名）

1番 草田 吉丸君

2番 米澤 宏文君

3番	川田 剛君	4番	道信 俊昭君
5番	板垣 敬司君	6番	丁 泰仁君
7番	御手洗 剛君	8番	三浦 英治君
9番	寺戸 昌子君	10番	後山 幸次君
11番	岡田 克也君	12番	沖田 守君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 福田 浩文君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	世良 清美君	総務財政課長	岩本 要二君
税務住民課長	山本 慎吾君			
つわの暮らし推進課長				宮内 秀和君
健康福祉課長	土井 泰一君	医療対策課長	下森 定君
農林課長	桑原 正勝君	商工観光課長	藤山 宏君
環境生活課長	清水 浩志君	建設課長	益井 仁志君
教育次長	齋藤 道夫君	会計管理者	青木早知枝君

午前9時00分開会

○議長（沖田 守君） おはようございます。新型コロナウイルスの感染がなかなか収束を見ないという、こういう状況下の中で、師走の月を迎えました。

新聞報道によると、今朝、首都圏を中心に全国で17万3,000人を超えるという、このような状況でありますので、大変心配しております。我が国経済はもとよりであります。本町においてもここ半年ばかりこのコロナの影響等が大きく影響して、町の経済は疲弊する一方であります。

大変な状況であります。この年末年始が大きな山場になるのではないかというふうにも思いますし、果たして年が明けて来年にぎっと持ち越すというようなことになれば、本当に日本の経済はとんでもないことになるという、そんな恐れが非常にあります。いずれにしても一日も早い収束を願うところであります。

ああして政府も様々な施策を打ちながら、命が大事か、あるいは暮らしが大事かというようなことで、コロナの収束のために思い切った手を打つというのがなかなかできない。

一方では、経済が心配でありますから、G o T oキャンペーン等をはじめとする様々な施策を打って、それがかえって足かせになってというようなことも報じられたりしておる最中ではありますが、いずれにしましても、これが収束をしないと日本経済、あるいは世界の経済も回復に向かわないということは紛れもない事実でありますので、本町においても精いっぱい対策を講じて、そして、本町からは感染者を出さない、そして、一日も早い経済の復興に向けて動かれるような、そういうふうなことにしていかなければならないと、かようなことを思ったりする昨今であります。

こうして本日、令和2年の第9回津和野町議会定例会が招集されまして、議員各位にはおそろいでお出かけをいただきました。誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員数は、全員の12名であります。定足数に達しておりますので、第9回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、7番、御手洗剛君、8番、三浦英治君を指名します。

それでは、先日、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期及び議事日程等について協議しておりますので、その結果について委員長長の報告を求めます。10番、後山幸次君。

○議会運営委員会委員長（後山 幸次君） おはようございます。

それでは、先日、議会運営委員会を開催いたしましたので報告をいたします。

議会運営委員会協議報告書。

議会運営委員会を令和2年12月7日に開催し、今定例会の議会運営について協議しましたので、その結果を津和野町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

今定例会の会期は、本日12月11日金曜から16日水曜までの6日間としたいと思います。

初日の11日金曜は、議長より諸般の報告を受けた後、町長提出議案の説明を受け、散会したいと思います。

12日土曜、13日日曜は休会といたします。

14日月曜から16日水曜の3日間で一般質問を行います。今回の質問通告者は10人の24件であります。

16日水曜は、一般質問終了後、町長提出議案について質疑、討論、表決及び請願の所定の処理を行い、各委員会の報告を受けて全日程を終了したいと思います。

以上、議会運営委員会の協議結果を報告いたします。令和2年12月11日、津和野町議会議長沖田守様、議会運営委員会委員長後山幸次。

以上であります。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

日程第2. 会期の決定

○議長（沖田 守君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から12月16日までの6日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から12月16日までの6日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（沖田 守君） 日程第3、諸般の報告をします。

9月定例会招集日以降における議会行事につきましては、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告

【9月定例会以降】

- | | |
|-----------|-----------------------------------------------------|
| 9月 4日（金） | 全員協議会、平成31年度決算審査特別委員会（初日）
広報広聴常任委員会 |
| 8日（火） | 総務経済常任委員会所管事務調査 |
| 9月 9日（水） | 全員協議会 |
| 10日（木） | 平成31年度決算審査特別委員会（2日目） |
| 11日（金） | 平成31年度決算審査特別委員会（3日目） |
| 14日（月） | 平成31年度決算審査特別委員会（4日目） |
| 15日（火） | 平成31年度決算審査特別委員会（5日目） |
| 23日（水） | 全員協議会 |
| 29日（火） | 広報広聴常任委員会 |
| 10月 2日（金） | 島根県町村議会議員研修会（松江市） 全議員 |
| 12日（月） | 広報公聴常任委員会
津和野町高校1学年総合学習会
（広報広聴常任委員6名、学校関係者4名） |
| 14日（水） | 広報公聴常任委員会 正副委員長 |

- 16日(金) 文教民生常任委員会所管事務調査(津和野共存病院)
- 20日(火) 総務経済常任委員会所管事務調査
- 26日(月) 益田地区広域市町村圏事務組合議会定例会(益田市)
- 28日(水) 全員協議会、文教民生常任委員会所管事務調査
- 29日(木) 鹿足郡事務組合議会定例会(クリーンパルにちはら)
鹿足郡不燃物処理組合議会定例会(吉賀町)
鹿足郡養護老人ホーム組合議会定例会(吉賀町)
- 11月 3日(火) 津和野町功労者表彰式典(日原小学校体育館) 議長
- 16日(月) 第8回臨時会、総務経済常任委員会所管事務調査
文教民生常任委員会所管事務調査
- 22日(日) 山陰道シンポジウム(萩市) 議長、議員1名
- 23日(月) 新嘗祭並びに農産物品評会表彰式典(稲荷神社) 議長代理副議長
- 26日(木) 総務経済常任委員会所管事務調査
- 29日(日) 津和野町議会広聴会
(滝元枕瀬公民館、津和野コミュニティセンター) 全議員
- 12月 4日(金) 一般質問通告締め切り 正午
- 7日(金) 議会運営委員会

11月22日、29日の議員派遣につきましては、緊急を要したため、津和野町議会会議規則第126条の規定により、議長において決定しましたので、報告をいたします。

益田地区広域市町村圏事務組合、鹿足郡事務組合、鹿足郡不燃物処理組合及び鹿足郡養護老人ホーム組合議会の報告に関する書類及び令和2年度定例監査報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。

なお、関係書類は事務局に保管してありますので、必要の向きは御覧をいただきたいと思います。

日程第4. 請願の委員会付託

○議長(沖田 守君) 日程第4、請願の委員会付託について。

本日までに受理した請願は、お手元に配付しました請願文書表のとおり、所管の文教民生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることにしましたので、報告をいたします。

日程第5. 議案第140号

日程第6. 議案第141号

○議長（沖田 守君） 日程第5、議案第140号津和野町特別功労表彰者（名誉町民）について及び日程第6、議案第141号津和野町特別功労表彰者（名誉町民）について、以上2案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） 皆様、おはようございます。本日は12月定例議会の招集をお願いいたしましたところ、議員の皆様方にはおそろいで御出席を賜りまして、ありがとうございます。

今定例会に提案をいたします案件は、契約案件2件、条例案件5件、一般会計をはじめ各会計補正予算案件7件、報告案件1件、その他案件2件の合計17案件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、それぞれ可決賜りますようお願いを申し上げます。

議案第140号津和野町特別功労表彰者（名誉町民）についてでございますが、津和野町表彰条例第7条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

特別功労表彰者としてお願いをしたいのは、氏名、安野光雅、生年月日、大正15年3月20日、現在94歳でいらっしゃいます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

続いて、議案第141号津和野町特別功労表彰者（名誉町民）についてでございますが、津和野町表彰条例第7条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

特別功労表彰者としてお願いをしたいのは、氏名、佐々田正徳、生年月日、昭和20年6月10日、現在75歳でいらっしゃいます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 失礼いたします。

それでは、議案第140号を御説明をいたします。

安野光雅氏の御功績につきましては、平成11年3月20日の安野光雅美術館の開館に当たり、安野光雅氏が保管していた原画を美術館に寄託され、また、開館記念日である3月20日前後には、市の幅広い交流関係から様々な文化人をお呼びし、講演会やコンサート等を開催しております。

また、平成17年の平成の大合併時には、本町の町章をデザインしたほか、本年には安野光雅氏が美術館に寄託していた約3,000点にも上る原画を寄贈をされました。

安野光雅氏のその豊かな才能は、芸術の世界だけにとどまらず、科学、数学、文学などにも造詣が深く、その著書も多く、交流関係も多岐にわたっております。

安野光雅氏の御活躍は、町民の文化意識の高揚はもとより、観光にも大きく寄与しており、その功績は顕著で、人格識見ともに卓越しており、町民の指標として仰がれるものであると認められるものです。

以上により、津和野町表彰条例第7条第2項の規定により、特別功労表彰者として議会の同意を求めるものでございます。

それでは、続きまして、議案第141号を御説明いたします。

佐々田正徳氏の御功績につきましては、株式会社リログループの取締役会長であり、創業された会社を一代で東証一部上場企業に発展させ成功を収められております。

佐々田正徳氏は、津和野町を離れた後も、ふるさと津和野に対し変わらぬ郷土愛を持たれ、本町の文化遺産を代表する津和野城跡周辺整備を自らの寄付金により実施することを決意をされました。

これを受けて町では、平成29年津和野城山整備事業基本構想を策定し、同年度末より遊歩道整備、町道改良、森林整備、トイレ、休憩所整備、ライトアップ整備における実施設計及び工事に着手しております。間もなく完了を予定しているこの城山整備事業は、登城者の利便性の増進、町民の憩いの場としての活用と、一層の観光客誘致が図られるものと期待しております。

この財源は、全て佐々田正徳氏の多額の寄付金によるものであり、文化財の保存と観光振興においてその功績は顕著で、人格識見ともに卓越しており、町民の指標として仰がれるものであると認められるものであります。

以上により、津和野町表彰条例第7条第2項の規定により、特別功労表彰者として議会の同意を求めるものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第7. 議案第142号

日程第8. 議案第143号

○議長（沖田 守君） 日程第7、議案第142号令和2年度津和野小学校プール改修工事請負変更契約の締結について及び日程第8、議案第143号空間除菌消臭器（オゾン発生方式）の取得について、以上2案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第142号でございますが、令和2年度津和野小学校プール改修工事請負変更契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、教育次長から説明を申し上げます。

続いて、議案第143号でございますが、空間除菌消臭器（オゾン発生方式）の取得について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） それでは、議案第142号令和2年度津和野小学校プール改修工事請負変更契約の締結につきまして御説明申し上げます。

まず、契約の目的でございますが、令和2年度津和野小学校プール改修工事でございます。

契約の方法につきましては、随意契約でございます。

契約金額につきましては、変更の金額が5,858万6,000円でございます。変更前の金額が5,390万円でございます。変更額が468万6,000円でございます。

契約の相手方ですが、住所、島根県鹿足郡津和野町瀧元58番地1、氏名は、株式会社日成建設代表取締役坂崎和義でございます。

裏面に、資料としまして工事請負変更仮契約書をつけておりますので、御覧いただきたいと思っております。

また、その次のページに参考資料をおつけしております。

まず、1番目の契約の概要でございますが、当初契約の概要は御覧のとおりでございます。

2番目の変更の概要でございますが、変更の主な理由は、1点目が、工事中にプールへ給水を行うための埋設弁について漏水が見つかったため、修繕工事を追加したものでございます。

2点目が、プールとJA選果場との境界部が石積みでかなり段差があり、草刈り等が危険なため、小学校からの要望として防草シート工を追加したものでございます。

3点目が、今回初めての試みといたしまして、プールの水を防火用水として利用するために設置いたしました消防取水口の取り付けにつきまして、当初は外面被覆の交換で予定しておりましたが、益田広域消防本部の指導により、さびずに耐震性のある高性能ポリエチレン管に変更したものでございます。

4点目が、プール本体の基礎工事につきまして、当初設計では切り込み砕石と川砂の2層で計画をしておりましたが、沈み込みによるプール層のダメージリスクを避けるため、全て川砂に変更したものでございます。

最後になります。5点目が、プールサイドに敷く防滑シート、これは滑り止めのシートでございますけども、これにつきまして、当初設計では室内用のシートでありましたけども、プール用のシートに変更し、あわせて、安全面を考慮して階段の踏み面部分についても防滑シートを追加いたしました。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、議案第143号を御説明いたします。

空間除菌消臭器（オゾン発生方式）の取得について、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的につきましては、空間除菌消臭器（オゾン発生方式）の売買契約でございます。避難所や公共施設における新型コロナウイルス感染症対策として、空間除菌消臭器を48台整備するものでございます。

契約の方法でございますが、随意契約による契約でございます。落札率につきましては87.5%でございます。

契約の金額につきましては、887万400円でございます。

契約の相手方は、島根県松江市朝日町477番地17、ALSOK山陰株式会社代表取締役社長永安重治でございます。

1枚めくっていただきまして、資料を御覧ください。

納入期限でございますが、令和3年3月26日を期限としております。

納入場所につきましては、津和野町役場本庁舎（総務財政課）としております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第9. 議案第144号

日程第10. 議案第145号

日程第11. 議案第146号

日程第12. 議案第147号

日程第13. 議案第148号

○議長（沖田 守君） 日程第9、議案第144号津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正についてより日程第13、議案第148号津和野町教職員住宅設置及び管理に関する条例の一部改正についてまで、以上5案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第144号でございますが、津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

次に、議案第145号でございますが、津和野町国民健康保険税条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第146号でございますが、シルクの里交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第147号でございますが、津和野町一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第148号でございますが、津和野町教職員住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、教育次長から説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、議案第144号を御説明いたします。

津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正でございます。

一部改正につきましては、別表第1条、第3条関係中、農業審議会の項の次に「津和野町鳥獣被害対策実施隊員、年額3,600円」を加えるものでございます。

これは、会計年度任用職員制度に関する事務作業の中で、実施隊員は私人と判断したところでございますが、獣被害の対応に当たる活動の危険性を考慮すると、公務災害補償措置の観点から、非常勤職員への位置づけが適当であると判断したものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 続きまして、議案第145号津和野町国民健康保険税条例の一部改正についてを御説明いたします。

本案は、令和3年1月1日施行の地方税法改正に伴う国民健康保険税軽減判定基準の見直しにより、本条例の改正が必要になったことによるものであります。

今回の改正の主要な点は、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、軽減判定所得の算定において、現行33万円の基礎控除額相当分の基準額を43万円に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えることとする変更であります。

1ページめくっていただき、新旧対照表を御覧ください。

第21条第1号は7割軽減について、第2号は5割軽減について、第3号は2割軽減について、それぞれ同様の条文の改正であります。

附則の第4項に係る改正は、用語の整理によるものであります。

附則として、施行期日でございますが、この条例は令和3年1月1日から施行する。

適用区分として、この条例による改正後の津和野町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものであります。

以上です。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） それでは、議案第146号シルクの里交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明いたします。

今回の条例改正につきましては、津和野町役場本庁舎移転改修工事に伴い、駐車場スペースの確保のため、シルクの里交流館関連別棟が解体されることとなりましたので、条例を一部改正するものであります。

次のページの新旧対照表を御覧ください。

現行の別表第10条関係でございますが、一番下の別棟の欄が削除されるものであります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上です。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（益井 仁志君） それでは、議案第147号について御説明申し上げます。

津和野町一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。

この条例は、これまで教職員住宅として管理されておりました2施設を、津和野町一般住宅の管理施設として加えるものでございます。

めくっていただきまして、新旧対照表の2ページ、3ページの別表1を御覧ください。

今回の条例改正では、現在、一般住宅として管理しています定住促進住宅に加え、1月1日から新たに枕瀬1号住宅及び左鑑住宅を追加するものでございます。

枕瀬1号住宅は、津和野町枕瀬421番1に建設されており、構造は鉄筋コンクリート造2階建て、間取りとしましては1DKが10戸となっております。

また、左鑑住宅居は、津和野町左鑑903番地1に建設されており、構造は木造瓦ぶき平屋でございますが、間取りとしましては2DKでございます。

次のページの別表2を御覧ください。

使用料でございますが、枕瀬1号住宅は月額3万500円、左鑑住宅は月額2万2,000円に設定させていただいております。

また、この条例は令和3年1月1日から施行するものとさせていただきます。

以上です。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） それでは、議案第148号津和野町教職員住宅設置及び管理に関する条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

本案は、津和野町教職員住宅として管理しておりました枕瀬1号住宅と左鑑1号住宅につきまして、管理運営を建設課に移管することに伴い、津和野町教職員住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。

1枚めくっていただきまして次ページ、新旧対照表を御覧ください。

教職員住宅の設置を定めております第2条の表中、枕瀬1号住宅及び左鑑1号住宅の項を削除するものでございます。

また、同様に、その裏面です。教職員住宅の使用料を定めております第5条の表中、枕瀬1号住宅及び左鑑1号住宅の項を削除するものでございます。

附則といたしまして、本条例は令和3年1月1日から施行いたします。

以上です。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第14．議案第149号

日程第15．議案第150号

日程第16．議案第151号

日程第17．議案第152号

日程第18．議案第153号

日程第19．議案第154号

日程第20．議案第155号

○議長（沖田 守君） 日程第14、議案第149号令和2年度津和野町一般会計補正予算（第9号）より、日程第20、議案第155号令和2年津和野町水道事業会計補正予算（第3号）まで、以上7案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第149号令和2年度津和野町一般会計補正予算（第9号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億3,378万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を118億769万円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第150号令和2年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ5万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を10億8,105万1,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第151号令和2年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ369万円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億2,151万6,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第152号令和2年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ108万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億1,864万1,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第153号令和2年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ410万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億9,760万7,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第154号令和2年度津和野町病院事業会計補正予算（第3号）についてでございますが、収益的収入を304万9,000円追加し、収益的収入予算総額8億2,302万7,000円、収益的支出を479万円追加し、収益的支出予算総額8億1,506万6,000円にするものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第155号令和2年度津和野町水道事業会計補正予算（第3号）についてでございますが、収益的収入を430万3,000円追加し、収益的収入予算総額3億6,307万4,000円、収益的支出を422万円追加し、収益的支出予算総額3億3,183万8,000円に資本的支出を6万1,000円追加し、資本的支出予算総額2億492万4,000円にするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、議案第149号を御説明いたします。

まず、5ページをお開きください。

第2表の繰越明許費でございます。総務費の広域市町村圏事務組合消防費負担金でございますが、感染症対応、新型コロナウイルス感染症対応型高規格救急車整備負担金について、受注生産による契約後の納品までに不測の日数を要するということから、663万6,000円を繰り越すものでございます。終期は令和3年6月末を予定しております。

続いて、6ページをお開きください。

第3表、地方債補正の変更でございます。総額で7,460万円の増額補正をしております。詳細につきましては、事項別明細書の中で御説明をいたします。

それでは、歳出の主なものから御説明をいたしますので、24ページをお開きください。

また、お手元に補正予算の概要資料を用意しておりますので、併せて御参照いただけたらというふうに思います。

全体を通しまして、人件費関連費目につきましては、特別職及び一般職の給与条例等の改正や年度中に変更が生じた諸手当によるものなどを計上をさせていただいております。

それでは、総務費でございますが、総務費では、財産管理費の委託料といたしまして、津和野庁舎増築棟に伴うボーリング調査費115万5,000円を増額、工事請負費といたしまして、本庁舎駐車場舗装工事費等2,102万8,000円を増額、1枚めくっていただきまして、補償、補填及び賠償金として、本庁舎改修工事に伴うNTT柱移設補償料121万円を新たに計上をさせていただいております。

1枚めくっていただきまして、企画費の負担金補助及び交付金として、地域おこし協力隊企業支援補助金100万円を増額、寄付金として、特定地域づくり事業寄付金215万円を新たに計上しております。

1枚めくっていただきまして、道の駅管理費の、なごみの里管理費では、負担金補助及び交付金として、雨漏り防水修繕等の修繕工事費負担金297万6,000円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進事業費の総務財政課分では、益田広域消防感染症対応型高規格救急車等の購入に伴う広域市町村圏事務組合消防費負担金742万2,000円を増額、商工観光課分では、備品購入費としてレトルト製造品に伴うX線異物混入検査機等547万4,000円を増額、負担金補助及び交付金として、実績見込みによりますコロナウイルス感染対策県制度融資保証料補給金150万円を減額。

1枚めくっていただきまして、業績悪化緩和運転資金補助金600万円を減額、雇用調整助成金事業費負担金補助金100万円を減額、プレミアム商品券販売事業補助金1,940万3,000円を減額、津和野ガソリン・お買物共通利用券プレゼント事業補助金250万円を増額、津和野ゆっくり滞在団体旅行バス運行JRフリープラン企画助成事業助成金250万円を減額をしております。

続いて、48ページを御覧ください。

民生費では、児童福祉総務費の委託料として、日原保育園実施設計業務委託料1,265万円を増額、備品購入費として、木部さとやま保育園の庁用器具費435万1,000円を増額をしております。

54ページをお開きください。

衛生費では、斎場費の工事請負費として、滅菌設備補修工事費等155万5,000円を増額をしております。

続いて、58ページをお開きください。

農林水産業費では、農業担い手支援センター費の負担金補助及び交付金として、農林業研修生支援に伴い、新規農林業就業者支援事業補助金123万5,000円を増額をしております。

中山間地域総合整備事業費の負担金補助及び交付金として、工事費の増額に伴い、県営中山間地域総合整備事業負担金340万円を増額をしております。

多面的機能支払事業費の負担金補助及び交付金として、事業費の増額に伴い、多面的機能支払交付金213万7,000円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、林業振興費の負担金補助及び交付金として、林業専用道開設負担金300万円を増額をしております。

有害鳥獣駆除等、企業の負担金補助及び交付金として、駆除実績見込みによる有害鳥獣捕獲症例事業費補助金204万円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、受託事業費の委託料として、事業計画変更に伴い除伐等委託料1,229万7,000円を減額をしております。

林道費の工事請負費として、林道火の谷分谷線の災害復旧事業費への組替えに伴い、1,500万円を減額しております。

続いて、68ページをお開きください。

商工費では、歴史的風致維持向上事業費の街並み環境整備事業費の委託料といたしまして、調査辞退に伴い、駅前小公園整備工事工損調査業務委託料123万2,000円を減額しております。

1枚めくっていただきまして、土木費では、土木総務費の委託料といたしまして、津和野須佐線中曾野工区等の登記事務に伴い、登記事務委託料143万5,000円を増額、一般県道青原停車場線青原工区開通式に伴い、会場設営委託料109万7,000円を増額しております。

負担金補助及び交付金として、扇町急傾斜地崩壊対策事業県営事業負担金125万円を増額しております。

1枚めくっていただきまして、道路維持費の修繕料として、重機等修繕料185万2,000円を増額、工事請負費といたしまして、商人線流路工整備工事等3,166万1,000円を増額しております。

道路長寿命化対策事業費では、委託料といたしまして、実績見込みによる道路橋梁点検業務委託料452万6,000円を減額、旭橋等の長寿命化対策設計業務委託料819万7,000円を増額、長寿命化対策技術支援業務委託料367万1,000円を減額しております。

続いて、78ページをお開きください。

住宅管理費の修繕料として、町営住宅給湯器修繕等116万6,000円を増額、委託料といたしまして、中座団地建設技術支援業務委託料270万円を減額、設計監理業務委託料として、中座団地建設実施設計業務委託料500万円を減額、基本計画策定業務委託料として、中座団地公営住宅建設基本計画策定業務委託料500万円を増額しております。

1枚めくっていただきまして、消防費では、広域市町村圏事務組合消防費の負担金補助及び交付金として、負担金額の確定に伴い、広域市町村圏事務組合消防費負担金147万8,000円を減額しております。

続いて、84ページをお開きください。

教育費の教育諸費では、委託料といたしまして、津和野中学校プール解体工事実施設計業務委託料173万7,000円を増額、工事請負費といたしまして津和野中学校研修棟及び木部中学校体育館へのボルタリング設備設置工事費1,358万5,000円を増額、木部小学校グラウンド水路整備工事費212万7,000円を増額しております。

92ページをお開きください。

社会教育総務費の工事請負費として、津和野体育館及び小川体育館のLED照明化に伴い、体育施設証明工事費等2,710万4,000円を増額しております。

続いて、96ページをお開きください。

文化財保護費の負担金補助及び交付金として、永明寺保存修理事業の事業費の減額に伴い、指定文化財管理交付金114万7,000円を減額しております。

続いて、110ページをお開きください。

災害復旧費の現年林道災害復旧費では、工事請負費として、林道火の谷分谷線災害復旧工事費1,471万円を増額しております。

1枚めくっていただきまして、現年公共土木施設災害復旧費の工事請負費として、町道日浦線の災害復旧工事116万8,000円を増額しております。

1枚めくっていただきまして、諸支出金の国庫支出金還付金の健康福祉課分では、償還金利子及び割引料として、平成31年度生活保護費等国庫負担金返還金等1,347万8,000円を増額しております。

続いて、歳入の主なものについて御説明いたしますので、12ページにお戻りください。

地方交付税では、普通交付税9,200万円を計上しております。

使用料及び手数料では、新型コロナウイルス感染症の影響による利用者減に伴い、商工使用料の観光リフト使用料578万3,000円を減額、教育使用料では、森鷗外記念館使用料399万1,000円を減額、安野光雅美術館使用料513万円を減額、旧堀氏庭園使用料119万5,000円を減額しております。

1枚めくっていただきまして、国庫支出金では、国庫補助金の総務費国庫補助金として、益田広域消防感染症対応型高規格救急車等の購入に伴い、新型コロナウイルス感染症対応地方創成推進臨時交付金742万2,000円を増額、民生費国庫補助金として、児童施設等への新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の民生費県補助金への組替計上により551万4,000円を減額、教育費国庫補助金として、事業費減額に伴い山陰道整備事業費補助金104万円を減額、文化財保存活用事業補助金206万8,000円を減額しております。

1枚めくっていただきまして、県支出金の総務費県補助金として、特定地域づくり事業協同組合設立支援交付金200万円を増額、民生費県補助金として、国庫補助金からの組替えによる児童福祉施設等への新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金607万円を増額、災害復旧費補助金として、林道火の谷分谷線の災害復旧に伴い、林道災害復旧費補助金984万9,000円を新たに計上しております。

教育費委託金として、長福地区発掘調査事業の事業費増に伴い、埋蔵文化財調査委託金342万5,000円を増額しております。

財産収入の物品売払収入では、新型コロナウイルス感染症の影響による利用者減に伴い、ミュージアムグッズ売払収入1,225万6,000円を減額しております。

寄付金では、商工費寄付金として、観光振興における寄付金100万円を増額しております。

1枚めくっていただきまして、繰入金では、財政調整基金繰入金2,200万円を減額、ふるさと納税関連経費として、ふるさと津和野基金繰入金313万6,000円を増額しております。

諸収入の受託事業収入では、林業費受託事業収入として、公社造林事業計画変更に伴い、公社造林事業1,254万4,000円を減額しております。

町債の総務債では、一般単独事業債として、本庁舎駐車場舗装工事費等に伴い合併特例2,220万円を増額、民生費の過疎対策事業債として、日原保育園実施設計業務に伴い児童福祉施設整備事業1,260万円を増額、農林業債の過疎対策事業債では、農林業研修生支援に伴い過疎地域自立促進特別事業120万円を増額、県営中山間地域総合整備事業の工事費の増額に伴い農林漁業経営近代化施設整備事業340万円を増額、緊急自然災害防止対策事業債として、林道火の谷分谷線の災害復旧事業費への組替えに伴い緊急自然災害防止対策事業1,580万円を減額、土木債の公営住宅建設事業債として、中座団地の設計変更に伴い公営住宅建設事業650万円を減額しております。

1枚めくっていただきまして、公共事業等債として、扇町急傾斜地崩壊対策事業県営事業に伴い道路橋梁整備事業110万円を増額、緊急自然災害防止事業債として、商人線流路工整備工事等に伴い緊急自然災害防止事業1,250万円を増額、消防債の過疎対策事業債として、広域市町村圏事務組合消防費負担金の額の確定に伴い消防施設整備事業170万円を減額、教育債の一般単独事業債として、津和野中学校研修棟及び木部中学校体育館へのボルタリング設備設置工事等に伴い合併特例3,940万円を増額、過疎対策事業債として、津和野中学校プール解体工事实施設設計業務に伴い教育の振興事業170万円を増額、災害復旧債の農林水産業施設災害復旧債として、林道火の谷分谷線災害復旧工事に伴い農林水産業施設災害復旧事業510万円を増額しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） それでは、議案第150号令和2年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を御説明いたします。

歳出より御説明いたしますので、10ページを御覧ください。

総務費の一般管理費のうち、職員手当等3万1,000円減、共済費2万1,000円減は、職員の給与条例の改正によるものであります。

1ページめくっていただき、保険事業費の特定健康診査等事業費のうち需用費70万4,000円増は、令和3年度の特定健診、各種がん検診の希望調査用封筒の購入、健診周知用冊子印刷代、役務費42万7,000円増は、各戸配付する希望調査等の送料、委託料2万5,000円増は、希望調査封入作業の委託料によるものであります。

続いて、歳入を御説明いたしますので、8ページを御覧ください。

一般会計繰入金の職員人件費5万2,000円減は、歳出の一般管理費で説明した職員の給与条例の改正によるものであります。

以上であります。

続きまして、議案第151号令和2年度津和野町介護保険特別会計補正予算(第3号)について御説明いたします。

歳出より御説明いたしますので、10ページを御覧ください。

総務費の一般管理費のうち、職員手当等4万4,000円減、共済費9万1,000円減は、職員の給与条例の改正によるもの。委託料389万4,000円増は、介護報酬改定等に伴うシステム改修によるものであります。

1ページめくっていただき、認定調査費の職員手当等1万円減は、職員の給与条例の改正によるものであります。

1ページめくっていただき、地域支援事業費の包括的・継続的ケアマネジメント事業費の職員手当等10万円減、共済費4万1,000円増は、職員の給与条例の改正等によるもの。

その下、任意事業費の役務費3万5,000円増は、成年後見申立てに係る手数料、負担金補助及び交付金31万6,000円増は、成年後見人報酬助成金に係るものであります。

続いて、歳入を説明いたしますので、8ページを御覧ください。

国庫支出金の事業費補助金88万円増は、歳出で説明しましたシステム改修委託料に対する国庫補助金、その下、一般会計繰入金のうち包括的支援事業・任意事業繰入金5万9,000円減、職員給与費等繰入金13万5,000円減、事務費繰入金300万4,000円増は、それぞれ歳出で説明しました支出に係るものであります。

以上であります。

続きまして、議案第152号令和2年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について御説明をいたします。

歳出から説明いたしますので、10ページを御覧ください。

総務費の一般管理費の委託料171万6,000円増は、制度改正によるシステム改修によるものであります。

1ページめくっていただき、後期高齢者医療広域連合納付金の保険基盤安定負担金63万4,000円減は確定によるものであります。

続いて、歳入を説明いたしますので、8ページを御覧ください。

一般会計繰入金の事務費繰入金137万3,000円増は、歳出で説明しましたシステム改修委託料によるもの。保険基盤安定繰入金63万4,000円減は、確定によるもの。療養給付費繰入金457万5,000円減は、平成31年度分の精算還付金収入により減額するものであります。

その下、諸収入の雑入457万5,000円増は、平成31年度療養給付費負担金の精算還付金であります。

その下、国庫支出金の高齢者医療制度円滑運営事業費補助金34万3,000円増は、システム改修委託料に対する国庫補助金であります。

以上であります。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（清水 浩志君） それでは、議案第153号を御説明いたします。

令和2年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

4ページをお開きください。

第2表の地方債、補正の変更でございます。100万円の増額補正をしております。なお、詳細につきましては、後ほど事項別明細書の中で御説明をいたします。

12ページの歳出を御覧ください。

営業費の業務費でございます。人件費でございますが、制度改正に伴うもので、期末勤勉手当、共済費につきまして、合計5,000円を増額しております。

負担金補助及び交付金につきましては、研修会参加費負担金3万1,000円を計上しております。

公課費につきましては、平成31年度分消費税及び地方消費税申告確定分59万5,000円を計上しております。

続きまして、処理場費でございます。需用費につきましては、修繕料として、清水管理センターの汚泥脱水機駆動モーター修繕及びバッテリー取替え修繕費167万2,000円を増額しております。

続きまして、14ページ、施設整備費でございます。

需用費につきましては、修繕料として、マンホールポンプ非常用コンセント設置修繕費80万5,000円を計上しております。

工事請負費につきましては、公共ます設置工事費100万円を増額しております。

続きまして、16ページ、公債費の元金でございます。400万円の財源振替を行うものでございます。

戻りまして、10ページの歳入を御覧ください。

分担金及び負担金、受益者負担金につきましては、加入者の増が見込まれますので80万5,000円を増額しております。

下水道使用料につきましては、収益の増が見込まれますので167万2,000円を増額しております。

一般会計繰入金につきましては、先ほど歳出で御説明いたしました営業費等の増額に伴い463万1,000円を増額しております。

雑入の消費税還付金につきましては、平成31年度分消費税及び地方消費税の確定に伴い、本年度当初予算にて還付金として計上しておりました400万円を減額しております。

土木債の下水道事業債につきましては、歳出で御説明いたしました工事請負費の財源として100万円を増額しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 議案第154号令和2年度津和野町病院事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

収益的予算の3ページを御覧ください。

下段の収益的支出の医業費用の給与費10万1,000円の減額は、給与条例改正によるものであります。

経費の交付金175万9,000円を増額は、空調設備修繕によるものであります。

減価償却費139万1,000円を増額分は、血液自動分析装置の減価償却費分を計上しております。

医業外費用の消費税及び地方消費税の確定見込額として174万1,000円を計上しております。

上の段の収益的収入を御覧ください。医業外収益の負担金、交付金304万9,000円を増額分は、給与費、空調設備修繕費、減価償却に関わる金額を計上しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（清水 浩志君） それでは、議案第155号を御説明いたします。

令和2年度津和野町水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

14ページの収益的収入及び支出を御覧ください。

下段の収益的支出でございます。

営業費用の原水及び浄水費でございますが、人件費でございます手当、法定福利費、賞与等引当金繰入額につきましては、制度改正に伴うもので、合計7万6,000円を減額しております。

修繕費につきましては、野中浄水場滅菌機修繕、戸谷浄水場サンプリングポンプ取替え修繕費、合計73万円を増額しております。

続きまして、配水及び給水費でございます。

人件費でございますが、手当、法定福利費、賞与等引当金繰入額につきましては制度改正に伴うもので、合計9万4,000円を減額しております。

委託料につきましては、配水池につながります管理道の倒木処理委託料として1万9,000円を増額しております。

修繕費につきましては、戸谷配水池送水管等交換修繕により、合計160万6,000円を増額しております。

工事請負費につきましては、国道側青原橋移設に伴う水道管接続工事費183万7,000円を増額しております。

続きまして、総がかり費でございます。人件費でございますが、手当、法定福利費、賞与等引当金繰入額につきましては制度改正に伴うもので、合計18万9,000円を減額しております。

光熱水費につきましては、環境生活課等に係る電気代38万7,000円を増額しております。

上段の収益的収入を御覧ください。

営業収益のその他営業収益につきましては、新規加入が増加したことにより、上水道への加入分担金36万3,000円を増額しております。

営業外収益の他会計補助金につきましては、先ほど支出で御説明いたしました営業費用の増額に伴い394万円を増額しております。

続きまして、16ページの資本的収入及び支出を御覧ください。資本的支出でございます。基金費の積立金につきましては、基金の繰替え運用に伴う利息分として6万1,000円を増額しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明終わります。

日程第21．報告第8号

○議長（沖田 守君） 日程第21、報告第8号専決処分の報告について、執行部より報告を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第8号専決処分の報告についてでございますが、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて専決処分をいたしましたので報告するものでございます。詳細につきましては、担当課長から御報告を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、報告第8号を御説明いたします。

1枚めくっていただきまして、別紙を御覧ください。

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条の規定により、令和2年9月15日に専決処分をしたものであります。

損害賠償の額につきましては、29万2,633円でございます。

損害賠償の相手方につきましては、島根県松江市東出雲町錦新町3-6-1、石田宏樹様でございます。

事故の内容でございますが、令和2年8月19日の18時頃、公用車で津和野町から松江市に出張に向かう最中に渋滞につかまり徐行運転をしておりましたが、運転していた商工観光職員の前方不注意により相手方車両の後部に追突をしたものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 専決処分の報告がただいまありましたが、事故の内容等も今説明がありましたが、損害賠償額が極めて高いような感じもいたしますが、特に質疑があればこれを許しますが、いかがでしょうか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますから、質疑を終結をいたします。

なお、本日までに受理した要望書は、既に配付のとおりであります。

○議長（沖田 守君） 以上で、本日の日程全て終了いたしました。

本日は、これで散会といたします。

午前10時07分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

令和2年 第9回（定例）津 和 野 町 議 会 会 議 録（第2日）

令和2年12月14日（月曜日）

議事日程（第2号）

令和2年12月14日 午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

出席議員（12名）

1番 草田 吉丸君	2番 米澤 宥文君
3番 川田 剛君	4番 道信 俊昭君
5番 板垣 敬司君	6番 丁 泰仁君
7番 御手洗 剛君	8番 三浦 英治君
9番 寺戸 昌子君	10番 後山 幸次君
11番 岡田 克也君	12番 沖田 守君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 福田 浩文君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	世良 清美君	総務財政課長	岩本 要二君
税務住民課長	山本 慎吾君		
つわの暮らし推進課長			宮内 秀和君
健康福祉課長	土井 泰一君	医療対策課長	下森 定君
農林課長	桑原 正勝君	商工観光課長	藤山 宏君

環境生活課長 …………… 清水 浩志君 建設課長 …………… 益井 仁志君
教育次長 …………… 齋藤 道夫君 会計管理者 …………… 青木早知枝君

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。引き続いてのお出かけありがとうございます。

ただいまから2日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は全員の12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、9番、寺戸昌子君、10番、後山幸次君を指名します。

日程第2. 一般質問

○議長（沖田 守君） 日程第2、一般質問。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

発言順序1、9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 自席番号9番、寺戸昌子です。通告に従いまして、3項目の質問をさせていただきます。

まず、最初の質問です。

会計年度任用職員制度についてです。

今年度から会計年度任用職員制度が始まりました。この制度は、正規職員を原則とする地方公務員法に1年任用の会計年度任用職員という新たな仕組みを導入するもので、非正規職員の大部分を会計年度任用職員に移すものになりました。退職金制度や期末手当など多くの労働条件の改善があり、喜びの声が聞かれます。しかし、正規職員との業務の区分が分からない。公務員でありながら任期は1年、公務員であるがゆえに雇用期間が5年を超えても、無期労働契約への転換を求めることができないなどの声も聞かれます。

津和野町では、非正規職員は一般職員に近い人数となり、津和野町行政の重要な担い手になっています。全ての立場の職員が安心して働き続けられることが、住民の安心につながると考えます。

会計年度任用職員制度が導入されて8か月余りが過ぎました。対象になる職員は、新しい制度への移行で不安が大変残っています。平成31年3月議会で現行の賃金、労働

条件の引下げは考えていないとの回答をいただきましたが、現在、現場からは退職金制度が始まりありがたいとプラスの声が聞かれる反面、雇用の保険がなくなって大丈夫だろうか、雇い止めはしないとされるが、口約束では不満だとの声も聞かれます。

そこで質問です。退職金を受け取る資格を得た時点で、雇用保険の資格がなくなることでしたが、その時点で長期に雇用保険をかけていたものにとっては、不利益が生じるのではないのでしょうか。労働条件の引下げになるのではないのでしょうか。会計年度任用職員の不安を相談する窓口はどこになるのでしょうか。

会計年度任用職員制度の導入に当たり、コスト等を勘案しながら相当の期間に任用される職員をつけるべき業務や、標準的な業務の量がある職かなどを検討しながら、職員が担うべき業務を整理したいと、平成31年度の3月議会で回答をいただいています。

正規職員は本格的業務を行い、会計年度任用職員はその補助的業務を行うことがふさわしいと考えています。業務の整理はその後、行われたのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは皆さん、おはようございます。本日から一般質問でございます。なにとぞよろしくお願いいたします。

それでは、9番、寺戸議員の御質問にお答えをさせていただきます。

会計年度任用職員制度についてでございます。

津和野町で雇用されている会計年度任用職員のうち、パートタイムの会計年度任用職員については、退職手当が支給される対象にならないため、今までどおり雇用保険の被保険者となります。

一方、フルタイムの会計年度任用職員については、18日以上勤務した月が引き続いて6月を超えた場合、退職手当が支給される対象となる職員に該当することになりますので、雇用保険は適用除外となり、同時に退職手当が適用されることとなります。

今後、退職する職員は、雇用保険による失業保険を受給できなくなり、それに替わって退職手当が支給されることとなりますが、議員御指摘のように給付額と支給額を比べると失業給付の額が大きくなっております。そのため、退職手当を取り扱う島根県市町村総合事務組合では、失業給付額と退職手当額の差を失業者の退職手当として支給することとしており、昨年度より引き続き雇用されているフルタイム会計年度任用職員については、退職において不利益が生じることはないと考えております。

二つ目の御質問であります。会計年度任用職員の不安を相談する窓口としては、担当部局は総務財政課になりますが、まずは職場の上司、所属長へ相談をしていただき、情報を共有しながらそれぞれの不安を取り除き、働きやすい職場環境の実現に努めてまいりたいと考えております。

三つ目の御質問であります。議員御指摘の業務の整理については、新制度への移行に向けた職の整理と再設定の基礎資料のための臨時・非常勤職員の実態調査において、

それぞれの業務内容を洗い出してはおりますが、個々の職員が担う具体的な業務量までは把握できておらず、全体的な業務の整理には至っておりません。

新制度移行時には、先ほどの実態調査の内容を基に職の整理と再設定を行い、非常勤特別職と一般職の振り分けを行い、以前フルタイム職員が勤務していた職場については、制度改正後も同様の体制で運営するよう配置したところでございます。

新たな制度では、相当な期間任用される職員を就けるべき業務がどうか、フルタイムまたはパートタイムとすべき業務量により職を整理することになっており、そのためには業務内容の把握も必要となります。公務運営は任期の定めのない常勤職員を中心に行うべきという原則はあるものの、現実的にはそれだけでは行政サービスが提供しきれない現状もありますので、職員の担っている業務内容を把握し、実態に即した業務の振り分けに努めてまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 雇用保険から外れて退職金制度に入るといふことの説明の中で、不利益が起らない、例えば雇用保険が切れて退職金はもう4月からしか退職金に入っていないので、もし、今日、辞めた場合、雇用保険では生活していけるお金がもらえるという立場の方が、退職金だけになってしまうと生活ができません。そういう不安を持っておられました。何人かの声を聞きました。

今、回答をいただいた中では、そういう不安は起らないんだという回答で安心はしたんですが、この制度に移行するに当たって、そこをしっかりと対象となる職員の方に、説明をされてなかったんじゃないかという気がします。知っておられる方もおられるかもしれませんが、私がちょっとお伺いした方は、雇用保険が切れたらもう退職金しか頼りがないんだという感覚でおられました。その辺、説明をしっかりといただくべきじゃなかったかなと思うのと、これ説明をするという説明責任というか、それは各部署にあるのか、それとも総務財政課のほうにあるのかというのをお伺いします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 会計年度任用職員の退職手当についてということまでございまして、先ほど町長の御答弁の中で、会計年度任用職員の中のフルタイムの会計年度任用職員について、その退職手当が適用されるということでございます。

議員のほうの御質問の中にありました、掛ける年数が短いので雇用保険の適用が外れると失業給付のほうがいわゆる大きいと、退職手当に移行した場合は、そういった支給額がいわゆる少なくなるというところの御心配があったというふうに思っております。

ただ、今の町長の説明の中でもそういった部分につきましては、退職手当につきましては、先ほども言いましたけども市町村総合事務組合がそういった事務を共同処理という形でつかさどっておりますけども、そういった規定の中で、そういった不利益になる差額分につきましては、失業者の退職手当ということで補うということで、そういった制度設計をされているということでございます。

それから、今、議員のほうでそういった部分の説明がちゃんとされたかということにつきましては、そういった退職制度に移行しますと、あるいは共済組合の加入になりますといった、そういう加入部分についての説明はしてきたつもりでありますけども、今、議員が言われた退職時のそういった使い方については、説明が不十分であったというふうに思っておるところもありますので、また、この4月からの会計年度任用職員の制度導入、そして運用でありますので、運用していく中でいろいろ問題点もあろうかと思っておりますので、そういった部分を、またそれぞれ各課における担当者のほうから情報を把握しながら、またそういった説明のほうを考えていきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 結構、複雑で分かりにくい制度というか、雇用保険外れて退職金になるというのは、結構理解がしづらいところがあるので、各課のその担当の方っていうのもなかなか説明ができないと思うんですが、その辺は各課に任せてよいものなんでしょうか。

それと、先日、対象となるフルタイムの会計年度任用職員になられる方に対して説明をされた資料をちょっとください、私も読みたいですということでもいただきました。「あ、これを読むと結構分かりやすいな」ということで資料を見させていただいたんですが、今、フルタイムで会計年度任用職員をされている方と話をしたら、これ見たことないっていう声が出まして、総務財政課ではその説明を各課でやってほしいということを行っているけど、それがきちんと行き届いていないというところもあるので、その辺の改善が必要だと思うんですが、その辺は把握されていますでしょうか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 先ほど私がお答えさせていただいたのは、そういった議員が御質問していただいていますいろんな問題があるということだろうと思っておりますので、そういった問題については、各課の担当者のほうから情報を提供していただきたいという、実際にこれまでの間も、そういった担当者の方を集めて運用していく中で、どういった問題点があるだろうかというふうな場を、何回か設けてきております。そういった場をさらに重ねていって、そういった問題点を提供をいただきながら総務財政課として、そういった説明の場を考えていきたいというふうに考えています。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） ぜひ改善していただきたいと思っております。

ちょっと引かかるのが、雇用保険と退職金の話に戻るんですが、津和野町ですずっと働いておられる方はいいんですが、いろんな職をA、B、Cと職を変えられた方がもしおられて、その方は雇用保険をA、B、Cというその職の中でも掛けておられる。それから津和野町に就職されて津和野町の職員になったということになると、そこで退職制度に入って資格を得た時点で、雇用保険を外れるということなんですけど、そのA、B、

Cの会社で掛けてきた雇用保険も切れちゃうわけなんです、そういうところの補填がきちんとされるのでしょうか。

具体的には10年ぐらいほかの一般企業で働いてこられた方が、津和野町の職員になりました。それで公務員になるので退職金制度に入って雇用保険は切れますよってという方は、津和野町ではそんなに働いていないとか、津和野町というか、島根県市町村というところでは働いていない、一般企業におられた。しかし、雇用保険は掛けてきておられたという場合でも、その雇用保険の補填がきちんとされるのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 雇用保険の制度のことにつきましては、ハローワーク等が窓口になって進めておりますので、ちょっと詳しいことは分かりませんが、失業給付の場合は離職の日以前、2年間に12月以上被保険者期間があること。そういったものの要件が資格になっていると、これはあくまでも雇用保険ですよ、失業保険ではなくて。

今回の退職手当につきましては、フルタイム会計年度任用職員として月18日以上勤務が6月を超えた場合は、そういった退職手当のほうの制度に移行できるんだという状況であります。そうした中で、今、議員さんのほうから雇用保険を10年ぐらい掛けて、それから会計年度任用職員に移行して6月たつて退職手当になったときに、その10年掛けた部分のそういった失業給付額に見合うだけの、そういった失業退職手当の支給がされるのかということだろうと思いますけども、先ほどから説明しておりますように、今の制度の中では、私はそういった差額部分の支給は失業者の退職手当ということで、支給ができるんだらうというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 今、私は思っていますっていう、「私は」がついたのでちょっと引っかけってしまったので、しっかり「あります」っていうことを言っていたきたいなと思うんですが、大丈夫でしょうか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） できます。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） ありがとうございます。私もこの質問をするに当たって、いろいろ勉強をさせてもらってまだまだ分からないことが山積みでありながら質問しています。そのため余計にドキドキ今日はしているんですが、やはり職に就いておられる対象のフルタイムの会計年度任用職員さんも分かったような、分からないような勉強をしたいけど何の資料をどうしていいのか分からないということもあったり、いろんな声が聞こえてきます。

相談しやすい窓口を、先ほども改善していただけるということだったので期待をしているんですが、相談しやすい適切な答えを返してくれる窓口をぜひ作っていただいて、

正規職員に匹敵するほどの数の方がフルタイムだけじゃなく、パートタイムの方も含めてですが、かなりの数の職員さんがおられるので業務が大変とは思いますが、やっぱり続けてその職をしていただくことで、この町が住みやすい町にどんどんなっていくんじゃないかと思うので、ぜひその辺をしっかりとっていただきたいなと思います。以上で、この質問は終わらせていただきます。

では、次の質問に移らせていただきます。

温室効果ガス排出削減の取組について、説明をさせていただきます。

温室効果ガスってこの言葉だけでも、大分耳慣れたかもしれませんが、ちょっとなんかなということをおられる町民の方もおられるかもしれません。温室効果ガスというのは、今、地球温暖化ってすごく言われているんですが、その基になる地球の熱を外に出さないような覆いを人間の経済活動によって作ってしまったという、それが温室効果ガスなんです、それをもう世界的な問題として、今、皆さんで取り組んでいるところなんです。

今から5年前に、2015年の12月12日に地球温暖化対策の国際的枠組みとして「パリ協定」というものが採択されました。しかし、目標に掲げる温室効果ガス削減に向けた全世界での取組はかなり遅れています。日本も例外ではありません。パリ協定は、今世紀末の平均気温上昇を産業革命前と比べて、2度より十分低く抑えて1.5度に抑制する努力目標を設定しています。

しかし、世界の各国が提出している温室効果ガス削減の国別の目標の現状では、今の今世紀中に気温上昇が3.2度になってしまうということを、国連環境計画が発表しています。目標の大幅な上積みが必要となっています。

衝撃的内容で話題になったので御覧になったことがあると思いますが、未来の天気を予想した2050年の天気予報というものがあります。これはネットで誰でも見ることができます。2050年の天気予報と検索していただけたら、ユーチューブか国連のホームページといろんなところがあるので、ぜひ見てない方がおられたら見ていただけたらと思います。国連の専門機関世界気象機構というところが、主要な国に依頼してこれは作りました。日本ではNHKが作っています。

少し紹介させていただきますと、今の産業の現状でいくと、この地球が2050年にどのような状態になっているのだろうかという未来の天気予報なんです、2050年に8月の東京の最高気温は40.8度になると予想しています。また、東京の紅葉はクリスマスになる、暖かいのでどんどんずれてクリスマス頃になると予想しています。

それから、今も台風がどんどん強力になってきているんですが、もっともっと2050年には強力になって、スーパー台風と呼ばれる台風が生まれます。何と895ヘクトパスカルで、日本に上陸した際の最大瞬間風速は65メートルになると予想しています。これは、世界各国の科学者が粋を結集して予想したものです。

日本の政府はこの10月に温室効果ガスの排出量を2050年までに実質ゼロにする発表をしました。この方針に基づいて国会では11月の19日、衆議院が気候非常事態宣言を可決し、採択しました。さらに翌20日には、参議院でも同宣言の決議案が全会一致で可決し、脱炭素社会を目指す内閣方針を超党派で後押しする姿勢を打ち出しました。

島根県も11月の18日に「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」を議会で宣言しました。温室効果ガス排出実質ゼロとは、暮らしや経済活動で出る二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスを植物などが吸収する二酸化炭素を差し引いてゼロとすることです。

地球環境に負担をかけない生活は、中山間地である津和野町に向いていると思います。過疎地だとか僻地だというマイナスなイメージがまだまだついてきていますが、それに別れを告げて、自然豊かな環境を生かして脱炭素社会の先頭を走るべきと考えます。町民はグリーンカーテンを育てたり、エアコンの設定温度を気にしたり、太陽光発電を設置したり、脱炭素への取組を自分のことから取り組んでいます。

また、町の環境パートナーシップ会議や県の地球温暖化防止活動推進委員などにも参加して活動を行っています。町も自治体の行政として取組に、今まで以上に力を注ぐべきと考えますがいかがでしょうか。津和野町の温室効果ガス実質排出量を把握されているのでしょうか。津和野町は温室効果ガス排出実質ゼロ、もしくはその上を目指すべきではないでしょうか。

現在、津和野町が行っている温室効果ガス排出削減の取組と、今後の計画はどのようなになっているのかお伺いします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、温室効果ガス排出削減の取組についてお答えをさせていただきます。

まず、1番目の御質問であります。温暖化防止対策を進めていく上で、町の温室効果ガスの総排出量、ガス種別での排出量の実態把握は重要であると考えておりますが、環境省及び県が発表する資料を注視することに留まっており、町独自で町内の温室効果ガス排出量、森林などが吸収する温室効果ガス吸収量の算出は行っていないのが現状であります。

環境省の資料によりますと、津和野町の温室効果ガス排出量は平成19年度が7万4,505トン、平成29年度が5万4,944トンとなっており、10年間で26.3%の削減となっております。

平成20年2月策定の「津和野町地域省エネルギービジョン」、平成21年11月策定の「津和野町地球温暖化対策地域推進計画」において、二酸化炭素排出量削減目標として10年間で5%の削減目標値を掲げておりますが、その目標値については達成をしております。

二つ目の御質問であります。議員の御質問にありますとおり、県においては11月開催の定例県議会において、策定中の島根県環境総合計画に2050年二酸化炭素排出実質ゼロを長期的な目標に掲げ、取組を推進していくと知事が表明されました。町といたしましても、県の取組にならい、今後30年間、まずは掲げられた目標である二酸化炭素の排出実質ゼロを長期目標とし、目標達成のため、より一層の温暖化防止対策の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

三つ目の御質問であります。町では温室効果ガス排出削減の取組として、太陽光発電設備、ペレット・薪ストーブ、生ごみ処理機等省エネ、エコ設備への購入費等に対し、補助制度を設けております。また、温暖化対策地域協議会であります津和野町環境パートナーシップ会議では、みどりのカーテン事業、夏の節電コンテストの実施、イベント等でのリユース食器使用時の補助、保育園での環境教育出前講座など、町民の皆さんと共に取組を進めております。今後も引き続き同様な取組を進めてまいりたいと考えております。

今後の取組としましては、現在、町と事業体が連携して進めております木質バイオマスガス化発電所の稼働が令和4年4月に予定されております。将来的にカーボンニュートラルな電力を事業所、家庭へ供給する仕組みは二酸化炭素排出抑制の大きな一翼を担うと考えております。

また、平成21年11月に策定しております津和野町地球温暖化対策地域推進計画の改定を予定しております。計画改定の際には町民・事業者、行政の三者がそれぞれの役割を明らかにするとともに、互いに協働して地域の実情に応じた温室効果ガスの排出抑制の取組を行うための、長期的な計画を策定していきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 津和野町の排出する温室効果ガスの算出は、かなり難しいと思いますが、やはり大元が分からないとやっていけない。そのところの算出を早くやっていただきたいなと思ひまして、これは環境生活課になるんですか、それとも、つわの暮らし、どこの課がされるんでしょうか。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（清水 浩志君） 担当につきましては、環境生活課のほうが担当させていただくことになると思ひます。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） よろしくお願ひします。省エネとかになると、つわの暮らし推進課になったり、何かちょっとややっこしいので環境生活課にぜひ頑張っただいて、排出量を算定していただいて計画を立てて、二酸化炭素排出実質ゼロの町を目指していただきたいんですが。

今、お答えいただいたところを見ると、二酸化炭素排出実質ゼロを2050年に目指すという宣言を、結構、今、どんどんされているところです。国がその方向をはっきり

打ち出したので、それに向けてどんどん自治体が手を挙げてきています。その前にも先進的にやっておられる自治体もたくさんあったんですが、手をどんどん挙げておられるので、ぜひ我が町も宣言を、このお言葉を回答からすると、もう宣言したようなものだと思うんですが、その宣言をしたというのはどういうことかという、環境省のそういうページがあって、うちの自治体も宣言しますよということを環境省とやり取りしながら行うものなんですが、ぜひ宣言をしていただきたいんですが、どうでしょうか。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（清水 浩志君） 議員の御質問にあります宣言でございますけれども、現在、全国で181の自治体が宣言をされていると、12月のところで公表されております。

先ほど町長の答弁がありますとおり、平成21年11月に策定しております推進計画の改定のほうを予定しております。その改定の中で、できればそちらのほうの宣言というところまで行くかどうか分かりませんが、その辺のものを組み込んだものを策定していきたいと思っていますので、今、その宣言するかどうかという言葉ではございますが、ちょっと難しいかなと思いますが、その計画の中でその辺につきましては、町の方針を言っていきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） その気持ちはあるということですが、ここでやっぱり町長に振りたいんですが、ぜひ宣言をする方向でいきたいという言葉、町長からいただきたいんですが、いかがでしょう。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 正直に申し上げて、大変申し訳ございませんが、今まで宣言ということが私自身が理解しておりませんでしたので、宣言をするということは、その言葉では簡単ですけども、どういう実効性があることをしていくのかということが非常に重要でございます。

本町としてはいち早くこの「美しい森林（もり）づくり条例」を制定、これも当然、この環境問題というものを重要視した中での、美しい森林（もり）づくりの条例と、それから構想の策定であったわけでありまして、そこからの流れの中で、いよいよバイオマスの発電事業も進めていくという部分で、いち早く行動してきたという自負は持っております。

そういうこととともに、今後その宣言というか、どういう意味をするのかということをもう少し勉強させていただいて、その上で実効性が伴ったものが本町として、しっかりやっていけるということになれば、また宣言というものもしていく、当然、していく必要があるかというふうに思っておりますが、正直に申し上げますが、現時点で、まだその宣言というものが私自身どういうことを意味するのかというのが勉強不足であ

りますので、もう少々勉強させていただいた上で、また進めさせていただければと思っております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 小泉大臣すごい力を入れてされています。やっぱり国と連携をとりながら、津和野町は頑張っているんだということをよく町長は言われるので、今までお忙しくて、なかなか勉強をする機会がなかったと思うので、これを機会にしっかり勉強していただいて、宣言をしていただけたらなと思います。

津和野町はやはり自然が豊かな町ということを全面に押し出して、これから先、生き延びるって言ったら、いや、この言葉は嫌いなんですけど、うちの町が発展していくためには自然豊かになっていくところが残らないとやっていけません。2050年になったときに、この町がどんな環境になっているかっていうことを、なかなか一般町民は想像できないので、それをけん引する意味でも、そういう2050年の温室効果ガス排出実質ゼロ宣言、なんでしたっけ、私自身が忘れてしまって、そういうふうにとにかく難しいことなので、町民を引っ張っていくためにも宣言して、町民の潜在的に、本当に地球を守っていかなくちゃという気持ちを持っておられる方がほとんどだと思います。地球なんかどうなっているよ、僕さえ幸せならなんて方は少ないと思います。ですので、ぜひトップに立つ方が宣言をしていただいて、社会を変えていただきたいと思います。

なぜ、行政が宣言をするということにこだわるかっていいますと、先日、研修会に参加してきたんですけど、これは江守正多氏とあって、この2050年の天気予報を作るときにも監修をされた方なんですけど、国立環境研究所の方です。その方が個人個人の努力もすごい大事、グリーンカーテンを作ったり、自転車で行けるところは車に乗らなかったりという、そういう努力もすごい大事だけど、それだけではもうとても追いつかないところに来ているということを言われていました。待ったなしだということです。今のままだと本当大変な地球になってしまいます。私はもう人生の半分は来ているんですけど、今、生まれた子供たち、あと50年たったらどうなるのか、本当に心配されています。

今のままの常識を変えていかないといけない、常識を変えるためにトップの方が考えを持つと変わっていく、システムが変わっていくということを言われています。私たち地球温暖化防止活動推進委員というのを県のほうから委嘱か何だっけ、県のほうのそういうシステムに入らせてもらって、そういう研修を受けさせてもらったんですが、そういう私たち個人いろいろ努力することも大事だけど、本当間に合わないんだよということを痛切に言われていました。

去年でしたっけ、2100年の天気予報というのもネットで上がっています。これを見ると、もう待ったなしというのがすごい感じます。2100年というと、あと80年しかありません。このまんま温室効果ガスを排出し続けると、こんな地球になりますよ。

ここでみんなで全力掛けてストップさせれば、こんな地球になりますよというのを説明されています。台風が巨大化しているというのは、すごい毎年感じます。

それから、うちの家の柿がなぜかこの二、三年ならなくなりました。これは温暖化と関係ないのかもしれませんが、農作物もすごい被害を受けています。何かここで地球温暖化防止についてしゃべっても、あまり皆さんピンピンは来ないと思いますが、津和野が頑張ったからと言って、地球全体の温暖化が止まるわけじゃないじゃないかということも思われるかもしれませんが、まずは我が町、我が身近なところから変わっていったほしいという考えで、今日は質問をさせていただいています。

宣言をするということは、どういうことになるかということもいろいろ調べた上でということで、町長言われたんですが、宣言をしないと計画ってものがなかなか立ちません。ぜひしっかり早く勉強していただいて、宣言をしていただけたらと思います。

それで、どんなことを行政のほうにやっていただきたいかということ、まず、公共施設の電気、バイオマスガスの発電所が稼働されると、それで賄えるんじゃないかというお話もいただいているんですが、そういう電気を太陽光発電を使って、例えば給食センターを新しくするっていうことも提案いただいているので、その上に太陽光発電つけたりとか、新しくする設備、例えばもう遅いかもかもしれませんが、この第2庁舎も改修する予定などで、この上に太陽光発電を付けるとか、また各御家庭で太陽光発電をかなりつけておられますけど、フィット価格って言って、国が保障してくれている買取の価格が10年で終わってしまうので、その後どうしようかっていう方も結構おられます。うちも、来年そのフィット価格が終わってしまうので、安い価格で売電しなくちゃいけないので、どうしようかというところで蓄電池を我が家につけて、我が家の電気は我が家で、太陽光発電なので夜は発電できないから蓄電池にためて、我が家の電気を頼らずに外の電線に頼らずにできるようなことはないだろうかということで、蓄電池を付けることにしましたが、何と太陽光発電のときには補助がいろいろあったんですが、蓄電池には補助がありませんでした。その辺の補助を考えていただくとか、あと小さなことでは窓の結露が結構あります。この町は寒くなったり暖くなったり寒暖の差があるので、窓の結露をしないように2重窓にするということは暖房費がかからなくなる、暖房費が少なくなる。石油ストーブの石油をあまり使わなくてよくなる。エアコンの電気はあまり使わなくてよくなる。こういうところでも節電ができますが、エコリフォームっていうところにも補助をしていただいたり、あとは家の外の塗装に断熱の塗装というのが今はあるそうです。そういうのも補助を考えていただけたら、町民一人一人も取り組んでいけるんじゃないかと思います。

何かとりとめもなく私がしゃべって申し訳ないですが、温室効果ガスの排出実施ゼロの宣言をされる日を心待ちにしております。よろしくお願いします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 先ほどのちょっと回答が言葉足らずだったかなとも思っておるんですけども、宣言を各自治体がどんどん全国でしているというのは、先々月も島根県の町村会のほうに環境省からも説明をしていただいておりますので、そういう動きがどんどん広がっているというのは、私自身もよく承知しているところでございます。ただ、他がやるから津和野町もそれに追随するという姿勢じゃなくて、やっぱり津和野町としてできることを、より深めて研究をしたり、勉強というのはそういうつもりでございます。

特に、議員の先ほどおっしゃられたように、この環境問題というのはマイクロとマクロが両立していかないといけない。世界的な動きというものがなければ地球環境に大きな影響は与えないと思ますし、その一つ一つにはマイクロ、まさに津和野町であり世界のいろんな地域でそういう環境問題の取組が同時に進んでいくということが大事だろうというふうに思います。

今回、アメリカのほうもバイデン大統領に次期なられまして、環境政策は非常に進むというふうに言われております。そういう動きもあるんだろうと思いますが、菅内閣においても、先ほど御指摘のように2050年のゼロ目標というのを掲げてこられたと、そういう動きであります。

そして、それに伴って今、経済界が大きく日本全体のレベルで動こうとしているということ。例えば火力発電というのは、これまで非常に地球環境問題にはよくないんじゃないかということも問われてきたわけでありまして。これは世界がもう火力発電をやめようとする中で、日本はなかなかやめてこられなかったと。そこには水素の技術を活用した、非常に地球環境にやさしい火力発電を進めていこうというような技術革新が進められようとしているという動きもあります。

同時に、もっと我々身近なところでは、EVという電気自動車の今、技術革新が進めて来られている。これでまた大きく地球環境問題に寄与していこうと、そうする各家庭がそういうEVというものを、電気自動車を導入していくことを進めていく必要もあるかと思うし、一方で、もう一つは水素を使った自動車の開発というのがあって、これはやはり今言われているだけの話でありまして、いわゆる一般的な個人的な自動車はEVで、例えば大型輸送のバスとかトラックとかそういう長距離のようなものについては、まさに水素を生かした自動車がこれから重要だと。そういう中では全国に水素ステーションというものを整備していかないといけないというような取組も、進められようとしているということでもあります。

ですから、我々としてはそういうこのマクロ的な動きというものを、もっと勉強させていただきたいというのが私の思いでありまして、その中でマイクロとしての津和野町を取組を具体的にどうしていくのかということを宣言と同時に、やはり方針を出していく必要があるんじゃないかというのが、先ほどの私の思いだったということでもあります。そういう意味で、もう少し勉強を深めさせていただきたいということでございます。

長くなつてはいけませんが、いち早くうちは木質バイオマスを取り組んだのは、まさにそういう思いであります。今、木質バイオマスの動きも、例えば愛媛県であれば内子町であるとか、松山市の一部の地域、そういう津和野町と同じように1,000世帯から3,000世帯ぐらいのそういう規模で電力を賄っていくような動きというのが、全国に少しずつ広がりつつあるということでありまして、津和野町の一つの小さな動きであったのが、今、本当に広がろうとしているということは、非常にいいことだというふうに思っております。

今後も津和野町として、この地球温暖化の対策というのは、しっかり意識を持って取り組んでいきたいということに変わりはありません。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 津和野町がリーダーとして引っ張っていかうというこの意気込みをお聞かせいただきました。期待しております。よろしくお願いします。

では、次の質問に移らせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策についてです。

新型コロナウイルス感染症の終息がまだまだ見えません。どんどん拡大の一方です。その中で、全国では貧困に陥る家庭が問題になっています。津和野町の現状はいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、新型コロナウイルス感染症対策についてお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症に関する生活困窮相談の対応につきましては、社会福祉協議会が窓口となり、資金の貸付による支援策を実施しているところですが、11月末現在の状況として、緊急小口資金貸付が11件、165万円、総合支援資金貸付が4件、225万円との報告を受けております。

福祉事務所における生活困窮者からの相談に関しましては、新型コロナウイルス感染症の拡大による収入減ということではなく、年金生活者からのやり繰りについての相談が中心となっており、社会福祉協議会と連携して家計改善に向けて支援を行っているところです。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれるため、国民健康保険税等の減免を申請された方は11月末現在の状況として国民健康保険税が9人、減免額281万2,100円、介護保険が4人、減免額27万5,000円、後期高齢者医療保険が1人、減免額5万5,730円となっております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） この新型コロナウイルスによる影響ということに限らずなんですけど、困窮されてここに答えをいただいたように国民健康保険税が払えないんで何とかして、何とかならないだろうかという、そういう相談とかをするのにはかな

り勇気が、第一歩がかなり勇気が要ります。町から頼んで社協さんで生活困窮者相談と
いうのをされていますが、このコロナ禍でそういう方が増えていると思います。

その予想でものを言っただけではいけないかと思うんですが、例えば学校がお休みになった
ことで給食のパートの方はお休みをされます。それから津和野地域では観光で客が少
なくなると、毎日開いていたお店が土日しか開かなくなったとかいうことで、パートで出
られた方が勤務の日数が減ったりしています。必ずその収入が減っておられる方は増え
てきておりますので、第一歩を踏み出しやすい工夫を今まで以上にさせていただきたいん
ですが、何かその工夫は、もし考えておられたらお願いします。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 町内のコロナによる影響状況は、先ほど町長が述べ
ましたとおりでありますけれども、その他、これはコロナに限らず生活が困窮されてい
るということでありましたら、まずは社協かうちの健康福祉課のほうへ御相談いただ
くしか方法がありません。

ただ、そのときに非常に言いにくいということでありましたら、電話なりもしくはメ
ールなりで相談をまずはいただくとか、役場に来庁していただかなくても外で相談を受
けるとか、もしくは社協のほうにも社協から出向いて御自宅のほうで相談を受けるとか、
そういうことはできますので、ぜひとも、まずは一報をいただければいいかなと思っ
ております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 今、電話は私も気づいていたんですが、メールという
のは結構、気軽に電話よりも敷居が低くなるのでいいなという気持ちを持ったんですが、
メールはどこに打つんですか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） メールは役場の各課がメールアドレスを持っており
ますので、健康福祉課のメールアドレスにメールをいただくと。これにつきましては、
町のホームページに出ているのではないかと考えております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 生活が困窮して困っておられる方がおられたら、気軽
にメールをしてくださいとかいう文字をもし入れていただけたらホームページにあり
ますか、もうあればいいんですが、もうちょっと今よりも少し踏み込んでいただきたいな
と思いがあって、今、提案させていただいているんですが、その辺やっていただきたい
と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 今の状況ではホームページのほうに生活困窮された
らこちらへメールをとというようなことは、多分載っていないと思いますので、今、この

コロナの状況で全国的にも年末に向けて生活保護の申請が増えていくのではないかと
いう予測は、私どもも聞いております。

ただ、これは全国状況でありますけれども、本町はどうなるかはまだ分かりません
けれども、どこかホームページに生活困窮についての御相談は例えば社協と健康福祉課
のほうに、こういう電話番号とか、こういうアドレスにお申し出くださいというような
ことを載せられるように、検討してみたいと思います。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） よろしくお願ひします。今、この場ではちょっとその
メールとことを答えていただいたので、そこしか気づかなかったんですけど、ほかにも
いろいろと方法があると思います。周りから、ちょっとあそこのお家大変なんじゃない
かという声が出たりするかもしれません。そういう町民の現場の声をしっかり吸い上げ
ていただいて、これから本当大変な経済状況に町自体もなっていくと思いますが、
町民が困って大変なことにならないように、ぜひ配慮のほうをよろしくお願ひします。

では、以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（沖田 守君） 以上で、9番、寺戸昌子君の質問を終わり、ここで10時5
分まで休憩といたします。

午前9時56分休憩

午前10時05分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序2、11番、岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） 11番、岡田克也でございます。通告に従いまして、
4点ほど質問をいたします。

第1点目は、定住対策に全力をとということであります。

当町は人口減少が著しく、様々な商売や事業が人口減少の影響を受け、このままでは
成り立たなくなっていくということを、多くの事業者の方々から聞いております。その
事業者も、このままいけば事業継承をする後継者も、それを継いでいくということがで
きなくなるというような今状況になっております。町の職員なども津和野町に居住す
ることによって、災害にも迅速に対応でき、定住を推進するためにも、寝起きや買い物
や飲食も町内で行う中で、良さも改善していく点も、そして移住者に様々な生活上のア
ドバイスもできていると思います。

現在、コロナ禍でリモートの業務や大学生なども大規模な大学などはリモート授業が
中心であります。東京都も転出超過となりました。今後も地方移住の流れは加速してい
くように思われます。つわの暮らし推進課長は、前津和野町東京事務所次長であり、東
京都文京区との強いパイプもあります。今後、津和野町への定住を考えていく上で、定

住対策を見直し、空き家、空き店舗、空き地などがより活用しやすいシステムの構築や、定住支援策も大きく見直し、津和野町に政策の中心を定住に置き、あれもこれもというやり方は置いておいて、予算も集中的に投入して、定住対策に町の全力を傾注すべきと考えますが、所見をお尋ねします。

また、町内在住の高校生が東京の大学などに進学するときには下宿などの斡旋、逆に文京区などから地方移住や長期滞在を希望される方には、津和野町内の物件の紹介など連携を図ってはどうか。また、津和野高校出身で東京の大学などに進学した生徒もリモート授業のために、津和野町内に居住していたり、県内外の大学生なども津和野町で活動してくれている、そういう生徒さんが多く見かけることであります。学生が町内で地域振興のために居住、活動拠点とする空き家などの整備や、町営住宅の空き部屋の安価での賃貸等も考えるべきと思いますが、併せて所見をお尋ねします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、11番、岡田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

定住対策に全力をという御質問でございます。

本町におきましては、平成28年1月に第1期となります「まち・ひと・しごと創生津和野町総合戦略」を策定し、若い女性が住みたいまちづくりを基本的視点として、様々な移住・定住施策を展開してきたところであります。これらの移住・定住施策により一定程度の効果は出てきているものと考えておりますが、依然として社会動態による人口減少は続いている状況です。

これまでの施策は、U・Iターン者を対象としたものが中心であり、こうしたU・Iターン者の方々のサポートを実施する上でも、町職員が我が町に居住することが重要であると認識しております。ただ、一方で、昨年調査において、町民方々の中にも益田市や山口市へ転出される傾向が伺えます。このような状況から、長年にわたり本町に住んでいただいている皆様の満足度を上げ、これからも津和野町に住み続けたい、生涯津和野町に住み続けたいと思っただけのよう、今、本町において何が必要なのかを改めて考え直す必要があると考えております。

来年度は、津和野町総合振興計画の見直しの年となります。役場内各課より近日中に委員を召集し、策定委員会を立ち上げ、委員の約半数に女性職員を登用するなどして、今後の定住施策を検討する予定としております。なお、策定に当たりましては、議員御指摘の定住対策を重点的に盛り込むことはもちろん、2015年に国連において採択され、国においても取組を進めているSDGsについても計画的に盛り込むこととし、各施策において、どのような連鎖の効果が生まれるかなど、これまでとは違った視点を取り入れ、持続可能なまちづくりを目標に計画づくりをしていきます。

また、審議会等において多くの方から意見をいただくことも考えており、次期総合振興計画において本町の10年後、20年後を見据えた施策を提案してまいりたいと考えております。

現在、コロナ禍ということもあり、リモートワークやオンライン授業などが普及し、今後地方への移住が加速してくるものと予想しております。しかし、こうした方々の受入れに際しても、これまでに述べさせていただいたように、まずは町の基盤・根幹となる部分の見直しを図ることを最優先としていきたいと考えており、その施策の1つとして、空き家の利活用が有効であると認識しております。

しかし、手を加えずに直ぐに住むことができる空き家は少なく、従前の空き家改修補助事業に加え、今年度より耐震化およびトイレの水洗化を条件とした空き家再生補助事業を始めてところであります。さらに、来年度も引き続き、空き家の有効利用を目的とした新規事業の立ち上げも検討しております。

また、町営住宅の空き部屋につきましては、住民の皆様には随時募集をかけさせていただき、居住を促しているところでありますが、老朽化が激しく改善や建替えが必要な施設が多い状況にあり、定住を推進する受け皿のひとつとして、国の交付金事業等を活用し、今後計画的に改善を進めていくこととしております。

本来、町営住宅は公営住宅法に基づき設置されている住宅であり、学生の地域振興または定住支援策等を目的とした、家賃減免措置を踏まえた賃貸等が可能かどうかについては、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） ただいま答弁がありましたけれども、町職員が我が町に居住することが重要であると認識しておりますということで、例えば、大雪が降ったときに何とかJRまで行って、列車に乗って山口市まで出てみるとチラチラと舞う程度であり、また四、五十センチぐらい降ったときの大雪のときも、益田の高津まで行けば、もうチラチラとするぐらいで、確かに雪も少なく、買い物とかそういう面でも非常に便利かもしれません。しかし、反面、雪の一面白銀になった世界の美しさや、そういうものをまたアピールしていき、そして住民とともに町の職員なども一緒に除雪をしたり、いろんな地域の草刈りをしたり、そういうことの中で、この町の良さをより知っていただけないかと思えます。

ただいま答弁でありました、今本町において何が必要なのかを改めて考え直す必要があると考えておるという答弁でありましたが、担当課長は、どのように考えておられるのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 担当課長としてどのように考えておられるかということでございますが、先ほど町長の答弁にもございましたように、来年度は総

合振興計画等の見直しの年でございます。そういう見直しの年に、改めてそういう定住対策の根幹の部分の明記したいというふうに考えております。

具体的な部分につきましては、今後、庁内の策定委員会を今月中に立ち上げる予定としておりますので、その策定委員会等でいろんな専門的な意見を集め、本町の定住施策にどういったことが有効であるかですとか、即効性のある施策、それから長期的な視点に立って有効である施策等を勘案しながら、今後、進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） はい、岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 町職員の場合は特に、大規模の水害などが起こったときに、9号線の不通や林道の崩壊等があったときにもすぐに対応していただけるということで、特に、やはり町職員が町内に住んでいただくということは非常大事なことだと思っておりますので、その点はもう重々皆さん町職員の方々にも御理解をいただき、そういうような努力もしていただきたいと思っております。

つわの暮らし推進課長は、東京文京区のほうで東京事務所長をされ、非常に文教区長などからも厚い信頼を得られてきたわけでありましたが、文京区との連携をしながら、例えば文京区の方々で地方に移住したいとか、逆に津和野町から東京の大学に行きたい、文京区に住みたいというときに、例えば、こういうところなら比較的安く住んでいただけるとか、そういうようなやり取りもできるかと思いますが、現在、そのような連携をしておられるのか、お尋ねをしていきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 確かに文京区との連携については、今現時点で定住・移住に関しては具体的なものは特にございません。ただ、私が東京事務所に在任中は、小中学生による子供キャンプの招聘や、それから文京区内の任意団体等のツアーの造成、それから都内の企業の社内旅行の誘致等をいろいろ行ってまいりました。

そういう中で、移住・定住を文京区からというのはちょっと非常にハードルが高いなというような印象は受けておりますが、例えば、今年に入りまして文京区の大学生が、特に津和野高校出身の方が津和野町に戻ってこられて、今、コロナ禍ということがございますので、戻ってこられて津和野高校の学生を相手に、いろいろな総合学習の時間等を利用して、いろんな講義等を行って来ております。こういった移住・定住とは言いませんが長期滞在型の関係人口が、今後、津和野高校を中心として出来上がってくるんじゃないかというふうな期待もいたしているところでございます。

また、今年度の国の事業を使って、来年度から実施になりますが、高校生の2年生時を1年間ほど津和野高校で暮らしていただくというようなことも進めておりまして、今、都内から男の子1人、女の子1人の2名が内定をしております。来年度は高校2年生時を津和野高校で過ごすという事業でございますが、こうしたことも文京区を中心にいろいろ御相談もさせていただいております。今回は都内の学生で文京区ではございません。

でしたが、そういったこともできる限り、いろいろな連携をしながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） はい、岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 今、課長の答弁でもありましたが、津和野高校を卒業されまして、最初の質問でもいたしましたけれども、リモートということで津和野町に滞在して津和野町の様々な高校生に勉強を教えたり、そして地域の振興のことをされておるということを聞くわけでありますが、その活動拠点などなど、先ほども質問しましたが、そういうところを整備していくということも必要なんじゃないかと思いますが、その点について、お尋ねをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 活動拠点、いわゆる施設ということだろうと思いますが、今のところちょっと具体的に案はございません。津和野高校の横には藩校もございまして、そうしたところで公営塾の先生の方々等、いろいろあそこの魅力化コーディネーター等もあそこ在中しておりますので、そうしたみんなといろいろな旧友を深めており、卒業後の進路等の相談もいまだにやっておるというふうに伺っております。

そうした津和野高校等を拠点に、そうした活動といいますか、話し合いがより一層進んでいくようには注視しておるところですが、今後とも、今、議員御指摘のように、そういう施設が必要であれば検討していきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 津和野高校で卒業されまして、東京の大学に行ってリモートでこちらに帰ってこられた、その方が津和野町出身ばかりではありませんので、都市部から来られた方が、また津和野高校に通うことによって非常に津和野町の魅力というものを感じて、そして、またここへ滞在してリモート授業を受けながら、またいろんな活動をされている学生さんがおられますので、そういう方々が寝起きするような場所とか、また集まっているいろんな話をするとか、いろんな活動拠点というものは、やはり空き家を改修して家をつくったり、例えば1か月、2か月こちらで滞在して活動したいと、そういうときに対応できるようなものも作っていくべきではないかと考えます。

それとともに、やはり隣町に比較しましても、なかなか定住支援の対策というものが、もう少しインパクトが弱いように思います。やはり時代の変わりとともに、島根県内で定住に力を入れているその市町村から考えれば、やはり津和野町の今の定住支援策は少し弱いように感じます。もう少しそこら辺を町の予算も集中的に投入しながら、定住支援対策を行っていくべきではないかと思いますが、御所見をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 定住対策のいろんな支援方法については、例えば農林課とか含めて、いろいろあるわけでございますが、今、学生等が住む拠点については、津和野には「お試し暮らし住宅」がございまして、日原地域は今、左鐙地区に

も建設中でございます。そういうのを利用していただきながら、これですと安く長期間、ある程度1か月とか2か月とかいうスパンでも滞在が可能ですので、そうした活動拠点になり得るのでないかなというふうに思っているところでございます。

あと、議員御指摘の定住施策の目玉といいますか、重点的な部分については、先ほども申し上げましたが、総合振興計画等の策定委員会でしっかりとした議論を重ねて、また明示していきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） はい、岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） それと、今まで津和野町は新規就農者がかなり島根県下でもトップクラスの新規就農者を、県外から移住で受け入れてきたことがあります。このコロナ禍ということもあり、「新・農業人フェア」もリモートでやらなきゃいけない、そういうようなこともあるかと思いますが、今、農業研修生がほとんどいないのではないかと思います。その現状と、そしてやはりどんどん就農者も農業の担い手も高齢化しております。このまま高齢化が続けば、産地としてなかなかやっていくのが難しい、ロットが確保できないということも起こってくるかと思いますが、やはりこの新規就農者の確保という農業研修生の誘致政策というものを、しっかりと農林課はやっていくべきではないかと思います。やはり、今、農業従事者の方からももう少しそこを力を入れてやってほしいという声も出ておりますが、担当課長の所見をお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（桑原 正勝君） ただいま議員のほうから農業のほうの研修生、また新規就農者の実情をということで御質問いただきました。

本年度の研修生につきましては2名おられます。ただ、このうちの1名は益田市に住んでおられますが、わさび生産組合のほうへ通っているという状況でありますので、実質的には1ということが正しいのかもしれませんが、ただ、研修を町内で行っている方ということで行きますと、2名がおられます。

本年度の新規就農につきましては、1名というような状況に現在なっております。過去におきましては人数がかなり多くて、4年前には新規就農者が9名というような形で多かった年度もございますが、現在のところは2名というふうな形の減少というような状況になっております。

○議長（沖田 守君） はい、岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 例えばワサビ田の整備やタラノメのハウスなどを町が行って、新規就農者に貸与していくとう、そういうような形をすれば、例えば最初のスタートがかなりやりやすいと思いますし、それは大きなアピールになっていくと思います。そういうこともやっぱり考えたり、やはり民間との協働ということも今からは考えていくべきではないかと思いますが、御所見をお尋ねします。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（桑原 正勝君） ただいまの農業の研修をされた方が新規に就農した際の初期投資というのが、やはり多くかかってきますので、その辺りのところの支援ができないものかというふうな御質問だと思いますが、県のほうと現在、連携を取りながらワサビのハウスにつきましては、そういったような形でリースというような形の考え方ができないかということで、新年度に向けての取組を行う。またタラノメにつきましては、ソフトという形のソフト事業ではございますが、まず、来年度に向けての部分で、県と一体となって行っていきたいというようなことがございます。

また、新たなところでは、先般、県のほうから連絡をいただいたのでありますが、知事のほうから、清流日本一に高津川がなったということがございますので、津和野町だけという形ではなく、この高津川流域を一つの圏域という形での捉え方で、来年度、県のほうでも新たな農林水産の産品をPRをしていきたいという部分に、事業展開を行っていききたいというような考えがありますということで、これにつきましては流域の自治体で集まって、まずは検討しようという形で、今後動きが出てくるというふうに聞いております。

○議長（沖田 守君） はい、岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 農業者からも、新規就農者、農業研究生が非常に少ないということで危機感を持っておられますので、農林課はこの点にしっかり力を入れて頑張ってもらいたいです。その中でも、特に、住むところが必要でありますので、先ほど答弁にもありましたが、空き家の利活用を推進していく上で、来年度もまた新規事業の立ち上げなども検討しているということではありますが、具体的に今、考えていることがあるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 来年度に考えておる空き家の活用事業でございますが、今年も6月に補正させていただきました空き家活用事業がございます。

高い補助率で空き家を改修していただきたいということで創設したわけですが、申込件数が、今、3件でございます。なかなかこちらの思ったように伸びなかったということがございます。なので、来年はいろいろ民間事業の方々のお力を借りながらやれるような補助事業を立ち上げたいというふうに考えておりました。財源も県の補助事業を受けながら、新しくちょっとリニューアルしていきたいというふうに考えております。

事業の詳細については、また来年度の当初予算時に御相談させていただきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） はい、岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） それでは、とにかく町の事業者などからは、本当にこの人口が減って事業が成り立たなくなっていくという、逼迫したその思いをたくさん聞いておりますので、つわの暮らし推進課も、そして農林課も、そして関係各課、町全

体を上げて定住対策に取り組まれるよう期待をいたしまして、一つ目の質問を終わらせていただき、二つ目の質問をさせていただきたいと思います。

2番目の質問であります、橘井堂の診療体制とシャトルバスと町営バスの運行改定についてであります。

今後、日原診療所にレントゲン撮影装置や検査機器が配備されれば、日原診療所へ受診した患者様などが、津和野共存病院へバスで移動することなどが整形外科の受診など以外は大きく減少するように考えます。来年末ごろの診療所の整備後の病院と診療所間のシャトルバスの運行計画は大きく変わるのか、お尋ねします。また、現在の町バスの運行時間はシャトルバスとの連携がよくないなど、改善点もあると思いますが所見をお尋ねします。

また、眼科診療について、特に交通手段を持たない町民の方々から不安の声を多々聞いております。継続的な投薬は内科医師でも可能だと思いますが、新たな眼科疾病への対応など、やはり町内で眼科受診できる体制を構築していくべきではないかと考えますが、所見をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは橘井堂の診療体制とシャトルバスと町営バスの運行改定についてお答えをさせていただきます。

医療法人橘井堂は令和2年4月よりシャトルバスの運行を、外部委託から法人内運用に変更され、8か月が経過したところであります。利用者数を勘案し、運行回数を5便から4便に減便するとともに、シャトルバス本来の目的に合わせ途中での乗降を中止いたしました。その後の利用状況も1日平均3人、整形外科の診療のある水曜日・金曜日が4から5人となっております。

シャトルバスを利用される方は、CT、MRI、胃カメラ等の検査を受ける方が主であり、9時40分発津和野行きと、13時発日原行きの便に偏っていると伺っております。日原診療所移転後、一般レントゲン撮影や簡易血液検査が可能となれば、さらに利用者が減少すると予測しております。

今後の利用者数の推移をみると同時に、限られた診療科の曜日のみの検討も必要であると考えておりますが、いずれにしても利用者の利便性を重点に考慮しなければならないと伺っております。

眼科診療における薬の処方については、病状が安定していることを条件として、津和野共存病院でも処方可能であります。また、町内での眼科受診についてであります、津和野共存病院においては、施設の空きスペースや機器購入など財政的な観点からも、非常勤診療科を新たに設置することは非常に困難であります。加えて、県西部における眼科医師不足は深刻であり、新たな眼科医師の確保は極めて厳しい状況であると考えております。

益田圏域においては、令和2年10月1日より13年半ぶりに益田赤十字病院の眼科が常勤となり、毎週金曜日には六日市病院へ派遣されております。医療法人橘井堂の三輪理事長及び津和野町医療・介護統括管理者である益田赤十字病院の木谷院長とも再三にわたり協議をいたしました。益田圏域において、まずはこの体制を維持することが最も重要であるとの認識であります。眼科も含め、現在益田圏域ではその他の診療科と合わせ総合的な観点から連携をし、医療体制を維持しておりますことを御理解いただきたいと存じます。

○議長（沖田 守君） はい、岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） さきの質問でも申し上げましたが、病院シャトルバスと町バスとの連携が悪いということで、町民の声を聞いておるわけでありすけれども、ここら辺はやはり少し町バスの運行時間の見直しなども必要ではないかと思っております。今後、検討していかれる予定があるのか、お尋ねをいたしたいと思っております。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 町バスのほうの変更ということでございますが、平成31年の2月から、一部このシャトルバスから診療所から日原市街地に向いての変更も行っております。そういうことで午前中に1便の増加、逆に市街地方面の病院から市街地へ向いての便を2便化するなど、いろいろそうしたことも平成31年の2月から行っておるようです。今後いろいろな町民の方々の意見を参考にしながら、地域公共交通会議等で改正に御要望があれば検討してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） はい、岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） そういう声もありましたので、またそれを検討していただきたいと思っております。来年の末には、診療所にレントゲンや血液検査の機器が整備されれば、またシャトルバスの利用も一層減ってくると思っておりますので、そうなれば、むしろ今にシャトルバス方式よりも、必要に応じて随時搬送するという、そういうスタイルのほうが適しているのではないかなとも思いますし、また、現在、眼科で内科を受診されて継続的な眼科の処方箋の薬の処方などがどれぐらいあるのか、お聞きしたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 10月末に町内の眼科医が閉院したということで、まだ1か月の月日がたっておりません。先日も病院のカンファレンス等でその状況をお聞きをしました。紹介状等は、やはり10件程度あると、ただ、直接内科の受診のときに患者さんが御相談する部分の件数は、現在把握はしていないという状況を院長から伺っております。

どうしても今の内科医等の部分が眼科等の調剤を出しているかという部分は、やはりレセプトを当たらないと、これは把握できませんので、もうしばらくその状況も分かると思っております。現在のところ、患者様にそういう状況で安定慢性期の患者様が診療してい

るということでありまして、その共存病院自体、そのことに関して苦慮しているという状況ではないということをお伝えをいたします。

○議長（沖田 守君） はい、岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 眼科が閉院になりましたが、その医師は津和野町を愛しておられ、まだ居住をしておられるということですので、長い診療生活の中でお疲れになった部分もあるのではないかと拝察をしたりするわけではありますが、何かの機会に、例えば週何日でも診てみたいというようなことがあれば、随時いろんな形で町の支援もしながら、やっていける体制も考えていただければと思いますが、今、話を聞いておりますと大体、町民の方々も益田市のほうの眼科のほうに受診されている方が多いように思います。

ただし、特に交通手段を持たない高齢者の方からは、やはり町内に眼科があればというそういう意見をよくお聞きしますので、またそういうことも継続的に、また検討していただければと思うことでもあります。

それでは、3点目の質問に移らせていただきます。

3点目は、天領畑迫・日原による観光・地域振興についてであります。

先般、笹ヶ谷銅山にNPO法人旧堀氏庭園を守り活かす会と、日原郷土史研究会が合同で現地研修を行われました。その際の映像が5日～6日にケーブルテレビで放送されました。銅山の全容は全町1キロ以上にも及び、近代産業遺産などとして整備すれば1級の観光名所になると考えます。

堀庭園もメディアで放送されたこともあり、多くの観光客が来られ、旧畑迫診療所にあるレストラン「糧」も地元産野菜料理などがとても好評で、リピーターも多くあります。

先般も訪れましたら、次から次へとお客様が来られており、予約した12時半から1時ぐらい周り、そしてその間もひっきりなしの来られるほど好評であります。そして、日原も天領として銅山経営で栄えた町でもあります。

日原歴史民俗資料館も天領に関する展示も行い、日原にぎわい創出拠点「かわべ」も天領の商家であり、高津川を望めるカフェも好評であります。銅山跡等と共に町内の二つの天領を中心とした新たな魅力を創出してはどうか。所見をお尋ねします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、天領畑迫・日原による観光地域振興についてお答えをさせていただきます。

全国的には新型コロナウイルス感染症の第3波の拡大が危惧されるころですが、津和野町の10、11月の観光入込客は復調傾向にあり、町内に営業所を構えるバス事業者も満席での運行は少ないものの、予約台数は多いとの話もお聞きしております。

堀氏庭園につきましては、10月の入場者数754人、前年比80%、11月は5,710人、前年比107%の伸びと、紅葉見物客などを中心に回復しつつあります。

日原にぎわい創出拠点「かわべ」については、従前の2から3倍の入館者数にある日原図書館を中心に、コロナ禍での施設を活用したイベント等、徐々に可能な範囲から活動を再開しているところです。

議員御指摘の笹ヶ谷・日原銅山の観光活用については、崩落・転落等の危険性やヒ素公害汚染水のその後の状況と、安全性の担保や土地権利者との調整、調査等も含め必要であることが推察されます。関係機関等と十分な協議も行い、実現性を検討していく必要があると考えております。

一方で、二つの天領と城下町を活用した展開においては、平成29年度から31年度にかけて文化芸術振興費補助金によって事業を実施いたしました。

旧畑迫病院駐車場舗装・旧堀氏庭園和楽茶屋整備、観光案内板整備、ガイド養成、津和野城跡および城下町エリアのバーチャルリアリティアプリ作成、まち歩きイベント、シンポジウム、学習会等の開催等の実績がございます。

この事業では、まさに二つの天領と城下町エリアの各拠点をつなぐことによって地域経済の活性化を図り、地域の文化財の価値を国内外に発信し、未来につなぐことを目的としており、様々な基盤整備が整ったとの認識です。

御指摘のとおり、旧畑迫病院にある「糧」、日原にぎわい創出拠点施設にあるカフェ「クレープリーいと」は、ともに利用者の評価も高く、地元住民のみならず隣県地域等からのリピーターも多いと認識しており、商工会からも限られた営業日数の中では健闘しているとの評価をいただいているところであります。

今年度、本町が取り組んでおります誘客多角化事業、シェアリングエコノミー事業等でも、電動自動車等を活用した観光の広範囲化、滞在時間の延長化を進める取組を展開しております。二つの天領をつなぐ事業は、前述の二つの事業においても想定をしており、既に実施いたしました基盤を生かしつつ、教育委員会サイドとも連携して、より効果的で持続的かつ自立性の高いモデルへと仕上げたいと考えております。

○議長（沖田 守君） はい、岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） まず「かわべ」についてであります。が、「かわべ」は実際、母屋のところも利用してみると非常におもむきがあつて、食事などで使うと非常にいい場所であります。ただ、聞いておりますと利用料が要るということで、なかなか普段使うのに、少し使いづらいという意見もあります。場合によっては、その使用目的によっては軽減措置ももう少し考えてもいいのかとも思いますが、どのようでありましょうか。

また、「クレープリーいと」は、クレープが大変好評ということですが、例えば、昼にかかるときに少し他の業者との競合とならないような形で、サンドイッチなどの軽食などもあればというような意見もありますが、そういうなことも考えておられるのか、「クレープリーいと」もあそこの高津川を見下ろせる場所でコーヒーが飲めると

いうことで、大変好評であります。やはりもう少し利用していくためには、そういうようなハードルもあるのかなと思います。所見をお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員御指摘の各施設の利用料の減免等についてでございますが、現時点では、町民の皆さんにつきましては、利用料については半額になるという形で行わせていただいております。

また、それ以外にも、あの施設を使って指定管理で運営をしていただいております「NPO法人の「にこはら」さんあたりと、お互いの中で連携をしていくと、例えば協賛というような形でNPOさんが入るといったような形の場合は、また長期的な中で柔軟に利用料についても連携をするような形で行いたいと思っております。

「あいこい文化祭」でしょうか、昨年あたりからもその辺りで一緒になって協賛という形で「にこはら」が入って行くという予定でございましたが、例のコロナによって、実際はできなかったということでございます。

今年度につきましても、様々な自主事業あたりを組んでおられたんですが、これがやはりコロナ禍の中でなかなかできないという部分で、今いろんな文化教室みたいな形を徐々にやったり、小規模なコンサートを行うとか、徐々にそういう形をとっております。

また、「クレープリーいと」のメニュー等については、経営があくまでもNPOさんのほうでございまして、あちらの自主性やある程度やっているスタッフのそこにかかる思いもかなり強いものがございます。やはりそのイメージを持って運用をしていきたいというコンセプトもかなりきっちり考えておられます。そういう部分があって、特に町外からお客様がかなり多いというふう聞いております。その辺りの魅力も感じていただいているとは思っています。

ただ、そういう声も聞いておりますので、理事会等の中でもいろいろ改善するようというふうな話も出ておるとございまして、そういったところを踏まえて、今後とも町としても関与してまいりたいというふうにおもっております。

○議長（沖田 守君） はい、岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 「かわべ」も非常に好評でありますし、また堀庭園が大変好評で、ただいまの答弁でもありましたが、前年比107%という、あれは一つには自家用車で行って、そして密にならずというようなそういう観点もあるのかなと思いますし、また、家庭が津和野産の地元野菜でバイキングをしておられるということ、そのことも大変好評なようであります。その中で、先ほどお話しましたが、笹ヶ谷銅山の、私も実際初めて見させていただきまし、これほど広大なものだとは初めて知らせていただいたわけでありまして。

今後、実現性を検討していく必要があると考えておりますということでもあります。全長1キロにも及び、例えばトロッコや小さなバギーみたいなものでずっと行くというふうなことや、場合によっては年間何回か指定して案内をするというふうな、そういう

ことを設けるということもあるでしょうし、周辺の整備ということも考えていけるということもあると思います。

いずれにしても、本当に他の近隣銅山に負けないような、そういう規模を誇るものがありますので、私は非常に可能性があると思っておりますが、この検討していく課というのは具体的には商工観光課になるのでしょうか、教育委員会になるのでしょうか。そこら辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 確かに、私もまだまだ不勉強で現場のほうを拝見したということがございませんので、想像でお話する部分があって申し訳ない部分があるんですが、観光振興で受け入れていきますと、やっぱり商工観光課がある程度イニシアティブをとる必要があるかもしれませんが、やはり史跡という部分もありありますので、当然、教育委員会とも連携をしながら状況を調査等もしながら進めていく必要があると思います。

確かに、大変面白いことだというふうに思っております。ただ、町長答弁にもございますように、いろんな部分でまだ安全性とかいろんな確保をする必要があると思いますので、そういうところも慎重に考えながら、実現性を探ってみる必要があるのかなというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） はい、岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） あそこの管理を環境生活課のほうがされておることとでありますし、また、ぜひ行政のほうも一度、中のほうがどういうふうになっておるのか、一度、環境生活課、商工観光課、教育委員会などで見ていただきながら、今後の可能性について検討していったまいたいと思うこととあります。

本当にあれだけの笹ヶ谷銅山というものがあるということ、私も初めて認識させていただき、それだけ広大なものであるということ、先般、ケーブルテレビでも放送されまして、多くの町民の方々からも、ああいうものがあつたということ、初めて知つたということ、たくさん声もいただいておりますので、ぜひ役場のほうでも見ていただきながら、今後の可能性について、そして周辺の整備について進めていっていただきたいと思うこととあります。

それでは、4点目の質問に移らさせていただきます。

コロナウイルス感染防止対策についてであります。コロナウイルス感染症の第3波が全国的に来ております。島根県は感染者が少なく、津和野町はいまだ感染者がゼロであります。これは多湿な気候もあると思います。しかし、予防に備えることは大事であり、昨今は非常に感染者がやはり冬というその密になり、そして換気が不十分になり、また乾燥というウイルスが飛びやすいそういう状況の中で感染者が激増しております。

やはり津和野町は今、感染者がゼロ人とは言え、やはり予防に努めていくということが大事であると思います。地元津和野町の研究者であります古江勉氏より、様々な資料

を提供をいただいております、その中で塩素に予防効果があるということが氏の様々な研究の中から明らかになっております。

学校や高齢者施設などでの塩うがいや歯磨きなども大きな効果があると思います。ただ、歯磨きクラスターというものも先般、生じておりましたので、やはり塩というもの、これは次亜塩酸やその塩を薄めた塩水というものの消毒効果などもあります。そういうものもやはり組み合わせるべきではないかと思っておりますし、また、町内特産の緑茶はカテキンによる殺菌作用や、免疫力を高めるビタミンも豊富であることが報道されております。納豆や麹味噌なども免疫力を高めるための効果があると考えられており、ゴマやノリ、海藻等にも免疫力を高める効果があると考えられております。

学校や高齢者施設、家庭などで塩うがいや緑茶の接種、免疫力を高める給食の提供の推進を図ってはどうか、所見をお尋ねします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、コロナウイルス感染防止対策についてお答えをさせていただきます。

御質問の学校での塩うがいや緑茶の摂取、免疫力を高める給食の提供についてですが、コロナ対策として学校ではうがい、手洗いについてこれまで実施してきております。水でのうがいであっても、ウイルスの侵入予防効果はあると言われておりますが、塩うがいについては、さらに研究を深めさせていただきたいと思っております。また、お茶についてはこれまで各々が水筒を持参して対応をしておりますので、今後も続けてまいりたいと思っております。

学校給食については、学校給食法に則り実施しております。学校給食法第2条で学校給食を実施するに当たっての7つの目標が定められておりますが、その一つに「適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること」と定められており、学校給食のメニューはこの目的に基づいて決められております。免疫力を高めることに特化したメニューの作成は難しいかと思っておりますが、バランスの取れた給食を提供することは、必然的に免疫力の向上にもなるのではないかと考えております。

また、新型コロナウイルス感染対策として、国が示しておりますマスクの着用、ソーシャルディスタンスの確保、換気の徹底、冬季間では湿度管理、そして「3密」を避けるといったことについて、学校や高齢者施設、家庭等において今後もしっかりと取り組んでいただけるよう、さらに周知をしてまいりたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 鯉ヘルペスなどにもヒノキチオールというヒノキから抽出される成分が非常に有効であったということも言われておりますし、天然のものに関しては様々な対ウイルスの効果があるものもあると思っております。やはり教育委員会や健康福祉課などで、こういう研究を重ねていって、感染防止対策をとっていただけたら

と思います。学校の先生によるクラスターや、そして生徒の間でも起こっておる、今現在、日本中で言えばおります。

やはり教育委員会としても、また健康福祉課などで高齢者施設でも、より一層この感染が拡大しておる状況の中で、様々な対応を取っていくべきではないかと思いますが、教育長の所見をお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 先ほど町長のほうから回答がありましたように、学校のほうでも予防対策については徹底をして行っております。

ただ、今から冬にどんどん、今日などは寒い日でありますけども、寒い時になってきますと、暖房と換気とのバランスというのが非常に大事な点というふうに思っております。先般も校長会等で協議をする中で、夏の間は上の上窓を開けるような形でエアコンをかけてというような授業の仕方をして、冷気は下に下がってきますので、ある程度効果があった上に換気もできるというような状況でもありましたけれども、今から冬になりますと暖房はどうしても熱が上に上がりますので、その策がなかなか取れないな点というふうな思いがしております。

文科省のほうからも、そういった冬の対策については、今までのようにずっと換気をしたままでなくても、定期的に休み時間等で窓を開けて換気をするような形で予防も可能だというような、そういった指導も下りてきておりますので、そういった対策も講じながら、特に、今年については新型コロナ対策を特に注意をしながら、しかも従来のインフルエンザあるいは風邪等の予防も考えながらという、そういったバランスを取りながらの学校運営になっていこうかなというふうに思っております。まずは手洗いとうがい、ここの徹底だけは、引き続いてやっていきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 先ほど古江勉氏のみならず、町内にもまた様々な研究を町内外にされておられる方もおられますので、教育委員会や健康福祉課もそのような意見も十分拝聴しながら、感染防止対策をとっていただき、いまだに、津和野町内が感染者ゼロということは、やはりこれは津和野町で誇ってもいいことだと思いますし、それを継続するためにも予防対策を講じていくことを切に期待をいたしまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

.....

○議長（沖田 守君） 以上で、11番、岡田克也君の質問が終わり、ここで11時5分まで休憩といたします。

午前10時58分休憩

.....

午前11時04分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。発言順序3、1番、草田吉丸君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 1番、草田吉丸でございます。それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。よろしくお願いをいたします。今回、私は1点だけ質問事項ということで提出をしております。

歴史と文化の町、そして高津川を中心とした自然豊かな町、この町に住む私たちはこれらの貴重な財産を守り、育て、活用することで未来に継承していくことが必要であると考えます。

そこで、今回は高津川周辺の整備について行政の考えをお聞きします。

平成元年9月、日原市街地に交流施設「かわべ」がオープンをいたしました。高津川を意識したネーミングであります。現在、この施設の活用について様々な事業が導入されて、検討をされているというふうに思います。この施設を今後生かしていくためには、何といたっても高津川を活用しなくてはならない、そういうふうに考えます。この施設を拠点として、高津川周辺の散策や直接河原に降りて清流に触れるなど、都会では味わえない体験、雰囲気を楽しんでもらうことが重要ではないかと思えます。そのためには、高津川周辺の環境整備が必要であるというふうに思います。

そこで、次の点についてお聞きをいたします。

1点目でございますが、開発センター跡地に日原保育園の新設が計画をされています。保育園の解体と併せて新設の建物の規模からも、空き地ができるというふうに思われますが、この空き地についてはどのように活用されるのでしょうか。

2点目でございます。日原大橋上流の国道と高津川との間は、現在、立木が生い茂り、吉賀町方面からの津和野町への玄関口としては、景観上ふさわしくない状況であるというふうに思います。ここの状況は、横幅も広く堤防のコンクリート法枠もなく、自然の形が残されております。高津川を体験するには非常によい場所であるというふうに思えます。自然を残しながら整備することで、活用範囲が広がることは十分考えられます。土地所有者の協力も得ながら県事業を主体に町事業も導入し、整備すべきであると考えますが、いかがでしょうか。

3点目でございますが、この上流にバイオマスガス化発電所が建設される計画であります。クリーンエネルギーの生産基地として期待をするものであります。進出企業が気持ちよく生産活動ができるように、また、完成後は他市町村からの視察も予想されますので、周辺の整備は必要と考えます。

位置的には、両方の山が非常に狭まっているところであります。高津川周辺の竹や立木を伐採整備することで、明るい環境を作ることができると思います。進出企業を歓迎する意味も込めて、町として整備すべきと考えますがいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、1番、草田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

高津川周辺整備についてでございます。日原山村開発センターにつきましては、現在、解体作業を行っているところでありますが、跡地には来年度の事業として日原保育園を建設したいと考えております。

現在、日原保育園の基本設計をコンサル業者に委託しており、建築面積として約600平方メートル、園庭となる部分が1,000から1,500平方メートルになると聞いております。その他、空き地となる部分につきましては、これまでの駐車場に加えて、建物の北側に5台程度、南側に10台程度の駐車場を新設し、園児の送迎、子育て支援センターの利用者、保健福祉センターやまびこで開催される会議等への参加者が利用できるようにしたいと考えております。

また、現在使用している日原保育園の解体につきましては、新しい日原保育園を建設後に、解体に有利な補助金等について県と協議しながら対応したいと考えております。

二つ目の御質問でございますが、国道187号の高津川に架かる日原大橋から上流側について、御案内のとおり立木等が生い茂り、景観上高津川の川辺としてふさわしくない状況にあると感じているところであり、併せてこのことが治水上においても影響が出る可能性も懸念しているところでございます。

御質問の河川区間において、国道から高津川のせせらぎが見え、また川辺では親水できるような水辺空間を創出することは、地域住民や津和野を訪れる人々に憩の場の提供になると信じているところであります。また、国道と河川までの土地の利用は、水辺空間を形成する上で適度な広さを有しているのではないかと考えているところであります。

自然を残しながら整備との御質問であります。整備の目的や効果、事業化できるのか、河川管理者と連携できるのかなど様々な検討をする必要があると考えております。ただいま議員から貴重な御意見をいただきましたので、先に述べましたようなことを、今後、庁内で検討していきたいと考えております。

三つ目の御質問であります。清流高津川沿いにある木質バイオマスガス化発電所の開発地は、これからの本町における林業・森林整備活動の拠点となるものと考えております。数ある自治体の中から津和野町を選択して、発電所建設のために進出していただく企業でありますし、事業開始後には、先駆的な取組であることから視察も増えるのではないかと予想しておりますので、周辺の環境整備を行っていくことは、美しい自然環境を後世に残す役割としても重要であると考えているところであります。

課題としては、周辺の森林等については所有者を明確にする必要があります。その後、所有者の承諾をいただき、事業展開を進める必要がありますので、高津川森林組合や河川管理を行う島根県などとも協議をして、情報収集を行いながら補助事業の有無なども確認し、事業展開が可能であるか検討したいと考えております。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） それでは、少し再質問をさせていただきたいと思いません。

今回、私がこの一般質問で高津川周辺整備についてということで質問をしておりますけども、範囲についてはやはり、「かわべ」からバイオマスガス化発電所の計画地であります、あそこに流れております倉谷川といいますけども、その範囲のことを、今回ちょっと私は質問をしているということでございます。

まず、開発センターの跡地についてでございますが、日原保育園の新設と併せて駐車場等で、ほとんどの土地が利用されるという回答であったというふうに思います。私は最初、少し相当な広さがあるので、空き地が残るかなというふうに思っておりましたけども、その範囲は大体利用できるということですね。

あと、保育所を解体するというので、その部分の空き地ができますが、ここについては、またいろいろ活用方法を考えていかれるんだというふうに思います。ここについては、解体等に有利な補助金なり過疎債、そういったものを使うためには、何か新しいものを作らないと対象にならんということで、そういうことを考えておられるというふうに思います。この跡地は今のところ、何か具体的に活用計画というのがあるのかどうか、これ健康福祉課だけではなしに町全体のことだというふうに思いますが、何かそういう考えがとおりかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいと思いません。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） まだ、これは庁内で全然協議をしていることではありませんので、本課のほうで答えさせていただきますが、今の山村開発センターを解体した時もそうなんですけども、県の補助事業を使っております。

それにつきましては、あとにも新たな建築物を建てるか、もしくは何も作らないのであれば、例えば防災公園とかいうのは利用できるわけなんです。そういうことを利用しながら、解体の補助金を取って解体をすることを考えないと、今の日原保育園、もう50年ぐらい経っている建物でありますし、開けてみたら、例えばとんでもない金額が解体に係るといようなこと、仮にアスベストでも出るようなことがありましたら、またそれで上積みが出てくるというように、少なくとも数千万円もしくは、多くなれば億単位の解体費がかかるのではないかと考えておりますので、それにつきましては、町長が先ほど答えておりますが、新しい保育園ができたのちに県とも協議しながら、今後、何に利用するかを含めて、今、議員が言われますように、この高津川沿いにある一番いいところありますので、有効利用を考えていきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 今後のことだというふうに思いますが、防災公園とかが大丈夫だということですので、建物を建てるにしても、そういった広場にするにしても非常にいいところありますので、きれいな整備をしていただきたい、そういうふうに思いません。

それでは、次に移りたいと思いますが、先にバイオマスガス化発電の周辺の整備についてお聞きをしたいというふうに思います。私も細かいところまで通告をしておりますでしたが、バイオマスガス化発電ということで質問をさせていただきますが、回答できればひとつお願いしたいと思いますが、今のバイオマスガス化発電所の整備の進捗状況、これどうなんでしょうか、計画どおりに進んでいるのかどうか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（桑原 正勝君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

現在のガス化発電所の建設の進捗ということでございましたが、本年度は木質バイオマスのガス化発電所の建設ではなくて、これに附随します附帯施設を町のほうで整備をするという事業を、国の事業を活用させていただいて進めていくという状況になっております。現段階では、土地の持ち主さんとの交渉が少し年度当初、時間がかかりましたので、最初の設計と管理の関係の発注までのところが少し遅れをとっております。

現在、設計のほうの手元に届いている状況になっておりますが、数値のほうの今、検討を県のほうも通じながら行っているという状況になっております。また、いろいろなところの申請の事項が多々ございまして、新たな建設のほうの、こちらのほうのバイオマスのほうの附帯施設の原木のヤード、それからチップを作りますヤード、土地の舗装等につきましての入札の手続きを、これから行っていくというような状況になっております。

木質バイオマスガス化発電所の建設につきましては、現段階で確認しております状況では、来年度の夏辺りから入りたいというようなことを伺っているという状況であります。また、流域の事業体のほうから、材を提供をきちんとできるかどうかという部分につきましては、協議会のほうを2度開催をしております、これらに向けての取組を済ませておるという状況になっております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 少し若干遅れているというような状況かなというふうに思います。順調に進むことを願っております。そして、やはりこのバイオマスガス化発電というのが建設されることによって、津和野町のまちづくりの面からも非常に大きな波及効果が上がってくるというふうに私は思うんですけども、やはりクリーンエネルギーを生産するという、このことで町のイメージアップ等にもつながってくると思いますが、農林課のほうで担当されるわけですが、そういった町のまちづくりに対して、このガス化発電所がどのような効果を出せるかというのは、その辺も何かどういうふうに思っておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（桑原 正勝君） このガス化発電所の稼働が始まりましたならば、年間6,000トンから6,500トン、現段階での協議会の中では6,000トンという位置づけであります。原木の量としましては6,000トンがこの町内あるいは流域の山から提供していただいて、これを年間を通してチップにしたものを使って、ガスを取り出して発電を行ってまいります。

事業体につきましては、これを発電につきましてはフィットにかけておりますので、中国電力への売電という形で、年間1億4,000万円程度の入りを見込んでおるといふ状況になっております。6,000トンの材を出していくという状況でありますので、山から間伐あるいは主伐という形での材を出してくるということで、山で働いていく人を少しずつ増やしていくということが必要になってくるのではないかと考えております。

事業体のほうでは大きな機械を持っておられますので、一遍に材を出すという主伐を行われるとは思いますが、津和野町のほうでは26年度から地域おこし協力隊の制度も使いながら、小さな機械を使ってという形での間伐を行っていくという状況で、定住をしていただくという方向性も取組を行っておりますので、それら両方を兼ね備えまして地域の中での産業振興については、そこで働く人たちの増加ということも出てくるのではないかとこのように考えております。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） それから、このフォレストエナジー社さんでございますが、この発電所はこの近辺にはまだないというふうに思います。秋田、和歌山、宮崎こういったところで今やっておられるようですが、本当にこの辺では珍しい発電所になるというふうに思いますので、この辺りはいろいろと情報発信ということもしていく必要があるというふうに思うんですが、その辺には何かお考えがあるかどうか、どうでしょうか。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（桑原 正勝君） 現段階でガス化の発電所を国内でやっているというところが、大変数が少ないという状況にあります。フォレストエナジー社のほうも北秋田にありますボルター社のほうのフィンランド製のエンジンを使ってという形で、国内では今、エンジンが20台を少し超えたという状況にあると伺っております。

ヨーロッパのほうでは、ガス化のこういった小さい発電のプラントのほう主流になっておまして、大型の部分については、もうフィットの適用を除外するという国の政策のほうが進んでおりますので、ガス化だけという形のものが多いように伺っております。

国内では、こうしたガス化の部分が大変少ないという状況にありますので、まずは、津和野町で行いますこの発電所が、うまく稼働していくという状況になれば、このと

ころが国内でも注目をされるというふうな状況になってきて、視察も増えるというよう
なことが考えられると考えております。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） それでは、本来の周辺の整備について、ちょっとお聞
きしたいと思いますが、あそこの位置が冒頭申しましたが、両方向から山が迫っている
ようなところであります。今、ちょうど建てる位置の国道から川のほうに向いては、立
木が茂っていたり、いろいろ竹が随分生えております。そういったことで、なかなか高
津川は見えないような状況であります。

こういうところを、少し竹を全部切るのがいいのか分かりませんが、間伐のような
形である程度は残して置くということもいいかと思いますが、何かその辺を整備するこ
とに非常に明るい感じになりますので、ここの辺りは、ぜひできれば、そこで入られる
事業体、そしてフォレストエナジー社さん、そして町と一緒に現地もできれば見ながら、
どういった整備がいいかなということも協議をされたらどうかなあというふうに思い
ます。伐採業者の方がおられるわけですから、そういった仕事の専門でありますので、
十分できるんじゃないかというふうに思いますので、その辺もよろしくお願ひしたいと
思います。

こういったことで、新設される会社にとっても町にとっても、気持ちよく働いてもら
える環境づくり、こういったことは何としても行っていただいたらというふうに思いま
す。

それから、もう1点ですが、例えば企業誘致といえは優遇制度があるというふうに思
います。今回のバイオマスガス化発電所建設については、特にそういったことは考えて
おられるかどうかということでございますが、今1点、町のほうで津和野町産業振興の
ための固定資産税の減免等に関する条例というものがありますが、こういったものが入
られる業者に適用できるのかどうかということなんですが、今、チップ工場のほうは町
が建てます。土地は町が一応、借入れでやられるというふうに思いますが、チップ工場
のほうはその上に建物も町が建てますので、このほうの固定資産というのは生じない
というふうに思いますが、フォレストエナジー社さんは建物も町の借りた土地の上に建物
を建てて、中に発電施設、これを設置されるというふうに思いますが、そうするとここ
に固定資産税というのが発生するというふうに思いますが、この辺りのところはこうい
った条例に基づいて優遇処置をされるのか、どうかその辺をお聞きしたいと思いま
す。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（桑原 正勝君） ただいまの御質問ですが、町のほうでは津和野町産業振
興のための固定資産税減免等に関する条例を作っておりますので、事業体が進出をされ
たということであれば、この条例にのっって申請を受け付けながら状況を判断して、
この中に産業振興審議会というものが設けるようになっておりますので、この審議会の

ほうに諮問を行い、そこから答申を受けて指定するかどうかという形の決定を行うという状況になっております。

なお、決定がされれば金額の投下した固定資産税額1,000万円以上、1,500万円以上、それから2,000万円以上というような段階が設けられておまして、それぞれ50%、75%、100%という率で減免を行って、投下を行った翌年度から3か年は減免の処置が講ずることができるというような規定になっております。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 本当にこの進出企業については、私は十分歓迎をするべきというふうに思いますので、そういった優遇処置等については、しっかりと講じていただけたらというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、日原大橋上流の整備についてであります。今回、私がこの一般質問を取り上げたのも、日原市街地の協議会のほうから、町に対してこれ要望書を出されているようなそういったことも聞きまして、私も取り上げさせていただきましたが、私自身も前からこの地区は、やはりきれいにするには津和野町のまちづくりにとっても大切な場所であるというふうな思いもありましたので、今回、取り上げさせていただきました。

そういったことで、私も何回かあそこに行って、現地も見たりしてきました。この場所ではありますが、市街地周辺は今、河川の法枠コンクリートで固められております。このことは当然、防災上必要なことですからいいのですが、やはり河川の景観上としては、非常に自然の姿が見られない、そういう状況に今なっております。

この日原大橋の上流ですが、開発センターのところから堤防道を行きますと、橋の上流は国道と河川の間幅も相当広いところがあります。また、コンクリートの法枠もこの辺りで終わっております。そういったことで上流は自然に高津川に降りていける、そういった地形になっております。景観的にも法枠工が設置された場所よりも、自然そのままが残っております。

現在は、立木等が、笹等が生い茂っておりますので、歩いて河原に降りるといったようなことはちょっと大変な状況ではありますが、この場所を整備することは単にこの場所だけのことでなくて、多くの私は波及効果が期待できるのではないかとこのように考えます。

幾つかをちょっと上げてみたいと思いますけども、まず、1点目は、やはり津和野町の吉賀方面からのあそこが玄関口になります。通過する人が津和野町の印象がここで非常によくすることができる場所でもあるというふうに思っております。

二つ目は、やはり「かわべ」を拠点とした高津川の新しい散策コース、そういったものにもなり得る場所であるというふうに思います。それから、また対岸は天文台があります。そして枕瀬山森林公園を控えております。ここでは、美しい森林（もり）づくり条例に沿った森林整備等もこれから行われるというふうに思いますが、ここはそれと一体となった場所でもあります。さらには、先ほど申しましたように、その上流にはバイ

オマスガス化発電所が建設をされます。本当に近隣にない発電所が建設されれば、回答にもありましたがいろんな視察の方も訪れる、そういったことも予想されます。

それから、さらに言いますと、あそこがある程度の公園的なことに整備できるとすれば、保育園あるいは小学校、中学校の生徒たちもあそこに行って、遊び場とかそういったことにも利用できるのではないかと思いますし、「星の里」の入居者の皆さんが車椅子でも行って散策できる。そういった場所にもつながってくるのではないかということ、そういったここの整備をすることで、大変大きな効果が期待できるというふうには思っております。

最初に、少し建設課長にお伺いをしたいというふうに思いますが、本当は何かの事業を入れて大々的にやれば、すごい公園ができるんかというふうに思いますが、状況的には大変、防災とかそういった面が主になっておりますので、どういかなあというふうに思っておりますが、今、国土強靱化対策ということで、いろんな、国もこれからまた5年間延長してこの事業をやるというふうに聞いておりますが、今、この国土強靱化という事業で、今、津和野町地内でやっておられるのがどういう事業をやっておられるか、そしてまた、こういった堤防の親水護岸とかそういったことが、この事業でできるのかどうか、その辺を建設課長、お聞きしたいと思えます。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（益井 仁志君） 国土強靱化についてでございますが、今、国土強靱化の事業はこれまで3年間、今年、令和2年度で終わりですけれども、引き続いてということではありますが、3年間国土強靱化事業ということで事業を進めてまいったところでございます。見ていただければ分かるんですが、今、具体的に言えば河川の掘削を頻繁に、いろいろなところでやっております。当然、今年度も今やっておるところでございますけれども、そういった国土強靱化事業につきましては県を中心に今、進めておるところでございます。

そういった事業の延長線で、先ほどのような親水護岸もできればなあという、私も期待を持っておるところでございますが、何せ国土強靱化ということですので、防災・減災を中心に進めている事業でございますして、なかなか、じゃ、親水空間まで、例えばこの地区が例えば断面が少ないとか、河川断面が少ないとか、それをクリアしていないとかそういったような護岸工事も必要だという事業であるならば、これは国土強靱化事業に乗ってくるのではないかなあというふうに思っておるところでありますけれども、なかなかこの親水空間の整備ということになると非常に難しいかなと。

これも、河川を触るわけですので県の事業中心になってくるわけですけれども、そこら辺はちょっと感じておるところでございます。引き続いて、この国土強靱化の事業につきましては、県のほうにもあるいは国のほうにも、しっかり要望をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 国土強靱化等で、なかなかこういった親水公園等を取り上げるのはちょっとハードルが高いのかなというふうに思いますが、少し私は調べてみまして、こういったところで一番ふさわしい事業が、ふるさとの川整備事業というのがやられております。これは津和野地域で合併前にやっておられます、大橋の辺りのところの関係であります。多分、平成元年ぐらいにこれ承認を受けて、平成9年ぐらいに完成したんじゃないかというふうに思いますが、こういった事業がもしあれば、非常にいいかなというふうには思っておりますが、現在、この事業が本当に国としてやられているのかどうか、その辺も私、十分調べておりませんが、そういった事業もいいなというふうには思っております。

また、近辺では吉賀町辺りは、真田地区で正国公園とかちゅうのが、国道から行けば右側にあります。そこなんか非常に川のほうは自然の石で積んで、河原に降りられるような状況になっておまして、そして、上の平らなところは芝生の広場になっておたり、ちょっとしたあずまや、そういったものができているというようなところもあります。それから下にくだって大野原運動公園、そこら辺りも非常に整備されております。ああいった事業が今、十分あるのかどうか分かりませんが、そういった事業を取り入れられるとすれば、非常にいいかなというふうに感じております。

これも町がどういう、ここを考えていくかということが、まず一番大事でありますので、そういった建設課においても、そういった何かいい事業があるのかどうか、また県とぜひ協議をしてみたいなとそういうふうに思います。

ここについては、そういったことで私はいろんなことでいい効果が出る場所であるというふうに思っております。観光面あるいはまちづくりの面でもあると思いますが、少し観光担当の商工観光課長、そして、まちづくりの関係のつわの暮らし推進課長、何かこのことで感想等でもありましたら、お願いしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員御指摘の高津川の「かわべ」という部分でございますが、おっしゃっていただきましたように「かわべ」につきましては、まさに高津川とともにあるということが大きなコンセプトということになっていると思います。

このことの発端が、やはりより冬にいいところで本が読めるところがないかというようなことで、ワークショップをやりながら出てきた図書館があそこにあるということから始まっております。さらには私も随分若いころだったと思いますが、夏場になると都会から帰られたお母さんに小さなお子さんを連れて、あの旭橋の下で水遊びをしておったというようなこともございまして、まさにあの雰囲気がとてもいいものであって、全国でも一級河川の河原で、それも国道から見えるようなところで水遊びができるようなところというのは、そうそうないだろうというふうに思っております。

そういった部分についても、NPOさん、今年はこういうコロナ禍のもとなかなか実現まで至りませんでした。来年度以降の中では、ぜひとも高津川と「かわべ」を絡め

た活動というものについて、何らかのアクションを起こしていただきたいという思いは、町のほうからもお伝えをしているところでございまして、ともに一緒になって考えていけたらというふうに思っております。

また、議員のおっしゃった枕瀬、日原大橋から上流部分までも大変潜在力を持っているというふうに思っております。これもまた若いころですが、私ごとでございまして、我が家に都会から遊びに来た、関西から遊びに来た甥っ子あたりが、「おじちゃんところで鮎と一緒に泳いだ」というようなことを、いまだに大きくなっても申しております、私は鮎ではないとは思っているんですけど、そういったことを言うぐらいに、やっぱりすごく小さい頃に印象に残っておるといふふうに思っております。

本当にあそこで水遊びを随分、山口からスーパーのお客様をお連れしたバスが何台も来て、水遊びをするということもかつてやったこともございまして、何かまたああいう形ができれば、ただ、いささか不幸な事件等、水難事件等もございましたので、そういった安全性も確保をしながらということになると思います。

ただ、そこをやる上では、やはり誰がやるかということが一つ大きな問題となってくると思われますので、そういった部分が、今後、調整しながら可能であれば、小さなところかもしれませんが、何らかの動きも初めてまいりたいというふうに思っておりますので、将来的にも何かそういう動きの中で整備が進むものであれば、一緒になっていろいろ考えられるのではないのかなというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 議員おっしゃられたように、日原地区の三つの上側の地区から町に対して要望が上がってきたというのは、私も承知しております。今後、先ほど建設課長が申しましたが、いろいろな事業等を導入して、この国道整備というか、その下の高津川の美しい景観を作る事業が完成すれば、当然、そこに住む住民の方々も非常に高い関心を示すであろうというふうに私も思っております。

つわの暮らし推進課としましたら、そういうハード整備ができました後に、そういうところの利活用等を、例えば、まちづくり委員会等を通じて事業提案等をいただければ、積極的にそうしたことに関しては協力していきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 現地も十分確認されていないときに、ちょっと質問をしまして回答が難しかったかと思いますが、ありがとうございました。

最後に、このことについて、町長にぜひお聞きしたいと思いますが、まずこの場所がありますが、今後のまちづくりにとって重要な場所であるかどうか、その辺を現地をやっぱり見ていただいて、関係する担当課を交えて、ぜひ協議を持っていただきたいというふうには思います。そのときにやっぱり日原市街地の皆さん、あるいは近隣の対岸の枕瀬の地域の皆さんも、ここの整備をすることを非常に望んでおられる。このことは間

違うというふうに思いますので、そういったことも胸に置いていただいて、そういった協議をできるだけしていただきたい、そういうことを思っております。

やはりそうはいつでも、この補助事業とか取り入れると相当な時間数も必要になりますので、なかなかすぐというわけにはいかないというふうに思います。当面、土地の所有者の方の協力もいただきながら、今、茂っている立木を伐採するとか、あるいは竹、笹等を伐採してやるだけでも随分違ってくると思うんですよ。そういったことなら、そんなに負担がかからなくても私はできるというふうに思いますので、その辺も検討をしていただきたいということ。

それから、何にしましても、まず、町長をはじめ、関係課の方がこの場所に関心を持ってもらう。ここを最初にやっていただきたい。そこがスタートだというふうに思いますので、そういうふうに思っているところがございますが、全体を通しまして町長の思いをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 議員からいろいろと御指摘をいただいているように、この枕瀬地区に、このたびバイオマス施設ができる。そしてその下流のほうには、また「かわべ」が既にオープンをしているというところでもあります。それまでの間の空間というところにおいて、開発センターが今回、解体をして日原保育園ができるわけでもあります。そして、現行の日原保育園の跡地を今後またどうしていくのかということがございます。

そして、中心市街地の自治会のほうから、そういう親水広場というような要望もいただいているということもございます。そういう空間というものを一体的にどう整備していくかということでありまして、当然、この高津川のあのエリアのすばらしさというのは、過去の歴史においても、先ほど商工観光課長が言ったように、子供が触れ合う場所でもあったりというものでもあって、非常に私自身もすばらしい場所なんだということを実感もしてまいりました。

それもあったからこそ、いち早く「かわべ」のほうも整備をして、まずは親水の一つの拠点を作ろうじゃないかというのが狙いでもあったということでもありまして、そこに今度、バイオマス施設も追加でできてくるということでもあります。ただ、全てを一体的に整備していくということになると、莫大な予算がかかるということでもありますので、現実的にそこをどう解決をしていくかということでもあります。

実際、自治会から要望をいただきました川の整備、国庫事業等でもいいものがないかというのを、これまでも調査をしてきておりますけれども、例えば道の駅の「シルクウェイにちはら」の親水公園なんかもどういう経緯だったのかと調べてみましたし、先ほど御指摘いただいた吉賀町のケースも調べさせていただきましたが、なかなか今はそういういい制度がないというような状況でございますから。

しかしながら、やはり国等の事業を積極的に導入してこそ、ハード整備は進んでいくという思いがありますから、今後もいろいろな場面で気に留めていきながら国のほうに

もアンテナを張っていきたいと思いますし、まして、こちら側から特に今、地球環境問題、寺戸議員からも質問をいただきましたけれども、国のほうはそういう部分を相当これから力を入れていこうということを伺いますので、そういう部分に訴えながら、こういう河川整備などのようなものが補助事業として作っていただけるような働きかけというのもしていく必要があるだろうというふうにも思っております。だからこそ、寺戸議員の御質問にもお答えしたように、まず、町としての研究を深めて、そしてSDGsをどう進めていくかということの町の理念を、まず作る必要があるだろうというふうにも思っているところであります。

そういうものがあって、その中の一つ一つにバイオマスがあったり、また高津川を守るという「かわべ」の取組があったり、そういうもので位置づけられていくことで津和野町としてのSDGsの取組というのが進んでいく。それをまた訴えかけることによって、国のほうにも、このSDGsを進めていく中での新しい補助制度というものを、これは今、津和野町だけが取り組んでいるわけではありませんので、全国の自治体、そういう一緒になって取り組もうという方々とも力を合わせて、いわゆる国の補助事業というものを創設していただくということを、これはまさに私の町長としての、政治家としての仕事でもあるかと思っておりますが、そういう考え方の下で進めていきたいというふうにも思っております。

そして、そういう中でもできることから一つ一つという思いも当然、持っているところであります。先ほど御指摘をいただきました国土強靱化の事業であります。これまで3年間で7兆円という非常に大きな国のほうでは事業をつけていただきました。その影響で町のほうも島根県にお願いしておりました様々な河川の整備が、河床掘削中心に一気に行っていたという現状がございます。島根県いわく、前にもお話したかもしれませんが、今年度は今までの8年分事業費がついたということでありまして、非常にありがたいことだと思っております。

我々としては、これが今年度で終わりでありましたから、何とか継続をということで、津和野町だけではなく全国の自治体が一緒になって、この延長をお願いしてきた経過がありますが、先日のニュースでも総理の指示で、5年で15兆円という、本当に大規模な継続が行われるということで、大変ありがたく思っているところでありますが、また、今後もそういうものが実現してくれば、河川整備というものを町内のほうでも進めていただけるんじゃないかという期待をしておりますので、そういうものをうまく使いながら河床の補修をしていただいている伐採等々は、やっていけるんじゃないかというふうにも考えているところでございます。

そのほかにも、また様々なそういう国・県の事業も導入しながら、できることからやっていきたくとも思っておりますし、併せてソフト面においても「かわべ」を運営していただいておりますNPO法人等とも連携をして、そしてまた、そういう「かわべ」を作ったことで日原支部、漁協のそうした方々も、今、例えば網漁の漁期を少し早めたい

というそういう動きもしていただきまして、町も一緒になって漁協から県にお願いをして、その漁期を早めていただいたと、そのことで「かわべ」でのイベントが、また高津川の漁を使ってやれるんじゃないかということで、実現しようとしているというところでもあります。

そういうふうに民間のほうでも、いろんな取組が進んできておりますから、そういうものと一体になりながらハード・ソフト両面から、この高津川を生かした、そしてエリアの整備も進めていきたいというふうに思っております。

言い出すと、とりとめのない話ばかりになっておりますが、言いたいことはたくさんあるわけでありますが、そもそも私の出発点ということでもないですが、日本遺産が認定いただいて100枚の絵の中に「枕瀬の渡し場」というのがあって、非常にいい絵でございまして好きな絵の一枚でもございまして。日原地区はそういう意味では100枚の絵の中に数は少ないですけれども、私の地元の鮎が、香魚が「左燈の香魚」ということで出ておったりとか、雄滝、雌滝が出ていたりだとかそういう部分でありまして、高津川とともにそういうセットの中で、この日本遺産せっかく認定いただいたので、日原地区のいろいろな地域づくりも使っていきたいなという思いの中に、この高津川というのは非常に関連性があるというふうにも思っているところでもあります。

そういう面から、十分なお答えにはならなかったかもしれませんが、しっかりまさに住民の皆さんと力を合わせた形で取り組んでいきたいと、それが岡田議員の御質問にもいただいた定住というところの、いわゆるまずは住民の満足度を上げていくということをお答えをしておりますが、そこへもつながっていく具体的な、また取組にもなるんだろうというふうにも思っているところでもあります。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 下森町長も毎日通勤されるのに、あそこは通られるというふうに思いますので、一つ今後、ちょっと注目して見ていただいたらなというふうに思います。本当にコロナ禍の中で行政も大変な状況だというふうに思います。今このことに集中して、町民一体となって感染予防、そして経済回復に努めていく必要があるというふうに考えます。コロナがある程度収束をして、経済状況も回復時期になれば、今日、申し上げましたようなことも、ぜひ新しい事業展開にも取り組んでいただきたいというところでもあります。

それでは、以上で私の一般質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、1番、草田吉丸君の質問が終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会といたします。

大変、御苦勞でありました。

午前 11 時 57 分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

令和2年 第9回（定例）津 和 野 町 議 会 会 議 録（第3日）

令和2年12月15日（火曜日）

議事日程（第3号）

令和2年12月15日 午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

出席議員（12名）

1番 草田 吉丸君	2番 米澤 宏文君
3番 川田 剛君	4番 道信 俊昭君
5番 板垣 敬司君	6番 丁 泰仁君
7番 御手洗 剛君	8番 三浦 英治君
9番 寺戸 昌子君	10番 後山 幸次君
11番 岡田 克也君	12番 沖田 守君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 福田 浩文君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	世良 清美君	総務財政課長	岩本 要二君
税務住民課長	山本 慎吾君		
つわの暮らし推進課長			宮内 秀和君
健康福祉課長	土井 泰一君	医療対策課長	下森 定君
農林課長	桑原 正勝君	商工観光課長	藤山 宏君
環境生活課長	清水 浩志君	建設課長	益井 仁志君
教育次長	齋藤 道夫君	会計管理者	青木早知枝君

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。引き続きのお出かけありがとうございます。ただいまから、3日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は全員の12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、11番、岡田克也君、1番、草田吉丸君を指名します。

日程第2. 一般質問

○議長（沖田 守君） 日程第2、一般質問。

昨日に引き続いて、順次発言を許します。発言順序4、5番、板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） おはようございます。

それでは、12月定例会一般質問を行いたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

最初に、第2期まち・ひと・しごと総合戦略が、創生の総合戦略が3月に制定され、いよいよスタートしておりますが、これに関連して、第1期の総合戦略で取り組まれた事業で数値目標を達成したもの、またそうでなかったものはどのようなものがあったのか。さらに平成31年度において継続された事業、そして新規で取り組まれた事業の進捗はどのような実績であったか。

特に今回は平成29年度から取り組まれてきました農商工連携における事業、地域商社での運営実績についてはどうであったか。有機農産物の生産・加工・販売等の取り組みの状況はどうであったか。そのようなことをお聞きしたいと思います。

そして、第2期総合戦略に掲げられている5つの基本目標に対する今年度の主な事業と交付金の配分はどのようなものであったか。

部署を横断した推進体制とあるが、プロジェクト推進会議等のメンバーはどのようなメンバーで、検証は、そしてどのような頻度で実施されているのか。

また、この総合戦略を推進するにあたって住民協働での体制づくりとあるが、説明会や町政座談会等を通じて、事業の周知と住民参加を呼びかけるべきと考えますが、いかがでございでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 皆さん、おはようございます、それでは5番、板垣議員の御質問にお答えをさせていただきます。

第2期まち・ひと・しごと、創生総合戦略についてでございます。

第1期まち・ひと・しごと創生津和野町総合戦略につきましては、平成28年1月に策定し、平成31年度までを対象期間として取り組んできたところでございます。

この総合戦略を効果的かつ着実に実施するために、5つの基本目標における数値目標を設定しておりますが、数値目標の状況におきましては、雇用創出及び就業、町外への転出者数と町外からの転入者数の差、合計特殊出生率、現在の生活に不満を感じていない人の割合については目標に対して未達成であり、起業・創業者数については達成、小中学生を対象としたふるさと意識調査の結果については一部達成しております。

30歳以上、50歳未満の未婚率の抑制につきましては、今年度実施した国勢調査の結果によることとなります。また、重要業績評価指数につきましては、43指標中、19指標において達成しており、24指標が未達成のままとなっております。

次に、平成31年度の継続・新規事業の進捗についてであります。総合戦略に位置づけられた自主的・主体的で先導的な事業の実施に対して交付、補助率2分の1でございますが、される地方創生推進交付金につきましては、町単独事業として津和野町農商工連携による特産品拡大事業、広域連携事業として、山口県央連携都市圏域「山口ゆめ回廊」で育む観光圏域づくり、学校を核とした官民協働による地方創生プロジェクトがございます。事業効果といたしましては、3事業とも地方創生に効果があったとの評価になっております。

議員御指摘の農商工連携における地域商社での運営実態及び有機農産物の生産・加工・販売の取り組み状況についてですが、地域商社まるごと津和野は平成31年4月に立ち上がり、今年の4月で1年間の運営を終えたところであります。オンラインでの買い物ができるようECサイトの立ち上げ、月に2度季節に野菜や加工品の詰め合わせを発送する定期便などのサービスの提供を行ってきました。また、津和野町東京事務所と連携し、津和野町東京事務所への青果や加工品の発送や、にはんばし島根館への商品発送を行ってまいりました。

今般の新型コロナウイルスの影響により、津和野町の特産でもある山菜の市場価格が下落した際には、JAより商品を買上げ、文京区内の飲食店への卸やECサイトでの販売も行いました。町内の農産物や加工品、特産品を町外へ販売を行っていく地産外商の核として、商品の集荷方法や販売の方法について、新しい手法を検討し、さらなる売上げの増加を目指し、町内農家の所得向上へ寄与していきたいと考えております。

有機農産物についても、農商工連携事業の中で土づくり講習会や有機農業勉強会を開催し、町内若手農家を中心に多くの参加がありました。この講習会を機に、経営の全てを有機農法の切り替えた農家はおられないものの、排水対策や施肥方法について興味を持っていただき、実践しておられる農家もおります。販売面については、集落支援員の活動等により、販路拡大に向けた取り組みを行っているところであります。

第2期総合戦略につきましては、今年3月に策定し、令和6年度までの5年間の対象期間として取り組んでいるところでございます。主な事業としましては、第1期からの継続事業に加え、新たな事業としてIT企業を中心とした企業誘致のための拠点整備の支援や特定地域づくり事業協同組合の設立による担い手確保、有機農業の推進などが挙げられます。

今年度の地方創生推進交付金の対象事業としましては、山口県央連携都市圏域「山口ゆめ回廊」で育む観光圏域づくり、学校を核とした官民協働による地方創生プロジェクトの2事業となっております。国の補助は2分の1でございます。

総合戦略に位置づけた業務を行う上では、担当課のみならず関係部署との連携を図りながら、総合的に人口減少対策に向けた取り組みを行っているところでございます。総合戦略の効果検証に際しては、行政だけでなく住民代表及び産・官・学・金・金融でございます。それから労、労働者、言、マスコミの分野の18名の委員の構成による検証

委員会を年に1回開催し、その場には各担当課も同席し、事業の課題や方向性、改善点等について説明をした上で、施策の効果について検証を行っていただいております。その検証結果につきましては、町のホームページや広報で公表しているところであります。

この総合戦略を効果的・効率的に推進していくためには、行政だけでなく、住民をはじめ各分野の関係者等との協働による取組が必要不可欠であります。議員御指摘の説明会や町政座談会等による住民等への周知や参加の呼びかけにつきましては、各担当課とも協議の上、検討してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） ちょっと2番目の質問に入る前に、私の勘違いではないかと思うので、ちょっと確認しておきたいと思っておりますけれども、まず第1期、28年から取り組まれた事業としては、見守りと買い物支援事業、アクティブシニア層活躍事業という名称であったかと思いますが、それと日原にぎわい創出拠点づくり事業、そしてIT人材スキルアップ事業ということで、3つの事業でスタートして、さらに平成29年から先ほどの農商工連携による特産品拡大事業が加わったと承知しております。

そこで、今回農商工連携が31年度で3年目を終えたということで、このことについて少し掘り下げてみたいと思っておりますが、私が一農家の立場でありながらも、この農商工連携についてなかなか日々の動きが見えない。こういう事業をもっと知るべきではあるかと思っておりますけれども、現在、この事業の関係している農家なのか、法人なのか分かりませんが、そういう方々というものは、どういう形で連携として加わり、それはどういう呼びかけの下に集まっておられるのか、その辺について実態をお聞かせをいただきたい。

そして、先般の東京事務所の報告の中にもありましたが、月2回の野菜、加工品の詰め合わせ等の発送をしておられるようでございますが、これに対する相手側の顧客数といえますか、何人くらいの方に定期的にそのようなものを送っておられるのか。そして、その係る経費というものはどのような経費がかかり、最終的に出された生産者なり、加工業者なりには手元にどの程度のものが生産額として支払われているのか、その辺について少しお聞かせをいただきたいなと思っております。

それから、農産物の加工処理施設ということで、なごみの里の近くにありますが、ここでいろんな試作なり商品開発、加工品の開発等に努めておられることは垣間見ておりますけれども、この辺の中からさらにCASの冷凍施設を利用しながらも、この詰め合わせセットを、特産品拡大事業等にどれだけのものがうまく活用され、利用されているのか、その辺についてお聞かせをいただきたい。

さらに、最後にこれらの農商工連携事業に関わっている地域おこし協力隊員、もしくは集落支援員の方々の配置、そしてそれらの身分、どのようになっているのか、もう一度私の理解を深めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） 板垣さん、担当課長は誰を指名するかね。農林課長。

○農林課長（桑原 正勝君） ただいま、農商工連携と関係の事業につきましての御質問を多々いただいたところであります。

農商工連携につきましては、29年度から3か年間を行っておりまして、31年度という形の集計を見たところではありますが、ハード事業とソフト事業と合わせて行っておりますが、31年度のところの部分につきましては、31年度の部分につきましては日原のシルクウェイのほうの売り場の改修を行って、これで両方の道の駅の改修が終わったという状況になっております。町内の業者さんのほうを通じまして、地域商社が立ち上がっておりますので、ファームディングベースの中に地域商社まるごと津和野という形で立ち上がりが行われまして、その中での集約をして、地域の中で商品を集めてくるという形になっております。

商品につきましては、農家さんのほう多々ございますが、それらのところの部会等も含めまして、集めてきているというようなことを伺っております。地域商社におきましては、東京方面におきましては毎週月曜日に町内の野菜等を中心としたものを発送しております。東京事務所で扱っていただく、あるいは文京区内のこれを飲食店のほうに出していくというような取組を一つ行っております。また、毎月2回まるごと津和野定期便という形で、これは東京だけではなく、全国への発送という形のものも取り扱いを行っているという状況になっております。

続きまして、有機農業の関係もございましたが、有機農業の部分で現在取組を行っております方は13名の方がおられるという状況になっております。このうちの5名の方の作物につきましては、これらの東京への出荷あるいはまるごとツアーの定期便という形での全国への発送等にも使わせていただいておりますという状況になっております。

ただし、有機農法という形での完全に有機農法を、有機農法という形での栽培を行ったという状況の方はおられません。有機JASの認定を受けていないという状況でありますので、栽培にあたっては農薬を使わずに栽培をしておりますというような表示を行っている出荷という形に現在のところはとどまっているということ伺っております。

それから、そのほかの加工品であります。現在、ネットのほうでの販売ということで、eコマースという形でのECサイトという形のを立ち上げておりますが、この中には37品目が現在取り扱いをされているという状況になっておりまして、これらの中での皆さんが選択をされて注文されるという形で、商社のほうが取扱いを行って来るといって状況になっているということ伺っております。

商社のほうの、大変申し訳ないんですが、売上げの状況等についての部分を資料をちょっと確認ができておりません。仕入額、それから販売手数料、送料等につきましてはの差し引きをしたものの残りが町内農業者さんのほうに渡るといって形になるんですが、これらの細かな数字についてはちょっと資料が今手元にございません。申し訳ございません。以上であります。

もう一つありました。CASにつきましたですが、CAS冷凍につきましたも、37品目の中にツガニ部分、あるいはアユの部分というようなものが入っておりまして、これらを取り扱いをしております。地域商社まるごと津和野につきましたは、ファンディングベースのほうがこれを持っておりまして、協力隊の1名が配属になっておりまして、これが活動を現在しております、来年4月末までが任期というような状況に現在になっております。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） いろいろ直接顧客の方とふるさと便のような形で送る、非常にきめ細かい対応だと思うんですけども、やっぱり普通の、普通のというのか、一般的な慣例でつくられた野菜を、重量野菜を贈るというのでは中々採算的にはどうなのかな、何か特徴のある先ほどのような有機的なもの、そして津和野ならではの野菜、特産品というようなものがあって、当然だと思いますけども、このことについてやっぱり小さなもの、少量でも生産者数というものがそれをカバーするというので、特定の人にそれを生産を担ってもらおうというのではなくて、高齢化でありながらも少しでも自家野菜のちょっと毛が生えたような形で、誰もがちいとずつ特徴のある野菜、特産品を作ることによって、地域のこの高齢化社会の中で生きるすべになるのではないかと、そのようなことが町の取組として評価されるのではないのでしょうか。

有機農業という極めて手間暇かかることですから、お年寄りには少し難しい部分もあるかと思いますが、やっぱりこの事業は続けていく上では多くの生産者、その方々の理解の下で進めるべきだと思います。そのことが津和野らしいということになるのではないかなと私は思うんですが、ちょっとその取組自体が私自身というか、ほかの方にもどのように伝わっているか分かりませんが、もっともっと広く事業の全体のスキムというか、そういうものをお知らせし、地元に出かけて生産者の方と膝詰めしながらもこういう形で協力してもらえないだろうか、そのようなきめ細かい対応がこの事業の成否につながるのではないかと私は考えておりますので、今後、ぜひそのような対応ができればありがたいなと思っております。

それと、現在はファンディングベースで3年の任期をもって一人の方がこのまるごと津和野マルシェですか、そういう形で箱詰めから流通等一手に引き受けておられるのか分かりませんが、こういう形がわずかな量でその方がどれだけの事業をこなすことによってその人の人件費相当額が捻出されるのか、そんなことを考えますと事業の継続のためにやはり大きな課題があるのではないかな常々考えておりますが、その辺について今後のやっぱり体制、全体の作る側、流通を担う側、その辺の体制が大変貴重な大事になってくるものと考えますけども、どなたにっていうて私が指名するわけではありませんが、つわの暮らし推進課長がその任にあるのではないかなと考えておりますが、いかがでございましょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 今の地域商社関連でございますが、今後の体制ということですが、つわの暮らし推進課としても地域おこし協力隊等は我々どもの課で担当しております。地域商社にも今、農林課長のほうから説明しましたように、1名地域おこし協力隊員が配属されて活動しております。

つわの暮らし推進課としてはなかなか直接的にその地域商社に関わるわけはございませんが、昨年度まで私、東京事務所のほうでその流通面をサポートしておりましたので、そういう観点から申し上げますと、非常にやっぱり流通コストがかかり、議員おっしゃるように津和野野菜の特徴といいますか、そうしたものがなかなか首都圏の消費者の方々に伝わりにくかったという、私自身の体験もございます。そうした中、ワサビですとか、山菜ですとか、そういうふうになかなか首都圏でもなかなか手に入りにくいものですね。そうしたものについては非常に希少価値もあり、物の品質なんかも認めていただいたというふう感じております。

地域商社の今後の方向性といいますとか、今後の在り方みたいなものについては、農林課とも協議しながら進めていかなければならないと考えておりますが、事業の採算性ですとか、継続性、それからいわゆる農家の方々との特徴づくりといいますか、そうしたことに関しては議員おっしゃるように農家の方々と膝を詰めて話すのも今後必要だろうというふうには考えております。

つわの暮らし推進課としましたら、そうしたところに機能的に、効果的に、地域おこし協力隊等が配置がされるように、またその協力隊員の効果なども検証してまいりたいというふう考えております。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 意欲を持って集落支援員の皆さん方が頑張っておられる姿は承知しておりますが、この仕事がやっぱり任期と仕事の成果とかが連動していませんので、そのまま即自立、継続ということにはなりづらい部分があるというように感じておりますので、その辺について十分配慮をしていただきながら、彼らの将来をある程度は方向づけをきちんとしていただけたらありがたいなと思っております。

次に、ITという関係で非常に町長が1期の総合戦略のときから、IT産業をもって新しい津和野の重厚長大産業ではなかなか誘致企業も難しいので、田舎ならではの企業誘致ということになれば、このFTTHのソーラーを早急に整備して環境整備することが大切だということで、いろいろな企業に働きかけをして、今日まで2社ですか、ここへ誘致というか、入られた。そして、もうかれこれ七、八年になって大変ありがたいなと感じておりますが、このIT関連についても総合戦略中で相当な経費を投じて今日まで来て、これは当初からの取組ですので、既に30年度で総合戦略の交付金としての使途については終わっているのかなと私は思っていますが、これまでの投じた交付金の事業では毎年人材育成という形でのソフト的なことで2,500万、2,500万、500万というような形での委託料の下で、某企業にお願いし、研修会等も重

ねられたかなと思いますけども、私は当初、この企業にIT関連の職業訓練校的なものが事業として開始されるんだと、私はそのように思っておりまして、今でもそのような企業がソフト事業として委託料ではない何かをもって、研修施設というか、職業訓練校的な事業も展開しておられるのかどうか、その辺についてちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） まち・ひと・しごと総合戦略の中でのいわゆる企業誘致のためのIT人材スキルアップの関連でございますが、議員おっしゃるように昨年度で一応事業的には終了しております。これまでITスキルを磨くということ、町内の各業者の方々ですとか、町民の方々に対して研修会等も行っていました。

ただ、職業訓練校的な意味合いと申しますか、そうしたことへの発展というのは今のところちょっとございませんが、継続してこの地方創生事業等がなくなった今も、町内の方々を中心に誘致企業さんを中心としたそういう研修会等を開催しております。着実にそうした誘致企業への就職も実現しております、目標値にはまだ至っておりませんが、今20名の方がその誘致企業で働いていらっしゃるということも事実としてございます。

そういう中で、今後そうしたITスキルを磨くような町民の方々への学習機会、そういうのをその誘致企業と協力しながら、今後もそうした機会創出には努力してまいりたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 第2期として引き続き、引き続きというか、継続に加えて新たな事業としてIT企業を中心とした企業誘致のための拠点整備と、そしてその支援、そのようなことで答弁いただいておりますが、拠点支援、それに関連しているかなと思うんですが、実はある個人の方からたまたま我が家のような田舎のほうへ移り住まわれた方がおられまして、その方々の生活はどうされるのかなというてお聞きしますと、結構インターネットを利用して仕事が少しではあるけどもあるんですよという話を伺いました。

そういうものがあるんですかということで、どんなことをしているんですかというたら、なにかインターネットで投資というようなことで、投資を媒体するというんでしょうか、投資をしたりメルカルとかいうこと、言葉を私は聞きますが、どういうものか私は分かりませんが、メルカルとか仮想通貨とかそういうことで自分はインターネットの回線を利用して、この田舎で幾らか糧を得てるという話を聞きました。

ただ、今の状況は十分に機能していなくて、若干不都合というか、タイムラグというか非常に若干不便さを感じておられまして、また分かりづらい言葉ですが、経費の面からしてエキサイトモバイルとか何とかそういうようなものは今現象をやることで、今のこの現在サンネットを利用した回線を利用すると固定費がかかって、実質的な利益につ

ならないというか、つながりにくいというようなことで、その辺が若干、個人的なことを私にも聞かせていただいております。

この際、どういうことで今質問しているかということですが、今最初の答弁にありましたように、企業誘致のために拠点整備、どこかの場所をやるんでなくて、個人が何かをやりたい、今どういうことで不都合があるんで、こういうことに変えていただけるならば、もっと私は利便性が上がってここでの定住がしやすい、そういうものにやっばり企業誘致という観点よりは個人の仕事ができるという現実があるわけですから、その現実を、利便性を高めてあげられるような工夫ができないものかと、そのように考えておるところでございます。

ちょっと質問にはなりません、ちょっとその辺についてどなたか見識がある方は現状はこうなっておるで、そのじゃあその人の思いはこういう形でかなえてあげられそうですよというような答えがあれば。お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 拠点整備という意味については、今企業誘致の2社ともいろいろ相談をしながら進めておるところでございます。ただ、議員がおっしゃるようにやっばり個人がいろいろネット環境を利用して、それでいろいろなビジネスに結びつけると、そういう環境をつくるのが定住にもつながるんじゃないかというようなお話ですが、先日もあるIターン希望者が、これは御夫婦で子供が二人いらっしゃる御家庭でございますが、僕も御主人の職業を聞いてみましたところ、ネットでのアパレル関係の商売をしているということでございました。

我々どもの町はF T T Hが完了しておりますので、そのことを申し上げましたところ、非常にそこの辺も気に入っていただいております。今もう家を1軒ほぼ決めたところでございますして、今町内どこにいてもF T T Hの環境があるというのは非常に有効性が高いというふうに言っております。

そういった意味でも、それはたまたま我々つわの暮らし推進課として御対応させていただいた御家族でございますが、これもそういう議員おっしゃるように、そういうネットの環境が個人のビジネスに非常に有効利用しているというのが、今後もこれはアピールしていける材料になるなというふうに感じておるところでございます。お話にありましたエキサイトモバイルですとか、今サンネット固定費が高く感じるというような辺りについては、私もちょっと今初めてお聞きしたような名前でもございますので、考えていかなきゃいけないと思っております。

ただ、サンネット日原のほうも今度、来月ですか、いわゆるネットの通信環境の料金設定を今やりかえております。そうしたことも、利便性を高める一助になるんじゃないかなというふうに考えておりますので、また決まり次第、皆様方に御案内をしたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） ありがとうございます。この件に関しては、最後にこういうものが出ていますよね。こういうものがダイジェスト版は各家庭に配られていると思うんですよ。違いますかね。配られていると思うんですが、ただ配ってこれを見て、目標なり数値ということで、これをやっぱり説明する機会が、そして現状こうだから皆さん方もしっかり耳をかしていただいて、協力できることは協力してくださいよ。やっぱり住民協働というものは、相対に交えて、時間がどうだこうだということよりも、その必要性を感じておりますが、町長は今日まで行政主導での町政座談会等は私はなかったかに思いますけども、これからもどういう形でこの総合戦略を進めていく上での手法として、何か従来どおりなのか、もっとこうして踏み込んだ形で住民との協働のために時間をさくのか、その辺についての所見をお伺いしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 住民協働というのは、まちづくりの根幹に関わるところでございまして、どう推進していくかというのは我々のほうといたしましても様々な今取組もしてきたというところであります。

特に、町政座談会というのは御指摘のように地域のほうからこういうことをやりたいという御要望があったときに、参加をさせていただくというようなことでありますとか、あるいは地域という縛りではなくて、商工業であったりとかあるいは教育の分野の団体であったりとか、あるいは社会福祉協議会の団体であったりとか、そういうところから町長との意見交換会をしたいという申し出があったときにも、積極的に参加をさせていただいて、意見交換をさせていただくというのが経過であります。

ただ、振り返ってみましたときに、そういうこの総合戦略等をつくって、それを行政側からそういう説明をして、それについての意見交換で、それをもとに一緒にやっぺいこうじゃないかということが、今までしっかりできていたかという、そういうことにはなっていない。あくまでも町政座談会とは地域の具体的な要望が出てきて、それに行政としてどう答えていくかということが繰り返してやってきたという思いでもあります。

そういうことの中で、今後そうした総合戦略等々どういうふうに住民の皆さんが理解していくかということは、本当に課題であろうかと、御指摘のとおりであろうかというふうに思っております。特にたまに、たまにというか、私自身も町民の皆さんと話したときに、町のビジョンがないじゃないかというようなことも言われることがあります。聞くことがあります。

ただ、私はそういうときにお答えするのは、津和野町にはきちっとした総合振興計画というのがあって、それがまさに合併前から町民の皆さんにも意見を出していただいてつくった町の進むべきビジョンなんですと、方向性なんですということを申し上げてきてもいるということでもあります。

言うまでもなく、津和野町には津和野町総合振興計画があって、それが大きな計画になって、そしていろんな観光戦略会議であったり、福祉の分野の福祉計画であったりという、そういうまた細かな計画もあるということでもありますから、あくまでもそうしたビジョンとそれぞれの分野の計画に沿って、町の行政というのは進んでいく、そしてその柱になるのが、住民協働であるという部分、これをよりまた理解していただけるように、そういう取組というのはこれから十分進めていく必要があるというふうに、私自身も認識をしているところでございます。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 次の質問に移ります。

財団設立とコンソーシアム構想の進捗についてということでございます。

施政方針に掲げてありますが、幼少期から小中高校までの連携したふるさと教育を進める体制強化策として、財団法人設立とコンソーシアム構想がある。この中で現在その進捗状況と今後の進め方について伺います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、財団設立とコンソーシアム構想の進捗についてお答えをさせていただきます。

これまでに津和野高校をはじめ、町内のそれぞれの校種で教育魅力化事業を推進し、子ども達が主体的に学ぶ取り組みを進めてまいりました。文部科学省が示す新しい学習指導要領の理念では、社会に開かれた教育課程を挙げています。これには、「社会のつながりの中で学ぶことで、子ども達は自分の力で人生や社会をよりよくできるという実感を持つことができ、このことは変化の激しい社会において、子ども達が困難を乗り越え、未来に向けて進む希望や力になる。そのため、そこからの学校には社会と連携、協働した教育活動を充実させることがますます求められる」とされています。

このことは、これまで重要とされてきた知能指数や学力テスト等、数値化する認知能力だけでなく、これ以外の非認知能力を求めているものです。非認知能力とは、やり抜く力、目標に向かって頑張る力、自己肯定感、好奇心、探究心、コミュニケーション能力等が該当すると考えられています。

この非認知能力は、子どもの頃から多様な人との関わりや、多くの体験を通して育まれると考えられることから、町では0歳児からのひとつづくりプログラムを策定し、地域住民との協働や校種を超えた保小中高の連携を推進し、子どもと大人の対話する機会の創出等、生徒の主体的な学びの実現に取り組んできたところでございます。

議員御質問の非認知能力を育むことにつながる具体的な取組について、町といたしましては津和野高校の魅力化事業を進める中で、社会に開かれた学校づくりにより、生徒が地域住民と対話するトーク・フォークダンスや滞在型観光プランを作成するなど、生徒が主体的に地域の大人と関わり、課題解決に取り組むことで、非認知能力の開発に資する学びを津和野高校との連携により進めてきたところです。また、これらの取組につ

きましては、地域の方々の御協力により、生徒の深い学びが実現しているところであり、改めて感謝申し上げる次第でございます。

これらの取組の結果、生徒が主体的に学び、あらゆる状況にも対応できる思考力、判断力、表現力等が育成され、総合選抜型推薦において大学入学者が出始めるなど、重要な成果が現れているところです。

当町におきましては、人口減少が進み事業継承問題や生産性の低下、地域経済の縮小等、将来のまちづくりと定住人口や関係人口の拡大が喫緊の課題となっているところでございますが、地域の大人が子ども達の育成の重要性を認識し、この町の将来を担うひとづくりに関わることで、子ども達がふるさとを愛し、ふるさとに住むことによって町の将来を担う人材育成が実現するものと考えております。

また町を離れても関係人口となり、町の発展に関与する人材が増えることで、5年後、10年後、そして20年後には都会とは異なる自然豊かなまちづくりが実現することを期待しているものでございます。これらの実現には学校だけで取り組むには限界があることから、教育魅力化コーディネーターが学校や生徒と地域の人をつないでまいりましたが、これまで個人の能力に依存した活動が多かったため、教育関係者が所属する新たな団体を設立し、組織的な教育魅力化事業に発展させることとしております。このことにより、生産性のあるプロジェクトの実施や企業、大学等との連携によって、小さな町だけでは困難であった課題を解決できる仕組みへとつながるものと大きな期待を寄せております。

新たな団体の設立スケジュールといたしましては、12月中に団体を設立し、新年度からは新たな団体の下で、教育魅力化の発展による子ども達の非認知能力の向上は基より、大人と子ども達が共に思考することのできるコンソーシアムの構築により、ひとづくりによるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えているところであります。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 答弁にありました地域の大人が子ども達の育成の重要性を認識し、この町の将来を担うひとづくりに関わることこそ、ことこそというか、関わることで子ども達がふるさとを愛し、ふるさとに住むことによって町の将来を担う人材育成、そのような御答弁でございました。まさに私も先日、町の教育委員会と地元の畑迫青少年育成協議会共催の下で、0歳児からのひとづくりにキャラバンという事業を最初に畑迫でやっていただきました。

津和野高校魅力化コーディネーターの皆さんの卓越した協力によって、畑迫の未来づくりの場が持たれました。このような取組を高く評価しますけども、先日の津和野中学校、津和野高校等で行われたトーク・フォークダンス等の催しがありましたが、そういうことに関してどのような形で、その相手というか、大人の皆さんを呼びかけたのか、まずはやっぱりこういうことをやるんだということを広く周知し、当然行きたいという思いもあるでしょうし、行ったらどねえなものかなという方もおられると思うんです

が、まずは周知し、そして限られた人数でされるということになれば、その中から厳選されるというようなことも手法としてあってしかるべきではないか、どうせ呼びかけても誰も来やしんさんろうけ、まああの人この人なら何とか期待に応じてくるかなというような形で、一本釣りというような形でされたのかなと懸念するところがございますが、やっぱりまずこういうことをやるんだ、分かっても分からなくても参加するしないにかかわらず、周知することが極めて大切だと考えますけども、その辺について今日までの人を集めることについて、どのような手法をとられましたでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 津和野高校あるいは津和野中学校のほうで、先日トーク・フォークダンスをやったわけでありまして、実質は学校のほうが主体となって、いわゆる募集をかけておりますので、我々がどういう形でやったかという詳細までは伺っておりません。ただ、漏れ聞くところによると、やはり今まで関わりのあった、学校等に関わりのあった方に中心に声をかけたようには感じておるところであります。

議員さん言われますように、やっとなことをまず町民に知らせるということは大事なことでありますし、やったことだけでいつもは大体報告で広報とかそういったことで知らせます。それはそれで一つの方法でもあるし、それも必要なことだろうと思いますが、やる前の募集というのと言われるとおりに必要なことだろうというふうに思います。また、学校のほうにもまたそういった御意見があったということをお伝えをして、また次の会につなげていきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） そのような取組が全体の財団設立とか云々とか、そういう体制を整備することよりもまず、することよりもというのは言葉に弊害がありますが、ことも大切ですが、やっぱり一つ一つの呼びかけがまずは基本ではないかなと日々感じているところでございます。

その中で、今度その財団のことについて言及がありましたが、この財団というものがどのようなものかというのが、ちょっと理解にまだ至っておりませんが、どのような陣容でそれはどういう、当然財源的なものは町から委託料等々が主になってくるのかなと思われませんが、やっぱり今の社会の中では毎年毎年同じ陣容であってもやはり報酬なり福利厚生なりは経費として幾らか上がってくるものと思いますが、その辺について町はそれをずっと継続していく上では、財団設立に関してはその委託料というか、そういう経費に関しては当然ある程度は援助していく、いかれるものと思いますが、その辺の援助なのか、自主的に何かがいただける、稼ぐことができるのか、その辺についての全体像をお聞かせいただけませんかでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 財団の陣容等でございますが、今断続的に設立準備委員会を重ねて協議をしているところでございます。構成メンバーとしました

ら、評議員、それから理事、監事、それから総務部、魅力化部門等、各部門に分けて人員配置をしていきたいというふうに考えております。当然、今やっております町営塾藩校も、この財団のほうで運営していくというような形になろうかというふうに考えております。

具体的なまだ陣容とかはまだ明らかになっていませんが、先ほど町長の答弁にもありましたが、12月中にその設立を目指しておりましたが、今現段階で、実は昨日もちょっとそういう準備委員会があったんですけども、ちょっと1月の中旬ぐらいにずれ込むであろうというふうな報告を受けているところでございます。これの町からの支援方法でございますが、来年度当初予算等で考えておりますのは、今のところ地方創生交付金を財源にしたいというふうなことを今、考えて意見等も協議中でございます。

町からは恐らく委託料という形になろうかと思いますが、そうしたことでこの財団の支援を進めてまいりたいというふうに考えておるところであります。

以上です。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） その集落支援制度とか、いろんな形で関わっておられる方もおられるように思っておりますが、やはりしっかり財団という法人をつくれれば、それに見合う報酬なり福利厚生なりを確保して、これが未来永劫継続することを願っております。

それでは、次の質問に入ります。

熊のことについてでございますが、全国的に熊被害が今年は特に伝えられております。本町においても、そして私の地元でも人災まで起こってしまっていて、いよいよ自分たち人間の生活圏が脅かされてきているなということでございます。自治体として、対応することについては限界があると私も思っておりますが、現状と課題について町長の所見を伺います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、熊被害についてお答えをさせていただきます。

現在、西中国地域、島根県・広島県・山口県でございますが、のツキノワグマは他地域から孤立しており、その生息数が限られているため、絶滅が懸念されております。そのため、平成6年度以降は環境省の告示により、狩猟禁止の措置がとられています。また、平成14年度には西中国地域の3県で共通の第1期特定鳥獣保護管理計画を策定しており、現在この計画は4期目を迎えております。

津和野町では、この計画に則りツキノワグマの生息状況や生息環境、人間活動等を考慮し、区域ごとに保護管理を行うゾーニング管理を行っています。しかしながら、一方では人里にツキノワグマが出没することに対する町民の生活不安は解消されていないのが現状です。また、10月16日には名賀地区で人身事故が発生しており、町民のツキノワグマに対する不安がより一層強まったものと感じております。

ツキノワグマの出没については、その年の通称ドングリと呼ばれている堅果類の豊凶状況や集落付近の柿や栗などの誘因物となる果樹、その中でも収穫されず放置された果樹が大きく影響していると言われております。今後は、保護管理計画に基づいて、人とツキノワグマとの共存を図るためのすみ分けを強化するために、集落の環境整備を進めるとともに、ツキノワグマに関する正しい知識の普及啓発を実施して、被害が発生する前の対策に重点を置くことが重要であると考えております。

また、それでもなお出没するツキノワグマについては、ゾーニング管理に基づいて適正に除去するよう対応していく考えであります。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 狩猟の禁止ということで、保護の対象ということで、現在はそのような措置がとられておりますが、質問というより、最後にちょっと気になることでこんなことがありましたので、申し上げて終わりたいと思いますが、津和野町はたまたま美しい森林（もり）づくり条例というのも制定されて、構想というものも5年の構想が立てられ、そして3年目に見直しをするというようなことも条例の下にありますけども、この辺について野生動物との具体的なかかわり方等については条例の中にも動物に云々というところはちょっと弱いわけですども、そういうところも踏み込んだ中での構想があればいいなと思いましたが、その辺についてはいかがかなと思いましたが、一番懸念するのはこんな新聞記事を紹介しておきたいと思うんですが、熊の体毛にはマダニがものすごいといわれるらしい、熊からマダニが人間にとりつくことと吸血することで吸熱とかいう、そしてSFTSウイルスということで、ものすごい感染が危険があるということで、それ以外にも野生動物にはいかなる感染ウイルスがあるか、未知なところが極めて不安です。

私の隣に、私の友人が今回ああいいう被害に遭いまして、大変な被害でした。それで、今朝、本人とも会えましてどうかいと言ったら、いや何ともないよということで、安心はしておりますが、ただ新聞では大分県の話ですけど、イタチというのは大体野生のものと思うんですが、野生化したイタチが悪さをするんで、その野生化したイタチというのはフェレットとかいう形で名称が変わっておるようですが、その捕獲作業中に大分県警の警察官が手をかまれた。そして蜂窩織炎というんですか、それが出て17年間も仕事に行ってみたり、休職したり復帰したりして、その繰り返しを17年間したあげくに亡くなられたと、そういう事例が朝日新聞の記事に載っておりました。

そんなところから、今現在、もうそれこそ新型のコロナウイルスじゃありませんが、濃厚接触する、この人間がコミュニケーションするこの距離ですらも、恐ろしい感染症になり得るといふこの状況を、やはり今の国の行政に幾らかおつなぎすることが自治体の責務ではないかなと考えております。どのような形で、今後この自然保護と人間の共生というものが論じられるのか分かりませんが、やはり地方の自治体として声を上げるべき時期ではないかと考えております。

町長の、今後の国へ行っての活躍を期待したいところでございますが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） この問題については、私も県の町村会の副会長をやった頃から、充て職ということもあって、管理計画をつくるための、熊のですね、その審議員にも入っておったという経過がありまして、非常に勉強もさせていただいてきたというところであります。

なかなか絶滅危惧種になっているということで、これがやはり管理計画というような形で、非常に簡単に除却するということが難しいという部分がある。その側面は重々承知しております。一方で、町長としてやはり現実に住民の皆さんが不安になられ、また実際に被害にも遭われているという状況において、やはりそうした部分についてやはり生活に実感した上での今の危険度というものは、やはりしっかり伝えていく必要があると。管理計画というものをしっかり理解した上で、だからこそこの今の恐ろしさというものを伝えていくということができるといふふうにも思っております。

今後、県の町村会といたしましても、その中でもやはり話題として提示をしながら、また県のほうにもしっかりお話をしていきたいと思っておりますし、併せてその中で国のほうへも、またこの県のまとまりとしてこうした声を伝えていくということについて、しっかり取り組んでいきたいといふふうにご考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 以上で、一般質問を終わります。

.....
○議長（沖田 守君） 以上で、5番、板垣敬司君の質問を終わり、ここで10時10分まで休憩いたします。

午前10時02分休憩

.....
午前10時08分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序5、10番、後山幸次君。

○議員（10番 後山 幸次君） 皆さん、おはようございます。

議席番号10番、後山でございます。通告しておきました件につき、逐次質問をしたいと思っております。

まず、1点目でございますが、津和野町の特別功労表彰についてでございますが、これは私が一般質問の通告後に安野先生、佐々田氏の件が議案に提出されておりますので、お二人の表彰の件は割愛させていただきたいと思っております。

そして、前町長の中島巖氏の件について質問させていただきますので、御答弁もそのようにお願いをいたしたいと思っております。

それでは、本件につき、津和野町のあゆみの資料の中で、私が抜粋しました中島氏の功績の一部分の足跡を調べてみましたので、述べてみたいと思います。

まず、中島氏は昭和24年の3月に木部村役場に職員に採用されまして、昭和30年1月町村合併で津和野町の職員として、昭和55年9月までの31年6か月にわたり勤めておられます。この間の昭和45年8月に議会事務局長、48年5月に総務課長の職に就かれております。昭和55年10月に教育委員会の委員長に選任され、昭和63年9月まで2期8年間、教育行政のトップとして教育行政の発展に尽力されております。

そして、平成2年5月に助役に選任されまして、平成5年8月まで町長の補佐として地方自治の振興に努められております。そして平成6年3月に町長選挙に出馬されまして、見事当選されております。そして、2期目、3期目は無投票で当選でありました。そして平成17年9月の町村合併まで3期11年6か月、町政に尽力をされ、平成17年10月に新津和野町長選に出馬され、これで当選されて合併時の初代町長に就任されて、4期15年6か月間津和野町発展のために貢献され、この間には島根県の町村会長全国町村会の理事に選任されております。町長退任後は、島根県の公安委員会の委員長に選任され、その要職に務められております。そして、永年にわたる地方自治功労者として旭日双光章の叙勲の栄に要されております。これからが、中島前町長の功績であろうと申し述べます。

平成6年、統廃合が予定されておりました駐在所の計画変更を求めて、木部駐在所の新築移転の実現をされました。同年11月、ふるさと川モデル事業の出会いの広場として皇太子御成婚の記念鷺舞モニュメントの竣工であります。そして、日本脳外科の父、中田瑞穂先生の生誕記念碑の建立、序幕であります。平成1年3月には待望の森鷗外記念館の新築の竣工があります。同年5月には阪神大震災に遭遇いたしました津和野町のC57蒸気機関車が運行できなくなりましたが、この運行の再開に努めておられます。

同年8月、森鷗外ゆかりの地、ドイツベルリン市の中央区の姉妹都市提携の調印をされております。同年8月津和野町小学校の校舎改築工事の竣工、また「つわの鯉・恋・来いまつり」の創設、そして津和野太鼓の新設、役場庁舎の改修工事の竣工等々があります。そして、平成9年3月には町民待望の特別養護老人ホームシルバーつわの新築工事の竣工があります。そして同年4月には現代フォトギャラリー、これは桑原写真館ですが、これの竣工があります。そして、平成11年4月には津和野町、日原町の共同斎場の新築工事の竣工があります。そして、12月1日には国指定文化財西周旧居の修復工事の竣工があります。

そして、13年3月安野光雅先生の美術館の新築工事竣工、これがオープンしております。建設について触れてみますが、これにもいろいろ紆余曲折があったわけでありませう。安野先生は山口県の学校を出られ、その同窓生に著名な方がおられて、当時の山口県の副知事さん、デパートの社長さんが山口県に先生の美術館建設の候補地を物色中であったわけですが、先生も山口県と津和野町の板挟みになられる中で、本当に悩

んでおられたことがあるわけでありますが、このとき中島町長が当時の澄田知事に相談され、先生と町長で最終建設地の話し合いの席上で、自治省から県に出向されておりました総務部長さんが、知事の代理で隣席され、建設決定をされた経緯があるわけです。

そして、本日の安野美術館が現在もある。それが、偉業であろうと私は思っております。そして、同年の3月、道の駅津和野温泉なごみの里の建設工事の竣工であります。そして12月、殿町通り、本町、祇園丁、駅通りのコミュニティ事業が完成を、この年にされました。

そして、14年1月、白井、牧ヶ野地区の飲料水の供給施設の完成、そして15年4月には島根県が運行を廃止した城山の観光リフトですね、町が譲渡、町営として開業され、今日があります。そして同年10月には、天皇皇后両陛下の本庁の御訪問に対し、行幸啓本部組織の構成、安野光雅美術館の御視察や伝統芸能、鷲舞の御観覧に万全の対策に傾注されてお迎えをされた経緯があります。

そして、17年6月には県内初めてであります国立大学法人島根大学医学部と地域医療の充実に向け、協定を締結されております。同年9月には、多くの課題で難航しておりました町村合併について、前中島町長が法廷協議会の会長として難問解決に尽力され、その結果、両町の合併が成立して、新津和野町が誕生したことは住民周知のとおりであります。そして、同年9月には津和野地区、地区民待望の小川体育館の新築工事が竣工されております。また、同年10月には三笠宮同妃殿下が御来庁をされまして、その準備等に対応されております。

そして、18年3月には旧国民宿舎の前庭に設置してありました蒸気機関車D51を観光立町宣伝のため、駅前に移転工事、これが完了しております。同年4月には、国指定の名称の旧堀氏庭園の母屋等の整備工事着工、同年8月には石西厚生連が運営されておりました津和野町共存病院ほか3施設の経営難に陥り、平成19年3月に町が施設等を買取り、公設民営化に努められたわけでありますが、平成20年12月に厚生連が負債を抱え、破産宣告をされ撤退をしたため、町は急遽出資する新たな医療法人を設置され、医療の継続を図るなど、地域医療確保のため、全力を傾注された功績は町民周知のとおりであります。

この偉業を現在は下森町長さんが継承され、医療対策、一丸となって業務を遂行されて、盤石な体制で町民医療の確保が実施をされていると、このように思っております。

るる申し上げましたが、以上が中島前町長の業績の集大成であると私は思っておりますが、特別功労表彰に、名誉町民に値するものと私は思っておりますので、町の表彰審議会、または有識者会議に図っていただき、実現をしていただくことを強く要望したいと思います。町長の御所見を伺いたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、10番、後山議員の御質問にお答えをさせていただきます。

津和野町特別功労表彰（名誉町民）についてでございます。

津和野町特別功労表彰者につきましては、津和野町表彰条例第3条において、特別功労表彰はこの功績顕著にして特に人格識見ともに卓越し、町民の師表として仰がれるものについて行うと定められております。また、第7条においては、被表彰者については、津和野町表彰審議会に諮り、その審議を経て町長が選考、決定することが定められており、第2項において特別功労表彰者の選考、決定をする場合は、議会の同意を得なければならない旨が定められております。

これまでの議会一般質問において、安野光雅氏の御功績、佐々田勝徳氏の御功績に対して津和野町特別功労表彰を（発言する者あり）もうちょっとだけ、もうちょっとだけです。もう少しだけで、あとは省略しますので。御功績に対して、津和野町特別功労表彰を贈るべきとの御意見をいただいております。

さきの12月3日に開催いたしました表彰審議会において、特別功労表彰者についての審議を行い、出席委員全員の賛成をいただき、安野光雅氏、佐々田正徳氏を選考、決定をしたところでございます。以下、用意しておりました回答では、お二人の御功績につきまして、今日はケーブルテレビでも放送されておりますので、この機会に簡単ではありますが、広く町民の皆様にご理解をいただくためにお話をさせていただきたいというふうに思っておりましたけれども、お二人については御質問のほうを取り下げられるということでありますので、以下の用意しておりました御功績の内容については省略をさせていただきたいというふうに思います。

ただ、こうした経過を基にいたしまして、今12月議会定例会にお二人の特別功労表彰者の選定につきまして提案をさせていただいておりますので、御審議の上、御同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

また、中島巖氏につきましては、平成の大合併後、津和野町長を務められ、また先ほど議員からも広く御紹介をいただきましたように、町長退任後にととの功績であります。また、町長退任後には島根県公安委員会委員長を務められるなど、その御功績は多大であるというふうに考えております。今後については、他の歴代町長についても御功績を推薦する声を伺っており、そうした方々の処遇と合わせ検討させていただきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 御答弁の中で、他歴代町長にも推薦の声を伺われるようで、処遇に合わせて検討される考えであるというふうに御答弁いただきました。

それでは、次の3月議会で検討結果を楽しみにしておきたいと思っております。

次に、安野美術館の原画購入についてお尋ねをいたします。

安野光雅美術館の組織体制について、まず一番目、原画の購入、また寄贈等に対する推移、プロセスについて、全協での解説では理解ができかねますので、伺いをしたいと思います。

安野美術館には、館長、大矢先生、名誉館長、中島氏、副館長は青木氏、学芸専門員、廣石君がおります。これの上司として齋藤次長がおられます。そして教育委員会の最高責任者は世良清美教育長がおられるわけでありますが、今日のこのような大変な重要な案件は、諮問機関もあり、プロジェクトチームでも組まれて、協議でもされた結果であるのか、今回の原画購入や寄贈等の話し合いはどの段階で決められたのか。そして2番目に、仲介者は今までNHK出版が仲介者として関係しておられたようでございますが、ほかの朝日新聞の出版社等も関係しておられるのか、それについて教育長の所見を伺いたいと思います。

そして、2番目に147点の原画購入についてであります。ABCの本が76点が原画1点につき30万円で幾らであるというふうなことを説明いただきました。また、絵本の平家物語も71点の原画が1点が60万円というふうなお伺いをしておりますが、この1点ごとにどのような評価をされておられるのか、資料の提出ができればしていただきたい。というのは、この前配っていただきました寄贈品の一覧表、これに金額を入れりやすぐ出ることなんです。これでお示しをいただきたい。このように思っております。

また、三つ目の寄贈作品に個々の評価についても同じであります。この膨大な作品の寄贈を受けるにあたり、個々の評価はどのくらいであるのか、寄贈作品が2,920点、これが無償譲渡であるわけでございますが、総金額は幾らになるのか、先生の志を町民にも周知されるべきではないかというふうに思っております。

4番目、著作権譲渡についてお尋ねをいたします。先生は近年、入退院を繰り返されておるようでありますが、著作権については先生本人との話し合いで了解されているのか、家族の方か、町側は誰が交渉されたのか、伺います。

5番目に、契約書についてお伺いをいたします。普通、公共工事でも何でも工事契約書というものは締結を行なったら、すぐにあるわけでございますが、物品の販売も当然売買契約は行われると必要であろうというふうに思いますが、今回の売買契約はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、安野光雅美術館の絵画購入についてお答えをさせていただきます。

まず1点目の安野光雅美術館の組織体制についてであります。まず原画購入寄贈等に至った推移とプロセスについてという御質問でございますが、安野先生におかれましては平成30年の暮れに家の中で転ばれて入院されました。その後、何度か入退院を繰り返されており、その後、先生との連絡が取れない状況が続きました。美術館としても、

何とか先生と連絡を取ろうとして、電話はもとより御自宅に手紙やメールを送っていましたが、返信等はございませんでした。

ちょうど、その頃、平成30年度の作品の購入について、契約事務を進めていたNHK出版の方から、先生の御子息の雅一郎氏が、「現在、美術館に寄託している全作品が知りたい」と言われていたというお話を伺い調査をいたしました。平成13年に安野光雅美術館が開館した際、安野先生が保管しておられた作品は、一旦、全て美術館のほうへ移し、お預かりすることになりましたが、その際、全作品をリスト化して台帳を作成をしております。

本来であれば、作品を預かったこの時点で預かり証を発行するか、寄託契約等を交わすのが通常ですが、この事務処理が行われていないことが分かりました。

そこで、美術館にある台帳を基に、平成31年3月末を基準に「安野光雅美術館収蔵作品一覧」を作成し、5月に雅一郎氏にお送りをいたしました。その後も、先生と連絡が取れないという状況は変わりませんでした。この頃、先生の風景画を集めた「旅の風景」の出版が山川出版のほうで進んでおり、同年11月に教育次長が副館長として打ち合わせで出版社のほうに出向く機会がありました。この時、出版の担当から安野先生の御自宅に電話をして最終確認を取ってほしいと頼まれました。その時、電話口に出られたのが御子息の雅一郎氏でございました。それ以来、雅一郎氏と電話やメールで連絡を取ることができるようになりました。

そうした中、雅一郎氏のほうから「将来的に父が亡くなったとき、作品の売買価格が高騰するのは、美術館にとっても好ましくないと思うので、今の段階で購入価格を決めておいてはどうか」という御提案をいただきました。これを受けて美術館としても早速購入価格の算定を行い、雅一郎氏にお送りして確認いただき、作品原画等購入予約契約書の締結の準備を進めていたところですが、その後、改めて雅一郎氏より、全ての寄託作品を購入した場合の合計額が7億4,804万円になるので、その1割程度の金額で購入できないかという御相談がございました。

しかしながら、総額7億円を超える作品をその1割程度で購入することは、作品の価値を下げることにもなり、これまでの購入実績等もあることから1割程度の金額となる作品を購入し、その他の作品については御寄贈をいただくということでどうかと御相談をしたところ、それで問題ないとのことでしたので、今回の寄贈並びに購入に関する覚書に至ったものでございます。

次に、仲介者についての御質問でございますが、経緯で申し上げましたとおり、今回の作品の贈与契約並びに作品原画購入に関する覚書につきましては、町と安野先生との間で行っており、NHK出版でも朝日新聞出版でもないと考えます。

2点目の147点購入原画の個々の評価についてでございますが、ABCの本76点につきましては、1点30万円としております。また、繪本平家物語につきましては4

1件ある原画が1点80万円、30点ある下絵は6点で196万円の5組となっております。

3つ目の寄贈作品の個々の評価額についてでございますが、先ほど申し上げましたように、今回の作品の価格につきましては、これまでの先生の作品の購入価格を基に定めたものでありますので、正式に美術商に依頼して評価額を出したものではありません。このことを前提に寄贈作品個々の評価額について御説明を申し上げます。

1点10万円と算定しているものが「いない いない ばあ のえほん」「にこにこかぼちゃ」「安野光雅の『フェアブル紀行』画文集」「現代の詩人シリーズ」「北原白秋 日本の歌」「遊びをせんとや」「うなぎのなかのフランス」「思い出し半笑い」「華麗なる旋律」「起承転結」「空想工房」「空想茶房」「建設探検の冒険」「三四郎」「自家製文章読本」「シベリア鉄道9400キロ」「数学大明神」「スペイン ラマンチャの村」「雑木林の小道」「坪田譲治童話集」「手品師の帽子 ストーンブレイン」「泣き虫なまいき」「バァバよ大志をいだけ」「裸の大国トンガ」「早過ぎた預言者」「ひとつのや」「続ひとつのや」「日々の過ぎ方」「不意のことば」「故郷の鏡」「坊ちゃん」「宮沢賢治全集」「もとの黙阿弥」「らんぷと水鉄砲」「李杜の国で」「忘れられたものの暦」「われ山に帰る」「ことばへの旅」「春夏秋冬」「てんぷくちふく」「あかずきんちゃん」「樫原(かしはら)の野」「絵とイマジネーション」「絵のある自伝」「かんがえる子ども」でございます。

1点14万円と算定しているものが「安曇野」でございます。

1点15万円と算定しているものが「10人のゆかいなひっこし」「3びきの こぶた」「アーコのおみまい」「あけるな」「おめんのえほん」「壺の中」「みちの辺の花」「私のシベリア物語の装画」「カタロニア カザルスの海へ」「すうがく博物誌」「旅のたよりシリーズ」「ふしぎなポケット」「口語訳 即興詩人」「チックとタック」でございます。

1点16万円と算定しているものが「ちくま文学の森」でございます。

1点20万円と査定しているものが「さよならさんかく」「まるいちきゅうのまるいちにち」「安野光雅きりえ百首」「歌の絵本～日本の唱歌より～」「歌の絵本Ⅱ～世界の歌唱より～」「赤いぼうし」「欧州の田舎シリーズ」「司馬遼太郎さんの歩いた道」「ガリバー旅行記」「けしゴム」「にじ」「皇后美智子さまのうた」「わたしの好きな子どものうた」でございます。

1点24万円と算定しているものが「きつねのざんげ」でございます。

1点25万円と算定しているものが「アメリカの風」「イタリアの丘」「イタリアの陽ざし」「かげぼうし」「がまの油」「きつねがひろったグリム童話1」「きつねがひろったグリム童話2」「スペインの土」「ドイツの森」「はじめてであうすうがくの絵本1」「はじめてであうすうがくの絵本2」「はじめてであうすうがくの絵本3」「ふしぎな たね」「フランスの道」「ヨーロッパの街から村へ」「昔咄 きりがみ花咲翁」

「昔咄 きりがみ舌切雀」「昔咄 きりがみ桃太郎」「地球は日時計」「風景画を描く」「中国路」「繪本 歌を訪ねて」「鶴亀高校つるかめさんの歌」「わたしが生きた『昭和』」「裸婦デッサン」「装丁 井上ひさし関係」でございます。

1点30万円と算定しているものが「あいうえおの本」「安野光雅のポスター」「蚤の市」「旅の繪本（中部ヨーロッパ編）」「物語の街から村へ」「風韻憧憬」「旅の繪本VI（デンマーク編）」「ついきのうのこと」「繪本 歌の旅」「雲の歌 風の曲」「旅の繪本II（改訂版）」「木のぼりの詩」「旅の繪本VII（中国編）」「明日香村」「奈良」「旅の繪本VIII（日本編）」「空想工房の繪本」「旅の繪本IX（スイス編）」「旅の繪本」でございます。

1点35万円と算定しているものが「空想の繪本」でございます。

1点38万円と算定しているものが「原風景のなかへ」でございます。

1点50万円と算定しているものが「繪本 三国志」でございます。

以上、総額が2,920点で、6億8,264万円となっております。

著作権譲渡についてであります。著作権につきましては、大きく分けて「著作者人格権」と「著作者財産権」がございます。「著作者人格権」につきましては、第三者に売買や譲渡することはできませんが、「著作者財産権」につきましては、第三者への売買や譲渡が可能となっております。この著作者財産権、一般にはこれを著作権と呼んでおりますが、実際にはこの中にも細かく分かれております。今回美術館のほうに譲渡いただいたのは、著作権法第27条及び第28条の「二次的利用に関する権利」を除く、「複製権」「公衆に対して掲示する権利」「公衆に対して提供する権利」といったものでございます。

美術館としましては、これまでも作品購入の際に著作権の譲渡について、御相談したことはございませんでしたが、今回につきましては、雅一郎氏のほうから「著作権は美術館のほうへ」というお話をいただきました。著作権について先生本人との話し合いで了解されているのかということにつきましては、先生と電話で御連絡が取れなくなっからは、美術館のことに限らず、出版関係からの問い合わせについても、雅一郎氏が先生に確認をして対応されているようにお伺いしております。

今回の作品の寄贈と購入に関する覚書の件につきましては、3月まで安野光雅美術館の副館長をしておりました教育次長が、大矢館長から「この件については引き続いて担当してほしい」と直接依頼があり、交渉にあたりました。

5つ目の契約書についてであります。贈与契約並びに作品原画購入に関する覚書につきましては、押印したものを返送いただいておりますので、契約並びに覚書の締結は完了しております。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 今日、寄贈作品やいろいろな評価についてる説明をいただきましたが、これだけ説明していただくのに、ほじゃからこの一覧表を作っ

て、これで提出していただきたいということを申し上げたわけですが、それでは再質問をいたしますが、長男雅一郎さんとのいろいろな話が進んでいるようですが、本人も、長男さんも空想工房という会社を設立されているはずですが、確かなのかは分かりませんが、30年度の作品購入のときには契約事務を進められていたのはNHK出版が仲介者であったように私は思っておったんですが、今回は直接次長と長男雅一郎さんの電話やメールでの連絡でお話をされることができたようで、そのようにして決められておるようではありますが、先ほどの答弁にありました、この交渉には前年度次長でありました、当時の副館長でありました前年度の、これが継続して交渉にあたっておられるようではありますが、なぜ私は新しい後任の副館長もおられるんですが、これも一緒に同席させて、東京ですね、一緒に連れて行ってそういうことをされておるのか。

せっかく新しい副館長も組織構成の中で任命されておるんですから、こうしたことも後進の指導として、一緒にこういった話し合いの場に連れていかれて話されるべきじゃないんでしょうか。行かれたか、行かれんか分かりませんが、本人に聞いておりませんので分かりませんが、そのことはどういうふうにされておるのか、次長だけがこの交渉をされておるのか、そこのところをお聞かせいただきたい。

それで、個々の評価額についてであります。先ほども申しましたとおり、一覧表で出していただいて、2,920点が6億8,000万円に値すると言われましたが、その寄贈も町民にも周知されるような資料を出していただきたいと、このように思っております。

そして、著作権譲渡についても契約書についても、美術館の中にはそういう組織体制があるんですから、その中で十分検討されていただきたい。このように強く思っております。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） まず、空想工房の会社の件ですけども、これは安野先生がつくられた会社でして、二、三年前からですか、ちょっとはつきりしませんけども、代表取締役のほうは雅一郎さんのほうに代わられているというお話は聞いております。その契約の話なんです。今回、契約といいますか、今回交わしておりますのは譲与の契約と寄贈の契約と、あと原画購入に関する覚書を交わしております。

この覚書は、最初は契約の形でやろうかというふうに話していたんですけども、この契約をやりますと今年度先生が一括その作品の代金を受け取ったという形になるというふうに、税務署のほうに相談にいったときに、そのような税務署の見解でしたので、契約ではなくて覚書で10年にわたって買うという覚書を交わしているものでございます。契約につきましては、今後年が明けて5年度分の契約をNHK出版のほうと交わすという予定になっていると思います。それは、現副館長が担当して進めるものと考えております。

それから、評価額の一覧表ということですが、それにつきましては必要であるということですので、整理しているといえますか、金額の入ったものをお出しすることは可能でございます。

それから、著作権につきましてですが、この著作権につきましては本当に作品寄贈の話が出てからといえますか、雅一郎さんと私がお話をするようになってから、最初雅一郎さんとしては以前、美術館ができてからずっと作品の購入は続けておりますけども、その以前から作品を町のほうに売ったときから著作権は町のほうにあると思っていたというふうに言われたので、それについては違いますと。著作権法上のいろいろ御説明をいたしました。

その結果、やはり著作権のほうは町に、ただグッズを作ったりした場合の著作権料分については今までどおり入ると助かるというお話でしたので、その辺を勘案して27条、28条を除いたもので覚書を交わしたということでございます。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 何にしても、そういう組織があるんですから、みんなでこれだけの大事業でありますので、組織体制を整えてちゃんとお話をされて進行していただきたい。このように思っております。

次に、城山整備についてお尋ねをいたします。

本年7月27日に復旧工事が発注されております。この入札結果、津和野土建さんが2,516万8,000円で落札をされております。この工事内容についてお伺いをしたいんですが、現場の変更名より面積を出されておりますが、2,943平米ですか、このうち作業道の路肩部分1,158平米、延長が345メートル、この最大高低差が約14メートルであります。連絡通路の損傷状況の横断図はいただいておりますが、これに対する土量計算がなされておらないように思っております。

数量はどのくらい削り取られて、また復旧される土量は何立米復旧されるのか、そして施工方法についてお伺いをしますが、伐採木も相当数本数があると推定されております。250から300本ぐらいあるんじゃないかというふうなことでありますが、のり面より撤収本数は本当に実際何本ぐらいあるのか、そして伐採木の処理復旧工事にこれは計上を一緒にされておるのか、それとも別途工事であるのか、それとほかの工事と競合することはないのか、これについてお尋ねをします。

2番目、城山のプロジェクト会議がなされております。本事業もいろいろ紆余曲折がありました。10月27日に城山整備についてプロジェクト会議が開かれているようですが、もしお聞かせいただけるんなら、会議の概説と関係課の出席者、どなたが出席されたのか、お伺いをしたいと思います。

3番目にトイレの整備事業についてお尋ねをいたします。今回トイレの関連整備事業の工事が発注されております。7月に1日、トイレ設備造成工事3,135万円、また同じく7月1日、給水管路の整備工事3,850万円、そして同じ日に給水施設の整備

工事3,058万円が発注されております。そして、8月18日、城山トイレ等の建設工事4,163万5,000円が発注されております。この受注業者が、全部共同企業体になっております。これだけの工事を一つずつになぜ分離にして発注されたのか、便所を一つ造るんですから一つの工事で私は間に合うんじゃないかというふうに思うんですが、これだけ分離して発注されますと、この工事ごとに現場代理人、主任技術者はもちろん二人要ります。JVの場合には二人いるわけですが、それはどのようになっているのか。

そして、このトイレ工事を分離発注をされた、これは一連の関連事業というふうに思っただけで発注されたと思われるんですが、これを一緒に発注すれば議会も当然5,000万円超えるので議会の承認が要るわけですが、なぜ個々に分けて発注されたのか、また前工事とも契約が随意契約とされております。そして、契約相手は前工事とも共同企業体であります。ナガヨシ技研さんと、倉谷さんの共同企業体であります、なぜ一般競争入札でなく随意契約でされるのか、この説明をいただきたい。

また、佐々田氏の寄贈の整備事業であります。工事契約書に記載されておるのは、工事発注は津和野町長、下森博之であります。分離発注や随意契約、どのような意義があるのか、これについてお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、城山整備についてお答えをさせていただきます。

まず、復旧工事の進捗状況についてでございますが、国指定史跡、津和野城跡の棄損に伴う復旧工事については、本年8月に発注を行っていますが、現在までのところ現地作業には着手できない状況です。

現在、復旧工事現場には森林整備業務に係る伐採木が残っており、この業務が終了しなければ復旧工事を行うことになりません。また、復旧工事現場の入り口部分にあたる通称「三本松」では、東屋建築工事が予定され、さらに下方の工事用道路ではトイレ給水管の整備工事が予定されております。これらの工事は、いずれも年度末にかけて施行される予定であり、復旧工事に必要となる資機材の搬入が困難になることも予想されるため、今後、各工事間の工程調整をした上で、復旧工事の施行時期の検討をしていきたいと考えております。

次に、城山整備プロジェクトチーム会議の出席者については、副町長をトップとして、城山整備事業に関係する各課、教育委員会、建設課、農林課、総務課、環境生活課、商工観光課で構成しております。会議には課員2名、もしくは3名が出席し、必要に応じて教育長、各課の課長が同席するため、最大21名で開催いたします。

また拡大会議として、本事業に御寄付を賜った株式会社リログループ、取締役会長佐々田正徳様の代理人様ほか2名に民間関係者として御参加いただく場合があります。

会議の目的としては、城山整備における様々な事業を並行して遂行する必要があるため、各事業間の調整や情報共有等を行うこととし、適時必要に応じて開催しております。

次に、トイレ整備事業についてでございますが、まず4件の工事の分離発注についてでございます。トイレ整備事業につきましては、1、トイレ棟を建築するため、敷地の造成を行います「トイレ施設造成工事」、2、トイレ棟への給水及び浄化槽からの排水に伴う管路の埋設を行います「給水管路整備工事」、3、トイレ棟へ給水を行うため、作業道入り口にポンプ室を整備いたします「給水施設整備工事」、4、トイレ棟を建築いたします「トイレ棟建設工事」、5、主としてトイレ棟とポンプ室との通信線の布設を行います「トイレ施設電気設備工事」の5件の工事請負契約を締結しております。

議員の御質問にあります1から4の契約につきましては、それぞれ工事種別及び工事内容が異なっており、建設工事積算基準並びに公共建築工事共通費積算基準に基づく共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の率が異なることから、適正な価格により契約を締結するため、別発注としております。

4件の工事の随意契約の意義でございますが、城山整備事業につきましては本町出身の佐々田正徳氏の御厚意による多額の寄付金を財源としております。議員御質問にあります4件の工事の施工業者の選定につきましては、寄付者の御意向により各工事を随意契約により発注しております。公共工事であることから、この契約方法につきましていろいろな御意見もあろうかと思いますが、多額の御寄付がなければ実現しなかった事業であることを鑑み、寄付者の方の御意向に沿うことが、本町の対応として最も適切であると判断し、この事業を進めております。

この御厚意については、当該事業に最大限利用させていただき、トイレ設備建設など城山周辺一帯の整備を進め、登城者の利便性の増進と町民の憩いの場としての活用を推進し、また町を代表する文化遺産である津和野城跡を中心に、より一層観光客誘致を図りたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 7月27日に復旧工事が発注されておるわけですが、これを工事がいまだにできない、着工できないというふうなことになるわけですが、これは伐採木が一番の原因であろうと思います。そのためにほかの工事と競合するから、この復旧工事もできないというふうなことでありたいと思いますが、なぜそのようなことが分かっておれば、7月頃復旧工事を発注するべきじゃないんじゃないですか。もっと、精査されて、時期等そういうことも関連して考えられて発注されるべきじゃないんでしょうか。

また、PT会議にいろいろ課長さん方らが集まって話をされておるようでございますが、ここにも民間からの方が出席されて、この会議に参加されているようでございますが、ここへ2名ほどほかの人がというふうに書いてありますが、1名は佐々田さんの代理人であります佐々木グリーンサービスの社長であるというふうに思いますが、もう一人はどなたがこういう会議に出席されておられるのか、お伺いしたいと思います。

それと、町長答弁いただきましたが、トイレの整備工事で四つの工事契約は工事工種、工事内容によって分離発注としたというふうにおりましたが、建設工事と公共建築工事の積算基準に基づいて、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の率が異なるため、別途発生した。このような答弁をされておりますが、例えば木部の保育園で工事でも、この園舎を建てるのに分離発注なんかしません。一括で9,900万で発注されております。ここだけ、なぜ分離発注されたのか、分離発注をするということは現場代理人が4名要ります。JVの場合は主任技術者が二人ずつ要ります。それだけの人数が技術屋がおるんでしょうか。その確認はされておるのか、お伺いをいたします。

また、随意契約についても、前も質問をしておりましたが、いろいろ随意契約については公共団体の規則で定める額を超えないもの、目的が競争入札に適しないもの、緊急の必要より競争入札に付することができないとき、競争入札に資することが不利と認めるとき、競争入札に入札者がいないとき、再度入札につき落札者がいないときというふうに、こういう場合には随意契約をできるわけでありますが、この何項目に該当されたか、何に該当して随意契約されたのか、ただ寄付をいただいた佐々田さんとの代理人さんに一任をするということで、何もかも代理人さんにされるのであれば、町長が契約者になることはないと思うんですね。そんなら、この代理人さんを臨時に町職員に採用されて、それと契約をされる、こういう方法もあろうと思うんですが、時間もありませんので、今後もこういったこともあろうと思いますので、特に随意契約の件について、それから一括工事の入札ですね、こういうことに留意していただくように、特にお願いをしておりますが、町長、何かございましたら、御答弁いただきたい。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（清水 浩志君） 御質問にありました主任技術者及び現場代理人の配置についてでございますけども、議員の御質問にありますとおり、主任技術者につきましては今回JVが2社で組まれておりますので、1名ずつの2名の選出が必要になっております。建設業法によりますと、請負代金が3,500万円以上、また建築工事におきましては、7,000万円以上の工事につきましては、専任の主任技術者を配置することになっておりますけども、今回、4件の契約のうち3,500万、もしくは7,000万という制約に引っかかりますのが1件ございます。その1件につきましては、それぞれ専任の主任技術者を配置させることを提出されました書類のほうで確認をしておりますので、問題はないと思っております。また、残りの3件につきましては、兼務をすることができますので、それにつきましても書類のほうから確認をしておりますので、問題ないと確認しております。

次に、現場代理人でございますけども、現場代理人につきましては津和野町公共工事請負契約の約款のほうに現場代理人を配置するとなっております。ただ、その現場代理人につきましては、例えば携帯電話等で連絡が確実にとれること、また工事現場の運営、取り締まり等が困難でない場合には、そのことについて猶予される部分がございます。

常駐の義務が免除されるというところがございます。その点を鑑みまして、現場代理人についてはそれぞれ兼務をしておりましたけれども、配置されているというところを確認しておりますので、問題はないと思っております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、随意契約のことについて御質問がございましたので、私のほうから御答弁をさせていただきたいと思えます。

これまで、この城山整備事業につきましては、これまでも遊歩道整備等で契約案件ということで、議会のほうに御提案をさせていただいております。その際にも御説明をさせていただいておりますが、随意契約に法律上のどういった適用をしているのかということでございますけれども、地方自治法第167条の2第2項の規定によります、その他契約で、その性質または目定が競争入札に適しないものということで、随意契約としてこの条項の適用をしているということでございます。

○議長（沖田 守君） 副町長。

○副町長（島田 賢司君） 城山整備のPTのことでございますが、通常は職員で行っておりますが、情報共有等を含めまして、拡大会議というのも多くなっております。その場合は、佐々田さんの代理人であります佐々木さん、それと佐々木さんの相談役でもありますこの民間の1名というのが青木克弥さんでございまして、これはオブザーバーとして参加をさせていただいていることもあります。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 随意契約により工事を行っていく考え方でありましてけれども、今回、各種この工事を進めていく上で、やはりこれは町の事業として行うものでございますので、入札を行うというのが大原則だということ、これは佐々田氏、また代理人の方にも町の考え方というのをずっとお伝えをしてきたというところでありまして、なかなかそのほうが納得をいただけなかったということでもあります。最終的には、町としましては、じゃあ結局相手の随意契約に、御意向に従えないという中で、この7億5,000万円の寄付をお断りするのかわかりませんというところまでの判断に迫られたというところでもありまして、せっかくこうして普通では考えられないような多額の寄付をもって、そして町の観光や文化の振興にも寄与するそういう事業を進めていくわけですから、やはりそれはお断りをするということには、またならないだろうとそういう思いの中で、最終的に寄付者の御意向を尊重いたしまして、随契での契約のまま進めさせていただくということをお断りさせていただいたというところでもあります。

もし、違法であればそれはもうどうしようもなかったというふうに思っておりますけれども、違法ということではないということでございます。先ほど総務課長が申し上げた理由のもとで、それを進めることは可能だということでもありましたから、最終的に随契という判断をさせていただいたところでもあります。

○議長（沖田 守君） はい。

○議員（10番 後山 幸次君） では、まだ現場代理人のことをちょっと課長さんにお聞きしたかったんですが、時間がないので、もしか分かれば各事業ごとに主任技術者、現場代理人は要るんですよ。この間の災害みたいに一括をしてやらにゃならん場合には、現場代理人は兼務できるようになっておるんです。そのことを聞きたかったんですが、時間が来ましたので置きます。

以上で質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、10番、後山幸次君の質問を終わり、ここで11時15分まで休憩といたします。

午前11時10分休憩

午前11時17分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

発言順序6、2番、米澤宥文君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 議席番号2番、米澤宥文でございます。

通告に従い、質問をいたします。

まず1点目に、津和野百景図の開発ということで、津和野百景図の実在地開発で新型コロナ終息後の観光振興を図り、実在地の観光周遊コースを設定されてはいかがでしょうか。

一つ目、これは百景図のことですが、51図、幾久鴨御猟場の開発であります。これは、あくまでも私の推測ではありますが、江戸時代当時の堰の雰囲気を残し現存すると思われる、すばらしい石積井堰であると思っております。堰の長さは40メートル、高さは1.7メートル、荒い野積石で構築されており、洪水のたびに年間二、三回は地元高田地区水利組合が補修、下流の高田地区8ヘクタールの水田の用水として利用されております。

西日本中心の現存する石造り取水堰35か所に記載されていないが、野積石井堰では現存する最高傑作の井堰であると、私は思っております。35か所の石造り井堰のうち、例外として関東地方の埼玉県東松山市が1か所、鳥取県1か所、岡山県6か所、島根県、山口県は記載がありません。四国が10か所、九州17か所が記載されていますが、原形のまま実在するのは津和野町の幾久井堰だけと思われま。

他の井堰では石畳井堰が結構あります。このような野積であるのは本当珍しい、調べてみても分かっております。幾久井堰は藩主の鴨御猟場の深み造成のため、構築されたものと推測しております。このような石の堰が津和野町に現存することは奇跡であり、江戸時代にタイムスリップした感じがし、現在に残されていることに感激をしております。

この奇跡ともいえる石積井堰を県または国指定史跡に申請し、今後は津和野町で管理するべきではないでしょうか。

2点目、56図、白糸の瀑布。高田の白糸の瀧は「津和野百景図」に記載されている。67図町田の鳴瀧、77図小直の雄瀧、78図雌瀧、この4瀧の一つであります。百景図では、津和野藩主が涼を求めて訪れているのが描かれています。日本遺産センターで販売されております日本遺産、津和野百景図を歩くの町歩きコース6の、高津川水系水辺巡りコースになぜ記載がないか不思議であります。

日本遺産センターで販売されておりますのは、この冊子であります。500円で販売されております。瀧の瀑布は酷暑の夏場でも涼しく、気候温暖化の環境の中で町民のまた、観光客の清涼地として整備されてはいかがでしょうか。百景図に描かれているものの、瀧への案内標識はなく、道は小石でごろごろして歩きにくい状態であり、ロープを握って下りている現状であります。

3番目に、コロナ終息後の観光振興として、実在する「津和野百景図」巡りを企画されてはいかがでしょうか。

4番目、「津和野百景図」により津和野町は日本遺産第一号に選定されましたが、内容が町民に浸透されていないと思われまます。今後、町広報誌に第1図から順次掲載し、町民の関心を引き起こしてはいかがでしょうか。

以上、4点質問いたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、2番、米澤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

津和野百景図の開発等についてでございます。まず、議員御指摘の井堰は町道幾久線付近の津和野川にあり、津和野百景図第3巻第51図「幾久鴨御獵場」の推定地付近に存在しています。

野面石の古い雰囲気を残す井堰ではございますが、これまで本格的な調査は実施されていないため、造られた時期等は不明であり、文化財的な価値づけが行われていないのが現状です。今後、日本遺産の構成文化財調査の中で、井堰の文化財としての価値が明らかになれば、その価値に見合った文化財指定を検討したいと考えます。

二つ目の御質問であります。百景図の歩き方「高津川水系水辺巡り」において、白糸の瀧が含まれていないとの御指摘についてですが、コース設定をいたしました当時は白糸の瀧周辺が現在ほど整備されていない状態であり、全体的な周遊の時間をも考慮して、現在のコースに設定いたしました経緯がございます。今後、具体的な検証を行った上で、白糸の瀧を加えたコースの再構成を図ることや、新たな瀧巡りのコース等の設定も可能ですので、御指摘を踏まえて検討してまいりたいと考えております。また、標識、歩道等につきましても、土地所有者等の調査を行った上で整備等について検討してまいりたいと存じます。

三つ目の御質問でございます。御指摘の実存する「津和野百景図巡り」ではありますが、ウイズコロナ、アフターコロナの観光を考えてみますと、今後ますます家族、小グループ等の少人数化、アウトドア化が進んでくるものと認識しております。実際に日本遺産センターで実施しております町歩きツアーにおいては、常に好評で多くの参加者がありますので、今後は日本遺産センターを中心に御指定の百景図巡りについても検討してまいりたいと考えております。

四つ目の御質問でございます。議員御指摘のように「津和野今昔～百景図を歩く～」につきましても、初年度の認定を受けたものであり、本町の貴重な文化資源の一つであると認識しております。これまで、日本遺産センターを設置して、その検証と発信に努め、町内小中学校の児童生徒に対する日本遺産に絡んだ総合的な学習等は実施してきたところでございますが、どうしても観光面の切り口から町外向けの情報発信が多かったところは否めないと反省するところでもございます。

今回の御指摘も踏まえ、町広報誌への掲載に向けて担当課等へ指示をしたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） まず1点目の、幾久井堰の鴨御猟場の開発について質問をいたします。

このような石積井堰、県内、例えば県内、郡内、町内、もちろん見れることはありません。この石積井堰管理は恐らくの、これは推測ですが、江戸時代中期からだと250年ぐらいたっていると思います。ただ、明治までは藩主が管理されていたと思うんですよ。明治以降、約150年は高田地区の水利組合といいますか、田を作っている関係上、高田地区の方が管理されていたと思われまます。大変な苦勞であったと思います。

ほかの井堰を見ましても、コンクリート造りがほとんどですが、現在では風船ダムといえますか、ラバーダムが普及しておりますが、水門管理、あとは堰板の管理、たまに増水で貯水口に土石が紛れ込みますので、その取り除きぐらいの、ぐらいといいましたが、大変なこともあるかもしれませんが、ですがこの井堰の管理は私は増水のために大変なことであります。

今後は、何かの指定史跡になれば、指定いただき、津和野町で管理するべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 議員さんのほうから貴重な御提言をいただいたわけでありましてけれども、そもそも河川の管理は県のほうが、この位置だと担当する形になろうというふうに思います。今、私もこれも推測でしかありませんが、ここの井堰はいわゆる田んぼの用水として作ったものであろうというふうに思いますので、その田んぼのお持ちの農家の皆さんで共同でこの管理をずっと続けてこられたんだらうなという推測がありますが、何分にもこの遺跡についてのいわゆる文献であるとか、そういった書類資

料、そういったものが全くうちのほうにございませんで、まずそういったものがどこにあるのかということからが、一つの大きな課題かなというふうに思います。

多分、ここを管理をされておる農家の集合体、いわば高田の皆さんの中でそういった資料をお持ちであれば、またぜひ教育委員会のほうに見せていただければ、またそういった調査の基にもなろうかなというふうに思っています。

通常でありますと、石組みをしてしっかりとした井堰を造るのが普通、昔でもそういったものになるんだろうと思いますが、こうしていわゆる大水のたんびに流されるような井堰ではあっても、長年管理をされてきたことというのはすごい、その熱意というのすごいなというふうにも思うわけですが、これを遺跡にするかしないかというのは熱意とは若干変わってきて、その貴重さというものが証明されないとなかなか史跡なりには認定ができないというのが現実でございますので、まずはそういった資料を、もしお持ちであれば、お持ちの方がおれば御提供いただければいいなというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 資料の件につきましては、まだ私もいろいろ聞いておりませんが、お年寄りの話を聞いても100年はたっております。私が覚えておるだけでもあそこまで、鷺原から魚をとって、あれにみんなで上がったこともありますし、それはもうかなり古いものというのは間違いありません。それはまた、高田地区の方に聞いて、何かあればまた教育委員会にお知らせしたいと思いますが、河川整備も進められていることではありますが、ここであそこをコンクリの堤防にすれば高田の方も楽で喜ばれると思いますが、そのまま残すようであればちょっと酷であるかなと思いますので、よろしく検討をお願いしたいと思います。

2番目でございますが、コロナ終息後の観光資源としてでございますが、百景図で実在するのは三本松城、出丸、弥栄神社、太鼓谷稲成神社、鷺原八幡宮、それから津和野神社等々いろいろありますが、私ちょっとざっと見まして魅力的なところが24か所、そして実在しない例えば鷺原の八幡宮そばの幸栄寺とか、行ってみても電子部品の工場が建っておるだけで、何これというような感じになりますので、ここらを巡って見てもあまり面白くないんじゃないかなと思っております。

というようなことで、これは皆さんが喜ばれるというようなところを選定して、百景図巡りを企画され、また平成2年6月に益田市が日本遺産に選定されております。同じ広域県内でございますので、益田市と提携といいますか、一緒になるといいますか、できればこれが萩・石見空港の活性化につながるかどうか分かりませんが、検討してみる価値はあるのではないかなと。ただ、益田市の日本遺産はかなり古い、津和野町のは比較的江戸時代とかいろいろなものですが、益田市のはかなり古いですので、それがいいかどうかは分かりませんが、検討してみる、協議してみる価値はあるのではないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） まず、議員御指摘いただきました実存する津和野百景図巡りにつきましては、本当おっしゃるとおりだと思っております。

とにかくアフターコロナの中で我々も次はどうしていこうかということを考えておる中で、歩いて回るのも既に実際行っておりますので、これはこれとしていろんなコースを充実させていきたいと思っております。もう一つ現在、官公庁の誘客多角化事業2,000万、10分の10補助事業をいただいて、電動自転車で回るという、またそこにサイクリングツアーガイドをつけて回るということを今、広島の事業者さんと連携をして、あとJRレンタカーいろいろ観光協会様々、町内のレンタル業者さん辺りとも連携をして、形を作って今後そういうことができる体制を整えていこうという思いで進めております。

そういう中でも、この日本遺産というものは大きな素材になるというふうに思っておりますので、電動自転車でより行動範囲も広がるということで進めてまいりたいと。観光地のほうにおかれても、今回この電動サイクルでのツアーガイドというものとまた、シェアサイクルという新たに自転車をみんなで利用し合える体制をつくるというもの含まれているんですが、これ辺りを含めて、今回の誘客多角化の中でもモデル事業の30件の一つとして捉えたいというふうなお話もいただいております。全体で300件、今一次申請で受けておるんですが、その中の30件の中にも選ばれたということもございますので、我々としても議員さんの御指摘も踏まえて、積極的に進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宏文君） 4番目のですが、日本遺産センターで販売されております。先ほど見ていただきました日本遺産、津和野今昔百景図を歩くの町歩き、これの増刷時には、コース6の高津川水系水辺巡りコースに、幾久井堰、それと白糸の瀧共に組み込むべきであると思っておりますが、いかがでしょうか。

それと、有料で販売されている冊子の中に橋の名前の違いや、ちょっと通行できない道等が記載されてありますので、やはりこれは有料でありますので、早目の訂正が必要かと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） すみません。先ほど御質問で一つ抜けておまして、日本遺産の益田市等も含めた広域の連携でございますが、益田市の場合、確かに議員御指摘のように中世の歴史のストーリーということになっております。それ以外にも、今回石見神楽、石見神楽だけではないんですが、神楽について、石見地方の神楽ということも旧市町で認定を受けておるということもございますので、そういった部分ではやはり日本遺産というくくりで大きくPRができるというふうに思っておりますので、広域でも連携をしながら進めてまいりたいというふうに思っております。

それと、先ほどのお話なんですけど、町長の答弁にもございましたが、最初つくった当時はやはりかなり現場に行くまで、議員さんも御指摘のようになかなか安全性の部分で問題があったということで、当面ここは外しておこうと。一人で行く場合もあるということも想定して、ということで一応コースのプランをつくりました日本遺産のスタッフのほうからは、当面はその部分で外したんですという話は聞いておるところでございます。ただ、今後整備等も含めて考える、案内板とかそういうのも含めて、先ほどの井堰等も含めて面白い御指摘もいただいているので、十分構想の中で再度認定を考えていくということは可能かなというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宏文君） 同じく4番目についての質問ですが、津和野百景図は本を購入された方はある程度内容を理解されていると思いますが、92図の益田市高津の柿本人麻呂神社、これについてはあまり知らない人は多いと思っております。

ちょっとこれは柿本人麻呂神社にかかっていた看板の説明書きですが、島根県指定有形文化財柿本神社本殿、指定は昭和57年6月18日、柿本神社の祭神は柿本人麻呂で、その起源は人麻呂の終焉地、加茂島に勅命により建立された社殿とされています。加茂島は1026年、かなり前ですが、大地震により海中に没しましたが、そのときに人麻呂が、松崎、これは浜に漂着したので、現在地より北の松崎の地に社殿が再建されたと。

その後、近世に入り、1608年ですね、徳川秀忠の命により、石見銀山奉行大久保長安によって造園され、寛文11年1671年には津和野藩主亀井茲政によって、宝殿、拝殿、楼門が修理されました。

そして、1681年、当時のやはり津和野藩主茲親は、風、波を避けて神社を、現在地の高津城跡に移転しました。複雑な地形を有効的に利用し、社殿配置と独特の様式、建築様式を持った当初は津和野藩が残した貴重な遺産となっています。さらに、通常の神社は参道の正面に拝殿があり、本殿があるのですが、柿本人麻呂神社の拝殿は横向きで、参道を上がったら横向きであります。これは、津和野城のほうを向いているということで、津和野城からよう拝、つまり拝むことができるよう、津和野城のほうを向いているとなっております。

このことなどは、結構益田市の人は知っておりますが、意外と津和野町の人は知っておりません。日本遺産第1弾認定の原動力であり、津和野町の誇りである津和野百景図を町の皆様に理解していただくためにも町広報誌に、先ほども言いましたが1図でだけでなく、やはり百景図ありますので、2図、または3図ずつ紹介してはいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員さんから今回こういう質問で御指摘をいただき、我々も大変いいお話だなというふうに思っております。そういうことで、町長から

もすぐに担当課、広報担当課のつわの暮らしと連携をして進めるようにというようなお話もいただいておりますので、早速入りたいと。これについては、日本遺産センターでコンシェルジュという形で観光客の皆さんに御説明しているコンシェルジュが、かなり細かくいろんなことを分析しておるので、今さっきの柿本神社やの向きの話とか、そういったようなちょっと面白い切り口のところも解説が入れられるだろうということで、絵と一緒に出すと町民の皆さんにも親しんでいただける。私はもし何ならやっぱ1枚ずつきっちりそういう解説と一緒にやって、長い期間でもやり続けることがひとつ意味があるのなかというふうに思っておりますので、この辺りも調整しながら進めさせていただきたいというふうに思っています。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） それでは、次の質問に入ります。

第1種特定鳥獣ツキノワグマ対策であります。第1種特定鳥獣ツキノワグマの被害や目撃情報が毎日のように報じられております。平成6年度から、国による狩猟禁止措置から25年が経過しております。平成8年8月にツキノワグマの保護管理計画が策定され、平成14年島根、山口、広島3件の西中国地域の第1種特定鳥獣保護管理、第1期計画が確定されております。

本年10月16日津和野町名賀の山林で60代男性が午後6時頃、熊に襲われ重傷を負っております。これにつきましては、11月19日の新聞で名賀地区では男性が襲われて以降、2頭が捕獲され、県と町が殺処分したとあります。

新聞ですが、11月17日、浜田市でも午前10時頃、60代男性猟師が全治2週間のけがを負っています。この猟師の方は、くくりわなにかかったイノシシを見に行ったところ、熊はイノシシに大いにかぶさっていたことから、恐らくイノシシを襲って食べる前だったのであらうと思われま。

このことをとつても、人にとつてもこのことは危険な動物であることは明白であります。環境庁発表4月から11月までのツキノワグマによる人身被害の死者は秋田県で1人、新潟県で1人、共に高齢の女性で負傷者は151人とあります。12月発表であります。これは。

12月に入り、熊の行動といいますか、被害も終わりかと思われましたが、12月11日鳥取市で高齢女性が午前10時頃、自宅玄関前で熊に遭遇し、襲われております。そして、直前の13日日曜日ではありますが、午前9時、北海道美唄市のスキー場に2頭のヒグマが出没しており、このスキーは3日間営業を停止したとテレビで報道がありました。

人と熊との共生はもちろん大事ではありますが、それ以上に人命や人身被害、農林作物など財産も大事であり、熊の適正な生息数が必要であると思いま。

鹿足郡の猟友会の会員は年々減少し、今年は200人、猟銃免許所有者は85人で、残りの115人がわな猟師であります。猟銃免許所有者高齢化で減少が年々進んでいる

と猟友会の関係者の方が言われております。このまま猟銃免許所有者の減少が進めば、今後の熊処分ができなくなる恐れがあり、対策が必要であると申されました。

新聞記事に、これは浜田の猟友会長ですが、猟銃免許所有者は絶滅危惧種であると記載が載っております。このことは、やっぱり猟銃を持つこと自体のかなり厳しい規制がかかっております。若者のこういう猟離れもあるそうであります。したがって、今後役場職員の猟銃免許所有者の奨励をされてはいかがでしょうか。

次に、平成27年度の西中国地域のツキノワグマの捕獲数は下表のとおりであります。平成26年度もほぼ同様であります。

島根県、捕獲数101頭、学習放獣81頭、大半を学習放獣しております。殺処分は16頭、101頭のうち15.8%であります。広島県、24頭捕獲、学習放獣はゼロです。殺処分は23頭、残り1頭は恐らく飼育か、交通事故か、そういうことで載っておりません。山口県、捕獲数14頭、学習放獣5頭、殺処分9頭、64.2%の率であります。島根県の学習放獣が非常に多い理由は、何が原因か、理由かということであります。

2番目に、島根県、鹿足郡の昨年度、今年度11月までの捕獲数、学習放獣、殺処分数を問います。

3番目、学習放獣の効果はあるのか。学習放獣というのは、捕獲した熊に熊撃退スプレー、これには唐辛子の粉末が入っているそうです。熊は唐辛子のにおいをものすごい嫌がると、これはアメリカで開発された分ですが、これを吹きかけて耳のすぐそばで爆竹など鳴らして山に離すということが、そして人間は里に下りてきたら怖いぞということを学習させて山に帰すのが学習放獣と載っております。

ということで、学習放獣の効果はあるか専門家の熊と遭遇したときの対処法は、熊撃退スプレーの使用のほとんど記載されておりません。山間地の津和野町民にとって熊は大きな脅威、効果が大きければ熊は撃退スプレー、希望者に補助と所持を促してはいかがでしょうか。

4番目、島根県保護計画のツキノワグマ被害の補償はあるのでしょうか。保護動物に指定した、例えば県、町ですか、自治体が各種の被害の補償をするべきではないかと私は思っております。勝手に狩猟ができない動物であります。平成22年、ツキノワグマの誘因物の放置果樹撤去の支援事業実施の記載があります。

まず、被害に遭った人の治療費等、これは出るのか出ないのか。被害に遭った人の独自の個人の負担になるのか、また蜂蜜の箱や柿、栗等農林作物の被害、家畜等の被害、家畜等といいますと、隣の吉賀町の柿の木では鳥が何羽も襲われてとられていると聞いております。そして、墓の倒壊、これは墓の中に蜜蜂が蜂の巣を作って、それをとるために墓を倒壊して蜜を食べるそうであります。この墓の倒壊にもとに戻すのに20万円前後かかっているのではないかと聞いております。

5番目に、赤外線カメラつきドローンの購入、熊目撃情報で石川県小松市消防本部は赤外線カメラ搭載のドローンで上空から捜索し、目撃近くの茂みで熊を発見し、爆竹を鳴らし山に追い返したと新聞報道がありました。小松市消防本部に問い合わせた情報は、機体は40センチ、飛行距離は5キロメートル、しかし障害物があれば700メートルで終わりだそうです。赤外線カメラつきで50万円程度、電波が届かなくなればその設定で、届かなくなったそこにフォバリング、または自動帰還する機能はあるそうであり、本来の目的は火災現場の撮影、掌握並びに行方不明者の捜索などに活用されることとあります。照準は消防職員で認定検定3級を取得し、署内訓練10時間を実施して現場活動にあたることとありました。

6番目、柿の木や栗の木など実のなる果樹を切っても解決はしないと。食べるものがなくなれば人を襲い、家に入ってくる恐れは大きいと。ツキノワグマは天敵がおりません。増える一方であります。共生のためには適正な生息数の根本的な対策が必要との熊に詳しい人の御意見がありました。

以上、6点質問いたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、第1種特定鳥獣ツキノワグマ対策について、お答えをさせていただきます。

現在、津和野町では狩猟免許取得にかかる費用の助成を行っております。また、有害捕獲許可が出されている津和野町鳥獣被害対策実施隊員については、銃所持許可の更新において、許可証発行に必要な経費の一部を助成しております。また、狩猟免許取得者が高齢化し、取得者の人数が減少傾向にあることから、町民に対して狩猟免許取得講習会の情報等を周知し、狩猟免許の取得者を減少させないための取組を進めております。

まず、御質問の島根県の学習放獣が多い理由についてですが、島根県は広島県、山口県と連携してツキノワグマの保護管理計画を策定しております。現在の計画においては、錯誤捕獲された個体については、原則放獣することが示されています。放獣の際には捕獲個体に対して大きな音や防除スプレーなどを用いて、人や場所に対する忌避行動の条件づけ、いわゆる学習放獣を実施しております。島根県では、平成16年度に鳥獣専門指導員を配置しており、放獣及び被害防止対策の普及啓発等の体制が整っているため、高い割合で放獣を実施しております。しかし津和野町では山間部に農地や民家が点在しているところが多いことから、約9割が殺処分となっております。

次に、島根県、鹿足郡の昨年度、今年度の捕獲頭数、放獣頭数、殺処分頭数についてですが、昨年度の状況は鹿足郡では46頭の捕獲、そのうち殺諸分が12頭、放獣が31頭と、その他が3頭となります。島根県全体では158頭の捕獲、そのうち殺処分が97頭、放獣が54頭、その他が7頭となります。

この年度は、鹿足郡では81頭の捕獲、そのうち殺処分が49頭、放獣が30頭、その他が2頭となります。島根県全体では267頭の捕獲、そのうち殺処分が193頭、

放獣が65頭、その他が9頭となります。なお、鹿足郡分は今年度11月末時点の捕獲状況ですが、島根県全体分については、11月の捕獲状況が現在取りまとめ中のため、10月末時点のものとなっております。

次に学習放獣の効果と熊防除スプレーについてですが、津和野町ではゾーニング管理に基づいて、民間や農地との距離、人の利用状況等を加味して、県や関係者と協議の上、学習放獣を実施しております。学習放獣につきましては、捕獲時及び放獣時にそれぞれ異なる条件化で行われるため、全てのツキノワグマに対して有効であるとは、一概には言い切れません。しかし、島根県の調査では、平成8年度から平成27年度において捕獲されたツキノワグマの学習放獣において、約8割が再捕獲されなかったという結果が出ていることから、有効性は高いと判断されております。また、熊防除スプレーにつきましては、ツキノワグマの個体差や使用する状況などによって、様々な反応が予測される状況にあります。したがって、必ずしもツキノワグマが逃げていくということは断言できず、かえって危険な状況になることもあると聞いております。

次に、ツキノワグマによる被害の捕獲についてですが、現在のところ町の補償制度はありません。農業被害については農業共済での保険に加入されている場合は保証されることがありますので、農産物については農業共済へお問い合わせいただきますようお願いしたいと考えております。また、人身被害については、各種の障害保険や生命保険等に加入されている場合は、補償されることがあります。次に、ドローンの導入につきまして、津和野町では操縦できる職員がいないことが課題であるほか、飛行許可、実用性、ランニングコストなどを研究する必要があると考えております。他の自治体での導入事例や効果などについても調査するなど、その必要性について検討してまいります。

最後に、ツキノワグマ対策についてですが、柿や栗といった果樹はツキノワグマにとっての嗜好性が高いといわれており、それらがある場所にはツキノワグマが出没しやすくなります。さらに、そこを餌場と認識すると継続的に同じ場所に出没する頻度が高くなってきます。

また、このような果樹が集落内や民間の横であった場合には、集落そのものを餌場と認識することや、人への慣れが生じる可能性があります。そのため、こうした果樹を除去することは、ツキノワグマの出没を減らすことに一定の効果があると考えられています。また、栽培管理し、収穫をする果樹などのについては電気柵やトタン巻き等で対策をすることが重要となります。この対策については、国や町の補助事業がありますので、町民の皆様へ内容を紹介して被害対策を行っていただくようお願いしているところであります。

町では、人への慣れが生じて人里に執着するようなツキノワグマを発生させないために、未然の被害防止対策を推進しており、放置果樹の除去や収穫物を防除することでツキノワグマに農作物を採食することを学習させないこと、また山林や茂みに入る際には鈴や笛など、音が鳴るものを利用し、ツキノワグマとの遭遇を避けるといった、基本的

な対策が重要であることをお知らせをして取組を進めてまいります。それでもなお、出没するツキノワグマについては、有害捕獲による除去をして、適正な管理が実現できるよう努めてまいります。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 1点目の捕獲数等ですが、島根県では平成16年度に鳥獣専門指導員を配置し、放獣及び殺害、被害防止策の普及啓発等体制が整っているため、高い割合で放獣を実施しているとはどのような被害防止策か、ちょっと疑問であります。

広島、山口県は被害防止策は取られていないので、放獣、殺処分が少ないのでしょうか。西中国地域3県のツキノワグマの保護計画で人身事故がないのは広島、山口県だけであります。これに対しては学習放獣、殺処分のパーセントの高いことが原因しているのではないかと思います。特にこの鳥獣専門指導員、これは山口県、広島県は配置されているのか、分かれば教えてください。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（桑原 正勝君） 県のほうの島根県は把握しておりますが、山口、広島についての部分の情報がちょっと確認できておりません。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 2番目の、島根県、鹿足郡の昨年度、今年度の捕獲数等ですが、この殺処分の判断は町の権限、県の権限、新聞には町と県と検討して2頭殺処分したとあります。これはどちらが主導をといいますか、県がオーケーせん絶対で きんもんなんですか。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（桑原 正勝君） これにつきましては、県と町とで協議をするということと、地元のおりをかけた猟師さんを含めて、どういう住居からどの程度、里から離れているかとか、再度にわたって執着物があるか、柿とか栗とか近くにあるなしというようなところを総合的に判断をしまして、殺処分をするかどうかということを決めておるという状況であります。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 吉賀町の柿木地区では、11月に6頭を殺処分していると聞いております。できればとにかく私たち山間部に住む住民の安全安心のためにも、里へ下りた熊は殺処分の対象にさせていただくようお願いをしたいと思います。もちろん、絶滅はいけないと思いますが。

次の3番目ですが、学習放獣の効果はあるか。ということですが、先ほど答弁書に約8割が学習放獣が捕まっていないということでしたが、親熊はそれは恐らく性根にいるというか、恐ろしいということで下りてこんかもしれんですが、熊は2年に1回産卵し

大体2頭の子供を産むそうです。それらが大きくなったらそれは分かりませんので、どんどん下りてきます。天敵がおりません。先ほども言いましたように。

本州、九州、九州は絶滅ですが、四国の動物界の頂点に君臨しております。増える一方であります。ということで、この8割しか、8割は、これは猟師の方に聞くと、放獣するときはタグをつけて確認するというので、これはタグがついた熊は必ず殺処分するよとは聞いておりますが、そういうことで子熊はそういうことは知りませんので下りてくると思います。

次に、そういうことで、4番目に入ります。ツキノワグマの被害の補償はあるかということで、ないということが分かりましたが、できるだけ町でというのは難しいかもしれませんが、県が保護計画を策定するのであれば、そのように要望されてもいいんじゃないかと思っております。

平成27年、放置果樹除去のための支援事業を予算化とあります。平成28年度、県内の各市町村に貸与するための熊鈴、つまりこれですね。熊鈴、熊はこの金属音を嫌うそうであります。熊鈴の確保などの予防策を実施の基準があります。この貸与された事実がありますか。課長もいろいろ変わられるのであれですが、支援事業と熊鈴の配布、補助がありましたか。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（桑原 正勝君） 平成22年度のツキノワグマの誘因物の放置、果樹除去の支援事業ということが御指摘をいただいておりますが、これ県の事業で数年行ったというようなことを確認をしました。

これにつきましては、2か年間という形で行ったということですが、予算枠がかなり少ない状況であって、柿の木、栗を各町村何本かを切りましたというようなことが確認ができております。また、熊鈴の部分であります。県からということは確認ができておりませんが、町は子供たちが通学をする際に危ないという状況がありますので、各小学校、中学校には熊鈴が幾つか配布されておまして、それを使ってランドセル等につけて通っているという状況があらうと思っております。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 赤外線カメラつきドローンの購入ということで、全国726消防本部のうち、3割弱の201消防本部が設置済みとあります。津和野町で単独であることが望ましいですが、負担が大きいかもしれませんので、益田広域で保有し、常時職員が勤務する益田広域消防本部に管理運営を委託してはどうでしょうか。

購入にあたっては、これは小松市の消防本部の助言であります。300万円の赤外線つきドローンは行動距離やカメラの映像がかなり格段によくなると助言がありました。ということで、消防本部が持っているのが大体普通といわれております。なかなか職員、町職員でここで行ったりするのがなかなか難しいと思います。消防職員であれば

常時365日常駐しておりますので、そういうこともありますので、広域で取得の検討をされてはいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 今、議員のほうから赤外線のカメラつきドローンの購入ということで、益田広域の中でそういった導入の検討をしてはということで、御提案をいただきました。ああして小松市のほうでそういった取組がされているということでございますので、先ほど町長が答弁しておりますけども、そういった他の自治体の導入事例等、また効果などについて、調査してそういった必要性について、また広域等の中で検討していけたらというように思っております。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 小松市だけでなく、加賀市とかいろんなところも既に実施しているそうですので、参考にされたいと思います。

6番目の答弁の中の果樹を除去するとは、これは摘果するのか、根元から切るのかというのがちょっと曖昧です。柿の木は、皆さんの近くの家を見てもらっても分かりますが、100年たっても30センチぐらいにかなりません。これを一発で、切っても柿の木は中ぐらいに切ったらどんどん新芽が出てきます。枯れることはありません。熊の騒動が落ち着いた頃には実がなるとは思いますが、栗の木なんかはそうはいきませんので、とにかく収穫せんのは実を落とせということか、栗なんかはちょっと、柿の木は大丈夫と思うんですが、今のところは、未収穫の分は切っても出てきます。この解釈どうなんでしょう。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（桑原 正勝君） この放置果樹の取り扱いであります。収穫をしたいということで、栽培をされている農家さんにつきましては早いうちに収穫をしていただきたいと。放置をしているということであれば、要は自家消費も含めてではあります。なかなか食べつくせないということで、放ったままという状況になっておろうかと思われれます。

これにつきましては、取ることができないというのであれば、伐採をするという方法をお願いできないかという形の考え方になっております。ただ、防除の方法といたしましては、国の補助事業で集落等で3世帯以上が申請をされれば、電気柵あるいはワイヤーメッシュは熊には通用しませんので、トタンを巻くとか、木の幹にトタンを巻いて上がれないような工夫をするというような形の考え方はできようかと思っております。これらについては、国の補助事業、それから町の単独の補助事業も用意しておりますので、こちらのほうを御相談いただきまして、対応をさせていただきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 12月6日の新聞報道で、冬眠しない熊に注意とあります。環境省は平成31年度12月から翌年3月までの出没件数は631件と急増し、

冬でも気が抜けないと危ぶみしております。そういうことで、今からは暖冬、そして熊の栄養状態がよくなれば冬眠して体力を使わない方法も要らなくなるということで、冬でもどんどん出てくる可能性があるとして環境省は注意をしております。このこともまた調べていただいて、広報でも注意を促されたほうがよろしいのではないかと考えております。

以上で質問を終わります。

.....
○議長（沖田 守君） 以上で、2番、米澤宥文君の質問を終わり、午後1時20分まで休憩といたします。

午後0時17分休憩

.....
午後1時14分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続いて、一般質問を続けます。

発言順序7、6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 6番、丁泰仁でございます。本日、通告に従いまして、2項目の質問を用意しております。よろしくお願いいたします。

では、早速、入らせていただきます。

第1項目目ですが、第3波コロナ感染と当町観光商工業経済に与える影響について。

9月秋に入りまして、一旦回復の兆しが見えましたが、11月に入ってコロナ感染状況は、東京、大阪、北海道を中心に全国に広まり、第3波ともいえる様相を呈しています。政府はここに来て、爆発的な感染拡大を懸念する専門家会議の圧力に押され、これまでかたくなに強硬実施してきましたG o T oキャンペーンの見直しを表明せざるを得なくなりました。内容は、感染拡大地域への旅行一時停止が柱であります。経済再生を優先してきました政府は、方針転換を迫られた格好です。

G o T oキャンペーンは感染拡大防止と同時に、社会経済活動の再開を図る政府の象徴的事業であり、縮小停止の方向に向かえば、景気の腰折れに直結しかねません。帝国データバンクの11月20日時点の調査によりますと、新型コロナ関連倒産は723件にのぼり、飲食店は110件と最多、2番目のホテル、旅館倒産の約1.7倍になっています。緊急融資や国の支援で何とか持ちこたえている状況、忘年会などの年末商戦が第3波で冷え込めば、倒産が急増する可能性が大であるといわれています。その忘年会について、東京商工リサーチの全国1万100社対象に実施したアンケートによれば、忘年会、新年会を開催しない予定と答えた企業は全体の9割近くに上っています。

次に、企業倒産に付随して起きる解雇や雇い止めが7万人超に上り、また、10月総務省発表の完全失業者数は215万人に達したことがテレビ、新聞紙上で報道されています。特に、パート、契約社員、派遣社員などの非正規労働者が全国で3万人近くに上り、その約7割が女性であるといわれています。生活保護受給者に関して厚労省公表に

よりもすと、4月、2万1,486件、前期比25%増加と公表されています。何とも将来予測不安な景気情報が続く今日であります。

さて、当町にとって問題は、感染拡大地域から感染の少ない地域への観光旅行移動であります。これまで感染者を出していない当町としましては、これらの観光客の受け入れには十分な感染対策を施し迎える必要があると思われまます。

そこで質問いたします。

1、業績悪化緩和運転資金の実施、来年以降の計画はありますか。

2、町内最近の観光、商業景気動向はいかがか。特に、忘年会、新年会の動向は。

3、コロナ関連の生活困窮者自立支援事業の相談、生活保護受給者の前年比推移は。また、町内企業倒産などの情報はいかがであるか、お答えください。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、6番、丁議員の御質問にお答えをさせていただきます。

第3波コロナ感染と当町観光商工業経済に与える影響についてでございます。

業績悪化緩和運転資金給付金補助については、令和2年3月期から9月期分の売上げに対し、前年同月期と比較し、減少率40%以上の事業者に給付を行い、11月末現在の実績では275件の申請に対し、3,921万2,000円の支払いを行いました。

新たに設けました同給付金補助後期分、令和2年10月期から12月期分の売上げについては、前年同月期の売上げに対し、前年同月期と比較し、減少率20%以上の事業者に給付を行い、実績では10月期売上げ対象分のみとなりますが、11月末現在で12件の申請に対し、122万9,000円の支払いを行いました。

来年以降の運転資金給付については、今後、国の臨時交付金等の状況も注視しつつ、津和野町商工会、一般社団法人津和野町観光協会とともに定期的を開催しております新型コロナウイルス感染症緊急経済対策会議において検討し、対応を定めてまいりたいと考えます。

二つ目の御質問であります、観光入込数と商業景気の動向についてであります、令和2年3月の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、3月入込客数6万2,557人、前年比78%、以下同様に4月3万779人、32%、5月2万3,692人、19%、6月4万3,076人、62%、7月4万7,912人、76%と大きく落ち込んだ後、8月7万2,155人、79%、9月7万483人、89%、10月8万5,278人、94%、11月10万1,894人、92%となり、復調の兆しが見えております。

宿泊者数については、依然として休館、廃業により宿泊可能部屋数自体が落ち込んでいるため、集計された直近の数値では8月宿泊者数1,337人、前年比41%と厳しい状況です。ただ個別の旅館、ホテルでは、島根県のプレミアム宿泊券や国のGoToキャンペーンによる宿泊が伸びており、島根県東部からのお客様等、これまでとは違う

客層の宿泊が12月になっても続くなど好材料も見られます。今後、冬期の閑散期における宿泊客の獲得に向け、キャンペーンを計画しております。

一方で、商工業全体としては、国、県、町の経済対策もあり、一時の落ち込みを乗り越えた中で、減少幅を比較的冷静に受け止め、耐え忍んでおられる状況がうかがえます。特に従業員を雇用している中堅企業等を中心に、先行きの見え難い経済状況の中で不安感が拭えないのは事実です。

忘新年会の動向については、キャンセルが相次いでいるとの情報がある一方で、予約が取り難いとの状況もあり、まだシーズンが始まったばかりですので、もう少し状況を見極めたいと考えております。

令和2年12月1日から始まっている忘新年会応援キャンペーンではありますが、12月7日現在の得々ドライブショッピング券への引換え状況については、発行予定枚数4,500枚に対して、申請件数13件626枚の引換え実績を確認しています。

町内事業者及び町民の皆様からの申請に関する相談、問い合わせも多く、今後とも経済関連3団体で協力して、PR、利用促進を図ってまいります。

三つ目の御質問であります。新型コロナウイルス感染症に関する生活困窮相談の対応につきましては、社会福祉協議会が窓口となり資金の貸付けによる支援策を実施しているところですが、11月末現在の状況として、緊急小口資金貸付が11件165万円、総合支援資金貸付が4件225万円との報告を受けております。

福祉事務所における生活困窮者からの相談に関しまして、新型コロナウイルス感染症の拡大による収入減ということではなく、年金生活者からのやりくりについての御相談が中心となっており、社会福祉協議会と連携して家計改善に向けた支援を行っているところです。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の収入減少が見込まれるため、国民健康保険税等の減免を申請された方は、11月末現在の状況として、国民健康保険税が9人、減免額281万2,100円、介護保険が4人、減免額27万5,000円、後期高齢者医療保険が1人、減免額5万5,730円となっています。

保護受給者数の前年との比較につきましては、11月末現在の状況として、昨年度が40人、本年度が28人であり、減少傾向にあります。

なお、保護の新規受給者数は、昨年度が1名に対し、本年度は保護決定をしたものではありません。

コロナウイルス感染症に関連しての町内企業の倒産事例について商工会に確認したところ、倒産企業はないとのことであります。

なお、廃業については12月現在、商工会等で把握している今後の予定を含めた数値としては、令和2年4月以降、コロナウイルス感染症の影響が一部要因となった事例が1件、その他4件と思われまます。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） お答えいただきましてありがとうございます。

それでは、ちょっと再質問をさせていただきます。

まず最初に、業績悪化緩和運転資金給付金補助について申し上げましたのは、このたびのコロナ対策支援金として、国、県並びに当町、いろいろな支援をしていただいております。国が事業化給付補助金であります。そして県としましては、これは島根県発行の宿泊券とか、それから食事券、こういうもんで消費喚起を促しております。それから当町、当町としましては、私も、要するに、先々に他市町村よりも先に手を打ちまして非常にありがたい、信用していただいていると利用者として思っております。それで、特にこの業績悪化緩和運転資金というのは、我々にとりまして、商売される方にとりましては、セーフティーネットの役を果たしていますね。特に当町は、この業績悪化緩和運転資金と、それから、現在、忘新年会に対しまして消費していただきますと、1,000円から3,000円までの商品券が出てくるという得々ドライブショッピング券ですか、こういう一つのプレミアがついて消費喚起をしていただいております。

ほいで、私も商売やっている者でありまして、こういうことの効果というのがどうなのかといいますと、非常に業績悪化緩和運転資金を各同業者から聞きますと、非常に助かっていると。ほいで、大体、9月まで最初ありまして、また10、11、12と第2期、これを今実施していますが、これも、随分、今ありますように、使っている者は使っていくと、そういうことであります。

ほいで、得々ドライブショッピング券に関しましても、私のところは今、忘新年会の予約は少しずつ入りかけているんですが、随分、このことに関しまして聞いてまいります。それに対して私も答えているんですが、こういうことにやはり関心があるみたいで、効き目が、効果がやはり徐々に出てきているんじゃないかと思っておりますので、非常にいいことだと思ってもう少し様子を見ている次第でございます。

それで、業績悪化緩和運転資金ですが、これ当初、予算は、このたび6,800万の予算をつけかえましたよね。ほいで、このたびの補正予算で600万減額している、これは何でなのかなと思ひまして。そうしますと、今現実にこのたび11月まで約4,000万消化しているわけですね。そうすると、あと2,800万、残金はありますが、600万をこれから減額するのか、それどういうふうに減額したのか分かりませんが、ここをちょっとあと説明してください。

それから、得々ドライブショッピング券に関しましても、これ4,500枚発行の予定だということになりますと、これ金額に直しますと450万の予算でありますね。ところが、このたびの補正予算で250万、これに関しまして250万の、たしか予算計上だっと思うんですよ。ほいでね、今の調子で行きますと、案外、利用率がいいんじゃないかなと思ひますと、250万で足りるのかなと。そうしますと、4,500枚発行するならば、ちょっと足りなくなるんじゃないかなという危惧もせんではありませんが、そこら辺の考え方をちょっと課長、説明してほしいなと思ひます。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） まず、最初御質問いただきました業績悪化緩和運転資金補助でございますが、議員おっしゃるように、当初、6,800万、これ前期分が3,800万と考えまして、9月まで、それと後期分を3,000万と考えて、6,800万という数字で見当しておりました。ただその後、やはり前期分が影響が大きかった時期でございますので伸びがかなりございまして、最終的に商工会でも話す中で、4,200万円ぐらいまではちょっと積み上げていたほうがいいたろうという思いで上げさせていただきました。

それと、ただ後期分につきましては、ちょっと先ほど実態のところを、町長からの答弁もございましたが、比較的ちょっと今のところまだ少なめで推移をしておりますので、それと今回、限度額を最大30万までにしてあります。それと20%台は2分の1補助でございますので、15万でということになります。そういったこともありますので、3,000万見込んでおりましたものを2,000万とさせていただいて、それも差引きの中で600万マイナスということになっておるとい状況でございます。

ただ、これも単純に落としたということではございませんで、財政のほうからもそろそろある程度金額固いところを固めてほしいということもございまして、そういうところもあつてある程度固めておまして、ただ、ここで600万少なくなったと言いましても、また全体的な配分の中で考えますので、そういう御理解を頂けたらというふうに思っております。

それと、今のところ、当初、財源的に足りない部分を記載か何か当たっておったという認識でございますので、それを何とか落としていくということも必要だと部分で御理解を頂きたいというところでございます。

もう1点、先ほどの得々キャンペーンについては、大変喜んでいただいている部分についてはうれしいところでございますが、250万でしたかね、あれを増やした分につきましては、これ町内に団体旅行とかでお越しただ……。いや、これ町外の観光お客さん向け用の、こちらで消費頂いたときに5,000円以上で1,500円、1万以上で3,000円のチケットをプレゼントするという、そちらの増額分でございます。

別途、また御説明はさせていただいておるとい認識であるんですが、別途、予算組みの中で500万ほど町内向けの忘新年会プランについては予算組をしております。

なお、やはり印刷代とか諸経費がかかりますので、そのうち50万部分はそういった印刷等にかかって、450万について、今回、1枚1,000円のプレミア分に充てておりますので、4,500枚ということになるということで御理解を頂きたいと思えます。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 分かりました。どちらにしましても、非常に消費喚起的なキャンペーンで続けてほしいなど。ほいで、これは一応何とつか、商工会等も、

あるいは観光協会とも相談しながらやっていくということではありますが、私も商工会の役員をやっておりますので、一応この二つの事項に関しましては積極的にぜひお願いしたいというような意向を今、商工会のほうで持っておりますので、来年以降もこれ3期というふうに3か月ごとの区切りでもいいですから、とにかく継続していくというふうな方向でぜひやってほしいなど、そういうふうに思います。

それと、観光客の入込数、だんだん復調の兆しが見えているという、確かに、秋口になりまして、私もよく町内をよく見回りますけど、結構、来てもらっているのはありがたいなと思ながら見回っております。確かに、おっしゃるように、少し回復してきているような気もします。

それで、次に、宿泊者数は、確かにごく一部のホテルですかね、に問いまして、私から見ますと、非常にG o T oキャンペーンのおかげでよくなっているんじゃないかなと思いますけど、そのほかのところでは、やはりそんなに楽な話ではなくて、厳しい状況というのは変わらないと、確かにそのようには思っております。

ほいで、昨日のテレビでG o T oキャンペーンがいろいろな理由もあったんですけど、28日から来年の1月11日にまで、ちょうど年末年始にかけまして停止だということになりますと、今、一部潤っているホテル、旅館もこれでちょっと停止されますと、ちょっと痛手を食うんではないかなと思いますけど、状況を見ながらこれやっていくしかないなど、観光庁ですから、もう政府の意向とそういう政策に従うしかないから、もう無理もないんですけど、本当に頭の痛いことでございます。

次に、忘年会、新年会、先ほど申しましたように、結構、私が思うに、大分、予約は入ってきていますので、大分、盛り上がり来ておるのではないかなとは思いますが、そのほかのお店もそれなりに置いておるんじゃないかなと、そういう状況。

それからちょっと飛びまして、要するに、前段でも私が説明したように、全国的に非常にコロナの影響で倒産が続く、それから雇い止め、解雇というのも、どんどん都市部においては、非常に顕著にこういう現象が表れている証拠だと思うんですよ。

ところが、当町みたいに地方都市におきましては、まだそこまでそういう現象はひどくはないような気もしますが、いずれこれが長引くと、地方都市、それから当町にもやはりそういう現象が表れてくるのではないかなと、そういうちょっと危惧しているわけです。それで、いろいろちょっと聞いてみたんですが。

生活保護の受給者というのは、たちまちやはりそういうところで困りましたら、都市部においては増えているということですが、当町におきましては、返って昨年40人、本年度28人と、減少しているとそういうことですが、この現象の要因はうれしいことですが、どういうことでしょうか。これひとつ、課長、説明をしてください。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 生活保護受給者の減少につきましては、先ほどの町長の答弁にもありましたが、コロナの影響というのは全く受けていないところでありま

して、この12人の減少された要因といいますのが、死亡が1、子供さんの扶養になられた方が1、それから65歳になりますと年金が満額もらえるようになったということで抜けられた方が3、転出された方が5、辞退をされた方が1、それから施設入所をされたがために外れたという方が1ということで、12人という計算になっております。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 分かりました。どちらにしても、今まで6,700万ぐらいですかね、年間、生活保護受給者に経費がかかっておりましたけど、こういうところがちょっと減っていくということになれば非常に助かることだと思います。

最後は、倒産企業なしだ、廃業もほとんどあんまり目立ったことないということですが、まあまあ、今、そんなに大げさに経済危機とか経済状況が混乱しているとかいうようなことではないみたいですのでちょっと安堵しているわけですが、そういうことで、この質問はこれでちょっと置きます。

それじゃ、第2番目の質問に参ります。

当町医療、介護、社会福祉施策についてです。

令和2年度発行のまち・ひと・しごと創生津和野町総合戦略住民意識調査によりますと、年齢、老若男女を問わず上がってくる要望、意見の大多数は、医療、介護、福祉、住居、教育、子育てなどについてであります。人口減少が続き、少子高齢化社会が急激的に進行するさなか、当町の高齢化人口は団塊の世代、1947年から1949年生まれが後期高齢者、75歳以上となる2025年には3,069人となり、高齢化率は45.3%から51.9%まで上昇することが見込まれています。特に、医療、介護、福祉に関する様々な要望は、今後、当町のこれらの施策に待ったなしの大きな影響を与えざるを得ません。これら施策の当町関連機関施設といえば、主に医療法人橘井堂、津和野町社会福祉協議会、つわの・にちはら両福祉会所属各種介護施設であります。

医療法人橘井堂は町民の幾多の要望に応じて、医療、介護への将来の不安要素を取り除くべく様々な改革に取り組んでいます。特に最重要課題として、今後の医療、福祉従事者の確保についての取組として、当町へ幾多の要望を提示しています。

次に、介護事業に関して、人口減少に伴う要介護者人口の減少、各事業者との利用者確保困難となる可能性、既に影響が出ていますが、生産人口の減少、介護従事者の流出などで各事業所共に介護人材確保に苦慮し、事業の見直しを余儀なくされているなどの現状を踏まえて、医療部門と介護部門の再編、効率的運用について提議をされています。

そこで質問をいたします。

1、橘井堂の提議としまして、医療福祉従事者確保のための益田赤十字病院並みの各種手当の見直し、賞与の見直し、給与体系の見直しなどの実現の可能性に関して当町の見解を求めます。

2、医療部門と介護部門の再編、効率的運用については、段階的に統合に必要な環境整備（給料の一律化、財産整理など）を図りながら、最初に、つわの・にちはら両福祉

会の統合を目指すことが望ましく思われますが、当町の見解はいかがですか。また、このことが可能であるならば、統合によって生じるメリット、効率的運用の部分はいかがですか。

3、今後、高齢化に伴う高齢者世帯、独居老人世帯に必要な住居バリアフリー化への改修についての当町補助金の現状はいかがか。また、地域包括ケアシステムを考えると、住居の課題として、将来増加するであろう独居老人専用のバリアフリー化完備の町営住宅の建設も必要になってくるのではない。当町の見解を求めます。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、当町医療、介護、社会福祉施策に関してお答えさせていただきます。

看護師をはじめとした専門職等の医療従事者は、地域医療の存続に必要な不可欠な存在であり、町民に安定した医療を提供するためには、医療従事者に継続して勤務していただくことが重要であると認識しております。

しかしながら、医療従事者の確保は非常に厳しい状況であり、退職者が出るとその補充に当たっては大変な労力を要し、また新しい働き手を確保するまでの期間において、残された現場職員の大変さは計り知れません。

退職される主な理由は種々ありますが、やはり給与等に関することも多く、これを改善することが医療従事者の定着にもつながると医療法人橘井堂の理事長からお聞きしております。町としても地域医療の維持、継続には処遇改善は必要と認め、認識しておりますが、財政状況を勘案し、慎重に進めていかなければならないと考えております。

二つ目の御質問であります。つわの福祉会とにちはら福祉会については、以前から両法人ともに施設稼働率、設備更新や介護人材の不足等、同様の課題を有していると伺っておりました。

11月に両法人に対し事業所統合についてのヒアリングを行ったところ、両法人が運営する施設共に年々待機者は減少しており、経営面から考えても将来的には法人の統合を考えなくてはならないという御意見でありました。

両法人は、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護と事業の内容も同様であり、また、今後の町の人口や認定者数の減少を考えると、町としても統合することが望ましいと考えております。

統合のメリットとしては、経営母体の一体化による人件費の節減と、介護人材の確保が挙げられます。しかし、町内の介護事業所を一旦離職をすると、町外施設へ再就職されることが多数あり、貴重な人材が町外に流出してしまいます。両法人を一本化することで人材を共有できれば、配置転換も可能になり、離職も防げるのではないかと考えております。

町としては、可能な限り早い段階で法人が一本化できるよう、各法人とも協議してまいりたいと考えております。

三つ目の御質問であります。住居のバリアフリー化改修に対する町補助金につきましては、介護保険制度による住宅改修に対し交付しております。この補助金制度は、要介護認定者を対象に20万円を申請上限として、1割から3割の自己負担額で改修が可能な制度です。

改修については、手すりの設置、段差の解消、床材の変更、引き戸への交換、和式から洋式への便器変更が対象となります。

高齢化率の高い津和野町において、高齢者の住まい方をどのように考えるかは今後の大きな課題です。今後、高齢化、過疎化がさらに進行することは容易に予測され、住まいの整備が重要な課題となります。

町営住宅につきましては、現在のところ津和野町住宅マスタープランの見直しをしております。バリアフリー化につきましては、今後、公営住宅の建て替え及び老朽化住宅等の改修を目的とする住宅ストック改善事業等を計画する中で、できる限り高齢者用のバリアフリー化整備を検討し、高齢者等の住居に配慮した、安心して健全な生活が、失礼しました。健全な生活ができる住宅の整備を進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、今後の津和野町には重要かつ喫緊の課題でありますので、財政状況を勘案しながら早急に整備していく必要があると認識しております。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） それでは、これに関しましても再質問をしてみたいと思います。

1の橋井堂さんが、橋井堂が提議しました医療従事者確保のための方策でございますが、ちょっとこの医療法人橋井堂がこの医療従事者確保のために努力されていることはあります。それは、医療従事者の中に就学されている方に対する奨学金の制度を設けていますが、あれどういう制度か。ちょっと、それからその結果がどういふのかちょっと資料を頂きましたんで、読み上げてみます。

医療法人橋井堂は、平成23年度より人材確保のために、看護師、理学療法士、介護福祉士を目指す者に対し、法人の奨学金制度を開始した。月額7万5,000円と高額の資金を貸与している。延べ23人もの貸与者がおり、総額5,730万円にも上ると。しかし、償還中の職員を除き、義務年限終了後も勤務継続している者はわずか1名にとどまり、ほとんどが償還14年度で退職、3名が償還途中で一括返還退職されたと聞いている。津和野町の就学資金貸与者の今の状況でございます。

これは、医療法人橋井堂が出している奨学金なんですけど、恐らく当町でもこれに匹敵したような何か奨学金制度があるんじゃないかと思っておりますけど、そういうのがありましたら、ちょっとお知らせください。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 津和野町におきましての平成22年度から看護師等の部分の就学資金制度を設けております。併せて、医学部の学生に対しても奨学金制度を設けております。

内容としましては、看護師におきましては、正看護師は月額4万円、准看護師が2万円、そして、いわゆる卒業と同時に津和野共存病院に就労した場合、5年間でその貸与の金額は免除となります。医学生におきましては、月額20万、入学時には50万の上乗せで、年間240万、これを医学部ですので6年間ということではありますが、2年とかそういう貸与者も医学ではいるという状況であります。

先ほど議員さん言われましたように、やはり義務年限を終了して、そのまままだ就労されているかという、やはり橘井堂の奨学金と同時に残られているのは1名、そして貸与中のまだ義務年限が終わっていない部分はまだ就労しているという方がおります。

町も反省しなければいけないのは、この奨学金制度は、あくまで町は金融機関ではありません。で面接時にいわゆる医療従事者で津和野町で働きたいという部分で、ただこの義務年限を終わらないでも他の医療機関等に行ってしまうということが、現在、医療対策課としてもそこは反省点であるということで、再度、そういう方には、当初、貸与したときにあなたは津和野町で、そしてこの津和野共存病院で医療従事するという目的があったんじゃないかということも踏まえて、今後の町としての課題と今考えております。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 今説明ありましたように、これが町のほうも、それから医療法人も人材確保のために莫大なお金を投資しているわけですね、一応、貸与ということで。ざっと医療法人は6,000万近い、それから町も、恐らく、2,000万近いようなお金が出ておるんじゃないかなと思うんですけど、そうすると、7,000万から8,000万ぐらいので。人材確保のための投資だと思えばそれはいいんですが、その効果は、要するに、目途としたこの投資額は、一応、学業を終わらして、それから修業年数で義務年限、大体5年、これ終了後も本来は残ってほしいんですが、この義務年限も果たさずに途中で一括で返済されたり、退職されるという。それで、現在残っているのが1名という、まあ本当非常に情けない。どう考えて、これだけの金額を投資しながら効果が、結局、表れていないということになるわけですね。ほいで、その原因が今、担当課長のほうからも説明がございましたように、やはり、なぜそういうことになったのか原因を突き詰めると、やはり近隣の、特に益田赤十字病院なんかを基準にしてみた場合に、いろいろ給与、賞与、そのほかの諸手当におきまして、やはり劣っていると。それで、やはり働く人は、今、特に若い人たちがお金も要るし、やはり給料の高いところに行きますよ。そうしますと、残念な残念な言っとくわけにはいかんと思うんですよ。やはりそれに匹敵するね、諸手当、特に今、住居手当、扶養手当、祝祭日手当等のところからも、やはり一歩前に進めるのに、待遇改善しなきゃいけないんじゃない

いかと思うんです。ここら辺をどれだけ財政的に負担かかるのか、ちょっと今、試算してみなければ分からないかと思えますけど、そこそこだったら、ひとつ思い切って積算されて、それを町長とよく相談されまして、ちょっと議会でも報告していただければ、我々もそれを検討しまして、人材確保のためには、今はもうとにかく、人間がいなくなったらね、もうどうもなりませんよ。今、ちょうどコロナの件で大阪のほうは専用病棟をつくったけど、何、病棟はつくったけど、働く者がいない、看護師がいないということで往生していますよね。だからコロナでいなくなったんか、それかね、平素から足りないところへ持って行って、こういう緊急事態が起きている。で、余計足りなくなっているんだと思うんですけど。どちらにしましても、ひとつ結論を出さなきゃいけないと思いますので、ぜひ、ここは、積極的にこういう諸手当から改正していくということで人材確保に専念してほしいなど、そういうふうに使われます。

それで、この件はそういうことで、ぜひお願いしたいと思います。

それから、次の2番目の質問、医療部門と介護部門の統合に関しまして、私は、まずここをね、この問題につきましてね、私もちょっと、あんまりこのことに深く関心を持たなかったんでよく分からない点があったんですけど、ちょっとこの介護と、介護部門に関しまして、津和野町の各施設にね、どういう施設があって、どういう介護部門をやっとるかというのをちょっと調べてみました。そうしますとね、津和野町にね、この関連の施設はね、1、津和野町社会福祉協議会があるのよ。ここは、津和野町居宅介護支援事業所、津和野町訪問介護事業所、日原訪問介護事業所というふうに、社会福祉協議会でもこういう介護部門の活動拠点を持つとんです。それから次に、福祉法人つわの福祉会というのがあるんですね。それも同じように、福祉法人にちはら福祉会というのがあるんですよ。それぞれが介護老人福祉施設とデイサービスセンターをそれぞれ持っているんですね。それから、福祉法人つわの清流会の場合は、障がい者福祉センターとちょっと違いますが、保育園を運営しているという。それから身体障がい者の作業所になっているという。それから今度はね、医療法人橘井堂、ここは医療部門、それから看護師、それで、ここの介護ね、介護老人福祉施設というせせらぎがありますね。それから訪問看護ステーションせきせい、というのもあるね。だから、各施設がありまして、その傘下で同じ介護部門が活動しているんですね。ここを見たらね、初めは、私は、津和野町社会福祉協議会のもとで全て統一されている。これね、吉賀町がやっているんですね。吉賀町がいかに社会福祉協議会のもとで、各今言うような施設を全部統合させて、親会社、いうなら親会社は社会福祉協議会なんですよ、吉賀町の。だったと思いますよ。ほいで、それだと思っていたんです。津和野町も津和野町社会福祉協議会が親会社で、あとはそれぞれの傘下で支所があると、そういう系列がもうできていると思っていました。ところが、いや、そうじゃないんだと。それぞれが今言ったように、みなばらばらにそれぞれの法人なんですよ。親会社、これ。その下にそれぞれの介護施設を持っている。これじゃね、ちょっと統制も取れないし、それから、確かに、先ほど町長のほうか

らも説明ありましたように、これは本当人件費の無駄でもあるし、何か合理化すりゃ、随分、人件費の節減も、あるいは介護人材の確保が今必要なときに人員を移動させることによって、いろいろ融通というかね、利用ができるんじゃないかなと思ひましてね。そうしますと、やはりこれはもう統合というのが避けて通れない。特に、先に、やはり福祉法人つわの福祉会と福祉法人にちはら福祉会、これの統合は、何らもう津和野町内におけるあれですからね、これはもう先ほど言いましたように、給料の一部カット、財産の整理だけそれぞれしたら、これは行政が音頭を取りまして、早速でもできるような話じゃないかなと思うんですよ。だから、こういうできるところから段階的に、こういうものはどんどん進めていくべきじゃないかなと思うんです。

それでね、ただこれは我々考えて、町が考えておるような話ですけど。現実には、こういうところの一番基本になる医療法人橘井堂さんね、橘井堂さんは、この部分に対してはどういうふうに考えているのか、ちょっと担当課長、医療法人はどういうふうに考えているんですか。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 医療法人橘井堂のお考えを、先日、ちょっと理事長のほうからお伺いしました。

やはり、今後における維持、継続のためには、この介護部門の統合は必要というお考えであります。なるように、津和野町の地域包括ケアの推進の部分におきましては、この介護部門の統合、そして機能分担という部分が必要となりますので、今、医療法人橘井堂は、今議員さん言われましたように、老健せせらぎ、要するに、特別養護老人ホームと同じ入所の形であります。職種におきまして、そこではやはり介護福祉士、今は法人の橘井堂のほうとしましては、老健せせらぎの場合は医療部門になりますので、看護師等も必要になります。医療の部分におきましては、当然、看護師確保、厳しい状況がありますので、理事長とすれば、その看護師の部分においては、医療法人橘井堂のほうでその部門は責任を持つと。要するに、2階病棟の病院のほうと老健の看護師、そしてデイケアの看護師、その辺の部分は医療法人のほうで責任を持って、介護福祉士等のいわゆる福祉に関する職種においては、今議員さん言われましたように、町長もお考え、先ほど答弁ありましたように、やはり介護部門の部分でもできる部分からということで、法人としては、現在のつわの福祉会、あるいはにちはら福祉会と同様な考え方をこの老健せせらぎが持っておりますので、統合においては早急にそういう部分もしていきたいと。ただ、ただ単に、各法人お考えがありますので、理事長とすれば、今の、やはり問題なのは給与体系と思います。今の両福祉会に合わせたような処遇改善を考えていきたいということを町のほうには一応述べられております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 次に、先ほど町長の説明の中に、町内の介護事業所を一旦離職すると町外施設へ再就職することが多数あると、これね、主な離職理由というのは給料もあるかも分かりません。そのほか何かあるんですか、これ。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） やはり職種というか、業務が限られておりますので、そこにはやはり人間関係の部分があります。介護のほうの全国的な調査の結果におきましてもやはりそういう部分で、男性はやはり収入が少ないというのが約20%ですか、女性においては、これは実態調査の結果を法人のほうからもろうとりまして、結婚、出産、これが女性がやはり25%ぐらいになっております。全体の3年以内の早期退職が約6割を占めているという状況で、これは以前から聞いておりました。町内の部分をやめて、今度は町外に出ると。その町外というのは、以前は、益田圏域の中で回っておりましたが、この益田圏域の中での先日の医療介護部門の病院長を入れた、あるいは施設長を入れた会議がありましたけど、今度は、それが山陽筋にやはり出ていると。この要因は何かというと、やはり、それだけ人件費も山陽側はそれほど出しているということも聞いていない。ただそれだけ物価が高いというのも事実ではありますけど、一応もうこの圏域内では、介護職、いろんなところを離職されてから回っておりますが、これが、今度、益田圏域にとどまらず県外に流出しているというのが現状であります。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 分かりました。どちらにしても、何か統合することによって解決する部分が多々あるような気がしますので、ぜひこのことは前向きに進めてほしいなど、そういうふうに思います。

最後に、3番目のバリアフリー化の補助金に関してですが、これ今後、本当に今、常に65歳以上、高齢者、人口の半数以上を占めて、特にまた25年を、2025年を境に後期高齢者がどっとまた増える。それからもうちょっとしますと、独居老人が増えてくると、段階を背負って待たないなんですよ。必ず来ることなんです。

そこで、そういう独居老人が住んでいく、その中で、昨今、地域包括ケアシステムですか、の中で、この住まいの問題がその地域包括ケアシステム、医療、介護、介護予防、住まい、それから日常で自立できるような支援というような五つの大きな要素があると思うんですが、そのうちの一つを住まいというものが陣取っていますね。その住まいの形が今はまだあれですけど、もうどんどん高齢化しますと、必ずバリアフリーにしないと、お風呂にしても、トイレにしても、階段、あるいはそのほか廊下でも、もう伝えがないと歩けなくなります、これははっきり言わせて。だから、その備えが、じゃあ、今町内で半数が高齢化の世帯で、さあ、できているかどうかというのを、これもね、どこが担当なのか知らんが、ひとつ調べてほしいなと思うんですね、住宅を。高齢者が住んでいる住宅がどれぐらいバリアフリー化されているか。それで、まず、それを、後でゆっくり調べてほしいなと思います。

それと、やはりこれ今、バリアフリー化、たちまちもうどんどんしなきゃいけないんで、したいと思っている人いっぱいいると思います。それでね、幾ら今、補助金が出ているかと、この改修するのに。これ、いや、私これ見てね、金額ちょっと嘘かなと思ったんです。20万。20万、これしかも介護保険から。これ町単独でどっか出ているんですか。町単独はどうなんですか。これ介護保険から出とるちゅうのは国関係でしょう、介護保険ちゅうのは。町単独でバリアフリー化のために改修するのに、何か補助金ありますか、今、制度。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。農林課長。どこでもええよ。農林課長。

○農林課長（桑原 正勝君） 流域の材を使った改修の部分については、補助の事業を持っているのがございます。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 木材を使ったちゅうこと。木材を使ったら補助が出ている。幾ら出ているんですか。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（桑原 正勝君） 構造材、新築とか、増改築につきましては、構造材の部分で、1立米当たり2万円という条件をつけておりますが、改修につきましては、50万円以上の購入費について、流域の材を20万円以上使えば、10万円の補助を出すというような状況に、現在、なっております。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長、健康福祉課長、今町長の回答の中にね、あるこの補助金というのは、介護保険からちゅうたら、君のところが所管じゃないのか。（発言する者あり）それ以外ということ聞かれたの。（発言する者あり）丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） いや、20万ではね、正直なところ、ここ、いろいろと書いておるけどね、トレイの和風から洋風にするだけでもね、これ20万、とんでもないですよ、今。本当、それ。

それから、いろいろな買うのに20万だと書いてありますね。ちょっと目を疑ったのかなと思ったんだけど、せめてね、100万ぐらいはね、改修するの、バリアフリー化よ。後期老人という一つの条件つけてですよ。そういうのは今つけなきゃ。町として単独で、どこの課でもいいですから。これがないというんでね、しかもね、高齢化のね、日本の中でね、高齢化のね、先端を20年先走るの、津和野町でしょう。これモデルケースなんでしょう、当町は。地域包括ケアにしても先進走ってそうなんです。その中の住まいというところの部分で、私がバリアフリー化は絶対要るわけですよ、高齢化は。そこはできていないちゅうことでしょう。そして、やりたいけどちゅうたら、改修費がかかるからできないねと。じゃあ、町がここで一言、「いや、もう町としては、そこにね、ある程度財政でしっかり持っていつてかけると。それで当町はもう、要するに、モデルケースやるんだというぐらいの腹積もりで、住まい化をやってしまわないと。今、介護、福祉、医療、何とかやってきていますわ。それで、介護の中では何か社会福祉協

議会が非常に利益上げておるらしい、成績いいらしい。いいところもある、そういうふうに。だから、そういう浮いたお金ね、ちょっとどれぐらいあるとか分かりませんよ。億ぐらい上げとったら、ちょっとそういう社会福祉協議会からその利益を、ひとつこういうところに補助金で出しますよ、バリアフリー化してくださいと、そういうお考えがあってもいいんじゃないですか、ひとつ。だから、利益をしっかりとため込んで利用するんじゃないで、少し還元してそういうところに回すとか、ちょっとそういうところを考えてほしいなど。特に高齢化社会迎える、私も、もう、もうすぐですよ。後期高齢者が入ってくるのは。当然、もう自分のことのように思うわけです。改修しなきゃいけないです、家を。だから言っておるんです。もう団塊の世代、今中心人口でしょう。ぜひ考えてほしいです。

この住居について最後ですがね、大体、どういうね、住居が今のそういう、こういう状況になって、例えば、よく言われますね。我々、今からの住まいは、もうみとりをね、考えた、そういう住まいにしなきゃいけないといいますけど、そういう住まいがどういところで、町営住宅でやってほしいんですけどね。そういうことで総合して、どういう考えを町は持っておられるか、ちょっと聞かせていただきたい。

○議長（沖田 守君） 町長。総括的にちょっと御答弁を。時間がないから、町長のほうから締めて下さい。

○町長（下森 博之君） 住宅についてということでございますかね。（発言する者あり）いわゆる高齢者住宅というものをどうしていくかということであります。特に、独居の方等も増えてきて、しかも中山間地域に行けば行くほど、そういう方々が増えてきている。そして交通の手段の確保というものも、町営バスもやっておりますが、しかしながら、十分じゃないという中に免許の返納問題も起きている。そういう方々を中心に、やはり健康であってもある程度安心して住める高齢者住宅というのは、各公民館単位で等々での、やはり整備していけないかということは考えてきたところであります。

しかしながら、やはり財政上の問題が出てくるので、そこをどうクリアするというになりますが、本町の場合はPFI方式という、先進的な取組もしてきまして、実績も出してきたところであります。今後、このPFI方式を使った中で高齢者住宅というものを、町の財政に負担をかけない形で事業進めていく方法、そこを今、検討しているところでございまして、そうした諸問題がクリアしていければ、高齢者住宅というのも実現していけるんじゃないかというふうに思っております。

本町の高齢化率の上昇速度を考えますと、早くというふうに私自身も思っているところでもあります。今日もこうして議員からの貴重な御提言も頂きながら、また、高齢者施策というものにしっかり反映していきたいと考えておるところでございます。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） ありがとうございます。ぜひ、頑張ってもらいたいと思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

.....
○議長（沖田 守君） 以上で、6番、丁泰仁君の質問を終わり、ここで2時25分まで休憩といたします。

午後2時16分休憩

.....
午後2時23分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序8、4番、道信俊昭君。

○議員（4番 道信 俊昭君） それでは、いきなり質問に入っていくんですけども、まず、私が一般質問の通告で出した分は、いきなりこれに入ると、何か重箱の隅をつついたみたいな形に取られちゃいかなので、基本的に、私は今、津和野に入っている若い人たちというのがね、やはり非常にいい影響を与えていると個人的にも思いますし、昔、私がちょっと彼らのことをばっと非難したことがあったんですけど、それから比べれば、やはり非常に重要な人たちだろうなということで、それはちょっと前置きみたいな感じで。

それで、前回、私がこのコロナで、津和野何はガラッと変わるよということを使ったんですけど、やっぱり案の定、コロナの関係でやはり変わっていますね。ガラッと変わったという実感が、実感があるんですね。それで何かというたら、やはり変化すること、変わっていくということが非常に重要だということが分かりまして、変化というのは何なのかといったときには、やはり新しい企画を生み出すクリエイティブなものということ、それに引き続いて一緒になって、新しい人材を招くということ、それから新しい事業所を増やしていく、彼らと一緒に増やしていくということが変化の基本では、今も変化をすべき状況ではないかなというふうに思っております。

今回の場合は、テレワークということを取り上げたんですけども、テレワークと聞いてもピンと来ない人たちもいらっしゃるんですけども、テレワークがなじむ業種というのがありまして、それは一番はITですけども、インターネットを使った事業が一番ですけども、そのほかにも経理とか、デザインとか、あるいは設計とか、コンサルタントとか、こういうものがテレワークになじむものですんで、まず、そこを念頭にこの質問のことを、これを見ておられる町民の方も理解していただきたいというふうに思っております。そうして、これを前提として今回の行政の現状認識、テレワークに対する現状認識というものが事業をしたい人、テレワークをしたい人への助言になれば幸いですと思ひまして、本題に入ります。

テレワークというのは、オフィスへ出社を縛られない働き方というふうに定義づけられているというか、いわれておりして、今回のコロナ騒動で、俄然、注目されることになったが、この働き方というのは以前からありました。今回、こういう言葉が表面化

されただけで、こういう働き方というのは、各事業所なんか、あるいは会社なんかはやっているところ幾らでもあったわけですけども、ところで、ある某課と書いてありますけれども、一応こういうふうにしておきましょう、のコロナ給付金の申請要件に、月の半分はその場所に勤務することというくだりがあったんですけども、つまり、これは今、私が冒頭に言いましたように、テレワークということとは何か真逆というか、全然考えていないんじゃないかなというような、そういう感じを私は受けたわけなんです。これは、このテレワーク自体は、コロナ以後も確実に定着してまいります。町としての取扱いをお尋ねしたいということで、まず1点目が、今後は要項にテレワークも可とするを追加するか。

それから2番目が、事業所がテレワークを主にやった場合に、事業所として入札参加事業者として認めてくれるのかということ、まずお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、4番、道信議員の御質問にお答えをさせていただきます。

テレワークについてでございます。

議員御質問の某課のコロナ給付金の申請要件に、月の半分はその場所に勤務することというのがあった。つまり、テレワークは考慮されていないとの内容につきましては、商工観光課所管の津和野町新型コロナウイルス緊急経済対策雇用維持支援給付金支給要項と推察し、答弁をいたします。

まず、津和野町内事業所に従事する対象雇用者か否かの判断につきましては、給付金の額等を定めた同要綱第3条第1項に、令和2年9月末時点において、町内事業所で業務に従事する被保険者と規定しております。

事業所が町内にしかない場合は、雇用保険に加入した従業員数がそのまま対象雇用者数となります。一方、町外にも店舗や工場、営業所等があり、町内事業所と町外の工場等を行き来するシフト制で業務に従事したり、町内外営業所を拠点に日々移動して営業活動を行う場合等、何らかの方法で町内事業者に従事する対象雇用者を特定する必要があります。

町としましても、各事業所における雇用状況を日々チェックすることは不可能と考えます。そこで、給付金の申請を定めた同要綱第4条第4項のその他町長が必要と認める書類として、同給付金申請における雇用者調書の様式を設け、同要綱第3条第1項の規定に基づき、月の勤務日の半数以上を津和野町内の本事業所所管の事業所で、現に勤務していることに相違ない旨、申請事業者が証明した場合、対象雇用者とするので全ての申請者に提出を求めています。

よって、テレワークにより町内事業所の業務に従事していることを証明する同調書を提出いただき、他の要件を満たせば、現時点でも給付は可能と考えます。

なお、町が制度化している補助金等については、全て公正に支出すべきと考えております。本給付金は国の新型コロナウイルス感染症対策の臨時交付金を財源として充当していることもあり、今後、国の会計検査が想定されるため、調書の記載内容に虚偽のおそれがある場合には、町長は同要綱における対象雇用者であることを申請者の責任において証明いただく資料の提出を付記しております。

二つ目の御質問でございますが、議員御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症対策のため、ICTを利用し、場所や時間を有効に活用できる柔軟な働き方であるテレワークが今後、より普及拡大し定着するものと見受けられます。

今回の御質問は、テレワークを主として利用する事業者に入札参加資格を認めるか否かについてですが、発注者と受注者間のテレワークの利用は打ち合わせ協議における意思疎通のプロセスの一つであり、これを利用することにより特段の支障は生じないと考えております。また、国が率先してテレワークを推奨している状況を鑑み、町といたしましても時代のニーズにのっとり、この流れを推奨していかなければならないと感じているところであります。

本町の入札参加資格申請において、テレワーク利用の有無に関する書類の提出は求めておりません。よって、この要件により申請者を区分できないため、これら事業者の入札参加資格について制限することはできないと考えております。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） それでは今、述べられた分に対してアランダムにばらばら質問しますんで、その点は御了解ください。

まず、調書という言葉がちょっと気になったんですけど、取調書ですよ。役場から出てくるものは条例があつて、規則があつて、要綱がある、その次なんでしょうみたいな。調書までは役場の前の掲示板の中にここも貼ってありますから、あれで一応、皆さんにお知らせしたということなんですけれども。この調書なるものは、そういうことをされたのかどうかということ。そもそも調書なんていうのはあるのかどうかというのが不思議だったの、まず1点。

それから次に、月の勤務日数の半数以上云々と書いてあるんですけども、勤務している、これ要綱の第3条、これ要綱あるんですけども、第3条のどこに書いてあるのかなという、これが書いて、どこにもないなというふうに思っているんです。

次が、町としても、各事業所において雇用状況を日々チェックすることは不可能、不可能ですよ。その下にずっと行くと、町内事業所の業務に従事していることを証明、証拠出せということ。証拠を出せ、チェックするのは不可能、これ大いに矛盾だなというふうに、これどう考えておられるのかな。

それと、証明せよ、証拠を出せよですけど、何をもって証拠とするの、出すほうが出すだけなんだろうけども、証拠というのが大体どういうことを意味するのかというのがちょっとよく分からないのでお尋ねします。

それから次に、それから、ここに、この中で、現時点でも給付は可能と考えますということ、現時点ということは今日時点ですよ。これを見ますと、ここにあるのを見ますと、雇用維持支援事業は9月、4月から9月までになっている。これはちょっと確認なんですけども、9月になっているが、これはちょこちょこ変わりますからね。だから、さらに新しいのが出ているのかなということと、それから現時点でも給付は可能、ほいで、私、最初言ったように、これテレワークもオーケーということを加えられるのか。いや、やはり駄目というふうに言われるのか、この辺りを次。

それからもう一つは、商工観光課の中では、もう勤務しなさい、体をそこへ持っていきなさいと言いながら、こっち側のテレワーク利用の有無に関する書類の提出は求めておりません。要するに、こっちは認めています、こっちは認めていませんというふうに私は受け取ったんですよ。ここに何か矛盾がすごく、言うこと違うじゃないというふうに感じるんですけども、いかがでしょう。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） まず、最初の御質問、ちょっと御質問がかなり数がありましたので、合間でまたちょっと教えていただけたらと思いますが。最初でございました様式の問題ですが、これについては、ここにも町長の答弁にもございましたように、いわゆる第4条の第4項のその他町長が必要と認める書類ということの中で定めさせていただいた書類ということで、別途、定めさせていただいておるということで、要綱の中に合わせているものではございません。ただ、町も皆さんの利便も図りますように、町のホームページのほうでコロナ対策も経済対策もまとめて御紹介しております。その中の要綱と、また申請用紙等を全部列挙しておりますが、そのページではもう既に様式をアップしておりますので、それを御利用いただいて、現時点まで申請いただいている方は、全て滞りなくそれを提出いただいておりますという状況でございます。

次に、第3条の第1項で、この項要綱で講じる給付金の額は、令和2年9月末現時点において、町内事業所で業務に従事する被保険者数に5万円を乗じた額とするということで書いてございます。ここで、どういった被保険者かということの規定をしておりますので、それを判断する上では、先ほど議員さんからありましたように、今回のテレワークのことを言っておられますが、テレワークで、実際、現場に来ておるかどうか、町としては判断ができません。ですから、実際にその方に仕事を頼んで、仕事を頼む前に、その方が、事業主さんがそのテレワークをしている方を雇用して雇用保険を掛けている必要がありますので、当然、委託しておるというような場合は対象となりません。そういうことですので、そういう状況であるかということの判断はこちらではつきかねるので、どうしてもどっかで証明していただかんと町も財源限られておりますので、例えば、町内にスーパーがあって、町外が本社であって、全ての人を対象にするというわけにはいきません。当然、何かでそこを証明していただく必要が出てくるので、これは町側ではできませんので、やはり今回申請を頂く方のほうとして、この人を雇っており

ますよということを、後の質問にも関連するかもしれませんが、例えば、日々のメールのやり取りとか、日報を書いてもらっているとか、何らかの形で成果物が出ているという形をきっちり証明を頂ければ、町とすると、対象とさせていただきますよということです。ただ、申しあげましたように、会計検査等もございますので、何か疑義があるときには、そのことについて今言ったようなことで証明を頂きたいということでございます。

あと何がございました。道信さん。質問がかなり多かった。（発言する者あり）いいですか、こっちはこれで。（発言する者あり）ああ、矛盾ですか。

これは、うちとするとそういった形で、当然、くどいようなんですが、なるべく皆さんに御利用いただくように、今言うテレワークとかでも対象にするように、何らかの判断基準を設けんといけんの、そういう様式を定めております。それで、出していただくことでお出しをしようということにしておりますので、これはこれとして、総務のほうの入札の件とは若干異なると思いますので、当然、設けて、町内の事業所の業務に従事しているかどうかを判断する必要がある、何らかの様式で必要になってくるというところで御理解を頂きたいというふうに思います。（発言する者あり）今言う4月から9月というものについては、4月から9月の売上げが、前年比で15%以上減少しているという判断基準になる、要は、その基準となる数値を求める期間でありますんで、それをもとに現時点で申請いただければ、今でも、現時点でもテレワークで4月から雇っておられて、9月時点で雇っておられるのであれば、その時点で雇っておられるのであれば、4月から9月の間が減少、15%以上減少しているよということであれば、うちはお出しができますよということです。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 今議員のほうから御質問があった部分については、2番目の入札参加資格申請のところで、いわゆるテレワーク利用の有無に関する書類の提出は求めておりませんという部分ということでよろしいでしょうか。ここに書いてありますとおり、入札参加資格申請において、そういった必要書類、こういった書類の提出を求めていないということでございます。

ということで、入札の参加ということでございますけれども、その資格申請ということではありますが、本町の場合、入札参加資格につきましては、島根県の電子調達共同利用システムというものを共同開発、共同運用、島根県と県内の各市町村とで共同で運営をしております。そういった中で、いわゆる入札参加資格者の業者の方にはいろんな書類の提出を求めております。

例えば、共同添付書類というようなものがあつたりして、それと法人の登記だとかそういう書類を求めておりますけれども、そういった登録に当たっての書類の中でこのテレワークの利用の有無に関する書類の提出は求めていないというところを、ここで答弁させていただいたというところがあります。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 分かりました。

それでは、問題はこれからなんですけれども、国が2021年度のこのテレワーク等、こういうような働き方に関して非常に力を入れていくということで、それで、地方で起業する者には幾ら、200万円ぐらいでしたか。地方に移住する人には100万円。これは、前からあることは私も知っていました、これはね。それが、IT関係になると300万を補助しますよとかね。要するに、いろんなことを制度がどんどん変わっていくんですよね、こういうふうに。だから、その変わっていくことの情報をやろうとしている人たちにいかに伝えてあげるかということが、これから非常に重要なことになるなど。現実には、私のところに、そういう若い人たちが来て、これから、来年の4月からこっち側に移住するんですよ、ITができますよみたいな人なんかいるわけなんです。だから、そういう人たちにこういうような情報を早々と教えてあげるという必要性ちゅうのが出てくるなというのは、もう彼らを見ていて、付き合っていてよく本当に感じるんですよ。ですから、町としては、そういう人たちに対してどういうふうにして伝えていくんか、それは私も含めてなんですけどね、一緒にどういうふうに伝えていったらいいかな。例えば、これ括弧予定なんです、国の。だから、確定じゃないところなんで、ここちょっと私も難しいけども、だけでも伝えたい、彼らに。というのは、伝える前にやっちゃったら、もうこれが下りる前にやっちゃった、決まる前にやっちゃったら、せっかくのこういうものがパーになりますんで、何とかして伝えたいなというふうないい案は。多分、これ知っておられると思うんですけれども、ないだろうかというちょっと質問、つわの暮らしぐらいで行きましようか。何かないですかね、今みたいなことで、妙案、いい案。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） テレワークの推進ということでございますが、妙案といえますか、今、急な御質問なんで、ごめんなさい、すぐに思い浮かばないのが実態でございますが、いろいろな働き方改革の中で我々どもも、先ほどの今日の午前中の企業誘致等の話もございましたが、そうした中でのテレワークの可能性というのはあるかというふうな認識はしております。ただ、今後の展開の中で、今うちの、うちのといいますか、津和野町、ありません、つわの暮らし推進課として今、具体的な妙案はちょっと今ございませんので、また課内でしっかり検討してまいりたいと思います。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員から御質問いただいた、本当に広く知らせるといのは本当難しいんですよ。皆さんに、全てに認知していただいて、また理解いただくというのがまたなかなか難しいところがあるんですが、そういうことなので、まずは町なり商工会なり、観光協会とかに相談をしていただきたいということがまず一つ絶対にあるということと、特に、今回のコロナウイルスについては、町もあの3月の時点で、

議会の全協において皆さんの御理解を頂いた上で、その後も全協なり議会で御理解を頂いた上でですが、もうその翌日なるべく目指してホームページにアップをして、随時、申請書類まで含めて全てそこでみなアクセスできるようにしております。そういったことを今度は商工会と観光協会のホームページともつないで、観光協会辺りはもういきなり開くと、大きくコロナ対策でものすごい、何月何日更新第何弾みたいな形で出ますので、それをクリックいただくとそのページに入って、今何があるかということがかなり御理解頂ける部分で、これについては、それなりのことはやらさせていただいて、あと町の広報とか、新聞折込等もやってきましたので、とにかくそういうこともやりながら、まずは御相談いただくということをぜひとも若い方にはお伝えを頂ければと、うれしいなというところで思っております。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 今まさにそのとおりなんですよ。難しい、難しいのは難しいけれども、だけど、やはり、せっかく津和野で汗を流そうとしている若者たちにええという形でね、知っとけばよかった、後で知ったみたいなことはね、ぜひないようにする方法をつわの暮らしのほうもぜひ考えてもらって、確定したことじゃないんでね、町として確定しましたというわけにはいかんでしょうけども、今の商工観光課長の言われるような観光協会を通しながら、出てくる可能性がありますよというそこを通すと、確定じゃないよということが一つの逃げ道にもなるかなというように、だから、そこをやはり、これからうまく連携して、確定だったら町のね、要綱とか何とかにぼーと出して、掲示板にぼんと貼ってみたいなありますけども、そうじゃないものをぜひ構築してもらいたいというふうに私は思います。

それでテレワークは、実は、私、返礼品のやつ、今申請しているんですけども、そこで委託された人が、実際には東京に住んでいるんですよ。津和野に支店とか支社をつくったらみたいなことを言うたんですよ。その人が社長じゃないとは思んですけど、即答はなかったんですけども、そういう人たちが津和野に支店、あるいは事業所を一応置いて、自分が来るのは難しい、従業員を置くにはちょっとお金がどうかなどうかなというような人に対してのお試しというたらちょっと悪いんですけど、そういうようなチャンスを与えられるということは非常に重要じゃないかなというふうにして思ったんです、現実に。こういうところは、多分、ほかにもあると思うんですよ。今地方への流れというのが非常に出てきていますから、けども、支店を置くにはなしというところに対してということなんです。これをやはり何とかして推進していくというお試し期間みたいなものをテレワークという形で使ったらどうかというふうに、一つの提案ではあるんですけども、思います。

それともう一つは、要は、最終的には津和野に来てほしいんですよ。そしたら、定住人口も増えるし、人口も増えるけど、それで、都会で今、副業として在宅勤務をされている人は、特に奥さんとかああいうなの多いんですけども。ユーチューブを見ると、非

常に結構おるんですよ、そういう人が。だから、あのユーチューブちゅうのは、非常にね、私、ほとんどユーチューブしか見ていないんですけど。そしたら、都会で在宅をしながら仕事をやっている人が、あっ、これなら田舎でも暮らしていけるな、あるいは仕事も何とかできるなというふうに、そういう気持ちを醸成していくということも、もう一つありじゃないかなというふうに思います。

ちょっと話は余談になりますけれども、ちょっと前までね、ユーチューバーなんかちゅうのは仕事かいなというふうに私は思っていましたけど、今なんかちゅうのは、ユーチューバーというのが一つの大きな仕事になる可能性も非常に出てきた。だから、このテレワークがこれからどれだけ今から進展していくかということは予想はつかないんですけども、確実に来ると。この変化に町として対応していかないとほかのところを取られますよというのが、今回のこのテレワークに関しての提言のような何なよう分からんけですけど、提言のようなものになりますんで、ぜひ皆さんの英知を集めて、これを盛り上げていただきたいというふうに思います。

それで次、一応これで、この分は終わります。

次は、ガラッと変わりました、津和野町の駅前あの駐車場に関してなんですけど、タクシーの運転手さんらと話をしていると、あそこがどうなって、形は見えますよ、形は。形は見えるんだけど、どういうふうに運用されるのかということを知らないと言われたんですよ。ですけど、タクシーの運転手さんとかが一番ね、やはりあそこで具体的にやっていかれるんで、あの人たちにどういうふうになるのかというのを、私、一般質問でやりますから見ておいてくださいというようなことで言ったんですけども。

それで質問に入りますけれども、駐車場のハード事業はほぼ終わりましたね。タクシーと主に観光バスなんですけれども、観光バスの乗降時の流れをお伺いしたい。

団体客を待ち受けるバスはどこで待機するのか。

次が、バス客はどこで乗せるのか。乗り降りするのか。

タクシーはどこで待機するのか。

それから次が、タクシーを希望する人は、どのようにしてタクシーに乗車の旨を伝えるのか。

地面に傾斜がある、雨、雪で滑る危険は考えているのかということをお伺いします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、津和野駅前駐車場についてお答えをさせていただきます。

整備前の駅前駐車場には、観光バス等大型車の駐車区画を4台分設けておりました。平成28年度に駅前周辺整備の基本設計業務を施行しており、業務の中で交通量調査を行いました。大型バスの駐車場利用は著しく少なく、駅前ロータリーでの旋回、乗降のための一時停車が多いという結果となっております。こうした利用状況を踏まえ、駅前

周辺広場全体の配置計画を行い、今回整備いたしました駅前駐車場には、観光バス等の大型車の駐車区画は設けておりません。

議員御指摘の観光バス等については、新たなロータリー内に2台分の停車スペースを計画しております。同じくタクシーについても、ラインで分けした3台分の停車スペースを設け、こちらは施工済でございます。

バス・タクシーの乗降については、既存のロータリーのタクシーが駐車している位置に整備する屋根付回廊付近にラインで分けした待機区分を計画しており、雨に濡れずに乗降が可能です。

タクシーについては、まず1台が同待機区画に待機いただき、お客様の御利用に応じて発車後、次のタクシーが設置済みの停車スペースから移動し、待機することとなります。

ロータリーの傾斜につきましては、整備前の地形、駅前周辺広場全体の配置計画を考慮した結果、誰もが使える公共交通となる基準を定めたユニバーサルデザイン等を遵守し、歩道に階段をつけないこと、勾配を5%以下にすること、ロータリーにおいて駅近接エリアでのバス等の乗降できるよう配慮し、設計を行いました。その結果、南北方向の勾配については議員御指摘のとおり勾配になっておりますが、屋根付回廊付近の停車位置の勾配は1%程度にしており、車両の駐停車に支障をきたすものではないと考えます。

雨雪で滑る危険性については、車、歩行者共にそれぞれ個体としての対応力の差異があるのは事実ですが、勾配を5%以内としていることで基準は満たしていると思われま。除雪については融雪剤なども併用しながら、適時実施していく予定でございます。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） まず、ここの観光バスの大型車の駐車区画は設けておりませんと言われておって、2台分の停車スペースを計画しておりますというのは、これどっちかなと。これ、私の読み方が間違っているかも分からない。まず、これ。ここが疑問に思ったんですよ。

それから次が、よく分からなかったのが、ずっと後になって、誰もが使える公共交通となる基準を定めたユニバーサルデザイン等を遵守し、これ誰もが使えるちゃ誰が使うんですかみたいな。こっち側の遮断機が下りて、普通の人がお金入れてというのは、これは分かりますよね。問題は反対側、駅側のやつなんですけども、あそこでこの図面を、パースを見たときに、これちょっと説明頂きたいんですけども、これ屋根付、既存のロータリーのところは誰も入っ……。まず行きましょうか。誰でも入ってもいいんか。ほいで、普通のバス、定時運行のバス、これも入ってくるのは、当然入ってくるんでしょ、いいのか。観光バスは入ってきてもいいのか。タクシーはどうも今の話では、既存の中の今までのとおりの場所に置いておいて、ずっと離れたところに駐車

スペース、今だったらすぐそばにありますから、にっという、ちょっとその辺り、あんまり長く言ってもあれですから、そこをちょっと説明してください。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） まず、駅前駐車場には観光バス等の大型車の駐車区画を設けておりませんというのは、これまず今出来上がっておる駐車場の中にバス用の大きいものは設けていない。これ、（「お金入れるところ」と呼ぶ者あり）お金入れるところ。これについては、基本設計の段階で調査をしております。平日、休日、ある程度の期間中。その中でもやはり著しく使えていることがないので、今回の整備計画の趣旨にのっとり、一応のけさせていただいたと。

今、次に申し上げた新たなロータリー内に2台分の停車スペースを計画しておりますが、今整備をしております。これもちょっとJRさんの内部の検査にいろいろ御都合があって、一緒に合併浄化槽の跡があるんですが、あれをのけるのが建物と一緒になものですから、なかなかのきれないんですよ。それでちょっと進められないんですけど。

あのロータリーの部分に、線路と並行して2台分ぐらい置けるような形で観光バスは止められるということになります。もしくは両側ということになるかもしれませんが、そういう形で2台分予定しております。

それで次に、既存のロータリー、それでもう1個言うと、今ちょうどタクシーが止まっておられる位置辺りまで、要は、屋根付の回廊が延びていきますんで、はい、そこまで延びていきますんで、その回廊の新しい駐車場側にタクシーという、いわゆる白い区画とバスという区画ができますので、（「既存のやつと既存前」と呼ぶ者あり）既存の今タクシーが止まっている位置に回廊ができるんですよ。（発言する者あり）うん。その回廊の横に、要は、バスとタクシー要は、新しいロータリーの中でも雨にぬれずに乗れるようになると、分かりますかね。（「置く場所」と呼ぶ者あり）置く場所、タクシーを置く場所は、今、まずそこが待機場所ができるわけですが、それで今、タクシーを新しいロータリーで置く場所は、もう既にシャッターなどの駐車場にタクシーというのが3区画あると思うんですが、あそこで待つっていただいて、1台はもう新しいロータリーの待機場所に1台はもう止まっておられると。それで、そこでお客さんがまず何人か乗られて、そのタクシーが発車すれば、次のタクシーがそこからまたその位置に行って待つてもらおうと、次が来て乗られるという繰り返しになるということ。いわゆる、よく駅前の駅にあるロータリーの駐車場ではそういったパターンで、新山口辺りもそんな感じがしておりますけれど、そういった形で乗り降りをいただくという形になります。

それと既存のロータリーは、現時点では普通車両のみが入れる。このことの発端が、バス、路線バス、観光バス、普通車、人がSL到着時に混在して、本当、一時期はガードマンつけるぐらい危なかった時期がありましたので、これじゃ危ない、いつ事故が起きてもおかしくないということになるので、バス、せめて車と人を分けようということだったんですが、住民の皆さんからのお声もございまして、駅前の人だけが使えるとい

う形に、今の既存ロータリーのところは広場できるんで、そこは人だけという予定でしたが、住民の皆さんからのお声も頂いた中で計画を変更して、普通車両だけがぐるっと入れる形にするということで、バスとタクシーは新しくできたロータリーのほうを使っていただくという形で考えておるといところでございます。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） ちょっと今のところ分かんところあったんですけど、タクシーは今、既存に、既存のところへ止まっていますよね、お客さん待つて。こっちは2台止まっていますよね。ここへ待機場所をするんでしょう。今、今の話じゃそういうふう聞こえたんですけど、これを見ると、そこで止められん感じなんだけど。ほんなら、こっち側の新しくできたところに線が引いてタクシーと書いてある、そこだけなんです。そこだけなんです。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） くどいんですが、タクシーが3台分ラインを分けて停車スペースというのは今、道信議員さんおっしゃった新しい駐車場、出来上がった駐車場のところに三つほど区画があります。そこで待てるように、3台が待てるようになっています。それで今度、新しく今、土のところロータリーが完全に出来上がると、既存の今、タクシーが止まっている位置まで、そこはもうタクシーおらなくなるわけですから、そこへ、要は、屋根付の回廊が伸びますね。その横に、横にタクシーという1区画停車位置ができると。だから、そこでタクシーが1台は必ず待つておけると、ほいで乗って、それが出たら、次のタクシーが停車位置から来ると、この繰り返しをすれば、基本にお客さんはやはり不利益がかからん、歩いてあそこまで行かんといかんということにはならないであろうということになります。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 分かりました、分かりました。いや、私ね、タクシーも3区画があったでしょう、あそこに立って見たんですけど、既存のロータリーのところにタクシーがおるのが見えん。今聞いて、あそこへ、あそこか言うちゃいかんですね。新しくできるところへ1台分を用意するとなったら、こっち側からも、停車している3台の人からも見えるなど。ああ、そういうことですか。分かりました、分かりました。

それで次は、傾斜、これがね、本当大丈夫なんですかというね、これコンサル、設計士の人は東京の人です。こっちの状況を知らない人じゃないかなという気がしてならないんですが、これ確かに1%ちゅうのがどのぐらい傾くかよう分らんのかけど、そこで乗り降りしたら、1%でも本当に滑らないんですかね。あれ非常にやはり危惧するんですよ。

それともう一つは、駅を降りて、自分の自家用車のところへ行こうとするときには、多分に周りをぐるっと回って階段を下りてちゃんと行きなさいよということなんですし

ようが、ほぼあの坂道通りますよ。坂道を通って、一番最短距離を、多分、自家用車の人はあそこを通っていくでしょう。これ今の設計のところでは、その坂道を自家用車の人は通らないということが前提のこれ設定の仕方なんです。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） まず、業者さんですが、設計いただいた業者さんは、基本設計、自主設計ともに県内の業者さんで、十分、雨雪は分かっておられてつくっておられるというふうに思っております。それと、5%以内ということになっておりますので、基本的には、勾配的にはちょうど現在の前の西山商店さんがあった、町道駅前線、あれとほぼ同じような勾配になっているということになっておりますので、基本的には、車はあそこ滑ってあがれなかったというあまり車を見たことは私はないような気がしとるんで、歩く方についても、という方はあまり見ていないということだと思っております。それが一つ。

それともうちょい、道信議員さん、今おっしゃるのは、ずっと今の町道駅前線側のほうに歩道がずっとありますので、あっちをぐるっと回ってこられるのは、どうせ面倒くさいから直線距離で、要は、ロータリーをくぐって駐車場に行くんじゃないかということなんですが、ちょっと絵を見ていただくと分かるんですが、線路側にも歩道ができるんですよ。それを通れば一番それが最短になると思いますので、その点は問題ないです。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） ああ、それはちょっと全然知りませんでしたので。だから今、私が質問したことは、タクシーの運転手さんたちはよく知りませんので、ですから、ぜひ運転手さんとディスカッションしていただきたい。言うだけじゃなくて、ディスカッションして、ほいで、タクシーの運転手さんにとってこういうところはどうかと、私よりももっと彼らのほうがよく分かっているわけですから、だから、それはぜひしていただきたいというふうに、これいつ頃になるか分からんのですが、どうです、その辺。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 事業者さんとのお話なんですけれど、確かに、現場のタクシーの運転手さん、スタッフの皆さんと公式に何か会合を持ったということはございません。ただ、今まで、そういうことで新しいロータリーになりますんで、交通機関の方、防長交通さん、それから石見交通さん、そういったところで、タクシーさんにもお声をかけて、過去、私が出た限りでも2回は、私、あそこで現場でいろいろお話をしとるんですけれど、お声はかけております。ただ、防長さん、石見交通さんはお越しになりましたが、タクシーの方はやはり遠方でもあるのかもしれませんが、御都合もあったのかもしれませんが、少なくとも私が出ているときにはお越しになっていないんですよ。ちょっと協議はその辺ではできていなかった部分もあるかもしれませんが。今頂いたお声というのは、大変貴重な意見だと思いますので、いずれにしてもまた現場の

スタッフさんと、あちらがお越しになられないのであれば、またお話になる機会があってもよろしいのかなというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） タクシーの運転手さんは時間によって入れ替わりがあるから、一遍にどんというの、ちょっと確かに難しいんですよ。難しいけども、いわゆるタクシーの運転手さんに話をしたというのを残せばね、彼らとしても全くなかったよということじゃないんで、私も先輩が運転、彼と話をしてみた感じではね、聞いていないというところが、そういう人たちに一応は声をかけて集まってもらうように言って、そうしてという段取りはぜひね、実績としてつくっておいていただきたい。そうしたら、私どもとしても皆さんにいろいろ意見を聞いてもらうように言ったりしましたよというふうに言えますんでね。そしたら、彼らは彼らで仕事を組んでどうかとかいうのをやられますんで、もうぜひその辺りはやってもらいたいというふうに思いまして、以上で終わります。

○議長（沖田 守君） 御苦勞でした。

.....
○議長（沖田 守君） 以上で、4番、道信俊昭君の質問を終わり、ここで3時20分まで休憩といたします。

午後3時11分休憩

.....
午後3時18分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序9、3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） 議席番号3番、川田剛であります。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

不登校児童や生徒等に対する教育機会、就学機会の確保について質問をさせていただきます。

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律、いわゆる普通教育機会確保法というものが平成28年12月に成立し、公布されております。平成29年に施行されております。

普通教育機会確保法は、不登校児童生徒などに対する教育機会の確保など、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供などに関し、基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにし、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することを目的としております。

この法律の第3章、不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等においては、学校における取組への支援、支援の状況等に係る情報の共有の促進等、特別の教育課程に基づく教育を行う学校の整備等、教育支援を行う教育施設の整備等、学校以外の場における

学習活動の状況等の継続的な把握、学校以外の場における学習活動等を行う不登校児童生徒に対する支援が定められております。

そしてこの法律第4章、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等においては、就学の機会の提供等、協議会が定められております。

この法律では、地方公共団体の責務として、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有するとあります。

不登校になる児童生徒は、多様な要因、背景により、結果として不登校状態になっているということであり、児童生徒の問題行動と判断し処理してはならず、学校に行かなければならないという社会的、精神的な圧力がこれまで児童生徒、またその保護者を苦しめてきたといわれております。

この法律の施行により、学校以外の多様な学びの場を提供することができるようになりましたが、ここから津和野町の所見についてお尋ねをいたします。

まず一つ目に、津和野町における不登校児童生徒の状況はいかがでしょうか。

二つ目に、津和野町において、不登校児童生徒などに対する教育機会をどのように確保し、支援してくのかお尋ねをいたします。

三つ目に、不登校児童生徒等に対する教育機会の確保には力を入れていくべき施策と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、教育委員会に関する御質問でございますので、私のほうでお答えをさせていただきます。

不登校児童や生徒等に対する教育機会、就学の機会の確保についてであります。

まず最初の御質問でございますが、今年度、1学期末現在の町内各校からの不登校及び不登校傾向の児童に関する調査によりますと、30日間以上の欠席がある不登校児童生徒数は、小学校が3名、中学校が4名の計7名です。また、不登校傾向のある児童生徒数は小学校が3名、中学校が4名の計7名でございます。町内全児童生徒数の3.6%になっております。

これらの児童生徒の家庭での状況は、外に出かけるなどして、比較的自由に過ごしていることの多い児童生徒が4名、教育支援センター等の相談機関に通うことが多い児童生徒が1名、家に閉じこもっていがちな児童生徒が2名おります。不登校傾向のある児童生徒のうち4名は、登校しても教室に入ることができず、保健室や自学室等で過ごしておりますが、登校は続けております。残り3名は家で過ごすことが多く、今後30日以上欠席が懸念をされております。

これらの児童生徒が相談機関等へ相談や学習をしている場所は、教育センターや教育委員会所管の機関が1名、児童相談所が1名、病院や診療所等が4名、民間団体や民間施設が4名、その他の機関が3名、全くこういった機関等に相談や指導を受けていない児童生徒が5名おります。

2番目の質問でございます。

教育委員会では、このような課題に対応するため、まず、対象児童生徒の状況等を学校、町要保護児童対策地域協議会とも連携して把握に努め、子供の変化に応じた素早い対応ができるよう体制を整えております。必要に応じ、個々の保護者との協議、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを派遣する等して、それぞれの児童生徒の思いや保護者のニーズに合わせた支援ができるよう取り組んでおります。

現在、児童生徒によっては、担任や養護教諭、管理職等が家庭訪問や町民センター等を使用しての学習や相談等をしております。町民センター等で定期的に学習会を開催している例では、指導者として、町教委の学習支援員やスクールソーシャルワーカーがその取組に当たっております。

また、今年度より、山のこども園「うしのしっぽ」が、不登校児童の学校以外の居場所として、主体的に行っていたフリースペースさぶみに、教育委員会としても協力し、現在は、毎週木曜日の実施日には数名の児童生徒が一日を過ごしており、学校としても出席日数にカウントできるフリースクールの位置づけにしております。

3番目の質問でございます。

教育委員会としては、まずは不登校につながるようなことのない教育環境や生活環境が整うよう努めていくことが大事であり、町を挙げて取り組んでいます0歳児からの人づくり事業を充実させていきたいと考えておりますが、一方で教育は、一朝一夕で理想に到達することはできませんので、現実にある各事象にも誠心誠意対応するよう必要があります。今後も現在行っております、さきの回答で申し上げましたような取組をさらに充実していくことが重要であると考えております。

しかし、不登校の要因は、いじめ等の人間関係的な要素、本人の集団への不適応的な要素、家庭環境的な要素等様々で、それぞれ個々に違いがあり、10人いれば10通りの対応が必要です。そのため、単に一律的な支援体制を整えても、それが一人一人の子供のニーズにつながらないという難しい面もあります。

今後、本町においてもこのような児童生徒に対して、センター的な機能を持った場をつくることも必要な施策の一つと考えておりますが、このような事業に対する国や県の財政的な支援がほとんどなく、町単独でどこまでの対応が可能なのか、現在模索しているところでございます。

対象の児童生徒は年度や状況により変わるため、全町の児童生徒が行きやすい立地条件や移動方法、指導者の確保、継続した運営の見通しができにくい等の課題がたくさんあります。しかし、実際に苦しんでいる児童生徒が現実にありますので、今後も引き続き、児童生徒はもとより、その保護者の思いにも寄り添いながら解決に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 御答弁ありがとうございます。

まず、不登校児童や生徒に対する取組の御答弁の中で、家で過ごすことが多く、30日以上欠席が懸念される児童が3名、相談や指導を受けていない児童生徒が5名と、最初の3名についてはまだ不登校というカウントにはされないけれども、懸念されているというところだと思いますし、相談や指導を受けていない児童生徒が5名いるというところが、把握はされている状況で、これがどういったような対応をされているのか。この3名と5名についてお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） まず3名ということで、かかわりを持ちながらということではありますが、基本的には学校で担任、あるいは養護教諭、そして管理職が中心になりまして、個々の家庭に接触をしながら定期的なつながりを持って、それで子供たちにも、その子供の個々に応じて学校に出てこられる機会を与えられるようにつなぎ合っていくということでもあります。何もかかわりを持っていないという位置づけにはなっておりますが、この5名、要は、不登校がスタートしたというか、まだ情報が十分に把握され切れていない、そういった状況の子が基本的にはおるというところでありまして、まずそういった要因等をしっかり周りで把握をして、どういった対応をしていくのが一番よいのかというのを今から個々に当たっていくというような形に。

まず、基本は学校がどのように当たるかというところでそれぞれの学校の対応を待つ、その後、さらに教育委員会等に相談があれば乗っていくというような形で進んでいくというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） すいません、もう1点が、その他の機関の3名というのがあるんですけども、このその他の機関というのはどういった機関をさされるのかなと、お尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 大変申しわけないんですが、これ定期で学校から調査を送ってくる部分であるわけなんですけど、その他がここ、どこへ当たるのかというのを深くは私ども把握をしていません。担当の者は把握をしておるかと思っておりますけど、そこまで情報を仕入れてきておりませんので、大変申し訳ありません。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） その子が孤独にならないようにきめ細かな対応をしていただきたいと思っておりますけれども、我々も不登校といいますと、どうしてもイメージ的には、学校に来れない、学校に行ったほうがいいんじゃないかと思いがちで、最近の、そういった学園のスクールもののドラマとかそういったものでも、学校の先生が学校に行こうよというような声掛けをしているような姿も目にしていますので、それがついどうしても当たり前のような状況に思えてしまっているわけなんですけれども、実際には、子供たちが抱えている問題というのは、学校に行くことがもう安心や安全ではなくなっ

ている状態、学校に行くことがもう既に強迫観念になってしまっていて、学校に行かなければいい大人になれないよというような強迫観念が今まではあったんだと思います。

しかし、この長年、教育の研究の成果とといいますか、様々な実体験からとといいますか、先進地事例とといいますか、そういったところから学校に行かなくてもいいと、学校に行けないんだったらもう学校に行かなくて、まずは生きることを優先させようというようなことが取組が全国でなされているようであります。

そういった中で、子供たちが様々なSOSを発信しているところがあると思います。それは家庭の中かもしれませんし、学校の中でいろんな、この子、ちょっと様子がおかしいなといったのが特に学校の先生が一番目にする機会が多くなると思うんですけども、そういったところで町としても教育委員会としても把握はしていくと思います。

そこで、ニーズに合わせた支援を行っているという御回答を頂いているんですけども、実際どのようなニーズに合わせた支援に至るまでその経過というのが、津和野町においては現場からもしくは家庭から、そして支援に至るまでの経過というのがお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 個々のケースを言ってしまうと、かなりプライベートな部分にかかわることに踏み込むような形にもなるかという気もしますので、言い方をすごく慎重に回答はさせてもらわないといけないかなというふうに思いますが、一般的な感覚、全体的な感覚としては、まず、学校で、やはり子供たちの様子が変わってくるというのは、友達関係がぎくしゃくしたり、けんかになったり、口論になったり、そういったことをじかに答えを言ってくれる子もおれば、周りから伝えてくれる子も、いろんな形で先生方が把握できるかと思います。

それから、常日頃、担任であるとか、教科の先生方が授業する中で、やはり日々の生活がちょっと様子が変わってくるというのは、家庭事情等も含めてやはり敏感に反応、先生方しておりますので、そういったところで様子がちょっとおかしいよということであれば、それぞれ学校の、大体、どこの学校も月曜日には定期で先生方の会議を夕方持っておりますので、そういった席であるとか、急ぐ分については個々に管理職に相談をしながら把握をして、そういったものがどういった原因であるのかというのをまずは調べるというところから始まります。例えば、それこそ友達に聞き取りをしたりとか、直接、本人へ聞くというのももちろんありましようけども、そういったところで把握をする中で家庭に事情があるのか、友達関係に事情があるのか、自分の勉強の遅れに事情があるのか、それはもう本当、個々によって変わってくるかなというふうに思います。

最近、我々が子供の頃は、もう親が学校へ行くことが当たり前ということで送り出されておりましたので、どんな事情があろうと学校に行きよったわけではありますが、先ほど議員さんがおっしゃいましたように、ここ数年、特に、議員さんの最初の質問の中でもありましたように、法律が変わって、もう今、強制的に学校へ行くというのを仕向け

ることは禁じられております。だから、それぞれの事情に応じて自然に学校へ足が向くような形を取るような、そういったスタイルで、もう全国どこの学校もやっというふうには思っております。そういった把握の中でつかんだ情報をもとに教育委員会だけでなく、今、要保護対策の協議会がございます。これは、福祉部局の担当職員、あるいは益田のほうの専門のウインドであるとか、そういったところの者、それから児童相談所等の組織の入った中で全体でさらに深く必要な分については協議をしながら、家庭支援が必要な部分については家庭に向けて、できる部署が当たっていくというそういった形を取っておりますし、教育委員会は、もう津和野町については10年来、SSWか、スクールソーシャルワーカーというのを配置をして、これは国がその制度を始めた当時、県内で松江市と津和野だけが最初のスタートでスタートを切ったぐらいの先進的にスタートを切った制度でございます。今はもうどこの市町村でも何人かはおるといような状況になってはいますが、そういった状況のスクールソーシャルワーカーが学校と家庭とをつなぐ役割もしております、そういったところでいろいろな形で把握をしたものを、今度は解決に向けての取組をしていくと、そういった流れで来ておるといようなところでございます。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 本当に難しい問題だと思います。プライベートなプライベートのこともあると思ひ、また、家庭の中に行政が踏み込むというのも慎重な判断が要るようなところもあると思うんですけれども、まず、最初のスタートの地点の子供たちがSOSを発信している時点、それはどんな状況であれあると思うんですけれども、そのような中、先ほど御答弁でも頂きましたうしのしつぽさんのほうで今、フリースペースというのをつくられております。全国にいろんなフリースペースさんがあるようなんですけれども、私も御紹介いただいたある関東のほうのフリースペースでは、2019年度に9万人の子供たちが、それはもう遊び場も含めてフリースペースだけでなく、遊びも含めて年間9万人の子供たちが利用したと。そういった子供たちに対して、安全で安心して楽しく遊べる環境を提供することで自己肯定感をつくってもらったりですとか、生きているだけでオーケーなんだよと、先ほど同僚議員の一般質問の中でもありました非認知能力といいますか、目標に向かって頑張る力ですとか、好奇心、探究心、コミュニケーション能力といった、そういった学業以外の部分を生かしていくという場所になっていると思います。それを今、津和野町でも実践しているというようなのは教育長も御存じだと思います。

また、この津和野町における取組でいいですと、御存じかと思いますが、木曜日に開所されておまして、実際には3名程度の利用が平均的にはありながら、長期、急遽、夏休み、冬休みのときなんかはもっと多くの子供たちが利用しているという状況だと思います。今、これまでの動きの中では、一応、木曜日からということで利用をしております、恐らく教育委員会さんともいろいろ話はしてきたんだと思うんですけれども、

話を聞いておりますと、このSOSを発信している子供たち、保護者さんたちの先ほど支援に至るまでの経過をお聞きしましたが、そこに至る前の状態ですよね。もう子供たちが本当に学校に行きたくないという状況のときに、学校に行かなくてもあそこに行ってみようという環境をつくるということが大事なんだというふうにお伺いしました。そこでできればウイークデー、月曜から金曜までの開始を目指したいというお話も頂いたんですけれども、やはり、今現在、集落支援員さんを配置していただいている中で、運営の部分が、県からの補助金は頂いているようなんですが、年度ごとということで運営が安定したものにはなっていない、事業の安定性を考えたときに、町として、こういったセンター的な機能を設けるのももちろん大事だと思うんですけれども、実際にもう実績がある、もう活動が行われている団体ですので、町単独ではなくて連携として、町として支援ができるかというのが、今回一般質問に至った理由の一つでもあります。この木曜から金曜オープンすることによって、津和野町内、うしのしっぽさん、さぶみですので、全域をカバーというわけにはいかないと思いますけれども、一方で、木部のほうでもそういった動きが出ているという話もあると思います。こちらも、やはりフリースペースだけではなくて中学校を活用した中でという、あとこちらは動き出していないようですけど、全体的に動き出せば、全町をカバーできて、また、津和野町内、日原町内中心部でもそういった動きが出てくれば、空き地一つあれば、遊び場というのはスペースができて、そして、その中で子供たちが開放的な気分で遊びの中で学んでいく、まずはそういったところから、心の解放からつながっていくんじゃないかなという思いもありますので、まず、この津和野町の実績の第一歩として、このフリースペースは本当に成功させなければいけない事業なんじゃないかなと思っております。

そこで、このうしのしっぽさんがまず第1号ということで、今後もどういった団体が出てくるか分かりませんが、このフリースペース、今は木曜日だけかもしれませんが、安定的に解消していくというそういった支援、そしてまた、こういった場所があるんだという周知の方向というのを、知っている人だけが知っているではなく、もしも何かあったときにはこういったところがあるんだよという情報提供を常日頃から行っていくことで、悪いケースになってつながらないように気がしておりますので、そういったところは検討されているのかということと、あと……。まず、そこをお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 今御質問いただいたことにつきましては、もう先々週かな、それぞれ、今木部の方もさぶみの代表の方とも、夜間、お話をしております。ぶっちゃけた話で、町の財政事情はよく御存じでもありますし、なかなか先ほど答弁したように、この制度は、国が進めようとしているんですが、その進めるに当たっての財源をほとんど地方に下ろしてこないのが現実で、そういった制度自体がほとんどありません。益田なんかでやっとなる部分についても県の補助をもらって、そもそもがこの形でではなくて

ちょっと違う補助をもらって運用しているというような、そんな形でありまして、それも単年度単年度のような事業になります。さぶみのさんのほうも職員を1人、週に1回配置をして、それでうちの集落支援員と一緒に木曜日やっているわけではありますが。本当順調にいけば、日にちを増やしたいという思いもしっかり持っております。ただ、なかなかそれをするためにはお互い負担を職員さんにさせなくてはいけない状況でありますので、それなりにやはり委託費なり、人件費に当たる部分というのは補填をしていかないと成り立たん事業だろうなというふうに思います。それで、みんな水に陥っての対応というわけにはなかなかいかないだろうというふうに思っております。

こうして、幸い、一昨年から取り組んでいただいたおかげで、今年度は共同でスタートというような形で4月から運営をしております、施設については町の施設なので、教育委員会の事業の一つとして運営をしておりますので、その施設費については今のところは求めてもないし、負担をかけておりませんが、やはり、そういった人件費であったり、そういった材料を、そういったそこで生活をしてちゅうか、勉強とかいろいろな遊びをしていくための材料みたいなものもそれなりに必要にもなってきます。そういったものについてもやはり、来年度以降どうした形で負担ができるかというのは、また当初予算を組むことになりますので、その中でどのくらいまでができるのかというのは、ちょっと内部で今から検討に入ろうかなと思っております。

それから、木部の県であります、これも自発的に民間の方が名乗りを上げていただいて、木部の中学校の利用ができないかという御相談を頂いております、当初は、泊まりがけのそういった課題を持っている方を合宿的な運営をして、町内だけでなくよそからも呼んできてというような、そんな構想を最初は送らせていただいたわけではありますが、なかなか現実的に施設改修費とかがかなりかかりますし、それから人員体制、いきなりそれじゃ、そういう形を取るようについては何人か最低でもスタッフが必要になってくると、そういうのをまだ入居者も誰も分からない状態の中で本当にスタートができるのかということで先般も話しをして、もうちょっとランクが落ちまして、とりあえずさぶみがスタートしたように、スタートはソフトランディングでお試しでやるような形で、そういった利用者がどの程度おるか。また、場所も木部でございますので、決して、交通の便もよくない場所でございますので、不登校の子がどうやって、それじゃ、そこへ通うのかとか、そういったことも個々に応じてやらないといけないということで、とりあえず実験的な取組をしてみるというようなことで今、先方の方のほうも考えをちょっと改めておるようでございますので、それを、その結果を待ちながらということになるかなと、そういうふうに思っております。本当、一番の課題は、やはりお金だなというふうには思っております。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 不登校児の対策もそうなんですけれども、もう一つが就学の機会という部分でして、その遅れた授業、先ほどの御答弁でも先生方にも御協力

は頂いてもらっていると思います。これやっぱり町だけではなくて、この法律でも協議会を設置してもいいよというルールになっているようでして、島根県内当該市町の町長、教育長と知事ですとか、そういったところと連携を組んでやりなさいよ、やってもいいよというルールになっているようなんですが、その辺の流れというのはどうなっているのかなという部分と、やはり、いわゆる中学生になったときにその就学の部分、就学しなくても別の学習の場でいいという方もいらっしゃるかもしれませんが、町にもやはりそういったところは探そうと思ってもなかなかないですし、そうしたときにオンラインなのか、よその町はどういうふうな取組を行っているのかという研究も含めて、津和野町としての考え方があれば教えていただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） これは一つ、今実際、町内でやっている中学生の例ですが、先ほど回答した部分のお子さんですけれども、小学校の高学年のところでは不登校になって、そのまま中学校も不登校という状況になっておられるお子さんがおられますが、この部分については、小学校の取っかかりのところではなかなか学習の機会を、とにかく学校に行くこと自体が全然できないという状況でしたので、ある程度自学を助けるというような形で、教育委員会として助けのサポートを自分が対応できる先生であったり、先ほどのSSWであったり、学習の支援員であったりとか、コーディネーターの方にこの学習支援をお願いをしたりして、学習のいわゆる補償、そういった形を取らせていています。それも毎日というのがなかなか無理なので、週に1回決められた時間やるといような形で取り組んでおります。それは、やはり能力自体はしっかり、その子は基本的な能力は持っておる子だったので、そこで、ある程度の勉強についてはついていっているような感じに受け取りました。

今そうして続けている中で、もう高校については、ある程度視野を持っているようでもありますので、そこに向けて今から受験勉強も含めて協力もしていこうかなというふうに思っております。

その勉強の仕方の一つで、これはたまたまなんでありますけれども、支援をしていただいたコーディネーターの方が休みというか、出産で今おられませんので、自宅とリモートで学習をするという試みを今、始めております。そういったことが、今から御承知のように、1人1台のパソコンというか、タブレットになります。配置をします。そういったものが今の学習補償には生かせるのではないかなというように思っております。それをどういう形で子供たちに届けられるか、そこが一つの課題だなと思っています。なかなか一人一人に対応して先生が授業をするというのは難しい話になってしまいますので、その子の状態にもよると思いますが、例えば、授業の様子をリモートで配信ができれば、それは学校に行ったような形でポイントも取れますし、その辺が本当に可能かどうかというのは、今から本当、技術的なものであったりとか、経費的なものであったりとか、そういうところで研究をしてみんと、はい、できますというところで

宣言はできませんけれども、そういったことも可能ではないのかなというのは、今のお子さんの勉強補償というか、学力補償の取組の中で一つのヒントになろうかなという思いは持っております。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 可能性という話であります、本当に前向きな話だと思います。今、ふと思い出したのが、先日、私もトークフォークダンスですか、参加させてもらって、高校生が体験学習をしたその様子を話してくれるんですが、あっ、そうそう、これ見てくださいとパソコンを開いてぱっと見せてくれるんですよ。そういったもう生徒が1人1台ずつパソコンを持っている時代で、社会が変化してきて、学校に行かなくてもいいんだよという状況の中で、やはり学校も変わっていかないといけないんだらうなど。そういった意味では、じゃあ、ここで変えましょうというわけにはいかないと思いますけれども、今おっしゃられたGIGAスクール構想の中でオンライン化が進んで、津和野町の小中学校の全児童がタブレット、パソコン端末を持つことによって、可能性がどんどん広がっていくと思いますので、超単独とは言わずに、益田圏域なのか、県なのか、それともよその町なのか、いろんな先進地事例を研究していただきながら、そういった就学の機会の確保について努めていただきたいと思います。

それと最後に、町長に対してなんですけれども、教育委員会の所管ではありますが、予算という部分でお尋ねしたいと思います。

こういった津和野町の子供たちが不登校になっていく、不登校児がいるという状況の中で、現在、こうして実績として、預かる場としてフリースペースが出来上っております。こうした中で、まだ増えるか減るか、そういった予測は立たないと思いますけれども、少しでもそういった子供たちが駆け込み寺ではないですけれども、そこに行けば安心して、安全で。そして楽しく学べるという環境というのは確保していく必要が町にはあると思います。町長としての所見をお伺いしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） こうした不登校の児童生徒の皆さんにどういう対応をしていくかということは、今までの議論の中で示されているとおりであります。特に、学校がやはり一つの理由になっている場合においては、学校教育の中でどうしていくかということ、それから社会の中でどうしていくかということ、それらの解決策を考えていかなきゃならない。ケースバイケースだというふうにも思っておりますけれども、やはり、特に教育という面においては、政治的中立性というものにも配慮しながらも教育委員会としっかりまた連携も取って対応していこうというふうにも思っておりますし、それから家庭内に理由があるというケースも当然あるかと思います。それは、また町長部局としても、要保護児童対策協議会等々がありまして、私もその会議には必ず出席をしている状況でありますから、個別に専門的ななかなか私自身もそういうケアができる知識というのは持ち合わせませんが、町長として、やはり家庭内で今こういう問題を

抱えておられる方々がいらっしゃって、そして不登校につながっているというのは把握をした中で、福祉面からの対応も充実していくということを日頃もやってきたというふうに思っているところであります。

そうした中で、民間の方々に、またこうしたフリースペースを活用して取り組んでいくという今動きが出ているということは、非常にまたありがたいことであろうか思っております。ただ、私としましては、まだこの活動というものが、具体的に今どういう状況にあるのかというのが、直接、報告を受けたという状況でもございません。教育委員会のほうでも試験的ということも踏まえて、今いろんな状況を見ながら、今後広げていくかどうかを判断していくんだらうと思っております。そういう教育委員会のまずはいろいろな検証や判断があった中で、また教育委員会とその上で私自身も勉強させていただいて、このフリースペースの取組というものが相当な財源を伴っても町として必要なものかどうかということは検討していく必要があるかというふうに思っております。

あれは、今日でございましたかね、板垣議員からもいろんな地域づくりの話を頂いた中で、高校魅力化が今から0歳児からの人づくりというものにつながっていく、そしてそれが最終的には教育事情というものにもつなげていくという、総合戦略の一字をこれまで町としても頑張ってきてまいりまして、十分な成果はできたとはいいませんけれども、一つそこに大きな成果が出たというふうに思っております。今後、津和野町がその総合戦略をさらに発展していくことにどこに重点を置くかということ、まさに0歳児からの人づくり事業である。それが結果として、人口減少対策につながっていくということがあります。これは、今年の施政方針にも書いておりますけれども、来年度の施政方針にも津和野町はこれで行くんだという、いよいよ一次の総合戦略の成果ということは今からもっと打ち出していきこうという。そこには教育の町、津和野というものを掲げて、津和野町はこれで定住対策をやっていくということとさらにこの二次の総合戦略の中でも柱として進めていきたいというのが私の思い出もございます。そういう中において、まさにこの0歳児からの人づくりの中にこうした不登校児の皆さんにも生き生きと、そして津和野町で頑張ってもらえると、そこには十分それが必要だというふうに思っておりますので、その一環の中でも取り上げていく、それがまた私どもは教育の町としてこういうこともやっていますということが言えるということにつながっていくということができればというふうにも考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 通告はございませんでしたが、力強い御答弁を頂き、ありがとうございます。また、この今日質問した内容が具体的に実現していくことを願って、次の質問に入らせていただきます。

学校給食センターの統合整備計画についての質問であります。

これまで津和野中学校にある学校給食センターと日原小学校にある学校給食共同料理場の2施設で給食が調理され提供されておりましたが、津和野中学校プールの場所に

新たに学校給食センターを建設することにより、町内1か所で約700食の給食を提供できる体制となります。

1施設か2施設かに関しては、初期投資やランニングコスト、調理員の確保や配送時間、食材配送、人件費、作業効率など総合的に判断し、給食調理施設を統合して1施設とするという決断をされたと認識しております。

配送時間に関しては、統合することにより、配送の時間が増加することが懸念されております。文教民生常任委員会の所管事務調査報告においてもこれは指摘したとおりであります。

学校給食センター建設に際し、運搬車両1台分を確保されているようですが、この車両は保冷車ではなく冷蔵車であるべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、新設の学校給食センターでありながら、既に冷蔵庫の設置が難しいとのお話を伺っております。

学校給食センターでは、冷蔵庫の設置場所が確保できず冷蔵できないため、納入業者に直接学校に配送させるということらしいのですが、業者に負担をさせてセンター建設コストを下げる計画だとすればいかがなものかというものであります。現在でもある学校では納入業者が搬入の際、学校に入ってから学校の中から扉を開け納入し、中から扉を閉めているとのことであります。学校のほうで対応できないとのことで、納入業者が対応されている状況であります。冷蔵庫の設置の検討、配送や納入など、体制の見直しをすべきと考えますが、所見をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、学校給食センターの統合整備計画についての御質問に対して御回答申し上げます。

新たに確保する給食運搬車両は、保冷車ではなく冷蔵車にすべきではないかとの御提案でございますが、計画では1か所に統合することにより最も遠い学校までの配送時間は、これまでに比べ約20分程度長くかかりますが、食材は保温食缶に入れて配送しますので、他地域からの例から見ても断熱効果のある保冷車の配送は十分可能だと考えております。また、冷蔵車ではせっかく保温食缶で温度を保つ対応しているものを冷蔵することになり、さらに給食の温度が下がり、おいしい給食の提供には逆行することになるのではないかと考えております。

次に、冷蔵庫の設置についてですが、まだ、基本設計が出来上っておりませんので、確定のお話にはなりません。現在のところ、食材等の保管で通常必要な冷蔵庫につきましては、必要台数を設置しようとするよう計画をしております。牛乳につきましては、島根県で一括して納入業者を募集し、入札、これは牛乳代と配送料込みになっておりますが、入札により業者を限定しております。現在、鹿足地区については益田市の業者が納入業者となっております。この契約では、町と納入業者と島根県給食会との三者契約において、直接業者が学校の冷蔵庫に配送することになっており、給食センターに牛

乳用の冷蔵庫を設置する必要はないと考えております。当然、各学校に配送する経費を牛乳価格に上乗せしており、センターの建設コスト削減のためではありません。

さらには、牛乳は比較的重量も重い上、何度も冷蔵庫に入れ替えることで、衛生的なリスクも高まることから、できるだけ移動の回数を少なくする方が望ましいと考えております。

また、学校への搬入につきましては、業者自ら学校の納入場所の鍵を開けることができるように、納入場所の鍵を納入業者に預けております。

御質問の学校については、施設の構造上、搬入口のシャッターのスイッチが室内にあり、出入口の鍵を開けて中に入り、シャッターの開閉をするような施設になっており、以前、開閉に対して学校での対応を求められ、対応していたようですが、指定された時間に待っていても納入業者の方が来られないような状況が重なり、学校での対応ができなくなったと伺っております。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） まず、この制度と申しますか、町と搬入業者の契約ではなくて、あくまで町と県と牛乳業者と申しますか、の契約に基づいているというのが、僕も勉強して、伺って分かったことなんですけれども、それで、恐らく町内を走っている牛乳屋さんとはかかわりが無い、契約をしていないので、牛乳さんと配送業者が契約をしているという状況というということだと思っておりますが、ただ、契約上、各学校に配られているようになっているのであれば、それは当然そうだと思うんですが、実際でも今、そうなっていませんよね。恐らく、便宜的に各学校に配らなくてもいいよということになっているんだと思うんですが、今、恐らく給食センターと共同調理場に納入されているんだと思うんですよね。ですから、木部小学校、津和野小学校、青原小学校、日原小学校、中学校二つ、全部に個別配送は、現在はしていないと思うんですが、その辺はいかがですか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 木部小学校だけは、本数も少なく、距離もありますので、給食センターのほうで一緒に預って、そこから配送業者、給食の配送に乗せて一緒に運んでいます。ほかのところは、基本的には各学校へ直接配送をするという形になっております。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） そうすると、青原小学校も距離があるじゃないですか。その辺はどうなんですか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 基本的には運んでおります。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） では、結局、この議論は、結局、県の給食会といわゆる業者さんとの契約何だろうというふうに思いますので、ここは、町として、今後、契約の際は、僕が言いたいのは、結局は、納入業者とといいますか、配送業者さんが苦にならないようにしてもらいたいというのがこの質問の趣旨でありまして、結局、1か所の給食センターになって、これまでは木部も送っていつてもらっていたものが、その契約どおりいいということになるのであれば、各小学校にも食わなければいけないじゃないのかなという思いであったりですとか、東部のほうでは、鳥取のほうとかあっちのほうでは、どんどんやはり、子供たちが少なくなってきたり、どうしても雪の日、雪の降る中、例えば、10個以下のもう何個かしかない牛乳を配送するのは大変だからというので、別の配送と一緒に牛乳を送るなりですとか、前の日に2日分のものを納入するだとかいろんなやり方があるみたいです。ですので、そういったところを含めて検討していただければと思います、今後の課題としてお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 内輪話になって恐縮なんです、今回、こういった御質問を頂いて、私どもが認識していたのと若干差異があるという部分が分かりまして、納入業者の益田の業者さん、そちらのほうへ担当のほうから連絡を入れたところではありますが、残念ながら納入業者さんのほうも自分といわゆる下で配送をしていただく業者さんとの認識が違っておりまして、現状を把握をされておられませんので、改めて、この御質問のおかげで、そこ辺が明るみに出たので、納入業者さんと話をして、今後の対応をどういうふうに考えるかということ相談をしております。それによりますと、基本的には今までどおり、各学校へ配送をするというのが基本中の基本になっているということなので、今配送していただいている町内の業者さんのおっしゃられる部分については、いわゆる納入業者、益田の業者さんがこういう対応をしたいということで御提案をいただいたので、その提案に基づいて今から改良を加えた中で、基本的には今までどおり、木部を除いた各学校には直接学校へ配送をするという話で一応今のところは収まっております。ですので、いいきっかけになったなというふうにありがたく思っているところであります。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） 最後のところの学校の開閉という部分です。これは、何らかのいろんな事情があつて、そういったことになったようではありますが、やはり学校の鍵を持つというのは、あまり気持ちのいいものじゃないということで、やはり何か起きたときに開ける鍵を持っている者が疑われたりするの嫌だと、そういったものもあるみたいですので、できるだけそういったところも何らかの形でもっと簡易に納入できるような仕組みが、急にはできないと思いますけれども、各学校を配付するに当たっては、そういったことができればなと思いますので、ちょっとそこも検討をお願いします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 今学校については、施設の構造上、内側にシャッターの自動開閉かけボタンがあるということで、そこへ入るために学校に入ってくるわけですが、そのエリアというのは、直接、学校のいわゆる職員室とかにつながるようではなくて、いわゆる地域開放エリアなので、いわゆる給食センターちゅうか、ランチルームですから、それはある程度分類ができるので、そのいわゆる疑われるようなそういった心配はないかなというふうに思います。

今回の解決策としては、外側に鍵のつくスイッチをつけて、そこで外で開閉ができるようにちょっと構造を変えていこうと思っております。その費用については、益田の業者さんのほうで負担をして、それをスイッチをつけるということで今、話を進めておりますので、そこら辺も配送業者の方と牛乳の今の益田の業者さんとの話を詰めた中でそれでオーケーだということになっているようでございます。

それで、もう一つ、その話の中で議論になったのが、いわゆる鍵を持つ持たんという部分で、鍵を開けておいてほしいという御要望だったわけでありましたが、学校ですので、のべつまくなしで鍵を開けっぱなしにしておくというのもひとつ問題があるということと、それから、牛乳などは今から口に運ぶものでありますんで、津和野では、99.9%そういったことはないとは思いますが、全国でいえば、そういったものに異物、例えば、注射器で農薬を入れるとかというのは何年か前に事件がありました。そういったことを、やはり鍵を閉めるということは大事なことだろうというふうに思っております。だから、そこら辺はやはり面倒でも僅かの時間でございまして、鍵を使って開け閉めをしていただいて、やはり安全管理という部分もその鍵にはあるわけなので、御理解くださいということで益田の業者さんとも話をさせていただいたところであります。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（3番 川田 剛君） ありがとうございます。

最後に、最初の僕の認識と申しますか、今日の御答弁でもいろいろ質問した、通告した後にはいろいろと進展があつて、僕も質問した後に、あつ、ちょっと認識が違っていたかなというのは感じてはありましたが、とりあえず冷蔵庫を設置するという、設置するスペースがないということではなくてということは分かりましたし、ただ、今後のいわゆる給食の配送を考えたときに、牛乳の配送ですけれども、やはり冷蔵庫を設置するスペースがないのではなくて、とりあえずおかないという認識でよろしいんですね。もし置く必要があれば、それは対応、置く、いつの時期になるかも分かりませんが、それは大丈夫だという回答で受け止めさせていただきまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（沖田 守君） 以上で、3番、川田剛君の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 本日は、以上で日程全て終了いたしましたので、本日はこれで散会をいたします。御苦勞でありました。

午後4時10分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

令和2年 第9回（定例）津 和 野 町 議 会 会 議 録（第4日）

令和2年12月16日（水曜日）

議事日程（第4号）

令和2年12月16日 午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

日程第3 町長提出第140号議案 津和野町特別功勞表彰者（名誉町民）について

日程第4 町長提出第141号議案 津和野町特別功勞表彰者（名誉町民）について

- 日程第5 町長提出第142号議案 令和2年度津和野小学校プール改修工事請負変更契約の締結について
- 日程第6 町長提出第143号議案 空間除菌消臭器（オゾン発生方式）の取得について
- 日程第7 町長提出第144号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について
- 日程第8 町長提出第145号議案 津和野町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第9 町長提出第146号議案 シルクの里交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第10 町長提出第147号議案 津和野町一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第11 町長提出第148号議案 津和野町教職員住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第12 町長提出第149号議案 令和2年度津和野町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第13 町長提出第150号議案 令和2年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 町長提出第151号議案 令和2年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 町長提出第152号議案 令和2年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 町長提出第153号議案 令和2年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 町長提出第154号議案 令和2年度津和野町病院事業会計補正予算（第3号）
- 日程第18 町長提出第155号議案 令和2年度津和野町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第19 町長提出第156号議案 令和2年度津和野町スクールバス用車両の取得について
- 日程第20 町長提出第157号議案 令和2年度津和野町GIGAスクール用情報機器端末等の取得について
- 日程第21 町長提出第158号議案 令和2年度津和野町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第22 請願第8号 「選択制夫婦別姓制度」の実現を求める意見書を政府・国会に提出することを求める請願について
- 日程第23 総務経済常任委員会の所管事務調査報告について

- 日程第 24 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について
日程第 25 議員派遣の件
日程第 26 各委員会からの閉会中の継続調査の申出について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 一般質問
日程第 3 町長提出第 140 号議案 津和野町特別功労表彰者（名誉町民）について
日程第 4 町長提出第 141 号議案 津和野町特別功労表彰者（名誉町民）について
日程第 5 町長提出第 142 号議案 令和 2 年度津和野小学校プール改修工事請負変更契約の締結について
日程第 6 町長提出第 143 号議案 空間除菌消臭器（オゾン発生方式）の取得について
日程第 7 町長提出第 144 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について
日程第 8 町長提出第 145 号議案 津和野町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 9 町長提出第 146 号議案 シルクの里交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第 10 町長提出第 147 号議案 津和野町一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第 11 町長提出第 148 号議案 津和野町教職員住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第 12 町長提出第 149 号議案 令和 2 年度津和野町一般会計補正予算（第 9 号）
日程第 13 町長提出第 150 号議案 令和 2 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 14 町長提出第 151 号議案 令和 2 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 15 町長提出第 152 号議案 令和 2 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 16 町長提出第 153 号議案 令和 2 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 17 町長提出第 154 号議案 令和 2 年度津和野町病院事業会計補正予算（第 3 号）
日程第 18 町長提出第 155 号議案 令和 2 年度津和野町水道事業会計補正予算（第 3 号）

日程第 19 町長提出第 156 号議案 令和 2 年度津和野町スクールバス用車両の取得
について

日程第 20 町長提出第 157 号議案 令和 2 年度津和野町 G I G A スクール用情報機
器端末等の取得について

日程第 21 町長提出第 158 号議案 令和 2 年度津和野町一般会計補正予算（第 1 0
号）

日程第 22 請願第 8 号 「選択制夫婦別姓制度」の実現を求める意見書を政府・国会
に提出することを求める請願について

日程第 23 総務経済常任委員会の所管事務調査報告について

日程第 24 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について

日程第 25 議員派遣の件

日程第 26 各委員会からの閉会中の継続調査の申出について

出席議員（12 名）

1 番 草田 吉丸君	2 番 米澤 宥文君
3 番 川田 剛君	4 番 道信 俊昭君
5 番 板垣 敬司君	6 番 丁 泰仁君
7 番 御手洗 剛君	8 番 三浦 英治君
9 番 寺戸 昌子君	10 番 後山 幸次君
11 番 岡田 克也君	12 番 沖田 守君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 福田 浩文君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	世良 清美君	総務財政課長	岩本 要二君
税務住民課長	山本 慎吾君		
つわの暮らし推進課長			宮内 秀和君
健康福祉課長	土井 泰一君	医療対策課長	下森 定君
農林課長	桑原 正勝君	商工観光課長	藤山 宏君
環境生活課長	清水 浩志君	建設課長	益井 仁志君

教育次長 …………… 齋藤 道夫君 会計管理者 …………… 青木早知枝君

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。引き続きのお出かけ、ありがとうございます。

ただいまより令和2年第9回定例会4日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は全員の12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、2番、米澤宥文君、3番、川田剛君を指名します。

日程第2. 一般質問

○議長（沖田 守君） 日程第2、一般質問。

一般質問に入りますが、教育長から発言を求められておりますので、これを許します。教育長。

○教育長（世良 清美君） おはようございます。昨日、一般質問で、後山議員さんのほうから御質問いただきました、「安野光雅美術館のほうに寄贈作品の個々の評価は」についてということで御質問いただきましたけれども、この回答の中で一部数字が異なっておりましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

総額で、2,920点で「6億8,264万」とお答えをしたところでありますけれども、正しくは「6億7,544万円」でございます。数字が間違っておりましたので、御訂正のほうをよろしくお願いをいたします。

それから、御依頼のありました、一覧表につきましては、お手元のほうに配付をさせていただいておりますので、御確認をいただけたらと思います。申し訳ありませんでした。

○議長（沖田 守君） それでは、昨日に引き続き発言を許します。

発言順次10、7番、御手洗剛君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 皆さん、おはようございます。12月定例会最後の質問者になりました、7番、御手洗剛でございます。通告を2件しておりますので、今から質問させていただきます。よろしく願いいたします。

1番目でございます。地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業への対応についてでございます。

農林水産省が11月27日に発表しました、2020年の農林業センサス速報値によりますと、農業を主な仕事とする基幹的農業従事者は136万1,000人で、2015年の調査に比べて22.5%、39万6,000人の減少を見たということであります。

また、65歳以上が占める割合は69.8%となり、4.9ポイント上昇しております。

また、基幹的農業従事者の平均年齢は6.7%上昇して、67.8歳だと言っております。高齢で農業を辞める人が多いことが影響し、担い手の確保が課題となっております。

農水省が力を入れている農地の集約が進み、一経営当たりの耕地面積の集約化は進み、一経営当たりの耕地面積は0.3ヘクタール増の3.1ヘクタールとなり、着実に規模は拡大しております。

令和元年12月、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業推進に関する法律が公布されました。地方は今や大半が人口減少地域であり、大都市から地方へという働き方や人口の流れの変化が必要であることは、当然であろうかと思えます。

この法律は、まず深刻な人口急減地域について、自助努力を前提にしながら財政支援を強化するとともに、ひいては長期的に住みやすい地方への人口が回帰するための重要な役割を担うものであります。

地域には、それぞれの組織、企業があり、それらの民業へ事業協同組合が人材供給によって支援することが法律の目的であります。当町においても農林業をはじめ、観光、商工、サービス業や介護事業においても人手不足が深刻な状況にあり、若者の流入を促進し、地域経済活性化に向け、特定地域づくり事業協同組合の認定が急がれております。進捗状況についてお尋ねをいたします。

特定地域づくり事業協同組合認定に向け、準備委員会が設立され、取組が加速していると聞いておりますが、現状と認定に向けたスケジュールはいかがですか。派遣職員として雇用される人材の範囲と処遇面の対応はいかがですか。想定される事業協同組合の組合員、派遣先であります。この事業者の範囲と組合員となる要件は、国、地方公共団体の財政上の措置があるとしておりますが、当町の財政負担割合並びにその他の支援策はいかがですか。また、事業協同組合の設立と事業開始時期はいつ頃になるかお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 皆さん、おはようございます。7番、御手洗議員の御質問にお答えをさせていただきます。

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業への対応についてでございます。

令和2年9月30日に設立準備委員会を設立し、4名の発起人予定者及び事務局職員の人選が決定をしております。これまで設立総会を含め、2度会合を開催し、委員の皆様から意見を聴取しながら事業計画を立てております。

現在、派遣先となる組合員予定者に対して詳細ヒアリングを行っており、事業開始後に派遣職員とのマッチングがスムーズに進むよう、役場内プロジェクトチームにて連携し、検討を進めているところであります。

また、県からの事業認定は、令和3年4月中旬頃の予定となっております。

二つ目の御質問であります。発足当初は3名のIターン者を予定しております。

雇用待遇については、派遣先均等・均衡方式で運用を行いますが、この方式は派遣先の労働条件と均等・均衡が図られるよう、派遣先に応じた処遇となるものです。

賃金については、派遣先の職務内容及び派遣職員の能力または経験等に応じて決定されることとなり、実働時間に応じて支払われる予定であります。

三つ目の御質問であります。農業、林業、酒造業、食品加工業、介護業、除雪業務等となっております。要件は町内に事業所を要していることとなっております。ただし、発足当初の派遣先組合員は、酒造業と農林業を営む個人及び法人を予定しております。

4番目の御質問の、本町の財政負担割合でございますが、特定地域づくり事業協同組合の運営開始後は、運営に係る経費に対して2分の1の補助金を支出いたしますが、支出する補助金の2分の1は国庫補助、2分の1は町負担となります。さらに、町負担のうち2分の1は特別交付税措置がございますので、補助金全体の4分の1が町負担となります。

また、国、県の支援策については、設立準備に係る経費について、上限300万円の2分の1について特別交付税措置があります。その他、県より上限200万円の設立に関わる経費がございます。

5番目の御質問の事業協同組合の設立と事業開始時期でございますが、設立総会は令和3年2月下旬、事業開始は令和3年5月中旬を予定をしております。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） それでは、再質問をさせていただきます。

事業協同組合の発足当初は、3名のIターン者を予定しているということでございます。人手不足の中で、事業者の要望に応えるにはいささか人数が少ないというふうに率直に感じるものであります。将来的にです、発足当時はこれでいくということですので、将来的計画上どのぐらいの職員体制を想定しているかについてお聞きをいたします。

それから、派遣職員はもともと技術そのものがない方も多いかというふうに思っておりますが、技術習得に係る研修の機会、提供が必要でございます。その対応についての経費負担はどのようになるかお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） まず、1点目の御質問ですが、最初は3名でスタートする予定ですけれども、将来的にはどのぐらいの人数になるかということですが、今のところ経営シミュレーションでは、大体最大で6名から8名程度くら

いというふうに今見込んでおります。ただ、これも3名でスタートはいたしますが、その間の経営状況、それから国等の補助金等の状況を鑑みながら、いろいろ判断をしていきたいというふうに考えております。

次に、その技術的な支援、いわゆる技術的な習得に係る研修費用ということでございましたが、現在のところ、その研修費用についての町からの、支援といたしますか、補助金等は今のところ予定をしておりません。今後、この事業協同組合がスタートして、そうしたことが必要であるということであれば、また町とその事業協同組合とで、いろいろ協議して決定してまいりたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 将来的な構想も人数的なものを示していただいております。6名から8名が最大であろうかというふうに思っているところでありますが、いろいろ法人等、地域の農業法人等の様子を見ましても、それぞれが高齢化しております、この新たな組合に期待をするという話は聞いておるところでございます。

また、個人農家、特に最近では地域の農業者の高齢化によって、耕作ができないという方々が増えておまして、この津和野町には農事組合法人が13、認定農業者が37組織あるようであります。そういったところにおいても、いろんな農業経営をする中で、やはり手間が足りない、この実態は同じように聞いておるところであります。若い就農者以外については、大方このような動きではなかろうかなと予測するものであります。

そうした中で、地域で認定農業者になっておられない方であっても、年を取って近隣の農家の土地を荒らすことができない、ぜひあなたに任せたいと、やってほしいというふうな声を聞いて、それを受けざる得ないという農家、結構規模的には大きいものを耕作するという実態があるわけであります。そういった方々からも、どうにか町としての施策、また何かないんか、そういった声を聞くのが実情になっておるところであります。

そういったことの中で、個人経営農家、法人格を持たない任意団体、市町村が出資している事業者、例えば、第三セクター等も同様であるわけであります。このようなところがこの事業協同組合の組合員となることができるかどうか、また併せて市町村は組合員になれるか、これについてもお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 御質問ですが、まず個人農家、それから任意団体、三セク等、あと市町村も含めて組合員になれるかということでございますが、個人農家はなれます。それから三セクもなれます。任意団体、これは、例えば生産組合等は今のところなれないというふうな規則になっております。市町村は、基本的にはなれませんが、例えば、先ほどの町長の答弁にもございましたが、除雪等は認められるということになっておりますので、こうしたのを事業者とどういった扱いにするかというのは、今後、事業協同組合が設立してから協議していきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 個人農家はできる、三セクもできるというふうなことでございます。個人農家なり、第三セクターが、この組合員になるに当たってどのような要件が必要であるか、要件といたしますか、当然組合員になるということは、出資をする必要があろうかというふうに思っておりますが、その対応についてお聞きします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 第三セクターについては、今のところ、発起人に株式会社フロンティア日原のほうを予定しております。それで要件に関しましては、農林業を主業としていることと、それから町内に事業所を有しているということで要件としております。

ただ、その他の第三セクターにつきまして、確固たる要件があるかといいますと、今の、最初の3番目の質問にございましたとおり、3番目の質問にありましたとおりのこととなっておりますので、農業、林業、酒造業、食品加工業、介護業、除雪業務等を主業としており、なおかつ町内に事業所を有するというのであれば組合員となれますので、そうした組合員の要件に関して今後追加するような可能性があれば、これは事業協同組合設立後に、事務局の中で協議して、対応してまいりたいというふうに考えております。（「出資金」と呼ぶ者あり）失礼しました。出資金については、一応一口1万円を予定しております。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） これは個人農家であっても、このような第三セクターであっても同じでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） そうでございます。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 第三セクター、町も出資している第三セクターがこの町内にもあるわけでありますが、その第三セクターにおいても、人手不足といたしますか、この実態で悲鳴を上げております。なかなか雇用が安定しないといたしますか、そのような状況を聞くにつけ、当面の中では、サービス業というふうなところはないかというふうに思っておりますが、そういったことも今後、設立後に必要になってくるのではなかろうかなというふうな思いがいたしますが、その点についてお尋ねします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） いろいろ第三セクターについても人手不足ということに関しては、我々も認識しております。

今回、事業協同組合が設立されるわけなんですけども、今はその3名のIターンというものの予定者と、それから酒造業、それから農業等を主体とした組合員で構成すると

いうのは、先ほど町長が答弁したとおりでございますが、そういうふうにかうちょっと、議員おっしゃるように、ちょっと小さくスタートするというので今計画しております。

それはなぜかと申しますと、いろいろなこの今回の、特措法といいますか、6月に制定されたこの法律を見てみますと、まだ、これは総務省の基本的な法律になりますが、人材派遣法等が絡んできますと、これは厚生労働省のほうの管轄になってまいります。そうすると、この事業協同組合の在り方ですとか、業務内容についてどういったところが適切かというのを今現在役場内のプロジェクトチーム、これは建設課、商工観光課、農林課、我がつわの暮らし推進課で協議しておるところなんですけども、そうした中で、どこまでが組合員の範囲となり得るかとか、そうしたものはやっぱちょっとスタートしてみないと、あとほかの市町村、今、県内では海士町ですとか浜田市さんが、今、我々よりもちょっと先に、先んじて進んでおりますが、そうした状況も鑑みながら、いろいろなこの協同組合の組合員としてどういった形が、組んでいくのがいいかなという辺りを検討しているところでございます。

なので、第三セクターも当然考えてはおりますけども、現時点では、まだその辺については慎重に協議しながら、組合員の構成について検討していきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 労働者派遣法では、特定地域づくり事業協同組合の職員の1回当たりの派遣期間は、30日を超える必要があるというふうになっておろうかと思っておりますが、また、任期を終えました、起業を目指す地域おこし協力隊員を一時的に派遣職員として雇用することはできるかどうか、これについてお尋ねします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 任期を終えた地域おこし協力隊の派遣は可能であります。

今、町内には地域おこし協力隊の方が多数いらっしゃいまして、それを、任期を迎える方もこちらのほうで把握はしております。そうした方が、今回の3名の中にも1人いらっしゃいます。そういう中で、3年の任期が終わった後も、この事業協同組合に派遣者として加入していただいて、津和野町に住み続けられると、今回の法律の趣旨がちゃんと全うできるように、その辺は配慮して進めていきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） ここでいう、職員の1回当たりの派遣期間は30日を超える、これはどういった段階で30日を超えるというふうになっているのか、それは年に30日雇用できれば通用するのか、月に30日でなければならないのか、この点について分かれば、お願いします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 今、議員おっしゃられる労働者派遣法のこの30日を超える必要があるという部分については、申し訳ありません、私のほうで、これちょっとどこの条文にあるのか、ちょっと承知をしておりません。

ただ、今回の事業協同組合のほうでは、年間を通じて8割以上はそういったところに雇用されておるといような基準は承知しております。その中で、この30日の取扱いがどうなるかというのは、まだちょっと今後調べてまいりたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） この職員でございますが、事業協同組合の職員であります、社会保険、処遇面になるんか知りませんが、そういった対応もできるようなも聞いておるわけでありまして、雇用した当面、雇用される3名についても、もう職員となった段階から社会保険制度が適応されるかどうか、これについてお聞きします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） これは社会保険を掛けます。これは、例えば、今の津和野町も推進しております半農半Xとか、そうした事業者の方にも、この事業協同組合に派遣者として参画することによって、この社会保険が掛けられると、年間を通じて掛けられるという環境ができますので、これは入る方にとっても非常に大きなメリットになりますし、また、組合員さん、事業者のほうの方々にとっても、そういう、自分のところの社会保険料、事業者負担分がこの事業協同組合で負担していただくということになりますので、お互いにメリットがあるというふうな環境が出来上がるんじゃないかなというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 当面、雇用する職員はIターン者等で3名ということですが、もともとUターン等をされまして、地区内に帰られた、跡継ぎさんといえますか、そういった方が地区内人材として雇用された場合、特定地域づくり事業推進交付金というようなものがあるようではありますが、この対象になり得るかどうか、これについてお聞きします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 今、議員のおっしゃる御質問は、多分Uターン者の方もこの事業協同組合に入ることができるかということであろうかと思いますが、それはできます。この事業協同組合に入って、派遣者となるということは可能でございます。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 大なる期待があるわけではありますが、仮の話であります、派遣職員として雇用した職員が、派遣先の確保ができなくて休業させざるを得

ない、そういった場合に、職員としての人件費、特定地域づくり事業推進交付金は対象となり得るか、人件費の支払いがなされるか、これについてはどうでしょう。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） これは、議員がおっしゃるのは多分、その、派遣はしたけども、派遣先の仕事がなかったという場合のことであろうかと思いますが、その場合は、人件費の支払いはございません。

基本的に、ここに派遣される派遣職員として登録される人が固定給があるわけではございません。今のところ、経営シミュレーションとしましたら、派遣先に行ったところの時給換算でその人件費が支払われるような形で経営シミュレーションは行っております。固定費があったほうがよろしいんじゃないかというような意見も、所内、それからいろいろその他の方々の御意見等ではいただいておりますが、現在のところはそうした固定費は取らずに、派遣先とのマッチングによる人件費が出てくるという形で考えております。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） このようなことがあってはまずいというふうに思っておりますが、現状、派遣先、事業者になろうかと思っておりますが、このようなその派遣を求める事業者がどの程度あるのか、それから、今後、今から事業が組合が設立していく場合において、誰がこのような事業者の現状を踏まえて、求められておるかどうか、事業者として雇用したいというふうな各社ごとに要望があるかについての交渉事、誰がされるのか、これについてお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 派遣先の事業者については、今、5社から8社をリストアップしています。既に5社はほぼ決まっております。

今、いろいろなその、先ほど町長の答弁にもございましたが、賃金の決定方式等を今その各社とヒアリングしながら行っておるところでございます。

例えば、5社あるとしましたら、ABCDE、5社ありましたら、それぞれはいろいろ業務とか職種が違うわけですので、そこでそれぞれの時給単価も変わってまいります。その時給単価、それから労働条件、それから就業規則、それは事業協同組合で統一したものは当然つくりますけども、そうした個々の細かい条件は、その事業者等とこれから詰めてまいります。それは今の、現在のところは、役場内のプロジェクトチームのメンバー、我々つわの暮らし推進課なり、農林課なり、商工観光課等で対応しております。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 今の段階はやはり担当課として動かざるを得ないといえますか、そういったことであろうかというふうに思いますが、事業協同組合が設立して以降についてはやはり、その事業協同組合そのものが動くことが本来的ではなかろうかというふうな思いもしとるわけではありますが、いろんな、需要がどれほどあるか、特

に、先ほど申し上げましたように、大型の個人農家等においても、実態把握といいますか、そういったことをしないと、なかなか小まめな対応をしない限り需要が満たせないといいますか、一般的な話だけでは済まない、個々の対応が必要であろうかというふうに思っております。

事務局長も既に決まっておるというふうに聞いておりますが、そういった、言わば現場の人間だけじゃなしに、事務局的な対応の方が大きな役割を担うのではなからうかなというふうに見ておりますが、その点いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 議員がおっしゃるように、設立以降は、当然その事業協同組合の事務局を中心に、そういう事業者さんとの交渉には当たっていたくことにしております。

事務局長は決まっておりますので、今は定款ですとか、就業規則、それから県の労働局、それから中小企業中央会等との、いろいろな折衝に、事務に当たっていただいています。それからあと、経営シミュレーションですね。で、我々行政のほうのプロジェクトチームのほうで現場のほうを、今、交渉を支えておるといったような形で役割分担をして、今、設立準備に向かっているというふうに御理解いただけたらと思います。

もう一個、実態把握のほうでございしますが、このプロジェクトチーム、役場内で随分協議をしまりました。今、先ほど申しましたが、建設課、商工観光課、農林課で各委員を出していただきまして、それぞれ農業分野、商工業、建設、いろいろどういった実態があるかというのも調査、ヒアリングをしまりました。

若干補足いたしますと、その中でも商工会ですとか観光協会等も各それぞれの事務局に我々が出向いて行って、それで今回の事業協同組合にふさわしい事業者の御紹介なり、今後のこの事業協同組合が立ち上がった後の運営について、いろいろ協議を重ねてきたところでございます。

そうした中で、いろいろな意見もありまして、どこまでがその事業協同組合で吸収できて、なおかつ組合員、派遣先として機能するかといった辺りも協議を重ねてきたところでございます。当然、事務局には、今後は、今度はその事業者と派遣者の間に入って、そのマッチングですとか、場合によってはトラブルも発生するであろうというようなことにも対応していただくように、専門的な知識と、それから経営的な手腕も発揮していただかなければならないというふうには考えております。

なので、いろいろな、そうしたスタートをした以降懸念される事項についても、綿密にシミュレーションしながら、設立に向けて準備を進めているところでございます。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 私は3月の定例会においても、この特定地域づくり事業についての一般質問させていただきました。

その中で、町長からの回答がございました。必要に応じてといいますか、回答として、買い物不便者の増加に伴い、特定地域づくり事業協同組合の活用を含め検討していきたいということでありました。

近年、大変、食料品販売、町内の食料品販売店少なくなってきております。その対応ができれば何よりだなあというふうな思いをしております。また、この食料品店、零細でもございますし、なかなか後継者がいないというふうなことで、存続を危ぶむ声もたくさんあるわけで、実態もあります。

そうしたことの中で、地域の食料品販売店から仕入れたり、場合によってはそういった形もあり、また、その食料品販売店を支援するという方向、現在は買い物支援策としては、テレビ等を活用した対応があるわけでありますが、やはり実績を見ますと大変わずかなもので、本当の意味の買い物不便者に対する対応としては問題があるなというふうに実感をしておるところであります。

やはり特に村部においては足がない、このような中で、やはり移動販売等も含めて、この充実を求める声も多々ございます。こういったことに対して、今後、事業協同組合が発足してから、この展開についてもどのように考えておられるか、これについてお尋ねします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 3月議会で、買い物不便者対策等についても御質問されたということでございますが、買い物支援センターは、つわの暮らし推進課の所管でございまして、今、実は今年度に入って利用者数は伸びてきております。4月時点より今3倍ぐらいの利用者も増えてきておりまして、そうした意味では、今回の事業協同組合とはちょっと切り離しますが、そうしたことでは大分機能してきたかなというふうな実感をしております。

今回の事業協同組合に、そうした買い物支援対策をひっくるめて話をするというのは、申し訳ないです、僕もちょっと勉強不足で3月議会のほうで、そうした議論がなされたということをお知らせせず、私、今日ここに立っておりますので、その辺は申し訳ございませんが、そうしたことも、今後、事業協同組合のほうで組み込むことができるのであれば、それは検討してまいりたいというふうに考えております。

近年、私のつわの暮らし推進課では、まちづくり委員会等でも、この買い物支援対策、買い物不便者対策が、何らかの対策がなされないかというような意見もいただいております。ですから、いろいろな手法を使って、そうした今の買い物支援で山間部の方々のこうしたいろいろな問題点の解決に、この事業協同組合が一助になるのであれば、それは積極的にこれから考えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 現行の対応の中で、最近利用者も大幅に増えてきたということはやはり、担当課はもちろんでありますが、集落支援員さん等の頑張りによっ

てできておるのかなというふうなことも推測できるわけであります。このことについて、町長、何かお考えがあれば、お願いできたらと思いますが。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それで、人口急減の全般にということによろしいでしょうか。買い物支援、前回のその一般質問でもお答えしておりますように、この買い物支援対策というのをこれまでやってまいりました。利用実績というのが十分に上がっているという、そういう認識ではなかったわけありますけれども、しかし、そういう仕組みを一つ構築できたということが非常に財産だというふうに思っております。

一方で、買い物不便という課題というのは年々大きくなってきておりますので、その財産というものを様々な課題と組み合わせ、いかに連携して相乗効果を上げていくか、これがこの次のステップだというふうにも感じていたところであります。

そういう中で、集落支援員さん、頑張ってください、また担当課のほうで再構築をしてくれまして、そういうふうにご利用状況が上がってきているということは非常にいいことだというふうにも思っていますし、併せて、今、公共交通のいろんな問題も出てきております。そういう問題等あるいは中山間地域もどんどん人口減少によって限界集落にもなりかねない、そこからのまた新しい課題も出てきているということでもありますから、この買い物不便の仕組みというものを財産に、それをしっかりまた今後も活用していく方策を探っていきたいというふうに考えているところであります。

今、つわの暮らし推進課のほうでは、そうした新交通体系というものも、バスやタクシー含めて、がらっと変えようというような、今、取組も検討しているところでもありまして、そういうこと等、総合的に考えながら、この買い物支援対策も発展させていきたいというふうに思っております。

その具体的な方策の中で、この人口急減の特定地域づくり事業というものも活用が十分考えられるんじゃないだろうかというふうに思っております。特にこの法案が成立して、本当にありがたいことだと思っておりますが、ただ、要はどれぐらいの、どういう仕事のニーズがあるのかというのはこれからでございます。人ばかりつけても仕事がないければ、それは十分な、その組織として進んでいくことになりませんので、だから人も確保するが、その分に見合った仕事も確保していくということが同時進行で進んでいかなきゃならない、そういうことで3名のスタートで、徐々に徐々に広げていこうという、そういう流れにもなっているわけであります。

今後、私が期待しているところでは、そうした買い物支援ということも一つでもありますし、それから、今まではその各地域で道路愛護団とか河川愛護団を結成いただいて、そういう道路や河川の環境整備等々もしてきていただいたわけでありますが、やはり人口減に伴って、地域によってはそういうのがだんだん難しくなっている、そういう部分をこの協同組合のその人材が賄ってもらえんだろうかというような期待もしているところでもあります。

その他、今、まちづくり委員会というものもできてまいりましたので、そういう中で、それぞれのまちづくり委員会の地域でこういう課題ができてくるんじゃないかと、そういうことも洗い出していきながら、この協同組合の仕事としてつながるようなことも探り出していきたいというふうにも考えておりますし、そういう面で、これから協同組合に対する期待は私自身も大きいというふうにも思っているところでありまして、ちょっと買い物支援から少しこう答えが、ちょっと大きくなってしまいましたけれども、しっかりチャンスとして今後の課題解決につなげていきたいと考えておるところでございます。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 大変地域からは期待されておる状況でございます。どうか、困難性はあろうかというふうに思いますが、着実な歩みの中で、地域からの要望に応えられるように、ひとつ御努力をいただきたいなと思っております。

それでは、次の質問に入ります。高齢者対策についてであります。

地域医療につきましては、指定管理者であります医療法人橋生堂が、津和野共存病院、日原診療所、介護保健施設せせらぎ、訪問看護ステーションせきせいの運営に当たっておられます。医師、看護師、介護職不足等による厳しい環境の中にありながら、医療・介護スタッフの皆様は、当町の医療を守るために、平素より献身的な取組をいただいております。

津和野共存病院においては、地域包括ケア病床を導入し、従来の在宅復帰支援をさらに広角的に捉え、多職種共同でサービスが提供されております。在宅福祉については、町内医療機関、訪問看護事業所、他介護保険サービス事業所等関係機関が連携し、在宅医療、介護サービスが一体的に提供されるような体制ができております。しかし、高齢化が著しい状況のもと、やむなく町外へ転出し、医療機関への入院や介護施設への入所が顕著な状況にもございます。以上のことから、高齢者対策の現状と、今後の施策についてお尋ねをいたします。

高齢化率の現状と今後の予測についてお尋ねします。

町内の独居老人世帯並びに老々介護世帯の把握はできているのでしょうか。

公民館でのインターネットを活用した健康相談の試験的な実施の状況と、今後の展開方法についてお聞きします。

看護師、介護士不足の中で、高齢化が著しい当町にあつて、町中心部から遠隔の方々が安心して医療や介護を受けることのできる町営の高齢者向け住宅の建設要望が高まると考えますが、このことへの対応はいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、高齢者対策についてお答えをさせていただきます。

本町の高齢化率につきましては、11月末現在、人口7,088人に対し、65歳以上3,452人であり、48.7%となっております。

今後の予測としましては、まち・ひと・しごと創生津和野町人口ビジョン改定版の将来推計人口によりますと、令和7年に50.4%でピークに達し、その後は、わずかずつではありますが、減少する傾向となっております。

次に、町内の独居高齢者世帯数は、11月末現在、全世帯数3,499世帯に対して1,008世帯であります。いわゆる老々介護世帯数というのは把握できておりませんが、11月末現在、高齢者のみの世帯は679世帯となっております。

次に、遠隔診療の実施につきましては、機器の整備や診療により得られる情報が視覚及び聴覚に限られる中での診断となることから、多くの課題をクリアしながら、慎重に進めなければならないと考えております。

なお、今年度は、7月から木部公民館及び畑迫公民館において、津和野共存病院の飯島副院長先生と保健師、コミュニティーナースを中心に、パソコン、タブレットなど、既存の機器やインターネット環境を利用しての遠隔健康相談を試験的に実施しております。オンラインによる健康相談を試験的に実施する中で、課題等洗い出し、将来的には遠隔診療の実施につなげていくことを考えております。

高齢化率の高い津和野町において、遠隔地に住まれる高齢者が安心して医療や介護を受けるためには、地域包括ケア確立に示されている住まい、住まい方が重要と考えております。仮に、既存の町営住宅を活用するならば、老朽化が著しいことから、新しく建て替えるか、または大規模な改修事業を進めていくことが必要となります。

今後において、津和野町住宅マスタープランの見直しを行っておりますが、高齢者の皆様が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、住宅の整備を検討してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） それでは、再質問させていただきます。

答弁にもありましたが、今年度、7月から木部公民館や畑迫公民館において、遠隔健康診断相談が実施されておりますが、現時点での状況、利用者の実績等についてお伺いいたします。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） これまで7月から計10回、遠隔健康相談を行っております。毎回3名から4名の方が一応ふれあいの場を利用したオンラインの遠隔相談であります。やはりその時点で高齢者の方が多いですので、やはりサポート役として、今、地域協力隊のコミュニティーナースの御支援をいただきながら、この遠隔相談を行っている状況であります。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 現在のところ、遠隔健康相談という段階であろうと思いますが、これはやはり将来的な遠隔診療といいますか、そういった形につなげられる

んではなかろうかなというような思いもするわけですが、それについてお尋ねします。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 今、議員さん言われましたように、将来的には、学校、民間単位等での遠隔診療を計画をしております。

このたびの新型コロナの感染症対策の臨時交付金を活用して、ハード面をまずは整備をして、要するに、端末の中で、そのオンラインで診れるという状況であります。ただ、町長の答弁にもありましたように、課題も多いです。やはりハード面の部分でありますので、セキュリティーの対策等があります。

それと、やはり遠隔診療ということになれば、当然、患者様のほうには、まずは初診は病院のほう、あるいは診療所のほうで診ていただいて、その後に遠隔診療、ただ、画面的にも繊細に顔の表情等診れることは診れますが、やはりそこで見逃すようなケースも出た場合の対応をどう考えていくかということも、先日、木谷院長あるいは飯島副院长先生、橋生堂理事長等と、その辺の部分もやはり研究をしながら、この遠隔診療を広げていきたいと、津和野共存病院は次年度、地域医療拠点病院を目指しております。だから、その今回の部分の遠隔診療、これは地域包括の推進のためには、今後、ぜひこの事業は必要ということを考えております。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 遠隔診療、遠隔健康診断を通じて、やはりそういった、なかなか病院まで出向くことが困難な方もたくさん出ております。公民館までにはどうか、いうふうな状況の中で、こういった活動が順次進むことを願うものであります。

最近、特別養護老人ホーム等に入りたいが入れない、どうも聞くところによると、これは一つの特老であります。町内の特老であります。60人待ちというふうな、60人の需要はあるがなかなか入られない、このような実態も伺っておるところであります。そのため、介護のためにやむなく県外の介護施設へ転出されている高齢者の方々の実態、これがどの程度あるか、把握されておる数字をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 実人数は、正直なところ現在把握をしておりません。ただ、地域ケア会議等の中で、やはり特別養護老人ホームあるいは老健施設等で入所等できない場合の中間的施設の間に、要支援あるいは要介護、軽いような状況の中での転出ということで、町としても、いわゆる訪問診療、訪問介護等のこの制度を利用してということがあるんですが、やはりそこには現在の住宅あるいはその生活の部分、バリアフリーあるいはトイレ等が改修できていないという状況の中での、転出というか、そういう、入所の部分も考えられるんじゃないかということで、今後はその辺の状況でやはりアドバンスケアプランに、いわゆるACPの部分で、津和野町に最後まで、やはり生活できるような形ということで、住居においても、今後、内部の中で、どのような住

宅が適しているかというのも研究をしていきたいと思います。議員さんの言われた人数は、現在のところ把握しておりません。大変すみません。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 時間がなくなりましたので、進めたいと思いますが、町内遠隔の高齢者が医療機関を退院後、リハビリや診療のために、長期にわたり通院を余儀なくされることも多いと聞きます。また、免許返納等により、通院が困難な高齢者にとっても、一時滞在型の医療近接型の住まいの整備が求められていると思います。町営住宅の活用等の空き家の活用等、また整備によってこれを、こういった対応ができるように望むわけでありますが、町営住宅整備のための補助金のこのような対応に対する補助金の有無と、今後の整備計画についてお伺いいたします。担当としては建設課になろうかと思いますが、分かればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（益井 仁志君） 町営住宅の今後の整備ということでございます。

先ほど町長の答弁にもございましたように、津和野町の住宅マスタープランに基づきまして、今、建て替えあるいはストック改善と修繕等も今進めておるところでございます。

そうした中で、高齢者の皆さんにもやっぱりこうして、これから高齢化が高くなるということになれば、当然バリアフリーだとか、階段あるいは段差のない、いわゆる住宅という、整備というのにも必要になろうかというふうに思っております。そうした中で、これから順次住宅、今の既存の住宅の話でございますけども、住宅の整備を進めてまいりの中で、いわゆるバリアフリー等も考えていきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 誰しも住み慣れたところで、生涯終わるといいますか、そういった対応が、望む方が多いのではなかろうかなというふうに思っております。やはり今申されましたような地域包括ケアの充実、またこの進展が望まれるところであります。

それを期待しながら、質問を終わりたいと思います。

○議長（沖田 守君） 以上で、7番、御手洗剛君の質問を終わり、以上で一般質問を全て終結をいたしました。

ここで、10時20分まで休憩といたします。

午前10時03分休憩

.....

午前10時17分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○議長（沖田 守君） 日程第3、議案第140号津和野町特別功労表彰者（名誉町民）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第140号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第140号津和野町特別功労表彰者（名誉町民）については、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第141号

○議長（沖田 守君） 日程第4、議案第141号津和野町特別功労表彰者（名誉町民）についてこれより質疑に入ります。ありませんか。1番、草田吉丸君。

○議員（1番 草田 吉丸君） この津和野町特別功労表彰者、佐々田正徳さんでございますけども、津和野城整備について、大変な多額の寄付を頂いて、私たちもですが、町民、大変な感謝を、気持ちを持っているということは十分承知をしております。

そこで、この特別功労表彰のいろんな審議もされてきたというふうに思いますが、実は、私は、佐々田正徳様というのは、名前は聞いております。もういろんな会社立ち上げておられるということも分かります。津和野町の出身でも当然ございますが、まだ会ったことも実はありません。そういったことで、本人さんがどういう人かということも、私も分かりませんが、功労表彰について反対という意見ではありませんけども、安野光雅さん、そして旧津和野町では3名の今、名誉町民の方がおられます。その方々のいろんな経歴を見ても、長い間、町に対して大変な功績を残された、そういった人がこの名誉町民としてなっておられます。そのことについては、本当に私は、そういう方であるというふうに思っております。この佐々田さんについて高額の寄付、本当にありがたいんですが、審査の過程で、この功労表彰というものについて、どのような審査をされて、今、この功労表彰者とされているのかといったところを少しお聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 審議ということでございます。

まず、この表彰審議会というふうな審議会の組織がございますので、その中で審議をしてきておりますけども、先般の一般質問の答弁の中でお答えしておりますけども、12月3日にその表彰審議会を開催いたしまして、この特別功労表彰者についての審議を行っております。

その審議の過程ということがございますけども、この一般質問で、一般質問といいますが、この議案を提案させていただくときに、この御功績について御説明をさせていただいています。先ほど議員おっしゃいましたように、多額の御寄付を頂いた中で、長年の町民の夢でありました城山整備事業に着手することができたというところで、審議会の中でそれぞれの委員さん方の御意見をお伺いする中で、出席委員全員賛成をもって決定したという経過でございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。8番、三浦英治君。

○議員（8番 三浦 英治君） 本来、表彰審議会で審議されたことに反対すべきではないと思いますが、またこの人物に関して否定するものでもありません。が、あえて反対させていただきます。

というのは、この整備事業が始まってこの作業道を見に行ったときに、何でこんなずさんな作業道なんだと、その、伐採基準を取り除くのは分かっているのに、その伐採木の上に掘削した土をかぶせていくと、これ、どうなるのかなと。それと、半面思ったのは、これがきれいに完成するとすごくすてきな遊歩道なり、なるんじゃないかなという思いもしました。

ただ、現在まだ伐採木の除去ができていない中、また、棄損に伴う復旧工事に取りかかれないうちで、これは施主と言ってはおかしいですが、寄付者に対して大変申し訳ないような気がするんですよ。はっきり言って、行政もそうですけれども、事業者、本当、一丸となってこの整備事業を完成させてほしい、そういう思いで、あえて反対させていただきます。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。2番、米澤宥文君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 賛成をいたします。

これほどの多額の寄付、これまで私は聞いたことがありません。それだけの余裕のある方ではあるとは思いますが、御決断をもって津和野町の代表的な遺跡であります津和野城整備に着手の御協力を頂いたということで、私は賛成をいたします。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第141号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、議案第141号津和野町特別功労表彰者（名誉町民）については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第142号

○議長（沖田 守君） 日程第5、議案第142号令和2年度津和野町小学校プール改修工事請負変更契約の締結について、これより質疑に入ります。ありませんか。3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） すみません。1点だけ教えてください。

参考資料についております変更理由の5番についてなんですが、プールサイド等に敷くシートが当初の設計では室内用シートだったってあるんですけども、ちょっと技術的なことかも分かりませんが、なぜプールサイドが室内用のシートで当初設計されていたのかっていうのが、分かればお知らせいただければと思います。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） これにつきましては、なぜと言われましてもなかなか苦しいんですけども、設計のほうがそうになっておりました。

本来、設計段階、設計書を受け取ったときに、その辺りのチェックが必要であったのだと思いますけれども、そここのところが分からなかったもので、そのまま室内用のシートで見積もられていたものを受け取って、工事の発注をしたということでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。2番、米澤宥文君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 4番のプール本体の基礎工事についてですが、当初計画では切り込み砕石とサンドクッションの2層で計画としておられますが、沈み込みのリスクを避けるため、川砂に変更したということで、私の勝手な考えですが、川砂にしたほうが安く上がるのではないかと、追加の必要がない項ではないかと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） これにつきましては、メーカーさんの推奨は砂ということであったんですけども、設計士さんのほうで確認をしたところ、半分は砕石でもよくて、半分砕石、半分砂でもいいということだったので、このように設計をしたというこ

とだったんですけども、金額的な変更としましては、この部分では20万円ぐらいの金額ではありますが、町としましては、このプール槽がFRP製のものを使用いたします。このFRPはとがったものですか硬いものに当たるとちょっと弱いということで、碎石が上のほうに沈み込んで出てこなければいいんですけども、あれでも将来的に沈み込み等で碎石とFRPとが当たるようなことがあれば、傷ついて漏水の原因にもなるというところを考えまして、メーカー推奨の、全部を砂にしてほしいということで変更をさせていただきます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 建設のことに関しては素人で、よく分からないことがたくさんあるんですが、1回契約をしたものがこんなに、急に5つも変更が出てくるというのは、あまりに不思議でたまらないんですけど、さっき言われた、大きなこう、碎石を入れると傷がつくというのはもう最初から分かっていることなのに、なぜその辺、チェックができないのかなと、その辺が不思議に思います。

教育委員会でそのプールを建設するということに関する、設計図を見てチェックするというのは、どういう過程でされていくのか、教えていただきたいです。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） 今回の変更の5つ、理由を挙げておりますけども、このうちの1番目のプールへ給水するための埋没面が漏水していたという部分につきましては、当初ではこの部分の改修は想定をしておりませんでした。

ただ、実際に水を入れてみると、流してみると漏水が分かったということで、追加としてこの部分の修繕工事を行いました。

また、2番目につきましても、当初は考えていなかったことなんですけども、プールとJAさんとの境界部分、石垣が積んでありまして、ちょっと高さがありますので、学校のほうでちょっと草刈りで維持管理が難しいので、何とかしてほしいという御相談がありましたので、防草シートを追加するというのでやっております。

それから、3番目につきましても、津和田野分遣所さんのほうにまず御相談をして、消防用の配管ですけども、取り付けについて、位置ですとか、そういったものについては一応確認はしていたところなんですけども、最終的に益田の広域消防さんのほうに確認をしましたところ、交換よりは耐震性もあり、腐食をしないポリエチレン管のほうに変更したほうが望ましいということで、この部分も変更させていただきました。

本体について、特に関係があるのは、今の4番、5番の部分になるんですけども、4番部分の今の碎石につきましましては、メーカー、これメーカーは、今回といいますか、この工法を取るのはほぼ全国といいますか、1社ぐらいしかないような工法なんですけども、そちらのほうに確認をしたところ、これ、設計士さんが確認をしたところ、半分を碎石、半分を砂でも、きちんとその碎石部分が固められて、絶対下がらないということであれば、それでも大丈夫だということでお聞きしたようで、設計のほうではそうなっ

ていたということなんですけども、工程会議の話の中で聞くのに、やはり、上に乗って
るものがFRPだということと、場所がその、プールなので、そこに道路の舗装をする
ような大型のロードローラーのようなものも入れられないということで、町としてしっ
かり固めることが難しい場合には、将来的に碎石等が浮いてきて、その、FRPを傷つ
けて漏水の原因になってもいけないという、まあ、想定的なことにはなるんですけども、
安全面を考慮して砂に変えさせていただいたという、そういった状況でございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。10番、後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 1、2点、お尋ねをいたします。

まず1点目、これは、次長さん、公共工事と同じように変更図面、これに赤線を入れて
提出されることが本来であろうと思います。また、工事概要の数量対費用についても
添付をするべきであろうと思います。そうしないと、何がどのような変更をされて、文
言だけじゃあ分からんわけです。変更理由の説明文には、数量の増減は分からんわけ
ありますから、そういうふうな対比をつけていただくというふうなことをお願いをして
おきます。

まず1点目、理由の2、プールの境界に防草シートの追加、場所も面積も分かりませ
んが、学校の要望の前に、このぐらいのことは当初設計で分かるはずなんですよ。そう
いうことも調査されて設計されるべきと思っております。学校が要望したから、こうだ、
変更だというようなのはいかがなものかと思われまます。

また、4番目、理由の4番目、プールの本体の基礎工事、当初設計は切り込みの碎石
とサンドクッションの2層計画でされて、計画されておりました。これ、同僚議員も、
今、質問したわけでございますが、これは大型の転圧機が締め固めが困難というふうな
ことが書いてありますが、大型機械の搬入が困難か、締め固め、なぜその大型機械で締
め固めが困難なのか、大型機械で困難であれば、いろいろな小型の道路ローラー、タン
パー、ランマーといった転圧機械が、いろいろな種類があるわけでございますが、そう
いったものの使用計画をなぜされないのか。

それと、今、次長が言われました、プールの砂の置き換えでございますが、これはプ
ール自体の損傷につながると、傷がつくというふうに申されましたが、プール自体の容
積がどのぐらいあるんか、この中へ入る水は、約312トンぐらいであろうと思います。
そうして、全重量がどのぐらいあるか分かりませんが、これで重量が重たいからその砂
の置き換えをするというなら分かるんですが、これは、そうすると路盤の支持率の計算
と、これは工業試験場でサウンディング試験というのがあるわけでございますが、こう
いうことでもされて、プールがこれだけのものだから、重量が、傷がついたり、沈下す
る恐れがあるからこんなだという、サウンディング試験というのが工業試験場へ行きや
あすぐできるんですよ。それで、それをして結果がこうだというんなら分かるんですが、
ただ、その、傷がつく、やれ、砂と碎石を入れ替えるって、そねえなことは理由にはな
らんと私は思うんですが。

砂も空中重量と水中容積は変わってくるわけですから、いろいろそこら辺の辺りをどのように設計士さんは計算されて出されたんか分かりませんが、そのこともどのように話をされたんか、そのところもお聞きしたいと思います。

5番目に、プールサイドの防滑シート、これは当初設計じゃあ室内用のシートであったようですが、これをプール用シートに変更するということではありますが、津和野の小学校は当初から屋外プールであります。室内プールではないのに、なぜそれを、室内プール用の防滑シートを設計されたのか、こういうことが、どうしてこういうことが出てくるんか分からんわけですが、それと階段の箇所も、これ、平米にしましても、2メートルで8段ぐらいの階段が2箇所あるわけですが、これも平米数にしても10平米足らずのもんでございますが、このようなものを当初設計で当然上げるべきであります。この設計士さんに対して、今回のこの変更、教育長はどのように対応されて、数量表もない、何もなし、468万6,000円の増額をされておる、これ、何を根拠にこのようにされたのか、その理由をお聞かせいただきたい。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） かなり御質問ありましたので、ちょっと抜けておりましたら、また御指摘ください。

まず、変更図面をおつけしなかったということですが、今回は変更内容が仕様の変更ということで、その図面に図示する部分が、ないといいますか、あまり図示できないので、図面につきましては、申し訳ございませんが、省略をさせていただきました。

あと、水量対比表につきましては、確かに、これはつけるべきものであったのかなというふうに考えております。

あと、プールのところの防草シートということですが、当初、町のほうでも見て、ここは明らかに必要だというふうに確認をしていけばよかったのかもしれないですが、その部分につきましては、ぬかっていたということがございます。

防草シートにつきましては、面積的には95平米のシートを敷きます。

あと、プールの基礎工事の関係ですが、議員さん言われたような試験を行ったということはないです。これにつきましては、先ほども言いましたが、工程会議の中で話していくところで、町としてはメーカー推奨が砂ということですので、設計士さんのほうは、半分、まあ、この辺は経費を若干でも安くしようというところがあったんだろうと思いますけども、碎石を半分ということで組んでおりましたけども、そういうことはないのかもしれませんが、先ほど言われましたように、かなり水が入って重くなりますので、碎石が、浮いてといいますか、上がって、本当、傷つけることがあってはいけないという、教育委員会側の、心配といいますか、不安のところ、この部分につきましては砂に、メーカー推奨ということの全部砂にということに変えさせていただきました。

これにつきましては、当初は切り込み砕石が65立米、それから砂が65立米ということでしたが、これを全部砂にして130立米ということまでしております。

それから、プールサイドのシートの件でございますけども、これにつきましては、先ほど言いましたように、私たちもその設計を見たときに、これは違うということが指摘できる技術、技量があればよいのでございますけども、なかなかそういったところまで、担当レベルでは把握がしかねます。ある意味では、設計士さんサイドの資質の部分にもよるところではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 最後に次長が申しあげましたところが、総括的なことになろうかというふうに思いますが、我々の、職員レベルの知識では、建設の設計士さんの細部にわたってまでチェックをすることは、現実的に無理だというふうに思っております。それができれば、そもそも自分のところで設計を組み立てて発注をすればいいわけですので、そういった技量がないからその設計自体を設計士さんに委託をして、その成果品をもって入札をしているというのが現実でございます。

先ほどのプールの室内用のシートであります、室内用シートというふうに最初から明記がしてあれば、我々でも気づくかというふうに思いますが、品番をひとつあったところで、その品番を1個1個全部チェックをしていくということは、現実的に我々では無理だろうというふうに思っております。

こういった事態で、大きな変更が数々あるということで、いろいろな御不満も、御不信もあろうかというふうに思いますが、結果としてこういう事態が生じているということでもあります。大変申し訳なく思っておりますのでございます。

○議長（沖田 守君） 10番、後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 教育長も何から何までこれを専門的に見られるのも大変であろうと思いますが、そのために役場にもいろいろな課があって、いろいろの技術者がおられるじゃないですか。そういう、建設課であり、環境生活課にも技術者がおられるんだから、そういうところで分らんことは相談されて、これは技術的にはどうなんかないかというふうに相談されるべきと私は思っておりますが、このために、前からも申し上げておりますが、一級建築士も町の職員に採用されたらどうかというのを諮問しておりましたが、こういうことを避けるために私は提言しておったはずなんです、まあ、それはそれとして、これ、当初図面から、この初めの契約の当初図面からでも防滑シートは全面、4か所全部敷くようになってるんですよ。それがなぜ屋内用と、室内用と屋外用とそれが判断できんというようなことはちょっとおかしいと思うんですが、プールは屋外にあるんじゃないから、当然、滑り止めのシートでなければならぬのは当然であります。そういうこともしっかり各課で、今度からは課内会議でも開かれて、しっかり説明して、このような対応をしていただきたい。

それで、私、ひとつお願いしたいんですが、こういう設計をされるということは、変更設計されてくるということは、厳重に注意してもらわんにゃあ、設計士さんに対して。こんなことは本当、初歩的なミスじゃないですか。そういうところをどうされたのかわちゅうのを聞きたかったんですよ。まあ、今後でようございますが、私はこの問題については厳重に注意をしておいていただきたい、このように思いますが、それについて、教育長、どのように。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 御指摘ありがとうございます。

こういった技術ですが、これはどちらかというと建築部門でありまして、今のところそれをチェックできるほどの技量を持つ職員が庁内になかなかいないというところもありますし、それぞれの担当課でそれぞれの事業をこなしておりますので、なかなか相談体制というのが組めないというのも、現状として御理解いただけたらというふうにも思います。

今後は、ぜひ、建設部局とも相談ができる体制が組めればというふうにも、私のほうからも希望したいというふうにも思っております。

そして、今の設計士についてであります。今のシートについて、私も個人的にはなぜそれが室内用のシートになったのかというのは、本当に疑問に思っております。当初設計から、そういった設計が組んであること自体が、屋外のプールでございますので、我々素人レベルからしても信じられない形、まあ、それが分かったからこういう形で屋外用に修正をさせていただくということになったわけでもありますけれども、こういうことがないように、こういった御指摘もあったということも含めて、厳重に注意をさせていただきたいというふうにも思っております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。4番、道信俊昭君。

○議員（4番 道信 俊昭君） この随意契約のこういうようなパターンが、私、前、かわべのところでも1回言ったような気がするんですよ。この損害賠償、損害のこれ、どこが今、設計士とか何とかかんとか言ってますけど、どこに責任があるかということをもまず1点お伺いしたい。

それと、設計士はどこかということをお尋ねしたい。

まず、それを教えてください。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） 今回、変更いろいろございますけども、致し方ないというふうにも町で認めた部分もございますが、やはり設計士さんの資質によって問題が発生したんだという部分もございます。

設計士さんにつきましては、百合本さん、百合本建築設計事務所でございます。（「かわべの、かわべの設計士」と呼ぶ者あり）かわべは……

○議長（沖田 守君） 教育次長、はっきり。

○教育次長（齋藤 道夫君） かわべはうちのほうでやっておりませんので、設計士は把握しておりませんが、図書館部分につきましては、桂の設計さんでございます。

○議長（沖田 守君） 4番、道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 設計士に責任があるということですね。普通、これ、ごめんなさいで済む問題ですか。前もそうだったんですけども、これ、民間レベルだったら損害賠償請求ですよ。で、前回のときも、私は、それは最初の設計士に責任を持ってもらう、損害賠償請求はそこへするべきだと、これ、税金に責任が来ますいねえ。基本的に考えたときには、それをミスったところが損害賠償をすべきであるという、これが当然だろうと思うのに、何でここへ随契で入ってくるかというのが、町民の税金がこれで使われるかということが不思議でならないということがあります。

損害賠償請求、されますか、されませんか、その辺りをお聞かせください。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 一応、今の思いとすれば、損害賠償の請求をするというつもりはございません。

こうした、当然、ミスの部分もあるわけでありましてけれども、これ、ミスがなくともともとの設計であったら、それだけ部分ほど金額が高かったという状況でありますので、本来はこれを足した金額が本来の設計額であるべき、そういったものを出してもらって、入札をかけるのが本来であったわけですが、これは、これを見込んでなくて設計をしていますので、当然、設計額は見込額よりも低い金額で設計をしとる形になっております。

ですから、これ、きっちりなっておると、そういう形で仕上がるとははずですので、そのこのところでの損害賠償ということには、多分、発生しないのじゃないかというふうに理解をしております。

○議長（沖田 守君） 4番、道信君。

○議員（4番 道信 俊昭君） ええ、おもしろい答弁ですねえ。本来だったらこれが加算されたものかというようなことが通るのかなあというのが不思議な感じで、そして、常にこういうようなパターンは、常に想定されると、で、今のような答弁になってくるといような、ふうに私は受け取ったんですけど。

まあ、今回、これはもう、完全に私はもう教育委員会の責任だろうと。たどれば、設計士の可能性もあるんですけども、その辺りはきちんとしないといかんですよ。それ、今の答弁が正当だろうというふうに、これは思えないですね。もう一度、それで通します、今の答弁で。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 今の答弁の中で整理をしていきたいと思うんですが、結局、本来ミスがなかった場合の設計書が100としたときに、要は、このミスによって金額が落ちた設計書が当町、教育委員会のほうに示されたということであろうと思います。

そこの部分が、ミスが見つかったので、修正をして、本来あるべき姿に戻しているという、そういう形になるのかなあというふうに思っています。物によって、もともと設計をしてない、例えば、交換を、このポリエチレン管ですか、そちらへ物変えるという部分は、本来の最初のスタイルとは違うスタイルなので、これはミスではないかもしれませんが、そうした全体の設計の組合せからすると、そういう整理の中になろうかなあというふうに思います。

ただ、この設計が、そういうミスがあること自体に私は問題があるというふうに思っております。そういったミスを、人間ですので全くミスがないということはないとは思いますが、そのミスがあまりにも多いというのは、このケースだけでなく、今までの設計の中でも当たるところがありますので、そこの辺は見抜けない教育委員会が悪いと言われれば、まさにそのとおりでありますけれども、現状、そういった形で受け取ったというのが現状であるというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 教育長、今の、議会への答弁はそれで結構と思いますが、したがって、設計士には、教育長の立場として厳重な抗議をするということを議会で発言していただかないと困ります。どうぞ。

○教育長（世良 清美君） ありがとうございます。私のほうでしっかりと設計士さんに苦言を呈していきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 増減額を468万6,000円の内訳ですね、5か所の変更で、どういうふうにこれが、金額は訂正されているのか、その辺ちょっと分かりましたら、こう、今、発表してくれたらいいです。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） まず、碎石、まず1番、プールへの給水の弁の関係ですけども、これは全然当初予定はしておりませんでしたので、全くの追加になりますが、計算をしないと、すみません、ちょっと計算しておりませんので細かい数字になりますが、パイプが1本で2,330円、バルブソケット8,840円、ソケットの継ぎ手で8,200円、あと配管工事費で6万8,000円、配管取水、あと水張りの費用として3万5,000円、あと……（発言する者あり）（「合計でいい」と呼ぶ者あり）いや、合計、すみません、出しておりませんでしたので、個別に申し上げて申し訳ございません。あと、舗装工事で6万5,000円という形になっております。

あと、JAの防草シートでございますが、これが、先ほど言いましたように、95平米で19万円ということと、あと消防の取水口ですけども、こちらのほうが当初の外面被覆交換が、これが7万7,500円と、5メートルで、あったものがこれを今度、管を変えたことによりまして、4メートルで10万5,200円、継ぎ手で10万円、HIVPで1万3,000円、あともろもろで13万円の工事費がかかっております。

あと、サンドクッション、本体の基礎の関係ですけれども、こちらにつきましては、先ほど言いましたように、立米数は変わって、合わせた合計立米数は変わっておりません。当初設計が、碎石のほうが51万6,000円、砂のほうも51万6,000円で見えておりましたものが、全部砂に変えまして146万1,200円という数字になっております。

あと、一番大きい部分が、先ほどから問題になっております、防滑シートの部分でございます。この部分が、当初は室内用ということで343平米で58万6,530円という設計でございましたが、これを室外、プール用ということに変えまして229万8,100円という金額に上がっております。

あと、階段部分につきましては、当初見ておりませんでしたので、階段部分に、これは31枚で31万円と、あと階段の切り込み部分で、5.5平米で4万9,500円というのが防滑シートでございます。

あと諸経費ですとか、ほかの部分で小さな、若干変更等もございますので、今言った金額を足して、今回の変更金額にはなりませんけれども、大きな変更の金額としては以上でございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。10番、後山君。

○議員（10番 後山 幸次君） 3番目で、3回目じゃけ、これで置きますが、変更が認めんにゃあやれんと思いますが、砂でも、これだけ全……、砂にすると、今度は海行って、砂の、砂浜歩いたら足、沈むじゃないですか。そういうことがあるから、砂だけじゃあ、締め固めっちゃうのはできんわけなんです。そのため、サウンディング試験をなさいというのはそこなんです。工業試験場へ行きゃあ、そのことはすぐ、路盤の支持率がどのぐらいなんだというのが出ますので、電話でも聞かれたらええんじゃないですか。そういうことを、できる対策はしていただいて、完全なプールにしていきたい、このように強く希望しておきます。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） 大変参考になる御意見ありがとうございます。

また今度は木部のほうのプールの改修も今、計画しておりますので、そちらのほうでは今回の御意見、参考にさせていただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 11番、岡田君。

○議員（11番 岡田 克也君） 今回、同僚議員からも様々な質問が出まして、本当にこう設計上の不備というものが目立つことであります。指名審査会などでどういうふうに考えていくのか、今後、以前も耐震や人命に関わるような根幹の部分での設計の不備というものもあつたりしたわけでありまして。これからも、変わりなく指名審査にかけていくのか、どのように考えているのか、町長の所見等、お聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長(下森 博之君) こうした工事の請負変更契約というものでありますけれども、設計があつて、その設計に基づいて施工業者が決まって、その施工業者のもとで工事に着手していく、そのときに、設計とはまた違う、例えば、なかなか設計上見えない地中の状況とか、そういう部分で、これやむを得ず工事着手後に変更をするという場合はよくあることでありまして、そういう場合にこの金額の増ということでの変更契約の、また議会に認めていただきたいという願いをするというのは、よくあるというふうに思っております。

ただ、今回のケースについては、当初の設計段階からそういうミスが重なってきている、その中でこの変更契約をお願いせざるを得なかったということでもあります。

ただ、そうは言っても、その金額が増えた分というのは、先ほど教育長が申し上げたように、本来であれば、通常の設計ができておれば、その分はかかった金額でありますから、今回の変更をもって、それじゃあ、その損害賠償をするかとか、それはちょっと筋が違う話だというふうに、私自身も考えているところであります。ただ、それは町にとって実害の損害が出ているわけじゃないということでもあります。

ただ、やはりその設計ミスという部分について、それはやはり工事を正確にしていくために、こういうことはあつてはいけないということでもあります。

そういう中で、まずは役場内で体制がしっかり取れればいいわけですが、なかなかそういう専門的な知識を持った職員が数多くおるわけではありませんので、そこに十分なチェック体制ができてないという実情はあります。その背景をもっと掘り下げると、土木技師を毎年募集かけているんですが、なかなか応募もないという状況と、それから採用に至らなかったという状況の中で、土木技師自体が全体として少ないという中に、それぞれがやはり自分たちの仕事も抱えていますので、その余裕が、他の課へまで今、余裕が生まれてないという、そういう状況があるという。しかしながら、今後も土木技師は常に募集をかけながら採用していく努力はしていきたいと思っております。

それから、今回、建築資格を持った職員も、やはり1人は入れたいということで、これから第3次募集の中で、今、募集をかけていく予定にもしておりますので、そこに応募があるかどうかはまだ分かりませんが、そういう体制はこれから強化をしていきたいというふうに思っているところであります。

少し戻りまして、その設計士さんのこのミスについて、今回、どういう取扱いをしようかということで、指名審査会の中でも議論をいたしました。指名停止ということも議論の俎上には上ったわけではありますが、今回は教育委員会のほうから設計士さんには厳重注意ということで反省を促していこうということにとどめようということにしたところでありまして、またこれが繰り返されるということになったときには、指名停止というような、またさらに重たい処分を検討することも当然あり得るかというふうに思っているところでありまして、今回は厳重注意という整理をさせていただいたと、指名審査会の中では、という状況でございます。

○議長（沖田 守君） ほかに。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。4番、道信俊昭君。

○議員（4番 道信 俊昭君） さっきの、まあ、やむを得んかなとも思ってたんですよ、途中までは。ですけど、今の町長と教育長の、「もともとこの金額なので何も損害はない」、これを聞いてねえ、ええっ、こんなことがまかり通るんかというふうに、ちょっと、今、私、考え方が変わりましたんで、こういうことをこれからもされて、こういうような答弁で、誰にもその責任がない、損害賠償をするようなことはないというような、こんなことがまかり通るんかいというのが、今、私は反対するふうに変えました。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第142号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、議案第142号令和2年度津和野町小学校プール改修工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第143号

○議長（沖田 守君） 日程第6、議案第143号空間除菌消臭器（オゾン発生方式）の取得について、これより質疑に入ります。ありませんか。2番、米澤宥文君。

○議員（2番 米澤 宥文君） このオゾン発生装置についてですが、オゾンというのは大体が紫外線カットというのが載っておりますが、脱臭、そして新型コロナの滅菌といますか、殺菌にも効果があるものでしょうか。

それと、この48台の行く先、配置先、これはどこか、ちょっとお知らせ、お願いします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 今回のこのオゾン発生方式の取得についてでございますけども、このものにつきましては、この製品そのものにつきましては、もう既に現在、町内の福祉施設等で購入されて設置をされているということであります。そういっ

たところからのお話を聞いた中で、性能がいいというふうなところから、このオゾン発生方式というところの商品の購入で発注をかけたというところでもあります。

それと、あと、対象施設ということでもありますけども、町内のいわゆる小学校あるいは体育館、いわゆる避難所施設になっている施設というところについて設置をしていきたい、設置をするということで発注しております。

また、あるいは、そういった文化施設、観光施設、安野光雅美術館とか、森鷗外記念館、天文台といった施設にもこのオゾン発生方式の消臭器を設置していきたいというように考えております。（「コロナは」と呼ぶ者あり）当然、コロナ対策ということでございますので、オゾン発生方式の中で除菌と、除菌ですね、空間除菌消臭器というところでの使用で発注をかけております。

○議長（沖田 守君） 2番、米澤君。

○議員（2番 米澤 岩文君） 除菌という意味は、ちょっと殺菌と違うような気がするんですが、コロナに効くのかどうか、なかなかそういう機械が、今、発明されておられませんので、コロナ対策ではないわけですね。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） コロナ対策ということで、このものを購入させていただいております。

除菌ということでもありますけども、この使用の中では、空間除菌消臭器、いわゆるオゾン発生方式の使用ということで発注をかけております。その除菌なのか、コロナ対策でということでもありますけども、我々としてはコロナ対策として、こういった消臭器の導入を図っていきたいというように考えています。

それから、先ほど御説明させていただいておりますけども、町内の各福祉施設で、既にそういった対策ということでこのものを購入されている実績がありますので、そういったところから、そういったその性能とかといいますか、お話を聞いた中で発注をかけているということでもあります。

具体的に説明ができてなくて、大変申し訳ないんですけども、そういった経過の中で、この商品といいますか、このものを選んで発注してきたということで御理解をいただけたらというように思います。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第143号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第143号空間除菌消臭器（オゾン発生方式）の取得については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第144号

○議長（沖田 守君） 日程第7、議案第144号津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。5番、板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 今回、このような、新たに非常勤職員ということで隊員という、新たな方を任命するというか、そういう形で条例ができておりますが、最初の説明、提案理由のところ、会計年度任用職員であった者が、何か私人扱いにしないと公務災害対象にならない、だから非常勤職員にするんだ、そういうような理由だったと思いますが、後ほどの補正予算にも関連しとるから、少し、議長、先走った質問じゃいけんかもしれませんが、関連がありますので許していただけますか。補正予算にまで関連をしておりますので、いいですね、そりゃあ。

○議長（沖田 守君） 何を質問したいの。

○議員（5番 板垣 敬司君） 今度ですね、いわゆるその会計年度任用職員は、この前の雇用保険の関係で、雇用保険の対象が会計年度任用職員には、フルタイムの場合は、ある、待てよ、社会保険の関係で少し、フルタイムとパートタイムの関係ではちょっと条件が違っておりましたが、これは、今までは会計年度任用職員じゃったけども、今度は何か地域おこし協力隊という一人の個人に対して委託料という形で流すのですか。その辺について少し、それからこの実施隊員というのはこれから何人ぐらいを予定しておられて、今年単年度の予算の組替えか何か分かりませんが、次年度以降はどのような対応をされるのか、その辺についてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 今回、御提案させていただいたこの非常勤特別職の条例の一部改正でございますけども、当初御説明させていただいた内容は、この4月1日から会計年度任用職員制度を導入してきておりますけども、その会計年度任用職員制度を導入するに当たっての事務作業の中で、今、この鳥獣隊員については、会計年度任用職員を導入する前までは、非常勤特別職員という位置づけで条例のほうに規定されておりました。

ただ、この会計年度任用職員制度を導入するに当たりまして、今回、いろんな整理をかけております。どういった整理かといいますと、今までの非常勤特別職のこの条例に

規定されております委員の方々につきましては、それぞれ審議会委員とか、様々な方がこの条例に基づいて規定をされておりました。

今回、地方公務員法の改正、いわゆる会計年度任用職員制度が創設されておりますけれども、その地方公務員法の改正の中で、この非常勤特別職の位置づけについて、より専門的な知識がある方々にこの非常勤特別職としてこの条項に定めるというふうな改正の内容がございました。

それに基づきまして、我々としては現行の非常勤特別職でいろいろこう委員の方々の名前が挙がっておりましたけれども、そういった部分を整理をしてきたというのが今までの事務作業というところのことです。その事務作業の中で、この鳥獣の実施隊員について、今回の法改正に基づいた中で、私人、いわゆる報酬じゃなくて、いわゆる謝礼というところでの整理をしたところでもございましたけれども、後々、いろんなこの業務の内容等を整理していく中で、やはりこういった鳥獣関係に関わる実施隊員ということがございますので、業務の中で危険性等伴うというふうな判断の中から、非常勤特別職として位置づけて、公務災害補償等の措置ができる位置づけが適当であると判断して、今回、条例改正として提案をさせていただいたという経過でございます。

なお、この実施隊員がどれぐらいの人数かという部分につきましては、担当課であります農林課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（桑原 正勝君） それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

現在、実施隊員は本年度111名というような状況になっております。毎年、免許を取られた方が増えてくる、あるいは取得をやめられた方が減っていくというような形で年度ごとに変わってくるという状況にはなっております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより議案第144号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第144号津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第8．議案第145号

○議長（沖田 守君） 日程第8、議案第145号津和野町国民健康保険税条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 今回、提出されて、一生懸命この文章を頑張って読んでみたんですが、減額の対象になる方が33万円から43万円に増えたのかなと思ったら、その括弧書きがずらずらとあって、何回読んでも分からないので、具体的に、その、今現在ぎりぎり対象になつとる方が、これ改正したら対象から外れるようなことがあるのかどうか教えていただきたいんですが、その辺お願いします。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 制度の中身につきましては、今、議員さん言われたように、現行33万円の基準額が43万円に引き上がる、合わせて給与所得者が2名以上いた場合には、そのうち、仮にその1名を引いたものに対して10万円を掛けたものがまた控除額になるということになっております。

このことによりまして、現実的にシミュレーションをしておりますので、じゃあ、これまで例えば7割軽減だったものが何人で今後何人になるとかいうことは、今の段階では把握をしております。

ただし、国民健康保険税上においては、人数的には減ることはない、要は軽減が下がるとか、これまで7割軽減だった人が5割軽減になるとか、そういうことではなくて、7割軽減の人は7割軽減で仮に、逆に言ったら、5割軽減の人が7割軽減に上がる可能性というのはあるというふうに判断をさせていただいてよろしいかと思えます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第145号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第145号津和野町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第9．議案第146号

○議長（沖田 守君） 日程第9、議案第146号シルクの里交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第146号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第146号シルクの里交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第147号

○議長（沖田 守君） 日程第10、議案第147号津和野町一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第147号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第147号津和野町一般住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第148号

○議長（沖田 守君） 日程第11、議案第148号津和野町教職員住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第148号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第148号津和野町教職員住宅設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第149号

○議長（沖田 守君） 日程第12、議案第149号令和2年度津和野町一般会計補正予算（第9号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。11番、岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） 96、97ページのところの文化財保護費であります。このたび、負担金補助及び交付金として永明寺保存修理事業の事業費の減額に伴い、指定文化財管理交付金が、114万7,000円が減額となっております。その理由と現在の進捗状況等について、御説明をいただければと思います。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） この文化財保護費の114万7,000円の減額につきましては、現在、永明寺の修理工事が進んでおりますけども、当初予算で予定をしておりましたところまで、当初予算で組んでおりました量ほど修復のほうがいきませんでしたので、そのいかなかった部分について落とすものでございますけども、修復につきましては、今、本堂のほうが終わりまして、今、庫裏のほうに入っているというような状況でございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。5番、板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 何点か、それじゃあ、ページの若いほうからちょっとお尋ねしたいと思いますけど、46ページですかいね、民生費の在宅福祉事業費というところで、負担金補助交付金で、通所介護事業入浴加算補助金、さらに認知症対応型共同生活介護事業、家賃等の補助金等について予算計上されておられますが、この辺についての実態をお聞かせいただきたいと、予算に係ることで結構でございますが、よろしくをお願いします。

それから、先ほど少し、ちょっと違う質問で恐縮でしたが、60ページ、61ページの林業振興費の中の、いわゆる会計年度任用職員のパートの報酬が減額されて、地域おこし協力隊委託料が減額されたりしておられますが、その辺について今回の鳥獣、熊被害等に関係する部分も若干あるのかなと思って、私は一途に考えておりましたが、この辺についての内容をお聞かせいただきたいと思います。

それから、84ページ、85ページの教育諸費で、今回、津中のあの、隣の、プールの隣の建物と木部の体育館にモルタリングというものが新たに、この年度途中で計画されておられますけど、これについても、特に有利な補助事業として組まれとるというような状況ではない、地方債を借りてやられるということですが、この辺について、今、やらなければならないのか、今、やったほうがいいのか、本来なら当初で、こういう計画で、学校の跡地利用ということで常々考えておられたかもしれませんが、今回どうしてやる必要性があったのかということをお聞かせいただきたいと思います。

それと、最後に、92、93で、津和野体育館と小川体育館がLED化ということで、そこその金額になっておりますが、これは前々からのその利用頻度等もあって、優先順位がこうなるとかと思いますが、この後の、現在そのLED化になったところと、これから、今回やった、あと残りのLED化について計画がありましたら、お聞かせをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（沖田 守君） まず、医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） それでは、46、47ページの在宅福祉事業の中の通所介護入浴加算の補助金であります。

これは、要介護1から5の部分の通所のときの入浴の部分は、介護保険の中で対象になりますけど、要支援1・2の入浴加算は、これは介護保険制度ではありません。福祉の一つの施策として事業所または利用者等の今後の部分で補助を行うということで、要支援者、算定根拠としましては、35名の300円の月4回の3か月分、そして要支援2の40名の300円の月8回の3か月分の28万8,000円と12万6,000円を足しまして、41万4,000円の算定根拠であります。

それから、認知症対応型共同の部分は、これはグループホームであります。このグループホームは、町内の二つの事業所を対象としております。これは、今日もいろんな状況の中で、やはり入所の部分で町外のほうに転出をするということで、やはりグループホームの部分で、いわゆる町民税非課税、それも生保等老齢年金受給者あるいは合計所得が80万以下等の部分を対象としまして、今回計上させていただきました。

第一段階の人が、今、入所されとる中で、1人、第二段階の人が2人、第三段階の人が12人ということで、算定根拠としましては、その部分で3か月分を計上しまして、47万4,000円を計上しております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（桑原 正勝君） それでは、続きまして、60ページ、61ページの御質問にお答えをいたします。

先ほど議案の第144号におきまして、津和野町非常勤職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正という形で、鳥獣被害対策実施隊につきましての部分のお話を、提案をさせていただきまして、可決をさせていただきましたが、この隊員の方々についての予算につきましては、既に当初予算で同額のことを報酬として組んでおりますので、今回の部分での変更という部分では上がってきておりません。

この中で、現在、地域おこし協力隊の委託料等が入っておりますが、これは現在、林業のほうで協力隊のメンバーがおりますが、ここのメンバーの部分の活動費の部分が変わってくるというような状況がございましたので、こちらのほうに上がっておるといような状況になっております。

なお、有害鳥獣の関係の捕獲の奨励金ということで、61ページの一番最後のところに出ておりますが、こちらにつきましては、これから後の捕獲頭数、それぞれの動物の種類によって価格が、金額が違ってまいります、当初予算では対応しきれないというような、今、状況になっておりますので、こちらのほうの捕獲奨励金のほうの部分は204万円を増額をさせていただいているという状況になっております。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） まず、ボルダリングのほうの御質問でございますけども、ボルダリングにつきましては、最近よくテレビでも見る機会があるので、競技としては御存じかと思いますが、これがオリンピックの東京大会から新競技として、スポーツクライミングということで取り上げられます。最近では、益田のほうでも民間の施設ができていたりということで、徐々にではありますけども、人口が増えている競技であります。

津和野町は、1982年のくにびき国体のときに西中国山地系で山岳競技が行われましたけども、このときの山岳競技というのは、実際に荷物を背負って縦走するという競技でございましたけども、2008年の大分大会からこの国体のその山岳競技というのがクライミングに変わっておりまして、最近では、この山岳競技というのはクライミングと、これは2種類あるんですけども、という内容になっております。

今、島根県では、次の国体が令和12年度に予定をされております。本町では、今、その中で手を挙げているのはこの山岳という競技でありまして、今、エントリーをしているという状況でございますけども、この競技の会場の決定が令和6年度に島根県内で、どこで何をやるかというのが、会場が決まるというのが、今、スケジュールになっております。

本町としても、そういった競技、そういった種目にエントリーをしてるということもありまして、地元での開催期限の調整と組織の整備ということで、まず、施設のほうを簡単なところから整備をしていけたらということで、今回、整備するものでございます。

今回につきましては、まず、津和野中学校のプールの隣にあります建物がありますけれども、その2階部分を改修をしてというふうに考えております。

あと、木部中学校の体育館にということで今回は計画をしております、今年度、また並行しまして池河公民館、体育館、これにつきましては、まだ今後地元との協議とか説明もありますけれども、計画としましては、池河の公民館に隣接する体育館と、あと左鐙小学校の体育館のほうに、この2つにつきましては、今、補助のほうを申請をして整備をしたいというふうに考えております。

あと、希望としましては、各小中学校にも、小さいものでもいいんですけども、つきたいという希望はありますが、まだなかなか助成等がございませんので、この部分につきましては、まだ未定の部分でございます。

追加しまして、このボルダリングで、今、8つですか、8つのいろいろ効果があると言われております。体力面では、腕とか指の筋力アップ、これは全てのスポーツに通じる部分の筋力ですので、こういったところの筋力アップですとか、体幹が強くなるという筋力面での、体の面でのメリットがあるほかに、あと頭を使う競技でございますので、まず集中力がつくということと……

○議長（沖田 守君） 教育次長、簡潔に、簡潔に。

○教育次長（齋藤 道夫君） はい。思考力、判断力、忍耐力、こういったところも養われるということがありますので、そういった国体の誘致を目指して、併せて子供の体力、知力の増強を目指して、この時期から取り組みたいということで計上しているものでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） 小川体育館と町民センターのLED工事につきましてですけれども、御存じのとおり、津和野町民体育館につきましては、かなりもうハロゲン切れておりまして、交換できないという状況であります。小川につきましても、新しいんですけども、切れ始めたということで、先般、発注をしたところ、そのライトが全国でもう何十個しかないというような、そのレベルだというふうに聞いておりまして、当面は、その切れた分は交換をしたんですけども、今後切れたときに交換することができないということで、今回、センターと小川の体育館についてのLED化ということで計上しております。

あと、状況ですけれども、このLED化につきましては、日原側の町民体育館につきましては、本体ごと降りてきて、それを換えればできる仕組みなんですけれども、今の町民センターですとか小川公民館は電球だけが降りてくる形のなので、一つずつ換えるということが難しいので、足場を組んで全部換えるということで今回上げてるんですけども、

日原中学校に隣接しております体育館につきましては、消えるたびに一つずつ交換可能ですので、それを換えております。

実際、今、換えているのはその日原の体育館、町民体育館という状況でございます。

○議長（沖田 守君） 3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） すみません。企画費のレトルトX線の、レトルト製造品とX線異物混入検査機の500万円上がっているんですけども、レトルト製造品のその成果状況と、出来上がった状況と、このX線異物混入検査がどういったもので、どれぐらいのレベルのもので、現在どういう課題があってこれを導入しないといけないのかというのをお願いします。

それともう一点、先ほどのボルダリングの件なんですけども、僕も益田のボルダリングの会員であそこ登ったりします。結構、力もつきます。分かるんですが、やっぱりルールといいますか、登り方ってというのがただ単純に岩を登るというのじゃなくて、補助といいますか、ここをこうして登るとか、上級者から初級までいろいろあります。

僕なんかは初級でも結構大変なぐらいで、で、息子も楽しんでやるものです。頻繁に行きたがります。でも、やっぱり僕では指導できません。やっぱり専門のボルダリングをされる方、登るテクニックといいますか、コツといいますか、そういった、人材の配置というんですか、設置していくことは大事なんですけども、その益田のボルダリング場でも登る際には最低2人ぐらいまでしかできません。

じゃあ、広く使って何人もとなると、また、じゃあ、誰が見るのかとか、学校の先生にそれが担当できるのかっていう部分もありますし、単に集落支援員をつければ良いという問題でもないと思いますので、その辺はどういうふうにされるのか、人的配置、それと、その、傾斜をつけるものなのか、マットですとか、クッションですとか、そういった、いろいろな設備、備品、で、靴、専用の靴ですとか、あとは粉ですとか、その掃除を誰がするのかとか、いろいろな課題があると思ひまして、この工事費の中にどこまで含まれているのか、今後の展開、人的な配置ですとか、そういった、運営体制についてお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） ページで申しますと、32ページになりますかね、32ページですね、32ページ、33ページの備品購入費547万4,000円の関係でございまして、これ主な部分が、議員から御指摘ございました、X線によります異物混入検査機でございます。

現在の状況でございますが、同様にコロナウイルス対策で、レトルト機を設置しまして、今回、コロナ禍の中で皆さん、今まで踏み出せなかった部分で、新しい商品を作ろうという意欲がものすごく出ておまして、当初の試作を説明する会でも15社ぐらいが来られたということ、その中で今もう既に、芋煮等についても2業者さんぐらいが事業化に向けて頑張っておられると、あと、3業者になるかもしれません。あと、小麦を

使わないイノシシのカレー、天然スッポンのスープとか、あと、甘酒を使ったものと、その他何点かあるというふうに認識をしております。そういった形で、いろんな事業、動き始めております。

ただ、今後、これを具体的に商品化していくところになりますと、こういう時代でございますので、異物が混入しとるといようなことでは大きな問題になります。やられる方にはPL保険という、出来上がった上で何か事故があったときの責任を、まあ、保険があるんですが、そういうもの入っていただくようなこともどんどん推奨していこうと思うんですが、当然、そういうことがあってはいけないということで、当初、金属探知機を、どうかという思いでおったんです。ただ、金属探知機なら150万前後でかなり安いんですけど、ただ、これでいきますと、金属以外のものがまずできないということになります。

まず、硬質ゴムとか樹脂、骨、貝殻、アルミ、ガラス、それから石とか、そういったものができない部分もあるので、今回、このX線を入れると、その辺りが全て異物が入っておれば探知ができるということでありますので、ぜひともこれは整備しておく必要があるという思いで、それだけまた事業者の意欲が高まっておりますので、何としま後押しがしたいという思いがございます。

それと、大きく違うのが、X線と金属と違うのが、X線の場合は、いわゆるカレーのレトルトパック、ございますよね。売つとる、ボンカレーという、ああいうアルミパックのものでも中が、異物があれば探知ができるなんわけです、X線であると。そういう部分でもやっぱり、それだけ用途が違いますので、今回はこういったありがたい、臨時交付金もございますので、できるだけことはしておきたいという思いで整備をさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） ボルダリングの指導者のほうの御質問かというふうに思います。

この点は、私も一番危惧しておったところでもありまして、どういった形で普及をしていこうかなという思いがあるわけでありまして、今年たまたま、個人名を挙げるのは控えさせていただきますが、県の職員の方で津和野に赴任をされておられる方で、県の山岳協会のほうの会員になられておられる方が、たまたま赴任をこの4月にされておられます。

お話を聞く機会がたまたまありまして、もし、ボルダリング場を造った場合には指導していただけるろうかということをお伺いしたら、時間さえ都合がつけば幾らでも指導してあげるということでありまして、その方は自宅に簡易の壁を造って、宿舎に壁を造って自分でも練習を今でもされておられる方で、時々は山口等にもそのボルダリングをしに行かれておられる方らしいです。

それから、そもそもの、その方だけというわけにもなかなかいかないところで、これは若干の費用がかかろうかというふうには思いますが、下松のほうでボルダリング場を経営されておられる方がおられまして、そこを、造るに当たって視察をさせていただいて、そういった指導に悩んでいるんだということを御相談をしたら、そこも毎日、1週間全部開けておるわけではないので、その、休みのときとかであれば、幾らでも指導に伺うことはできるというようなお話も伺っております。

当面、本格的に競技としてのボルダリングというよりも、まずは普及を図って、町民の方にもボルダリングをやられる方が若干はおられるというふうにも聞いておりますので、そういった方々で、できれば町内にボルダリングのサークル等をつくっていただいて、そこも利用され、中学校の場所などはいわゆる中学生が使わない時間帯であれば、社会人開放をしていこうというふうに思っていますので、そういったところで、そういった機運を高めていただいて、組織もつくっていただいて、またその方々が技量を上げていただいた中で、子供たちに指導していただくというような、そういった流れが組み合えばいいかなあというふうな思いで、今、スタートを試みたところでございます。

○議長（沖田 守君） 2番、米澤宥文君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 59ページの多面的機能支払交付金の内訳と、79ページ、住宅管理費の中座団地公営住宅建設基本、確定の委託料、設計業務の委託料で500万円、これの、中座団地2つありますが、恐らく木造のほうと思うんですが、この設計が出ました。そして、あと着工並びに完成の予定が分かればお願いします。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（益井 仁志君） 78ページ、79ページの住宅管理費のところの委託料の件でございます。

ここで、今年、中座団地の設計、詳細設計と管理業務を発注する予定でございましたけれども、ああして基本設計、基本計画を先にしなければいけないということがありまして、これを500万マイナスをして500万追加をさせていただいたというところでございます。

中座住宅につきましては、今年度、できれば今年度、繰越しにはせんように今年度実施しようとは思いますが、先ほど言いました、今年度、基本計画を策定させていただきまして、来年度設計、予定でいきますと、来年度後半か再来年度から工事に着手ということで、今、計画をしております。何せ今の住宅の奥の平屋のほうの工事でございますので、今、住んでおられる方もちょっとどこかに、仮に移転をしていただくとかいうこともございますので、若干調整等あるいは説明会等もしっかりしていこうというふうには思っておりますけれども、一応予定としては、そういう予定で今考えております。

○議長（沖田 守君） 農林課長、答弁できるか。農林課長。

○農林課長（桑原 正勝君） 59ページの多面的機能支払事業の関係の交付金の関係でございますが、これにつきましては、資源向上の支払いという形の共同事業の関係の部

分と長寿命化という形での部分がございます、こちらのほうの支払い部分が増えてきたという状況になっております。国費が2分の1で、県費が4分の1、町費が4分の1という形で213万7,000円につきましては、町費部分の増額という形に、失礼しました。こちらの部分は全体額が増えとるという形ですが、213万7,000円が増えるというような形になっております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。1番、草田吉丸君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 61ページの林業専用道路開設負担金が補正で上がっております。ちょっとこの現状はどういうふうになつとるか、お願いします。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（桑原 正勝君） 林業専用道につきましては、現在、県のモデル地区という形で指定を受けておりまして、左鐙地区の島から西に上がりまして、旧津和野と旧柿木村との町境のところの旧県道がございますが、そのところに林業公社の作業道がございますが、そちらのところに道をつけるという形に、今、計画になっております。

今年度から10か年ほどの計画で、10か年計画で行うということで、今年度は第1期の測量を行ったという状況になっておりまして、今年度は150万円で行っておりますが、来年度の部分の国費の事業が取れそうだということで、確定をしたいということで、前倒しで来年度部分を予算化をつければ、年度当初から次の測量ができますという形が、伺っておりますので、県との確認が取れておりますので、こちらを上げさせていただいたという状況になります。

来年度につきましても、恐らく測量をやっていくという形になると思われまして。その後、測量が終わり次第、随時並行して建設のほうに入るというふうに聞いております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第149号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第149号令和2年度津和野町一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり可決されました。

時刻も12時迫ってまいりましたので、ここで午後1時まで休憩といたします。

午前 11 時 56 分休憩

午後 0 時 55 分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、会議を続けます。

日程第 13. 議案第 150 号

○議長（沖田 守君） 日程第 13、議案第 150 号令和 2 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第 150 号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第 150 号令和 2 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 14. 議案第 151 号

○議長（沖田 守君） 日程第 14、議案第 151 号令和 2 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第 151 号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第 151 号令和 2 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第152号

○議長（沖田 守君） 日程第15、議案第152号令和2年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第152号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第152号令和2年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第153号

○議長（沖田 守君） 日程第16、議案第153号令和2年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第153号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第153号令和2年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第154号

○議長（沖田 守君） 日程第17、議案第154号令和2年度津和野町病院事業会計補正予算（第3号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第154号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第154号令和2年度津和野町病院事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第18．議案第155号

○議長（沖田 守君） 日程第18、議案第155号令和2年度津和野町水道事業会計補正予算（第3号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第155号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第155号令和2年度津和野町水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第19．議案第156号

○議長（沖田 守君） 日程第19、議案第156号令和2年度津和野町スクールバス用車両の取得についてを議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） 今定例会に追加で提案をいたします案件は、契約案件2件、補正予算案件1件の合計3案件でございます。重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、可決賜りますようお願い申し上げます。

議案第156号でございますが、令和2年度津和野町スクールバス用車両の取得について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、教育次長から御説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） それでは、議案第156号について御説明申し上げます。

スクールバス用車両の取得について、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的につきましては、スクールバス用車両の売買契約でございます。

現在、津和野地区で運行しております29人乗りのマイクロバスを更新するものでございます。

スクールバスの仕様につきましては、日野リエッセⅡGX、29人乗りの中型バスで5速マニュアル車、スクールバス仕様としまして、乗降口内側前後に乗降用のにぎり棒を取り付けるほか、乗車中、表示灯やスクール表示ステッカー、車体の横左右に津和野町教育委員会の文字入れを行います。

契約の方法は、指名競争入札でございます。指名業者は8者ございましたが、4者が辞退され、1者は棄権されたので、3者で執行いたしました。落札率は97.28%でございます。

契約金額につきましては、881万3,590円でございます。この契約金額の内訳は、車両本体価格が867万3,500円で、諸経費が14万900円でございます。

契約の相手方ですが、住所、島根県鹿足郡津和野町後田口22-5、氏名は、有限会社津和野自動車工場代表取締役菅田大亮でございます。

裏面に資料としまして、物品売買仮契約書をつけておりますので、御覧いただきたいと思っております。

なお、納入期限でございますが、令和3年3月31日を期限としております。

納入場所は、津和野町森村スクールバス車庫でございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 執行部より提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ありませんか。10番、後山幸次君。

○議員（10番 後山 幸次君） 指名業者が3者と言われましたが、会社名を全部教えていただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） 今、入札されました、津和野自動車工場さんと、それから津和野モータースさんと、あともう1者が橋本自工さんでございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第156号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第156号令和2年度津和野町スクールバス用車両の取得については、原案のとおり可決されました。

日程第20. 議案第157号

○議長（沖田 守君） 日程第20、議案第157号令和2年度津和野町GIGAスクール用情報機器端末等の取得についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第157号でございますが、令和2年度津和野町GIGAスクール用情報機器端末等の取得について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、教育次長から御説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） それでは、議案第157号について御説明いたします。

GIGAスクール用情報機器端末等の取得について、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的につきましては、GIGAスクール用情報機器端末等の売買契約でございます。

津和野町内の小学校にアイパッドタブレット端末172台と中学校にウインドウズタブレット端末108台及び既存のアイパッドを活用するための集中管理用アプリ112ライセンスとキーボード112台を購入するものでございます。

契約の方法は、指名競争入札でございます。指名業者は16者ございましたが、事前に13者が辞退され、1者は棄権されたので、2者で執行いたしました。落札率は77.42%でございます。

契約金額につきましては、1,974万600円でございます。

契約の相手方ですが、住所、島根県松江市学園南2-10-14、氏名は、株式会社ミック代表取締役社長宮脇和秀でございます。

裏面に、資料といたしまして物品売買仮契約書及び仮契約書につけております別紙を添付しておりますので、御覧ください。

納入期限でございますが、令和3年3月31日を期限としております。

納入場所は、津和野町内の各小中学校でございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ありませんので、これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第157号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第157号令和2年度津和野町GIGAスクール用情報機器端末等の取得については、原案のとおり可決されました。

日程第21. 議案第158号

○議長（沖田 守君） 日程第21、議案第158号令和2年度津和野町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第158号令和2年度津和野町一般会計補正予算（第10号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ301万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を118億1,070万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、議案第158号を御説明いたします。

なお、今回の補正予算につきましては、国からの指示によりまして、ひとり親世帯臨時特別給付金の年内支給を求められておりますので、今回、こうして提案をさせていただくものです。

国からの指示が、12月補正予算計上に間に合いませんでしたので、最終日で提案させていただきます。

なお、支給日は25日を予定をしておるところでございます。

それでは、歳出の主なものから御説明いたしますので、10ページをお開きください。

民生費の児童福祉費でございます。母子父子福祉費の負担金補助及び交付金といたしまして、児童福祉手当受給者及び年金受給者等へのひとり親世帯臨時特別給付金283万円を増額をしております。

それでは、歳入を御説明いたしますので、8ページにお戻りください。

国庫支出金の民生費国庫補助金では、ひとり親世帯臨時特別給付金給付費補助金301万7,000円を増額をしております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） すみません。ひとり親ということで思い出したんですが、今年の決算審査特別委員会の中で、ひとり親っていう定義といますか、どこまでを独り親というのかというので、ひとり親世帯が何世帯あるのかというので、たしか世帯数が出てこなかった記憶があるんですが、これはどういうふうにしてひとり親世帯というのが算定されるのかお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 今回のこの新型コロナウイルス対策の事業の名称は、国のほうがひとり親世帯臨時特別給付金という名前をつけているところではありますが、この対象者は全てのひとり親世帯というわけではありまして、これ、第1回目が8月に支給、8月からもう既に支給をしまして、これ追加分になるわけなんですけれども、その8月に支給をした部分の申請の対象者といいますのが、基本、令和2年6月分の児童扶養手当を受給しているものというところと、あとは公的年金を受給していることにより児童扶養手当がもらえない方、それから新型コロナによって収入が激減された方と、ひとり親の中では激減された方ということになっておりますので、主な方は6月分の児童扶養手当を受給している方ということになりますので、その方に本町としては案内を送り、もしくは、あとは周知をしまして、公的年金等により、児童扶養手当がもらえない方も対象になりますよと、これについては、本人申告がありませんと、私ども分かりませんので、そういうところで周知をしておるところです。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 対象の人数は何名ですか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 8月の28日から第1回目を支給しております対象者が57名おられました。で、今回は一応60人分の予算を上げさせてもらっております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第158号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第158号令和2年度津和野町一般会計補正予算（第10号）は、原案のとおり可決されました。

日程第22．請願第8号

○議長（沖田 守君） 日程第22、請願第8号「選択制夫婦別姓制度」の実現を求める意見書を政府・国会に提出することを求める請願についてを議題といたします。

本請願につきましては、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

お諮りをいたします。本請願につきましては、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。よって、本請願は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより本請願について、紹介議員より説明の必要があればこれを許可しますが、いかがですか。9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 請願の趣旨説明をさせていただきます。

現在の日本の民法では、夫婦の同姓が義務づけられています。夫婦同姓を義務づけているのは日本だけです。別姓を望む夫婦は、やむなく婚姻届を出さない事実婚や職場などで通称を使用するケースが増えています。

第2次別姓訴訟の原告である恩地さんは、医師をされています。37年前に結婚して改姓、職場では夫の姓を名乗り、プライベートでは恩地を使っていました。でも、通称では本人確認もできないし、職場の内外で名前が違い、混乱するし、面倒くさいので離

婚し、事実婚になりました。子供が2人おられます。「名前が1つになり、生活も気持ちも非常に楽になりましたが、事実婚は法的な根拠がありません」と述べられています。

また、ニュー選択的夫婦別姓訴訟原告の青野さんは、ソフトウェア開発会社の社長をしています。社員は1,000人ほどの東証一部上場の企業の会社です。結婚して改姓したら、いろいろな不便が起きました。海外出張の際、現地メンバーがホテルを旧姓で予約してしまい、大変でした。今は、旧姓の無効になったパスポートを形態していますと語っています。

このように、通称使用や改姓は、不利益や不都合を伴います。また、改姓をするのは、女性が多くを占めます。男女共同参画の観点からも、選択制夫婦別姓実現が必要です。

菅総理大臣や上川法務大臣は、過去に選択的夫婦別姓導入に前向きな発言をされており、11月の参議院予算委員会で、菅首相は過去に選択的夫婦別姓を提唱していたことを政治家として申し上げてきたことには責任があると述べられています。

橋本男女共同参画担当大臣は、若者でつくる市民グループが3万人の署名を届けたとき、これは4日間で集められた、ネット上でも集められた署名なのですが、「4日間で3万人を超える署名ということに驚いている。皆さんの声は納得のいく、何とかしなくてはならないと思う声ばかりだ。解決していくのは政治の責務だと思う」と述べられています。しかし、夫婦が別姓になれば、家族の絆を保てなくなるという科学的な根拠が示されていない理由での反対も根強くあります。

そこで、多様化した社会でお互いの人格、個性、生き方を尊重し、同姓も別姓も自由に選べる選択的夫婦別姓制度を実現するための議論を急ぎ、進められることを望みます。

以上の趣旨から、国、関係機関に対し、選択的夫婦別姓制度の実現を求める意見書の提出をしていただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。紹介議員から趣旨説明等がありました。これから質疑に入ります。ありませんか。3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） 相当難しい内容だと思っております。先ほど申された趣旨説明にも、また請願文書表にも書かれておりますが、事実婚や通称使用は不利益や不都合を強いられるということでもありますけれども、恐らくこれは選択的夫婦別姓制度が導入された後では、Aという氏名があつて、Bという氏名を夫婦で名乗った際に、じゃあ、子供がAを名乗った場合、Bの方とAの方の、まあ、うちの子供が川田を名乗らなかつた場合ですね、親子でどこか出かけた際に、名前が違うということで、その親子の確認をする際にも、結局は何かの証明が必要になってくると思うんですけれども、いずれにしても不利益や不都合を強いられるというようなことになるような気がいたします。だからこそ、選択的、選択ができればというお話だと思いますが、また、その、まず、選択的夫婦別姓制度を導入しても、不利益や不都合が生まれる懸念があるということは御承知かどうかを、まずお尋ねしたいのと、それと憲法に違反するというふうに

書かれておりますけれども、少なくとも第一次訴訟では合憲だというふうに認識しております。

現在、今、争われているとは思いますが、この憲法に違反しない、合憲だという理由も、やはり同じ姓を名乗ることで、やはり属する、社会的集団の一つである家族が同じ苗字を名乗るということは、合理性があるというような判断だったと思います。日本だけが氏名制度を導入しているといいますが、海外でも祖父や祖母の名前ですとか、いわゆるミドルネームというような形で、自分が誰の孫であるか、自分がどこの一族に属しているかということをはっきりとすることを明らかにすることも一つのアイデンティティだと思っておりますので、そういった部分もある、いわゆるどこに属するかという部分が憲法に違反するとまでは言い切れないのではないかなと思うんですが、その辺りを、紹介議員の見解をお示しいただければと思います。

○議長（沖田 守君） 寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） すみません、長かったんで、ちょっと質問、一つ覚えているのは、憲法に違反することはないんでないかということなんですが、今現在、姓を選択することができないことが個人の自由を脅かしているということで、憲法に反対すると私は考えておりますが、まだまだ今争われている最中ですので、この点は、私の考えとしては憲法に違反すると考えます。

もう一つは何でしたっけ。（発言する者あり）別姓が、選択的夫婦別姓が始まってもし不利がいろいろ起こるんじゃないかということですが、初めのうちは混乱があると思いますが、今までずっと同姓ということでやってきたので、それが国民に行き渡った、意識が行き渡れば、そういう混乱はなくなると思います。

○議長（沖田 守君） 納得するかどうかは、それぞれの議員の解釈であります、紹介議員から以上のような説明であります。ほかにありますか。2番、米澤宥文君。

○議員（2番 米澤 宥文君） ここに、女性差別である、改正すべきとありますが、私の近くにも随分男性が姓を変えている方もおられます。別に今まで、かなり抵抗、7年間姓を変えずにとうとう変えたという方もおられますけど、それほど男の人にとって悪いということじゃない、女性差別だけではないと思うんですが、そのところはどんな、男性にとってはどんな感じでおられますか。

○議長（沖田 守君） 紹介議員、いかがですか。寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 同姓を名乗らなければならないということは、男性にとっても不利だと思いますが、今現在、姓を変える方は女性がほとんどなので、女性の差別につながるということで述べさせていただきました。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。10番、後山幸次君。

○議員（10番 後山 幸次君） 提出者の議員さんにひとつお聞かせをいただきたいと思うんですが、この日本では、民法では、夫婦同姓は義務づけられておるわけですね。そういったことで、何ら私はこれを、違法にもなるんじゃない、なるというような気が

しないんですが、ただ、夫婦別姓にすると、子供をどうするかちゅう、今、同僚議員も言いましたが、仮に子供が2人おった場合、1人がお父さんの名、1人がお母さんの姓を名乗る、それで学校へ行くちゅうようなことが起きると思うんですね。そうしたときに、家庭の中でさえ、私はうまくいかないような気がするんですね。一つの家庭で両方の姓を名乗って、郵便物や何かも皆そういうふうになるんですが、そういうことを子供のためにどう思っておられるか、その点をちょっとお聞かせいただきたい。

○議長（沖田 守君） 寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 私自身の考えとしては、そういう、子供が迷うと思われる夫婦に関しては、同姓を名乗っていただいて、今までどおりやっていただく、子供が迷わないと思われた夫婦に関しては、別姓を名乗りたいという方だと別姓を名乗っていただくということで、この選択的ということになっています。

先ほど紹介させていただいた恩地さん、お子さん2人おられます。この方は片っ方の名前を2人共継がれとるということです。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。ここで質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。4番、道信俊昭君。

○議員（4番 道信 俊昭君） 私事ですけども、私の会社では女性が入ってきて、結婚したら、前の苗字でいきますよ、自然にそのように私はやっております。

ですから、選択して、選択をできるわけですから、それはもう自由にやっていったらいいというのが今からの流れじゃあないかなあというふうに思っております、賛成の言葉です。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。2番、米澤宕文君。

○議員（2番 米澤 宕文君） 反対の立場で意見をいたします。

現在のままでも、例えば、津和野、小さいですが、津和野町でこれではやれんという言葉も聞いたことがありません。また、先ほど話になっております、子供の姓の問題、家族の絆というものがかなり薄れるんじゃないかなと、家の中で別々の名前、別々の子供の名前、ということで、まだいまいちちょっと早いんじゃないかなと思いますので、反対といたします。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） それでは、賛成の立場で討論いたします。

小泉環境大臣は、「別姓でなければならないという制度だったら私は反対だが、別姓にするか、今のおりかを選択ができるようになる、別姓が嫌な方はその選択肢を選ばなければいいわけだから、反対することは何もない」と述べられております。

新聞の調査によれば、現在、賛成7割、自民党支持層も69%が賛成、反対が24%ということであり、早稲田大学の棚村政行研究所などの調査によりますと、約7,000人、20代から50代の方を調査いたしましたら、選択的夫婦別姓について調べましたところ、20代から30代の方の女性の賛成は8割を超えたそうであります。公明党も男女共同参画基本計画に、選択的夫婦別姓の導入を明記し、山口代表も社会の変化を直視し、時代に合った判断をすべきだと述べられております。

具体的に、身近なところでも夫婦で実家のその娘が、全て娘だったときに、娘が全部嫁いでいったときに、その家の苗字が消え、家が消えていくという、墓じまいということも相次いでおります。

いろんな意味で選択ができるということには意味があり、そのことの議論を深めていくべきではないかという請願であります。法律による夫婦同姓の強制は、同姓の平等と基本的人権を掲げた憲法に違反します、とまでは思いませんが、しかし、選択的夫婦別姓の議論を深めていく、そういう時代、時期に来ておると思ひ、国民の中でもそのような判断が多くされておるという調査の中で、私は今回賛成の討論とさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 原案に反対者の発言を許します。3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） 正直申し上げて、別姓で働かれるですとか、不利益を被るから旧姓を使用したいという気持ちも十分に分かります。やはり女性の方で結婚されてから名前が変わって、苗字が思い出せなかったりとか、そういうこと、僕も多々ありますので、お気持ちは十分分かるんですけども、先ほど質問で申し上げましたが、この、不利益や不都合を強いられるということであれば、やはりこれは選択的夫婦別姓制度ができて、なおかつその制度を適用したときに、やはり家族の子供がどういった、どちらの苗字を使うかだとか、そして、それに対する社会的な付き合いの中で、それがやはり不利益や不都合を結局は生んでいくんじゃないかというところが、僕はどうも納得できないところがあります。

また、憲法違反であれば、それは早急に正さなければいけませんけれども、憲法違反でもなく、現在、賛成の方が多いという状況とはいえ、僕個人、僕の知見の中ではなかなかそうだと言える立場にありませんので、本来でしたら、この賛否には棄権したいぐらいの立場でありまして、心の中で言うと、もう現状維持のつもり、現状維持の原則といたしますか、とりあえずは、賛成ではなく反対という立場で討論をさせていただきます。

以上です。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） この問題ですね、今、世界的に、ちょっと今の潮流で、やっぱり男女平等というこの意識を非常に我が国は掲げなきゃいけないというのは、このたび、アメリカの大統領でバイデンさんがなりまして、その閣僚の人事、発表した場合、閣僚の半数は女性が占めるという、今までにないようなことが起きてるわけです。

それで、テレビの評論なんかでいろいろ今後日本と、要するに、そのアメリカとの付き合いの中で何を気をつけなけりゃあいけないかということで、各評論家が言っているのは、このたび女性の閣僚が半分以上を占めると、ということは、我が国、この日本の今の男女のこういう差別的な、あるいは平等というものに反する事柄に関しては、非常にシビアに、言うなれば、圧をかけてくるのではないかと。だから、そこら辺は今までになく、我が国としては気をつけて交際していかなきゃいけないと、こういうことを盛んに言うておられます。

それで、何が一番そういうふうに該当するのかなと思った場合に、この、要するに、選択制夫婦別姓、この問題も今まで法で、結婚すれば、どちらかの姓に、一つにするということはあったわけですが、あまりこういうことで法改正を求むるとか、法改正をするという機運は今までなかったようなんですよね。しかし、ここに来て、随分、その、先ほど同僚議員が言いましたように、与党の中からも非常にその半数以上がこれをやらなきゃいけないと、しかも強制じゃなくて選択ですから、どちらでもいいわけでしょう。だけど、このことは何か、私は思いますと、国際的な潮流、それからやはり米国との付き合いの中で、このことは非常に与党はシビアに考えとるんじゃないかと思います。

そういうことで、私は他国のことを気にするのやないけど、やはり我が国が国際的地位を占めようとするなら、経済だけではなくて、こういう、文化とか男女平等と、こういうのは非常に重要になってくるのではないかと思うので、私はこの際、これをやることによって我が国の地位ももう一つ国際的に確立できるのではないかと、そういう観点から、私はこの請願に賛成の意見でございます。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。8番、三浦英治君。

○議員（8番 三浦 英治君） 反対の立場で討論したいと思います。

様々な意見が出されましたけども、今日、新聞記事にこのことが出ております。それを少し引用させていただきます。

「政府は、15日、近く閣議決定する男女共同参画基本計画案から、選択的夫婦別姓との文言自体を削除することを決めた。同日開かれた自民党の会合で削除された文案が了承された」という新聞記事が出ております。

また、自民党の内閣第一部会女性活躍推進特別委員会合同会議のほうで、「そうは言っても家族の一体感、子供の影響や最善の利益を考える視点も十分に考慮していくべきだ」という文言も明記されています。

今、国では喧々諤々、党派に関係なく論じられております。その中で、一地方自治体、津和野町議会議員に、数日前にこれを知って、調べる余裕もなく、資料も、反対、賛成の資料もあまり持ち合わせてない中で表決を求められるわけですけども、同僚議員が言いましたように、議員必携にある会議の諸原則、現状維持の原則に従って、もうちょっと、どんな意見が今後出ていくのか、その様子を見てから判断するべきだと思いますので、反対といたします。

○議長（沖田 守君） 次に、賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、反対者の発言を許します。後山幸次君。

○議員（10番 後山 幸次君） 私は、反対の立場で討論させていただきます。

政府も、15日の閣僚会議で決定した男女共同参画基本計画案から「選択的夫婦別姓」との文言自体を削除するというふうに、このように決められております。

その一方、また家族の一体感の子供への影響や最善の利益を考える視点も十分に考慮せよとの文面が、この中に明記されております。

先ほど来、提出議員にも質問しておりますが、一家の中で姓の違う子供が2人おる、また学校教育でそれがどういうふうに影響が出るのか、そして戸籍をどういうふうにしていくんか、戸籍の違う夫婦が一軒の家に2組になるわけですが、そういう環境が子供に対して本当にいいんだろうかという気がしてなりませんので、私は、今、この夫婦別姓の文言が削除されている以上は、本案件については反対をしたい、このように思っております。

○議長（沖田 守君） 次に、賛成者の発言を許しますがありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論ないようでありますので、討論を終結します。

これより請願第8号を採決いたします。本請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） ちょっと待ってください。結構ですよ。起立少数であります。

したがって、請願第8号「選択制夫婦別姓制度」の実現を求める意見書を政府・国会に提出することを求める請願につきましては、不採択と決定いたしました。

日程第23．総務経済常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（沖田 守君） 日程第23、総務経済常任委員会の所管事務調査報告についてを議題とします。

総務経済常任委員会委員長の報告を求めます。1番、草田吉丸君。

○総務経済常任委員会委員長（草田 吉丸君） それでは、総務経済常任委員会の所管事務調査報告をいたします。

令和2年第7回9月定例会において、閉会中の調査の決定をいただきました所管事務調査について、会議規則第77条の規定に基づき、以下のとおり報告をいたします。

調査事項であります。特定地域づくり事業協同組合についてであります。

調査の目的であります。現状を調査し、議会活動に資するためであります。

第1回調査日であります。令和2年10月20日であります。

出席者は、総務経済常任委員会委員6人、つわの暮らし推進課長宮内秀和、主任主事佐伯晃。

内容は、机上調査であります。

第2回調査日、令和2年11月16日であります。

出席者は、総務経済常任委員会委員6人、つわの暮らし推進課長宮内秀和、主任主事佐伯晃。

内容につきましては、机上調査であります。

第3回であります。令和2年11月26日であります。

出席者は、総務経済常任委員会委員6人、つわの暮らし推進課長宮内秀和、主任主事佐伯晃。

内容は、取りまとめであります。

調査報告であります。最初に調査概要といたしまして、特定地域づくり事業協同組合制度とはということですが、人口急減地域の課題といたしまして、事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない、安定的な雇用環境、一定の水準を確保できない、これらのことから人口流出の要因、U・Iターンの障害となっているということになります。

それに対しまして、特定地域づくり事業協同組合制度でございますが、地域全体の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出、組合で職員を雇用し、事業者に派遣、安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保、そのことによりまして、地域の担い手を確保していくといったものであります。

特定地域づくり事業協同組合制度の概要でございますが、対象地域につきましては、人口急減地域、過疎法に基づく過疎地域及び過疎地域と同程度の人口減少が生じている地域、対象団体であります。中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合、対象事業であります。マルチワーカー（季節毎の労働需要等に応じて、複数の事業者の事業に従事）の派遣等あります。

認定手続であります。事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定、10年の更新であります。

特例措置であります。労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を許可ではなく、届出で実施することが可能となっております。

財政支援であります。組合運営費の2分の1を市町村が財政を支援、市町村負担の2分の1を国庫補助、根拠法につきましては、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律、これは令和2年6月4日に施行されております。

次に、特定地域づくり事業協同組合に対する財政支援であります。

まず、国庫補助であります。名称は特定地域づくり事業推進交付金、予算の計上は内閣府で行い、執行については総務省ということになっております。

組合運営費の2分の1の範囲内で公費を支援、国が2分の1、市町村が2分の1であります。

対象経費、派遣職員の人件費、事務局の運営費、対象経費の上限額であります。派遣職員の人件費として、年間1人当たり400万円あります。事務局運営費は年間600万円となっております。

それから、地方財政の措置であります。国庫補助事業に伴う地方負担について、特別交付税措置、措置率が2分の1であります。組合の設立支援に係る経費について、特別交付税措置であります。対象経費の上限額が300万円、措置率は2分の1となっております。

それから、財政支援のイメージということで、そこに上げておりますが、派遣職員が6名で、年間の運営費が2,400万といった場合の一つの例でございますが、全体の2分の1を利用料金収入、1,200万になります。それを利用料金収入で充てるということになります。

それから、残りの2分の1であります。これを市町村が1,200万円の助成をするということになります。その1,200万円のうち、国の交付金が600万円あります。市町村の負担金は600万円あります。しかし、そのうちの市町村負担分の600万円のうち、特別交付税措置が300万円あるということになりますので、市町村助成1,200万の約4分の1が実質の市町村の持ち出しということになると思っております。

それから、津和野町の取組のスケジュールでございますが、そこに一応載せておりますので目を通していただきたいと思っております。一応6月に庁舎内で事業プロジェクトチームを結成しております。その中で、つわの暮らし推進課、建設課、農林課、商工観光課によって、こういった協議がなされております。

7月に発起人会を開催して、発起人が4名決まっております。8月には事務局職員が決定をしているというような状況でございます。9月30日に設立準備委員会設立総会が行われております。そこで規約、役員選出、会長、副会長、事務局といったものが決定されております。これから以降が定款とか、今、事業計画あるいは収支予算等の原案の策定要望がされるというふうに思っております。

2月下旬に設立を、創立総会をやって設立許可申請を行う、3月下旬に認可が下りて、特定地域づくり事業協同組合の認定申請を行うと、4月下旬に認定されて、労働者派遣事業の届けをするということで、実質のスタートが5月中旬というふうにお聞きをしております。

それから、組織及び事業計画の概要でございますが、名称は「津和野町特定地域づくり事業協同組合」、地区につきましては、津和野町の地区とする。

事業所の所在でありますが、津和野町後田口65番地20、これはJA津和野支所の裏の建物と聞いております。

組合員たる資格でございますが、農業、林業、酒造業、食品加工業、観光業、飲食業、介護業、建設業、これは除雪ということではありますが、そういった事業を行う事業者であること、組合の地区内に事業所を有すること。

出資の一口の金額及び出資払込みの方法でございますが、出資は一口金額1万、出資払込みの方法は、一時に全額を払い込むこととなっております。

事業計画の概要といたしましては、組合員を基軸とした、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づく特定地域づくり事業としての労働者派遣事業であります。

組合員が行う事業に対し、本協同組合が雇用する職員を派遣する。

賦課徴収方法ですが、賦課金については徴収をしないということであります。

役員の定数及び任期でございますが、役員の定数は理事3人、監事1人、役員の任期2年ということであります。

設立に向けた準備と協議内容でございますが、その表に掲げておりますように、まず発起人については4名の方が決まっております。

それから、出資金については一口1万円と、町よりの寄付金でございますが、これは本日の補正にも出ておりましたが、当初、町のほうから215万円の寄付をこの事業協同組合にするということであります。

役員体制につきましては、代表理事1名、副理事1名、理事1名、監事1名となっております。

事務所は、先ほど言いました場所でございます。

事務局長についても、もう決定をしております。

派遣利用料でございますが、派遣先均等・均衡方式ということでありまして、派遣先の通常の労働者との均等・均衡方式ということでございます。

職員の人件費でございますが、日給制ということであります。

採用予定人数でございますが、令和3年度3名でスタートして、事業進捗に応じて令和6年度6名を目指すということとなっております。

派遣事業でございますが、当面、農林業及び商工業を主としてスタートするというところに今なっております。

最後に、調査意見でございます。

少子高齢化や、それに伴う人口減少等の影響により、地域によっては、産業においても慢性的に担い手不足や後継者不足に悩まされており、今後はそれらの問題を解消させることが喫緊の課題となっている。

そのような情勢の中、令和2年6月4日に、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律が施行された。この法律は地域内の事業者（個人事業

者を含む)が組合員として事業協同組合を設立し、共同で人材を雇用し、担い手不足に悩む組合員のもとへ人材を派遣することで、地域の担い手確保の取組を推進しようとするものであり、こうした特定地域づくり事業については、地方公共団体の財政支援が受けられることとなっている。

津和野町においては、令和2年5月より、本事業の導入準備に取り掛かり、令和3年5月スタートを目標に現在進められている。

県下で最も多い地域おこし協力隊を受け入れている当町にとって、3年任期終了後の仕事の確保が大きな課題である。

本事業が雇用の場となり、安定した生活ができ、定住につながることを期待するものである。

初めての事業であり、ある程度体験しなくては分からないこともあるため、最初は小規模で始めて、課題・問題点を改善していくことで段階的に規模を拡大し、充実させていくことが必要と考える。

3名の職員体制で農林業、商工業を主にスタートすることであるが、今後さらに本事業の周知に努め、組合員(事業者)確保により派遣分野を広げ、併せて職員確保に努められたい。

職員の賃金は日給制となっているが、職員が安心して働き、扶養する家族を含めて安心した生活を営むことができるよう、地域における適正な水準の給与及び手当等の確保、その他の適正な労働・生活環境が確保されるよう、事業体験を通じてさらに検討をされたい。

派遣先の内容は今後多種にわたる可能性があることから、必要な教育訓練や労働安全衛生教育の実施など、組合員とも連携して十分な安全対策を講じられたい。

本事業が軌道に乗り、安定した運営が確立するまで、行政としてもしっかりとしたバックアップをされたい。

令和2年12月16日、津和野町議会議長沖田守様。

津和野町議会総務経済常任委員会委員長草田吉丸。

以上であります。

○議長(沖田 守君) ありがとうございます。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。ありませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖田 守君) 大変御苦勞でありました。ないようでありますから、質疑を終結します。

以上で、総務経済常任委員会の所管事務調査報告を終了させていただきます。

○議長（沖田 守君） 日程第24、文教民生常任委員会の所管事務調査報告についてを議題とします。

文教民生常任委員会委員長の報告を求めます。5番、板垣敬司君。

○文教民生常任委員会委員長（板垣 敬司君） 所管事務調査報告書。

令和2年第7回9月定例会において、閉会中の許可をいただきました所管事務調査について、会議規則第77条の規定に基づき報告いたします。

- 1、調査事件、地域医療の現状と課題について。
- 2、調査目的、現状を調査して議会活動に資するため。
- 3、調査方法、机上調査。
- 4、調査の経過。

第1回、机上調査。

調査日、令和2年10月16日金曜日午後1時30分。

調査場所、津和野共存病院3階会議室。

出席者、文教民生常任委員会委員6名、議長、医療対策課長下森定、医療法人橘井堂理事長三輪茂之、統括管理部長喜島悦子。

第2回、机上調査。

調査日、令和2年10月28日水曜日午前10時30分。

調査場所、津和野町役場第2庁舎委員会室。

出席者、文教民生常任委員会委員6名、議長、医療対策課長下森定。

津和野共存病院の現状と今後の対応について。

1、令和元年5月、津和野町と益田赤十字病院による医療機能連携協定の締結、圏域における地域包括ケアシステムの構築を図る。

併せて、町より、益田赤十字病院木谷光博院長先生に、津和野町医療・介護統括管理者を委嘱、効率的な運営と経営の指導助言を受ける体制が整った。

令和元年4月、三輪茂之先生（橘井堂理事長）、同年7月、共存病院医院長に就任。

2、令和2年4月現在の医師の体制について、内田優子医師（2年目）、県派遣・島根自治医科大学卒。竹谷洋子先生（1年目）、県派遣・島根自治医科大学卒。鬼山圭祐医師（1年目）、津和野町奨学金貸与を受ける。須山信夫医師、10月1日、日原診療所院長就任、飯島献一医師、週32時間から40時間において、地域包括支援センターを兼務されておられます。呉屋繁美先生、9月30日、退職、赤ひげバンク派遣でありました。

3、診療体制については、表を御覧いただいて割愛いたしたいと思います。

4、今後の対応についてということで、継続として、回復期、急性期病院の後方支援病院として、在宅復帰支援、在宅療養支援の強化。

益田日赤との連携協定に基づく医療・介護統括管理者の助言と指導による支援体制の継続。

常勤の自治医大卒医師の確保。

新規として、準無医地区の認定申請（畑迫、木部、須川地区）。

無医地区とは、医療機関のない地域で、町からおおむね半径4キロメートル、50人以上が居住している地域で、容易に医療機関を利用することができない地区、準無医地区とは、無医地区に準じた地区で、都道府県知事が判断して、厚労大臣に協議できる地区となっています。

共存病院の地域医療拠点病院の認定、拠点病院の認定を受けると、地域医療支援機構の指導調整のもとで、僻地診療等への代診医師の派遣や医療機関従事者に対する研修、遠隔診療支援等が実施可能となる。

益田日赤病院に眼科医が常勤、町内眼科医の閉院後も、病状の安定した患者への目薬の継続処方継続される。

益田日赤病院をベースとした処遇改善を図り、若い次世代の職員確保を目指す。

二つ目として、日原診療所の現状と今後についてということで、現状は、一般外来診療と訪問診療を行い、必要に応じて津和野共存病院に検査依頼や入院紹介をする。

専門セラピストを要す通所リハビリテーションと介護予防リハビリテーションを担う。

人口減少及び交通手段の縮小化に伴い、受診者数の減少の歯止めがかからず、施設維持、設備投資、人員の効率的活用が厳しい状況にある。

今後の対応について。

令和3年度中に津和野共存病院の地域医療拠点病院認定を目指す。

日原診療所と訪問看護ステーションを発熱外来施設に移転して、設備を充足する。レントゲン装置、簡易検査機器の導入、超音波診断装置の設置。

レントゲン室、休憩室兼更衣室、院長室、職員トイレを増設する。

医療法人橘井堂の現状。

医師確保に向けた環境整備。職場環境の改善、インターネット環境の整備、これは整備済みでございます。圏域連携強化に向けたまめネットの推進、ウェブ会議・回診・研修・情報の共有等でございます。

施設環境の改善。

空調施設、令和2年・3年度において改修、トイレ、整備済み。

医師の研修体制の構築。

生活環境の整備、法人宿舍、津和野町の住宅優先対応など。

労働環境の改善。

有給休暇の取得や子育てへの配慮、週1回、医療・介護統括管理者を交えた多職種間でのカンファレンス実施、テイクアウトを活用したランチミーティング。

現行の処遇として、退職金、当初は退職金はありませんでした。さらに、中小企業退職金共済加入を検討しましたが、職員が100人以上のため加入が不可であります。よって、現在、町の交付金のみの保険制度による退職制度を設けております。

諸手当、住宅手当はありません。ただし、駅前医療従事者住宅は、月1万9,800円で設定しております。

扶養手当はなし、通勤手当はあります。待機手当はあります。祝・祭日勤務手当はありません。益田日赤においては、年末年始に限り、この手当があるようでございます。

給与は、初任給設定が低い、号給差が少ない、在籍年数が長くなるほど類似施設と支給差額が発生しております。

賞与、臨時の賃金として、夏・冬各1か月の一時金あり（臨時の賃金として、2か月支給されることは賃金保障として比較的恵まれていると言える。しかし、ある意味、生活給として認識されていることから、他の施設に比べて処遇が劣ると感じている）。決算賞与として、年末一時金あり、ただし、赤字決算の場合はなし。

奨学金制度、看護師・理学療法士・介護福祉士に対して、月7万5,000円の奨学金制度があり、延べ23名の方が利用され、貸与総額は5,730万円です。償還中の職員を除き、義務年限終了後も勤務している者は1名。現在、法人独自の奨学金制度は廃止。

医療法人橘井堂の改革（案）として、処遇改善、給与体系の見直し（益田日赤病院に準じて）、賞与の見直し（益田日赤病院と同程度）、各種手当の見直し（住居手当・扶養手当・宿日直手当）。

医療部門と介護部門の再編と効率的運用。

要介護者の減少で、町内事業者共に利用者確保に困難を来している。さらに、介護従事者の流出、人材確保に苦慮し、事業の見直しを余儀なくされている。（事業継続が事業者単位での取組では困難を極めている）。

医療部門と介護部門の再編整理、人材確保・交流・教育体制の構築を急ぐ。

町への要望として、医療・介護統括管理者を補佐する人材の確保、町からの委嘱を要望されておられます。

医療部門と介護部門の分離。

町主導による介護事業の再編・統合、処遇の統一化のもとで、そのようなことを要望しておられます。

調査意見として、地域医療と介護の均衡ある地域包括ケアシステムの充実を図る上で、福祉事業の再編統合化に指導力を発揮されたい。

医療・介護統括管理者を補佐する人材確保と処遇改善に可能な限りの支援を講じられたい。

令和2年12月16日、津和野町議会議長沖田守様。

文教民生常任委員会委員長板垣敬司。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。これより委員長報告に対する質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります、質疑を。（発言する者あり）ああ、そうですか。町長から発言を求めていますので、これを許します。

○町長（下森 博之君） 恐れ入ります。少々の誤りはいつも黙っているつもりなんです、今回については、先生の身分にも関わることで、大変、私どもも繊細のこととして、普段気を遣ってやっていることでありますので、本当、出しゃばって恐縮であります、あえて訂正をお願いしたいと思います。

竹谷洋子医師でございますけれども、県派遣でございます。誤りは「自治医科大学卒」となっておりますが、「島根大学」の卒でございますので、大変恐縮でございますが、私のほうから訂正をさせていただきたいと思えます。

○議長（沖田 守君） 委員長、そういう訂正が入りました。（発言する者あり）以上のとおり、委員長報告に対する質疑はありませんね。ありますか。2番、米澤宥文君。

○議員（2番 米澤 宥文君） レントゲン技師等はどこでも今不足しております。津和野共存病院におられますんで、日原でされる場合は、これはやっぱり連携されるのでしょうか。別個に雇用というのはちょっと難しいと思うんですが。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○文教民生常任委員会委員長（板垣 敬司君） 調査の段階では、日原に今度診療所を、改築して、そこにレントゲン装置をつけられるということをお伺っておりますが、これについてはレントゲン技師の資格を有しなくてもできるという範囲を聞いております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

委員長、御苦勞でありました。

以上で、文教民生常任委員会の所管事務調査報告を終了させていただきます。

日程第25. 議員派遣の件

○議長（沖田 守君） 日程第25、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件につきましては、お手元に配付しましたとおり、派遣することにしたいと思えますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は派遣することに決定いたしました。

日程第26. 各委員会からの閉会中の継続調査の申出について

○議長（沖田 守君） 日程第26、各委員会からの閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

委員会	目的	事項	期限
総務経済	議会活動に資するための所管事務調査	津和野町の事業計画と財政について 津和野町議会公聴会に係る調査・審査について	3月定例会まで
文教民生	〃	介護福祉事業の統合化に向けて 津和野町議会公聴会に係る調査・審査について	3月定例会まで
議会運営	所掌事務調査	議会の運営に関する事項	3月定例会まで

守君） お諮りをします。申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 異議なしと認めます。したがって、各委員会からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（沖田 守君） 以上をもちまして、本日の日程、全て終了しました。

会議を閉じたいと思います。大変、4日間にわたる12月定例会、御苦勞でありました。

令和2年第9回津和野町議会定例会を閉会させていただきます。大変御苦勞でありました。

午後2時14分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員